

企業經營研究

年 報

第 10 號 記 念 號



神 戶 大 學

經 濟 經 營 研 究 所

1960

企業經營研究

10



神戸大學經濟經營研究所

目次

経営学的考察の特質……………	平井泰太郎	一
地域開発と経営の業態……………	米花稔三	三
モルガン投資銀行業務形成の背景……………	井上忠勝	五
在外経営の会計における換算の問題について……………	小野二郎	五
電子的分類の諸方法について……………	木谷秀雄	二〇
収益認識の基準……………	渡邊進	二七
利益計算法としての財産法の限界……………	山下勝治	四〇
借入資本および優先株の資本コストに及ぼす課税の影響……………	丹波康太郎	六二
——ダン・スループ・スミス教授の所論を中心として——		
近代的内部監査における計画……………	久保田音二郎	六二
国民資金表の構造について……………	能勢信子	九
収支的貸借対照表理論の計算構造……………	武田隆	二二三
企業経営科定例研究会要旨……………		二六

経営学的考察の特質

平井泰太郎

要目

- 一、個別経済と流通経済
——個別経済の類型
- 二、個別経済の立場と目的活動
- 三、個別経済の近代的進展と目的性及び人間性
- 四、結語——問題の要点

一、個別経済と流通経済

——個別経済の類型

経営学の性格、本質、方法及び対象、ならびに課題に関して既に多くの論議が重ねられてきておるのであるが、今やまた、一つの再整の段階に到達しつつあるように思う。およそ、一つの学問も人類社会の歴史的所産である。学問というものも、時代と国土との要請によって、変転を遂げる、ということは、筆者の常に指摘しておるとこ

ろであるが、二〇半世紀（一九五一〜二〇〇〇）という現代は、多くの側面に於いて、未だかつて見ざる異常なる混乱の起つておる時代である。思想的にも、技術的にも、また、これに伴つて生ずる秩序の上にも、人類社会の未だ経験せざりし変革の起つておる時代である。

経営学というものを何と考えるか。また、これを如何に規定するか。ということとは、経営学百年の過程に於いて、常に負わされて来ておる命題である。しかし、産業組織の変転及び推移を洞察し、また、この間に於ける諸々の関係者の寄与と職分の在り方、したがつてはまた、その成果帰属の過程を闡明することが経営学の不断の課題であることには間違いはない。

これも筆者はたびたび明かにしておるが、古典派経済学以来、経済事象の解明について、およそ三つの側面からこれが取扱われておる。その一つは、経済行為の解明である。その二は、個々の経済単位の構造及び活動の解明である。その三は、流通社会に於ける経済機構の解明である。その二が、主として、経営学の拠点となつておるものである。

古典派経済学に於いても、もちろんこれを度外視してはいない。ところが、一方に、経営学の成立とか、勃興とかがあつて以来、実は、経済単位、換言すれば、個別経済（人によつては、これを個体経済ともいい、また、単独経済などという称呼が用いられる場合もある。）の研究がおろそかになつておるように思う。従つて、経済学の研究は個別経済を乗越えて、流通社会の経済現象の研究に力点が置かれておるように見える。

作田莊一博士が「自然経済と意志経済」¹⁾を著して、一方に、経済社会の自然現象の性格を指摘し、他方に、個別経済の意思経済的性格を評したのは、わが国経営学史上、一つの文献である。作田博士は、これによつて、経

経済学が前者を対象とするに對して、経営学は後者を対象とすると説いたのである。

個別経済の性格に關しては、他の多くの著者も、もちろんこれを説いておるが、丸谷喜市博士の如きはもつとも端的にこれを明かにした人である。⁽²⁾ 個別経済が主体性を持ち、意思性を持ち、組織性を持ち、財産を持ち、計算を有し、計画性に基いて目的活動としての経営が行われるに對して、流通経済または綜合経済はそれぞれこの条件を有しない。となすのである。

個別経済としての諸経営の構造及び活動に對する觀察の方法とその特長については、後にもこれを取扱う。主として綜合経済または流通経済を対象としておる経済学に於いて、個別経済を取扱うことも、もちろん、行われておる。だいたい、綜合経済とか、流通経済とかいつても、個別の経済單位、即ち、個別経済の構造及び活動の諸關係及びそのもつれ合いから生ずることである。また、流通とは個別経済を基盤としたるその間に於ける流通である。従つて、事象及び事態がそうあるのであるから、取扱わざるべからざるは当然である。しかるに、経済学に於いては、綜合的觀察とか、流通現象の解明を念とするの余り、むしろ、個別経済なるものをおき忘れておることがある。筆者は、経済学者は個別経済を「点」としてのみ扱つておる、と説いたことがある。その意味である。つまり、個別経済の存在はこれを考えておるが、その地位と拡がりとを忘れておることがある。また、個別経済を説くにしても、「一般的に」取扱われておるきらいがある。つまり、一つの類型を想定し、あるいはまた、予定する想定の下に於いて、これを取扱つておる。

等しく個別経済と称せらるるものの中にも、多くの類型がある。また、まったく性格を異にする多くのものが含まれておる。筆者はこれもたびたび明かにしたことがあるが、個別経済の中に於いても、ある観点からすれば、

例えば、三つの基本類型を考へることが出来る。一つは官庁経済である。二は事業経済である。三は生活経済である。この内、生活経済は人間生活の場であるから、本源的な個別経済だと説かれることもある。しかし、経営学及び経済学のそれぞれに於いて、在来、産業経済または、生産経済の研究に力点が置かれたる結果、むしろ生活経済の問題は、これもまたおき忘れられておる傾向もないではないのである。⁽³⁾

もちろん、前にも言つたように、経済社会の構造は時代と国土とによつて異つておるから、いちがいに規定するわけにはゆかない。また、この三つの基本類型の中間に位し、また、総合的な性格を有する多くの個別経済も存在するわけである。

例えば、生活経済とは、現代に於いては、その純粋型としての家政経済が考へられるが、家政経済に於いても一部の学者の言うような形に於いての消費経済のみが行われておるのではない。貯蓄面、投資面、資産の運用面が含まれる。これが事業として行われる場合もある。それが、筆者の言う、生業、あるいは、家業の形である。⁽⁴⁾在来形でいへば、手工業、家内工業、農家経済を初めとして、今日でも、多くの自由職業などはこの形である。主として、財産の運用によつて、生活するものを「無職」と称しておるが、これもまた、生活経済の一つの類型であつて、社会的には一つの存在をもつておる。文字通りの意味に於いて無職なのではない。つまり、この場合には、生活経済と事業経済とが相結んでおるわけである。

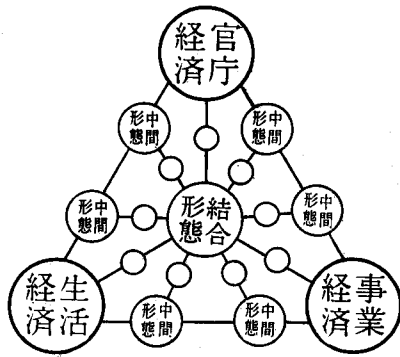
事業経済の代表的なるものは、現代に於いては企業経済である。しかし、企業も、私企業に於いてのみ行われておるのではない。官庁が、その行政活動の一派生形態として、国営または公営の事業経済を持つ場合もある。また、外郭団体として、公社、公庫、金庫、公団の如きを持つ場合もある。しかも、企業経済自体も、一方には、

大規模化し、あるいは、高度化するに及んで、それ自体が公共化する場合もある。また、一般的に今日の企業経済は社会化し、あるいは公共化する。この双方の面から「公私企業の接近化の傾向」が生れてくる。基本類型からいえば、この型は事業経済と官庁経済との中間形態である。

諸々の生活経済、殊に、生業あるいは家業の諸経済は協同組合運動等により、この面からも結合、あるいは、連鎖が生じてくる。協同組合というものは、本来は、業者⁽⁵⁾あるいは家政者、またはこれを一般的にいえば、それぞれの個別経済の経済者の自主的な経済体であるべきだが、各国、殊に、わが国の歴史的発展からいえば、官庁の指導、または、行政活動の一部として、行政体外部団体的性格を持つ場合が少くない。各国といつたのは、例えば、社会主義国家とか、全体主義国家に於いては、その意味に於いて、協同組合機構を産業構造の一部面として考え、また、利用しておる場合があるからである。⁽⁶⁾この意味に於いては、これらの形態は、前同様、生活経済面と官庁経済面との双方よりの接近の中間形態とみることもできるのである。

もちろん、ここでは、仮りに、協同組合経済を例に採つたが、最近に於ける多くの社会制度、例えば、社会保障制度、社会救済制度、医療制度、年金制度等に於いても、これらを担当するそれぞれの機関たる諸経営体はこの中間的性格を持つと考へ得るのである。

この三つの基本形態の三者が、性格上、結合する形態もあり得る。「新らしき村」の運動などになれば、三者が結合した例となる。国家による計画経済が進展したとして、その極限の場合は、同様、この三つの性格の結合したる形が考えられておることになる。⁽⁷⁾もつとも、この場合に於いて、経営の能力限界、あるいは、規模限界という問題が登場してくるから、その意味に於いては、別個の経済形態が工夫せられなければならない。例え



して大事にしておる。ところが、今いう、経済学に於いては、これを拡がりなき、単なる存在としての点と考える。ある場合には、最大公約数的に類型を想定し、もしくは、最小公倍数的に相関現象を考える。ここに一つの問題点があるのである。

経済の総合的觀察とか、流通現象の解明とか、いつても、その拠点は個別経済である。もし、個別経済の解明が不確かである。とか、不正確である。とか、いうことであれば、総合経済、または、流通経済の解明も正確には行われ得ないであろう。一の経済行為なるものも実は個別経済の経営及び活動の間に生起してくる事象である。

ば、分権制度を基礎にして、経済単位の新らしき組成が生れてくる。しかし、この場合には、それぞれの個別経済が三つの性格の結合という性格格を有する諸経営体の運邦的分権制度というようなものが生れてくるであろう。当時、筆者の指摘したのは、戦時経済を契機として、その経済構造を論じたのであるが、同様の過程は、社会主義社会の経営構造、全体主義社会の経営機構についても起つてくる問題である。

個別経済を対象とする経営学に於いては、この個々の個別経済の構造と活動、従つては、相互に異なる個別経済の間に於けるもつれ合いの関係と、相互の相関関係を問題と

その計慮、あるいは価値判断も個別経済全体の目的性及び経営性にかけて判断せられかつ、発現してくるのである。従つて、経済行為をそれ自体を切り離して考えても、その意味と地位と価値付けとは明かになつてこない。ところが、経済学に於いて、一方に、総合経済、または、流通経済を考えるが、今いう、個別経済を点としてのみ考える傾向、もしくは、特殊の想定せられたる類型をのみ考える傾向に基いて、飛躍して経済行為が経済行為それ自体としてのみ取扱われる傾向がある。問題はここから起つてくる。

経済学の研究のいちいちについて立入るべき余裕はない。しかし、経営学の研究の観点からこの問題を多少掘り下げる必要があるのである。

(1) 弘文堂版、昭和四年

(2) 丸谷博士の「個別経済の特質」に関する所説の要点は、平井、経営学辞典 p. 140-141 の、該当の項にも書かれておる。

(3) 平井「経営学の対象としての消費経済」国民経済雑誌、第百巻第六号。一九五九年一月

(4) 生業及び家業については、たびたび説いたことがある。例えば「販売組織の更改と経営機構」(巖松堂版)第二章、経営形態としての生業と家業。その要点は、平井、経営学辞典(ダイヤモンド社版)「生業」及び「家業」のそれぞれの項にある。

(5) 業者とは、通常、事業者の意に解せられる。しかし、多くのいわゆる、中小商工業者あるいは農業者の如きになれば、業務面と生活面とは分離してないのである。業務用の物資の購入、資金の調達等と相結んで生活物資、即ち、家庭用品の購入の如きも考えられておる。殊に今日、農家に於いて、例えば、半農半工の如き形態が続出するに及んで、農耕面も主婦が主として従事する傾向がある。それで、家庭生活の合理化が業務面の合理化に資するのである。電気洗濯機も農機具の一種なりという言葉があるくらいである。特に、この生活面を含めて、指称せんとした筆者の意を了解せられるべきである。

(6) 例え、中華人民共和国に於ける合作社というが如くである。

(7) 筆者の、いわゆる経営国家の段階である。統制経済より進んで、国家による計画経済が進行し、これが強権的に制度化する場合である。平井「経済機構の計画経済化と経営経済」上田真次郎博士記念論文集、第一巻、経営経済の諸問題。昭和一八年、科学主義工業社版のうち。及び、平井「経営国家学」——経営学の国家学的性格化の問題。旧神戸商大新聞部編「経済及び経済学の再出発」昭和一九年、日本評論社版のうち。

二、個別経済の立場と目的活動

近代経営学の生起は二〇世紀初頭である。各国に於いて、この時期に於いて、それぞれ異つた形ではあるけれども、経営学の提唱が行われておる。この問題について詳しく立入ることは、これもまたこの一文に於ける意図ではない。しかし、二〇世紀初頭に於いて、一つの技術的進展があり、大規模経営の成立と、大量の企業資本の要求があり、新たな企業形態と、産業構造の進展とがあつたことが一つの根源であると思う。⁽⁸⁾

イギリスに於いて、この時期に“Business Economics”を提唱したのはSir William James Ashley (1860-1927)⁽⁹⁾である。これに関する最初の論文「経済学の拡充」は一九〇八年に出ている。この論文に於いて、アシュレイは、在来の経済学の立場がむしろ一方に偏しておることを説くのである。つまり、在来のイギリス経済学はその名称が、ある場合には「政治経済学」(Political Economy)と称せられておつたことでも明かであるように、政治の立場もしくは、公人の立場によつて、ものごとを見、また論ぜんとしておつたのである。これに対して、アシュレイは市民の経済学の必要を説くのである。市井の通常人の考え方、あるいは、市民生活の上に於いて、解決を要すべき課題の闡明が欠けておることを指摘するのである。アシュレイは元來が経済史学者であつたから、いわゆ

る産業組織の進展とか、企業構造の成り立ちについては詳しいわけであるが、その面に於いて、時代は解決を要する多くの問題をもたらしたことを知っておたのである。等しく、政治の立場といつても、朝にある政治家としての政策のみが問題となるのではない。投票者としての一個の市民がその周辺に於ける問題を指摘し、且つ、自らの立場を主張することもまた必要なのである。個々の個別経済の運営を前提とした知識、経験が政治に反映される必要があるとするのである。つまり、経済学の研究が、この面にも拡充せられて、初めて首尾一貫するという主張なのである。

後にも迷べるが、「立場」ということは利益の主張ということだけではない。その身をその位置におけば、また別個の観察が行い得る。他の観点に於いては、見えないことが見えてくる。一国の産業構造とか、経済組織という言葉があるが、その構造とか、組織とかいうことも、決して一元的な、また平板なあり様に於いて、でき上つておることではない。それぞれの個別経済を出発点として、それぞれの相互関係とそれのもつれ合いの上に成立つておる。個別経済は発展して、その規模及び活動の領域が大なることもある。また、下部構造を有し、あるいはまた、上部構造に属しておることもある。結合を生ずることもあり、系列を生ずることもある。これらの結合とか系列とかいうことは、一経営内の構造及び組織に於いてもあるのであるが、法制的または成文的のみにみでき上ることではない。事実として生成しておることもあるのである。

なお、ここに忘るべからざることは、あらゆる意味に於ける諸経営の関係者、即ち、人間が重要な経営の要素であることである。また、経営職能の担当者でもある。また、諸経営の意思決定者あるいは、意思決定に對する参加者、もしくは、関与者でもある。しかるに、それぞれの経営体に属する人々はそのそれぞれの一つだけに

封鎖的に所属しておるわけではない。同一の資格に於いて、またあるいは、他の職分に於いて、他の諸経営にも関与しておることがある。同一の資格に於いて、とは、例えば、一つの会社に於ける重役が他の一つもしくは数個の会社の重役を兼ねることもある。もちろん、同時に政府の委員または顧問となり、団体の役員となることも普通である。個々の家政経済に属していることは言うまでもない。一介の労務者といえども、労働組合の役員となり、また、生活協同組合の組合員ともなる。一般的に消費大衆の一人として、多くの商店の顧客でもある。大衆の時代、マスコミの時代と称せらるる今日に於いては、あらゆる事業経営はこれらの事業をとりまく顧客層との密接にして、意識的なる連鎖と結合、換言すれば、これらの固定的または安定的なる大衆層を把握することが必要なのである。逆にいえば大衆も特定層として、それぞれの事業体に一つの地位と職分とを持つておることになるのである。

また、別の面の問題をいえば、大衆資本主義 (People's Capitalism) の今日に於いては、多くの労務者が自己の所属する会社の、または、他の諸会社の株式を所有して、株主となつておる。もしくは、貯蓄が間接的に、それぞれの会社の機関を通じて投資せられ、あるいはまた、直接、投資信託機構を通じて、諸経営に投資せらるることにもなつておるのである。大衆資本主義の発達はアメリカ合衆国に於いてもつとも著しいのであるが、わが国に於いてさえ、株主総数は既に延人数に於いて、一千万人を越えておる。¹⁰⁾ 労務者、あるいは、低額所得階級さえ持株しておることを示す。従業員経営参加制度の議論などに於いても、始終問題となるのであるが、一方に、労働階級として発言権を持つのであるが、他方、小株主としての地位をも持つておることが少くないのである。この面ではそこにまた問題がある。

これらの諸関係は複雑なる問題を生ずる。改めて指摘するまでもないのであるが、前にも言った如く、個々の経済行為を切り離して考えても、その事象の解明が適確に行われないのと同様、諸経営をまた分離してのみ考えることはできない。例えば、それぞれの経営関係者も、極端なる表現を使えば、何重人格をも持つておるわけである。重役会の如きに於いても、例えば、特に社外重役を入れる理由は、それぞれの関係を通じて、それぞれの関係諸経営の情勢が明かになることを希望するわけであるが、重役会の決定に際して、その当該経営の立場のみで判断はしておらぬのである。重役が、自ら、もしくは、自己の関係者を通じて、一方には、自社株の売買をすすめるようなこともある。ビジネスと政治との関係にあつては、複雑なる事象を生じておることは世間周知のことである。なおまた、事実上の関係という中には、友人・知己・親分子分・姻戚の関係などもある。諸経営間に重役の交換などがある場合もあるが、表向きの形式的な関係以外に、これらの諸々の関係がビジネス社会を構成しておる。それが表面的な理窟とか、合理主義だけで、世の中が動かないという根源でもある。筆者のいわゆる「非合理の領域」という問題である。

いちいち述べぬが、同様の関係は官界にもある。また、労働界にもある。政治界はもちろんである。

これらの諸関係を度外視し、もしくは、無知であつては、経営事象は解明できない。しかも、これを国民経済全体として眺めるといふことでは、いわゆる「二階から目薬」といふことになる。

この関係は「中央と地方」といふ問題にも存在するのである。近来「地域経済開発」とか「地方経済問題」といふのがしきりに問題とせられておる。北海道開発とか、東北振興とか、いふような、いはば未開発地域開発問題もあるが、首都建設、中京経済、阪神経済、九州経済などというような問題も提起せられておる。従来、これ

を政府資金とか、政府の援助、補助とかにたよろうという一つの傾向もあつたのであるが、今や、政府資金もしくは財政資金が涸渇し、一方には、政治上の情勢から政府が頼りにならないということがさとられるようになってきた。また、地方の地盤沈下の問題もあつて、改めて自主性、経営性を以つて、問題に対処せんとする傾向を生じたのである。中央へ陳情をする状態の段階では、実は、真相は明かにならない。逆にいえば、中央からでは、地方の事情はわからない。この意味でも、その地域の現場に「身を置いて」考え直さなければならぬのである。

諸関係は諸経営を中心として眺めなければならない。諸経営はそれぞれに関係領域を持つておる。しかも、その関係領域は、業種別・地域別・系統別等によつて、厚薄が異つてくる。つまり、歴史的、経験的な成立の過程と伝統とが異つてくるからである。この意味に於いて、事例的研究、即ち、ケースを取上げて、その間の状態を明かにすることが必要となる。また、諸研究の前提となる。

筆者は、かねて、一方に、今いうような考え方で諸経営の存立及び相互関係を明かにする必要を説くを共に、他方、それぞれの諸経営が支配及び影響を及ぼす。また、及ぼし得る範囲を想定して、「経営圏」と名付けてきた。経営圏とは、一個の経営体を中心とする。支配と指導と影響とを及ぼす領域の関係である。親会社・子会社等の関係、または、取引関係に於けるメイカーとユーザー、特約店・代理店・販売店等との関係に於いても生ずる。また、地域社会の關係に於いても生ずる。例えば、そのもつとも著しき例は、シングル・インダストリー・タウンの例である。一個の主導経営を中心として、一つの都市圏が成立し、また、あるいは、既存の都市であっても、後に、事実上、主導経営が影響者となつておる場合がある。¹²⁾ およそ、百万以上の近代大都市なるものは、産業革命以後の大工場の成立なくしては、成立し得なかつたと称せられるのである。現在の大都市は、ある意味

に於いては、複合的産業都市の性格を持つ。つまり、今いう、シングル・インダストリー・タウンの如き形態の複合関係によつて成立つ、と見ることもできる。つまり、多くの経営圏の交錯関係によつて成立つておると見ることもできるのである。もちろん、ここでは、産業面のみを言つたが、その関係は文化面・政治面・社会面に於いても同様の関係が成立つ。例えば、政治都市、大学都市、芸術都市というようなわけである。東京都というよなことになれば、このまた高度の複合関係なのである。しかし、等しく東京都とはいうが、一東京都ではない。各地区、または、郊外都市がそれぞれある意味の経営圏を形成しておる。しかも、多くの遊屋都市を含めて、一つのメトロポリタン・ディストリクトを形成しておるのである。従つて、これを解剖し、その実相を明かにするために、それぞれの経営圏の解剖から始めてゆかなければならぬのである。百貨店の配達区域とか、消費者の購買情況とか、団地の経済とか、大衆の交通情況とかいうが如きも、慢然と、平面的に、あるいは集計的にのみ見ることはできない。諸経営は、また、それぞれの人々は、それぞれに目的活動を意思活動としておるのである。例えば、交通の輻輳の如きも、通勤とか、祭礼、縁日とか、慰楽とか、買ものとかの時間的場所的複合関係なのである。⁽¹³⁾

経営圏の成立は、今いう諸関係以外に、金融関係からも生ずる。金融関係とは、近代的には、銀行その他の金融機関の貸出関係及び政府の支払い関係から生ずる面を指称するのであるが、中世以来、これには、生産関係及び産業関係及び社会関係がそれぞれ随伴しておる。例えば、中世的に言えば、問屋制工業制度の如きが代表的である。しかし、近代的には、前にも挙げた、特約連繫販売制度とか、下請関係などにも生じておる。これを大にすれば近時の原子力関係とか、賠償関係とか、多くの国際的外資導入及び為替割当の諸制度、貿易関係の許可認

可制度にも随伴しておるのである。

これを要するに、諸経営は封鎖的構造を持つてはおるが、同時に、自己完了的ではない。この意味に於いて、それぞれの経営構造及び経営機構の拠点たる個別経済の構造及び活動の状態を明かにし、その経営圏を把握し、進んで、諸経営の間の相互関係を明かにしなければならぬのである。もちろん、それぞれの個別経済は成長し、発展する。従つて、その間に於ける、それぞれの個別経済の発展過程を明かにすることによつて、歴史的法則及び進化の理法を闡明することもできる。しかし、この進化法則は個々の個別経済、それぞれについて行われるのみではない。むしろ、個別経済間の系列とか、類型の関係を追うても研究せられるのである。この点は分類学等の教える方法も採用できるのである。個別経済はそれ自体有機体であるから、その分裂と統合の関係も問題となる。これが経営形態論である。社会的考察とか、生物学的考察と称せられる分野である。経営経済学以外に、経営技術学もあり、経営生物学、経営社会学、また、経営文化学、経営芸術学等もあるわけである。

しかも、この諸経営の状態を明かにするためには、構造的研究所共に、時点的・地域的にもまたこれを明かにすることが必要である。同時に、経営の諸職能、諸活動の全体に互つて、有機的に、全的に考えられることが必要なのである。従来、とすれば、全的とか、全体的とかいう言葉は国民経済全体とか、その意味に於いての全経済という意味に理解せられておつたのであるが、経営学の研究に於いては、諸経営のそれぞれを「全体として」見ることが要請せられるのである。

だいたい、全体というのは算術的な集計のことであつてはならない。それも、ある意味があるのかも知れないが、おそらくは、有機性とか、機動性とか、関連性とか、その意味に於いては、全体的結合のない領域に於いて、

慢然たる集計的觀察をなすことは意味が少いと思う。おそらくは、事象の解明於いて、恣意的な歪曲を生ずることになるであろう。その点は、往々にして、常識的に考えられる「産業」の概念などにもこれを見る。⁽¹⁴⁾

前にも言うたように、諸経営はそれぞれ意思経済であつて、目的活動を営んでおるものである。諸経営の相互関係とか、今いう、経営圏の成立の如きも、これによつて生ずるものである。従つて、これを全的に把握することが目的にかなうのである。つまり意思活動としての目的活動が行われておる領域を全的に把握して、これを解明することが必要なのである。

経営学に於いても、純粹学問の名に於いて、没價值的に研究を行うことを主張する学者がある。また一方には、経営の仕法、管理運営の方法、経営政策の現案をそのものとして研究せんとする学者もある。実は、この双方共、一面的であり、また、いわば、研究の一段階的なきらいがあるのでないかという疑いがある。つまり、諸経営は、今いう、意思性をもつて、目的活動を営み、これが交錯しておるのである。その状態を端的に把握する必要があるのである。

(8) 平井、「経営構造の進展と経営学の対象」、神戸大学経営学部研究年報、IV、一九五八年度版、一九五九年二月。

(9) 平井「アシュレイ経営学概説」昭和十一年同文館版。

Ashley, "The Enlargement of Economics," *Economic Journal*, 1908, pp. 184-204.

(10) 昭和三三年度、大簿省理財局経済課発表の、株式分布状況調査(昭和三四年、一月刊)によれば、株主数は一一、五〇一、七七一七人となつておる。もつとも、平井が別に指摘したように(高度会社論)、この内、なかば以上は法人が株主になつておる。上場会社のみについていえば、株主の平均持株数は二、二七八株である。個人の持株はおそらくこのなかばである。もちろん、各株主層は一株式だけに投資しておるわけではないが、一個または数個の会社のみを持株をしてお

るものも少なからずあるわけである。即ち、低額所得者も持株しておることを示す。

(11) 個々の経済者は一つ一つの経済行為を切り離してのみは考えていない。いわゆる「損して得とる」ということもあり、必要に応じては、見切る、ということもやる。サービスの名に於いて、無料奉仕もやる。一回の取引毎に、利益を計るのではない。むしろ、そういう考え方はナイーブなる形態である。売買のみでなく、金融をも考える。また、現在のみを考えるのではなく、長期の、あるいは、近き将来の見越し、もしくは、予想、予定計画、情勢判断(業界全体の、あるいは、競争者の政策を含めて)を基にして、経済行為を行う。これがなければ、広告宣伝とか、PR活動とか、市場開拓とか、研究調査とか、特に、基礎研究などに資金の充用を行うことはできないのである。

(12) この種の例は、地方に於ける大工場の成育による大都市の成立とか、在来の都市地域を離れたる離島に於ける産業開発とか、人里を離れたる山中に於ける鉱山等の場合に著しき例を見る。住民の六〇〜七〇%以上が当該経営の直接の関係者であることは少くない。直接の、といったのは、他もこれらの人々に衣食住の資材を提供する業者であつたり、その業者も当該経営の旧職員、定年退職者等であつたりするのである。市長などは別にあるが、ことさらに部外集団から選ばれておるのである。

(13) 各郊外都市などが、それ自体として、一つの経営圏であるという問題もあるが、横にでき上つた経営圏の交錯関係もあるのである。団地の経済、という言葉を入れたが、この場合でも、団地自体が一つの経営の対象であることはもちろんである。しかし、他の諸経営が一定の企画をもつて働きかけておる関係を度外視してはいけくない。ある世論調査所が、ある団地について、某月某日の電機器具の普及状況を調査しておる。ところが実はこの「某月某日」が問題なのである。この調査では、おそらく、客観性の名のためであろう。各銘柄名を抜いておるのである。ところが、事實は、電機器具の各会社は各社間の競争状態により、自発的に、時期を異にして、計画的販売をやつておる。その日に於いて、如何なる状態であるかは、むしろ、事業会社側の意図を知れば、明かとなるのである。任意に、偶然的な「某月某日」をとつたことが、実は、かえつて意味がないのである。不適當でもあるのである。

(14) 従来、一産業というのは、同種生産を行う諸事業の集計と考えられておる。しかし、それぞれの企業自体が綜合経営

を行つておる今日、これを切り離して集計しても意味はない。わが国十大紡績の事業についてこれを指摘して明かにしたこともある。(平井「日本綿業の課題」日本学術振興会版、昭和三〇年、一三頁参照)

三、個別経済の近代的進展と目的性及び人間性

この意味に於ては、「没意思的」目的活動無視の平均観察は意味がないのではないかという疑いがあるのである。前に、注記した問題と類似ではあるが、例えば、電話の普及状況、鉄道の状況、ガス水道の状況、はては、特定商品の普及などでも、超越的に、計数的に、全国集計、従つては、平均で見ることが、実は意味がない。各公社・公共事業会社・各メーカーの財政状況、経営計画によつて敷設せられ、建設せられ普及せられておるものであるからである。道一つ、河一つ、場合によつては、行政区別の境界統一つ、を境にして、建設状況は異なるのである。従つて、各経営体の目的活動、運営方針を度外視しては、経済社会の実相は明かとなつてこない。この意味で、全国平均とか、全国的観察はむしろ意味がない。各商品のといつたのは、各個の商品の生産及び販売もまた当該経営の経営状況、財政状況、経営計画及び経営方針で定まつてくる。なるほど、消費者の意向を無視することはできない。需要がなく、消費者が好まないものであるならば、売れないである。しかし、消費者は与えられないものはわからない。また、ないものは買えないからである。競争会社の競争状態が考慮に入れられることはもちろんである。無限にものを製造し、また、無限に売るのではない。また、売れるものでもなければ、慢然と売れるものでもない。漸を追うて、年度を追うて、その時々的情勢を判断して、経営計画が立てられる。この問題は形と問題の所在とは変るが、公私経済、いずれも同様である。

かつて、今いうアシユシイは典型的経営の構想というものに対して、批判をしておる。⁽¹⁵⁾その中で、北米合衆国のノースウエスタン大学のセクリスト教授 (Horace Secrist) の研究のことを書いておる。年代は旧いが、考え方の問題であるから、現在でも結論は妥当する。セクリストは、小売商団体、たしか NRDCGA (National Retail Dry Goods Association) だつたと思う、文字では小売呉服商ということになるが、実は、全国のすべての百貨店を含む団体である。この団体を通じて、一九一六年より二二年に至る七年間の一二〇軒の小売呉服商の総経費、総売上高の記録を得ることができた。この諸経費の売上げに対する比率で論じたのである。詳しいことは、この際、書く必要もないと思うが、この比率によつて、典型的経営なるものを探ろうとしたのである。もつとも、その方法として、平均を求めた。ただし、誤差のあることを考え、その平均の上下二〇%までを入れて基準型と考えた。ただし、問題はこの結果である。もちろん、平均であるから、大部分の店は七年間にその経費の比率が、一度または数度、この基準型の中に当る時もある。しかし、全期間を通じて、この平均より上下二〇%以内に属しておつた店は全体の二〇%に過ぎないことがわかつたのである。しかも、各商店は、年々、成長するものもある。各基準は上昇しておる。また、特殊の経営政策をとつておる場合には、はるかにこの基準の枠を離れて上下しておるのである。

この種の研究は長年の間に、種々の領域に於いて、筆者自らもこれを行つたことがある。「人のゆく裏に道あり花の山」という古句があるが、平均を追うて、経営するということは、実は、下の下なるものである。世間の例に倣う、ということは「模倣」である。模倣だけでは経営はできない。人がまねをし出した頃には、常に新たな創意を工夫とをもつて、新境地を開拓するのである。だから、典型は実は基準ではない。典型を追うて、平

均的に観察するという方法は、過去の記録を追うだけのことである。ある意味では、実は、これで過去の記録にもならぬことが多いのである。つまり、その底に流るる経営者の意図、あるいは、創意・工夫は常に隠されておる。一定の時期までは秘密である。

その点で、ケース・スタディの問題などにも工夫が必要なのである。それにつけても、最近のビジネス・ゲームなどが流行しておる状態を見て、思うことだが、果たしてあのままで意味があるか、どうか、が問題なのである。最近の事象は秘匿されておるから、表に出ておるケースは、大約、三〇年前のものである。殊に、それはアメリカの事例である。アメリカと日本との国の差という問題については後に述べる。ただ、この三〇年前ということにも問題がある。同じ座標で、経済、経営及び技術、あるいは、思想とか、社会とかが進んでおるものとすれば、何十年前のものでも、そのまま参考になる。しかし、この三〇年には、各側面に於いて、幾多の「革新」が起つておる。つまり、座標がまったく変つておる場合があるのである。ビジネスゲームの時に、電子計算機にかけられておる諸計算は、すべて「公式」の総合計算である。つまり、個々の事象の変化、あるいは、判断の影響について、多くの公式が用いられるのであるが、これには、少くとも、二つの面の誤謬を含んでおる。

以前には、いわゆる“Conditions being equal”（「条件等しとすれば」）という論法が用いられて、他の諸条件を固定して、一つ一つの条件の変化による影響を調べることが行われた。計算の能力とか、学者の思考の能力から出たことである。しかし、一つの条件が変れば、実は、他の条件も変るのである。もつとも、その変化は相關的である。しかし、その相関関係は函数的変化ではない。殊に、条件が変化すれば、その時々的情勢を前提として、経営者の「判断と対策」が加わつてくるのである。電子計算機の利用によつて、すべての条件の変化を同時に計

算することができるようになったということは一つの進歩である。しかし、現実のケースならば、その時々、「判断」という条件が加わつておるのである。ゲームでは、これが固定しておる。もう一つの誤謬はこれらの公式が当時のアメリカの事象を前提としたる公式であることである。果たして然りとすれば、「ゲーム」にはなるかも知れないが、「ビジネス」はどこかに見失われておることになる。これを知つておる限りに於いてのみ意味があるのである。だから、所詮、疊の上の水泳のけい古に過ぎないことに⁽¹⁶⁾なる。

国の差、ということを一言したが、この問題についても論ずべき多くのことがある。だいたい、国の差ということは、現代的には、法制の差、政策の差ということが大前提である。しかし、現場的には、慣習の差、歴史の差、事務処理方式の差、つまり、伝統の差ということが問題である。自然的条件も違う。工業に於いては、農業、あるいは水産業、鉱山業、林業等々とはまた異なり、自然的条件の影響は相対的には少いが、それでも、水とか、気候とか、湿度とか、寒暖の差とか、様々のことが影響してくる。交通状況も問題である。だから、商業の状態でも、国によつて大差がある。商慣習の問題などに限定して説いてもいいが、後進地域では、未だに中世的な市場制度なども残存しておる。ラテン・アメリカの企業制度などでは、未だ十七・八世紀的な慣習も残つておる。株式制度などについても同様である。それでいて、第二のニューヨークといわれる程度の、日本にはない、何十階の高層建築の林立する大都市があり、事務の機械化なども進んでおるのである。機械化、電化の進んだ農業も行われておるのである。つまり、技術面に於いて、全つたく近代化しておるにかかわらず、商慣習とか、経営制度とかに於いて、旧時代性が残存しておるといふことである。

経営上の問題として、「経営者の左右し得ない条件」といふ問題がある。金融とか、一般経済情勢とか、社会問

題とか、労働問題の面に生起する⁽¹⁷⁾。特に、わが国の問題としては、官庁の政策と意識、殊に、課税関係の問題がある。税率が高いという問題だけではない。課税方法の技術、官庁の認可、許可、勸奨、指導の非適時性、煩瑣性の問題などである。これは、どちらかといえば、政治理論とか、法理論などが進んでおるにかかわらず、官庁の経営及び事務が旧時代性に止まつておるといふことである。

これらの問題の起る根源の一つとして、人間関係及び人間類型の問題がある。

人間関係の問題は、近年に於いて、近代経営学が特に取上げておるのであるが、何故人間関係が問題となつてきたか、ということを考えてみる必要がある。人間類型の問題は、実は、書物にはあまり出てこない。わが国でも、ある意味に於いて、士農工商の旧時代的、封建的意識が残存しておることがある。類型を異にする諸経営の生起の中には、この種の人間類型の問題が底に横たわつておることもあるのである。だから、単に国営事業を民間に移すとか、民間事業を公社にするとか、いつても、合理性の議論だけでは解決しないのは、根底にこの問題があるからのことである。地方経済の諸問題に至つては、なほさらのことである。

南・北アメリカの如きに於いては、民族のルツポという程に諸異民族が雑居しておる国柄であるから、「諸経営に於ける民族要素」(Racial Factors in Business Management) という問題が取上げられてもゐる。また、人の問題と自然的条件との結合に基く、その国に於ける産業能率の問題は、インド、その他の国に於いて、取上げられた研究もある⁽¹⁸⁾。しかし、日常の問題は、そのそれぞれの国に於いては、与えられたる当然の与件である。従つて、みんなが知つておる問題である。だから本には書いていない。もつとも、裏からいへば、人々は当然と考へておる与件であるから、かえつて、その国の人にはわからない。外国人に指摘せられて初めてわかる問題もある。平

井は、かつて、外国の大学に於いて、委嘱せられて、数度、「比較経営学」を試みたことがあるが、各国を比較してみて、自からも初めて気が付くことが多いのである。経営構造の問題、組織の問題、運営慣行の問題、などについて、その職由するところがここにあることを発見することが多かつたのである。

人間関係の問題とは、多くの把り方があるが、単に個人と個々との関係に力点があるのではない。むしろ、多数の人間群によつて構成せらるるエスプリ・ド・コル (Esprit de corps) に問題があるのである。エスプリは経営の重要な要件の一つである。経営形態、あるいは、経営構造を考えるについて、少くとも、精神、即ち、経営思想の面、具体的には、これが経済主義として現れてくるが、これと共に、技術が問題となり、また、この両者の縁由によつて生ずる秩序、あるいは制度が問題となるのである。ところが、あとの二者については気をつける人が多いのであるが、往々にして、精神の面が忘れられておる。また、従業員その他の個人、個人の倫理とか、志気とかを問題とせられるが、経営体、または、この場合には、組織としてのエスプリの問題が忘れられておることがある。即ち、伝統とか、社風とか、雰囲気という問題である。これは、長年に亘る伝承と継承とによつて、でき上つておる。従業員の採用でも、新しい人を探つて、「社風になじませる必要」などということが時々問題となる。出戻りの人とか、渡り歩いた人とか、中年から入つた人は、能力・経験・知識などでは卓抜なものがあるけれども、経営にそぐわないものがある。というような問題がある。また、理論的には、いいのであるが、合併会社などに於いて、社会的勢力は増大するかも知れないが、内部がごたごたして、どうもうまくゆかない、というような問題がある。この代り、人々を動かすもの⁽¹⁹⁾、つまり、ビヘービヤの根源として、個人個人の側から考えられるものは幾多らげられるのであるが、これとは別に、しかも、全体として、このエスプリが、甚だ大な

る、また重要な条件となつておる。

この組織体としてのエスプリの問題の成立する根源が人間関係なのである。従つて、今いう、個人対個人の問題もあるが、集団対個人、集団対集団、殊に全体としての集団のエスプリの問題が人間関係として扱われるべき問題なのである。この関係は、実は、内部者に於いては、必ずしも意識されていない。それは、国の特性とか、民族の特性とかいうものが、それぞれ内部に於いてはわからないのと同様である。従つて、これは、もの本には出てこない。当然の前提であるからである。もちろん、人間関係の研究などに於いて、実験、実証の経過とか、記録とか、探究の計画などは出てくる。しかし、書き上げられた場合には、形象的な類型とか、むしろ細部の技術的過程などが出てきておるのである。外国人とか、外部者が、その国に行つて、また、その場に身を置いて、身をもつて感じられるもの、これがそれである。

過去の伝統とか、伝承とか、について、その国の人、または、その場の人は何らの疑いを持つていない。その中には、過去のものもある。しかし、それが現在に生かされて、動いてもおるのである。しかも、その中に、他の例にはとられ得ない幾多のものを含むのである。われわれでも、多くの経験があるが、その場で書いたものは、他日、書こうとしてもなかなか書けない。画家が、例えば、イタリヤで描いた絵の色は、東京では、再生ができない、というようなことをいう。組織とか、運営の記録でも、実は同様なのである。そこで、例えば、現場を知らずして、文献だけに頼よると、実は「影法師を把えて」実を把えない、というようなこともあるのである。

この点が経営学的考察に於いて、また、重要な一つの要件である。また、経済学的考察との間に致命的なる差異を生ずる根源でもある。個々の経営の個性と特殊性と、目的活動の様相を度外視しては、経営は描けない。

全ての経営を、同一の構造響だけを把えても、実は、「経営なるもの」は消滅する。また、これを集計すれば、あらゆる特殊性と個別性は消滅する。

一側面の小さな例であるが、多くの諸経営は、互いに、貸借の關係を持つ。相互持株の關係を持つ。取引面に於いても、もつれ合いの關係を持つ。これを合計すればすべてが消滅するのである。単に集計すれば、数字は出てくるかも知れないが、性格の不明瞭な意味のないものになる。

例えば、経営の内部關係でも同様である。内部の部局内の取引、成果帰属の關係、成績判断、本支店内の決済關係でも、会社全体の關係にかけて見れば、みな同一だということになる。従つて、部局ごとの独立採算制とか、期間区分制とか、個々計算とか、の類が経営要具として必要な所以はここにある。

また所有關係だけについて考えのみでなく。管理關係とか、支配關係とか、資金の流動性の關係とか決裁關係とかなどにかけて、経営の様相が解明せられる必要があるのはあるのである。

資財關係とか、設備關係とか、資金關係とか、物的ものの把握は、未だ、それだけでも意味がないことはない。ところが、実は、このそれぞれに背後に人間關係がくつついてるのである。ものそれ自体も物財の物理的形象だけで考えては、経営上の地位はわからない。物財の機能、あるいは、経営上の職能にかけて、考える必要がある。同時に、これを使駆し、また管理する人の關係がすべてこれにくつついておる。今日では、生産單位などを考えるについても、すべて、Man-Machine Unit という考え方をする。人間關係が随件するからである。

人間關係が、近時、特に重要に考えられるのは、一つの思想革命が随件しておるからである。中世以来の経営思想を説く余裕はない。しかし、中世的経営形態として著しきことは、人の能力、あるいは、才能を中心として、

生産が行われた。またその制御とかも、人間関係をもつて行われた。従つて、製品にも、いちいち、銘が入つた。これは、単純なる製作者の印ではない。魂が入つておつたのである。製作にしめを張り、祈りつつ生産しておつた。従つて、製品は製作者の分身でもあつたのである。生産だけではない。羽織一つでも、着用者の人格を感じておる。贈与品にも人格が随伴しておる。

しかるに、近代工場でさえ、朝礼に於いて、機械に合掌をすることがある。事業場を道場の如く考えて、入口で敬礼をする習慣も到る所で見受けるのである。タクシーでも、お札を持っており、また、マスコットを持つておる。運動選手でも、真剣な時には、かえつて、ジंकクスということをいう。事業場に、神棚が設けられておる。物的設備として考えるだけではなく、祈るといふ要素も抜け切らないのである。

産業革命以後、機械生産が勃興するに及んで、労働者は人格を置忘れられ、数量的存在となつた。生産は人が生産するのではない。組織が生産するのだと称せられるようになった。学者はこれを脱魂 (Entseelheit) 過程と云う。今日の製品は、生産者の銘に代つて、会社の商標がついておる。もつとも、メーカーのマークだけではない。時としては、取扱業者のマークがついておることもある。時としては、二重商標 (Dual Trade Mark) というような場合もある。物財は商品的性格、あるいは、商業主義的性格と變つたのである。

この時代の事象に眩感された経済学には、資本主義理論がある。物財の生産とか、転化過程は、丹念に取扱われるが、人は出てこない。また、数量と金銭的価値評価によつて、すべてが計られるとなすのである。もつとも、この種の扱い方は、古典派経済学にもないことはない。例えば、ホモ・エコノミクスの考え方である。すべての人間の要素を捨象して、「経済人」を想定する。意思と判断とは、すべて、貨幣価値によつてのみ動くとなすので

ある。

しかし、現代は、再びこれが反省を加えられつつある時代である。「経済人」に代つて、「経済する人間」を考へる。いな、経済に先立つて、人間を考へる。意思を持ち、生活を持ち、生活設計を持ち希望と理想と夢とを持つ。ありのままの人間がそこにあるのである。これが欲求し、充たされる経済生活を取扱わんとするのである。しかも、人それぞれが個人としてのみ動くのではない。人々は社会と組織との中に生きておる。その意味に於ける社会人として、また、組織に属して、その職分を担当し、また、それぞれの全体として、また、部分として、目的活動を営む人間の行う経済行為を問題としておるのである。

これは、簡易なる精神主義の復興ではない。また、主体性のみを主張して、客体性を忘れたる論議の亜流でもない。経営の構造と機構とを前提としたる上に於いての入魂 (Begeisterung) 過程なのである。

組織が生産して、個々人は何をやっておるのかわらない。これでは困る。自己の経営内に於ける地位と職分との「我」の自覚を要求する。それが近時の P R 運動として現れた。

P R 運動にも多くの側面がある。今あげた例は社内 P R と呼ばれるものである。進んでは、大衆資本主義を前提として、株主 P R が行われる。官庁経営もまた多くの私経営と無関係ではない。いな、無関係どころか、対応者でもあり、超越的存在でもある。しかし、そのことが明瞭に民衆に意識せられていなければならない。ここに官庁 P R が起つた。現代は、組織と大衆の時代である。この点については、筆者もたびたび書いたことがある。近代技術に於いて、発明発見の大なるものは機械動力であつた。これに照応する商業上もしくは経営上の発明発見の大なるものは、この組織と大衆との発見及び操作の発明である。⁽²⁰⁾ もちろん、これについては、語るべき多く

の面がある。今ここでは、いちいち立入ることはできない。この面に発達したのが大衆PR、顧客PR、消費者PR、関係者PR等という面である。

今や、新らしき時代の経営構造の進展、特に、技術革新との関係、生起したる経営革命との関係に於いて、「経営復興」は「人間復興」を伴いつつあるのである。

新時代の新らしき経営に於いて、人間関係が重要度を加え来たつておることは、社会運動及び労働運動の面からも明瞭である。また、労使関係が現代経営者の重要な職分と関心との問題となりつつあることを以つても、明瞭である。

ただ、ここで一言。技術及び事務、ならびに仕法の問題について、一言しておく。在来の経済学者、あるいは、経営学者の内には、技術及び事務、ならびに仕法の問題を極度に軽視するものがある。また、恣意的に分離するものもある。しかし、ある場合には、観念的な整序癖から出るものもあり、また、極言すれば、逃避から出ておるものもないではないと思う。しかし、技術（並びに事務及び仕法を含めていう、つまり、経営技術、もしくは取引技術等々称せられるものを含めていう）⁽²²⁾は経済及び経営の重要なモメントである。例えば、利用と費用との比較とか、犠牲と効果との商量とか、一般的に計慮というようなことが考えられるとしても、これには技術過程の裏付けがなければ、意味を持たない。逆にいえば、技術過程の如何によつては、意味がまったく変つてくるのである。殊に、経営の問題に至つては、技術との関係が特に重要となる。学者によつては、経営技術学説を唱えるものさえあるのであるが、経営または経営学の本質を技術にかけてのみ見ることは、これもまた、本質を理解せざるものである。ただ、技術の重要度を考えることについてはこれをおろそかにすることはできない。

技術の問題に関して、詳しくこれを説くことは、これまた、この一文の意図ではない。ただ、これについても一言しておくが、現代の技術の進展は三つの方向に於いて著しきものがある。一つは、機械動力の進展との関係。特に、自動制御及びオートメーション等の面の進展である。第二の問題は、機械技術と事務技術及び計算技術、取引技術との関係である。第三は、諸経営間の構造的進展が嵌合の関係、タイミングの関係、及び流れの関係に移行しつつあることである。

このいちいちについて、これもまた、説くことはできないが、これらとの関係に於いて、人間関係がまつたく異つて来ておるといふことである。つまり、単純労働及び機械化し得る労働はすべて機械に移行せられ、また、機械でなければ、できない仕事の多くを発生してきた。この間にあつて、人間は人間としての仕事をできるようになつて来ておるといふことである。また、前にも言つたように、人間と機械とが一体として構成せられておるが、そのまた人間は機械の部分的構造という地位を持つのではなく、重要な操作者としての核心的地位を持つようになつて来ておるといふことである。更に、第三には、従来、人間の労働も、頭の仕事と手足の仕事とが異なる人によつて分担せられ、その意味の分職と分労とが生じておつたという段階がある。ところが、今日では、一方に、単純なる手足の仕事を人間がやる必要がなくなつた。⁽²³⁾同時に、頭の仕事だけでは済まなくなつた。人間としての仕事には、頭と共に手足が動くことが必要となつてきたのである。これらを含めて、「人間としての労働、または、労務」と称せられておる。人間性回復の問題なのである。

(15) 平井「アシュレイ経営学概説」六八頁以下。もつとも、これを書く時には本文中のセクリストの研究は、全部の研究調査、約十巻程のものを参照して書いた。尨大なものであるから、これを全部紹介することはできない。ここには要点だ

け書いたわけである。

(16) 従つて、ケースの研究は、すべての条件をさらけ出して、また、その時々々の経営者の「判断と対策」とが加わつたものが「全的に」、つまり、総合的に考えられたものでなければならぬ。この意味では社内の重役会の相談とか、後継者養成の訓練の場合に於ける研究がおおよそこれに当る。ただし、この場合に、訓練するのに人を得ることが必要である。現在、改めて経営者教育が問題となつておるが、それはこれが要求されておるのである。これを書かれたものは(何々会社何十年史などの形のもの)にある。これが経営史の在り方である。しかし、この場合といえども、公開せられたる記録には省略がある。これに「口伝」とか、「虎の巻」とかが別にあるわけである。それが社内の秘録である。同様の意味で、経営者ゼミナールもなるべく限られたる範囲のものでなければ、本当のことは出てこないわけである。

(17) 平井「経営問題の国際的動向」森山書店刊。昭和三〇年。わが国の問題については、また、たびたび書いたことがある。例えば、平井「経営復興」。税経通信、第十卷 第三号。昭和三〇年。平井「経営革新とその背景」。経済往来、第十卷第七号。昭和三三年。平井「経営理念の改造」。近代経営、一九五九年五月号。その他。

(18) この問題について、平井が指摘したこともある。平井「経営の職能的研究及び制度的研究と国際経営問題及び経営社会問題」。国民経済雑誌。第九一巻第二〇号。昭和三〇年二月号。

(19) 平井「人々を動かすもの」ビジネス。一九五七年四月。

(20) 平井「販売革命の立体的性」前掲、販売組織の更改と経営機構、総説。

(21) 労資関係より進んで労使関係が問題となつた。しかし、今日の関係は、既に、労働者と使用者との関係ではない。経営者は当該経営のすべての利害関係集団の意思を化体して采配し、運営するものである。もし、語音を揃えるならば労司関係といふべきでないかと書いたことがある。「近代経営構造と労資関係」高瀬荘太郎編、労使協力と会社経営、昭和三年森山書店刊の内、第三章。

(22) 平井「経営学辞典」(ダイヤモンド社版) 経営技術の項参照。

(23) 平井「技術革命と経営革命」国民経済雑誌第九三巻第三号、一九五六年三月号。平井「原子力およびオートメーシヨ

ンの導入に伴う経営問題」雑誌 P R、第七卷第五号。一九五六年五月号、平井「原子力平和利用およびオートメーションの実現とその影響」雑誌 P R、第七卷第六号、一九五六年六月号。平井「オートメーションの経済的、社会的意義とその影響」雑誌経営者第十卷第八号、一九五六年八月号。平井「オートメーションと経営」ダイヤモンド社版「オートメーション」によつて経営はどう変るか」一九五六年月刊。平井「生産性向上とオートメーション」学術月報、第九卷第八号。日本学術振興会版。

四、結語—問題の要点

以上述ぶるところによつて、経営学的考察は経済学的考察との間に、一定の差異があることが説明し得たとするならば、幸いである。経済学と経営学との関係について、両者が相並んで存在するという考え方もあり、一方が他を包摂しておるといふ考え方の人もある。しかし、両者を越えて、第三の観点が成立つとするものもある。いずれにしても、経営構造及び経済組織全般が移行しつつあるのであるから、この時代と新らしき素材を前提として、経済学及び経営学の両者が再含味、再組織せられる必要があると思う。過去の技術は、既に、現在の技術ではない。労働の考え方も、資本のあり方も、百八〇度の旋回をしつつある。これを前提とせずして、換言すれば、無知にして、良識は存在し得ないと思うのである。なお、筆者が別に書いた一文も御参照願いたい。⁽²⁴⁾

(24) 平井「経営学と経済学の関係と交渉」雑誌「生産性」、一九六〇年一月号。日本生産性本部。並びに、平井「近代経営形態論」、第一章 総説 近代経営構造とその思想的根底（青林書房版、経営学全集 第二巻、一九六〇年）

地域開発と経営の業態

米 花 稔

一、開 題

戦後経済の民主化の呼び声と共に、殊にシャウプ勧告による税制改革（昭和二十五年）以来、地方の工業誘致運動が、極めて熱心に進められ、これと前後して全国的観点からする地域の総合開発について、法制的に、また政策的に進められ始めた。殊に地域開発の中心である地方工業化について、昭和三十三年より、国及び地方公共団体によつて、工業立地条件の地域別の組織的調査と資料整備が始められ、昭和三十四年よりはその法的裏付けがされて、国の工業立地政策も漸く本格的軌道に乗りはじめたのである。

しかしながら、地域開発、地方工業化の中心になつてである企業経営自体の、それらとの関係におけるあり方については、その問題点が必ずしも充分認識されているとはいえないように思われる。地域開発との関連における企業経営の役割ないし問題点ということについては、大まかにいつて二の側面に問題がある。その一は位置決定に関して、地域開発とその対象となる経営の業態との関係についてであり、その二は

一定位置に存立している経営ないし新たに立地した後の経営の地域政策的観点、即ち地域開発とそこに所在する経営の活動との関係についてである。この内後者については、別の機会に⁽¹⁾、産業発展の条件としての地域のもつビジネス・クライメイト(Business climate)、これが形成の主たるにないてであるその地域所在経営のコミュニケーション・リレーションズ(Community relations)等について述べたので、ここには専ら前者の地域開発との関連における経営の業態について、わが国の実態によつて考察することとする。

わが国の場合地域開発の中心課題である地方工業化については、一方にそれぞれの地域の経営存立上の可能性と限界性という観点における立地条件がとりあげられ、他方においてその主体となる経営のもつ立地条件的特性が業種別に考慮されることが普通である。その限り異論のある所ではない。

しかしながら、経営にとつてその位置は、存立の基盤として欠くべからざるものであると共に、それは経営を構成する他の諸条件と相互関連的な意味においてである。換言すれば、位置との関連における生産諸要素、ないし経営存立の諸条件の結合関係が問題となるはずである。位置との関連における経営の特徴的な業態が多少共形成せられるはずである。その意味において、工業立地の問題は、單純に立地条件のみが問題となるのではなく、立地条件との関連における経営の業態の特殊性に考察が及ばなければならぬはずである。

わが国の工業の地域構造は、きわめて特徴的に、貿易港をふくむ少数の中心工業地域への過度集中で、しかも各業種にわたる重疊的集中と、地方における比較的少数の工業点在ということであつた。近年化学工業を中心にやや地方工業化のみるべきものがあるとはいへ、依然として集中化の傾向も顕著である。この際に、地域開発地方工業化の推進をはかろうとすることは、過去のわが国の工業の地域構造をそれだけ改変しようとしていること

である。過去の特徴的な地域構造は、当然にこれを存立条件の一として、経営は相当特徴的な業態を形成しているはずである。従つて異つた地域構造形成を指向することは、もちろん一方には技術革新の進行による産業の交貌自体が異なる地域構造を必然的に要請する側面もあるけれども、同時に新たな地域構造に対応した経営の業態の再形成という側面にも考察が及び、これにもとづく施策が必要であるはずである。地域開発との関連において経営の業態をとりあげようとするのは、およそ以上のような意図からである。

これについて、さきに、イギリスのP・S・フローレンス(P. S. Florence)の採つた業種別の地域的集中度による産業の地域的性格考察の方法になら⁽²⁾い、これにそれぞれの業種の業態と関連づけて、わが国の工業の主要業種について一表を作成し、またこれをフローレンスのとりあげたイギリスならびにアメリカの実態と比較することによつて、経営の業態と地域的性格との関係を解明する試みをした⁽³⁾。その結論は、そのままわが国の地域開発、特に地方工業化との関連における経営の業態の問題点があるていど明かにしたといふことができる。

只その試みは、昭和二十六、七年の資料にもとづいて作成したもので、その後の数年はわが国の工業発展のきわめて著しい時期であり、従つてまた経営の業態との関連における地域的性格にも多少共推移があるのでないかといふことが考えられ、同時にその時は資料の都合で四十余業種程度の分類にとどまつていたので、もう少し細分する必要もあることから、本小論において、昭和三十一年末の資料によつて再度同様の試みをし、より詳細な分類と、前回との比較によつて、今日わが国の当面している地域開発について、筆者の経営位置論的観点から⁽⁴⁾、多少共役立ち得ればという意図をもつてゐるのである。

その意味で、以下まず前回作成した一表を再録し、その結論的な経営の業態と地域的性格を関連づけた業種分

類を表示し、ついで今回作成した表による考察を行い、さらに前回との比較に及ぶこととする。

- (1) 拙稿『経営のコミュニティ・リレーションズについて』『国民経済雑誌』百巻記念号(昭和三十四年十二月刊)所載
- (2) P. S. Florence; 『The Logic of British and American Industry』: 1953
- (3) 拙稿『地域的集中度と経営の業態』神戸大学経済経営研究所「企業経営研究」年報Ⅴ所載(昭和三十年)ならびに拙著『経営立地』(昭和三十三年刊)「第六章経営の業態と地域的性格」として補訂再録。
- (4) 筆者の経営位置論的観点については、拙著『経営立地』(昭和三十三年刊同)『経営位置論』(昭和三十四年刊)参照。

二、昭和二十六、七年の資料による考察の結論

この場合、基礎資料として昭和二十七年工業統計表(昭和二十七年十二月末現在)と昭和二十六年事業所統計調査結果報告(昭和二十六年七月一日現在)とを併用し、工業従業者総数の都道府県別比率ならびに主要業種の従業者数の都道府県別比率をより所としたのである。当初主として昭和二十七年の統計表を用いて検討を進めたが、その時使用した資料の業種別が中分類であつたために、昭和二十六年の資料によつて必要な範囲において小分類をも加えることとした。従つて資料の時期ならびに範囲が多少異つたのであるが、府県別比率のみの比較検討であるために、著しいあやまりは一応すくないものとして併用した。

この場合、地域的集中度というのは、特定業種の都道府県分布の割合と、工業従業者総数の都道府県分布の割合とを比較したもので、各都道府県につき、前者を後者から差引し、右の特定業種の分布割合が、全工業従業者数の分布割合より高い都道府県、あるいは反対に低い都道府県のみを偏差を合計することによつて得られる係数である。したがつて分布の高い府県の偏差の合計と、低い府県の偏差の合計とは等しくなるはずであり、また特

定業種の分布が全工業の分布に近いほど零に近づき、極端な分布を示すほど一〇〇%に近づくこととなるのである。

もちろんこのような地域的集中度は、業種相互間の相対的關係における集中度をある程度示すかわりに、絶對的な集中性が、かえつて不明確になる場合を生じるので、各業種それぞれ順位による主要三府県の實際の集中割合を併用対照して、これを補うこととした。

ついでこのような地域的集中の態様は、それぞれの業種のもつ業態との關係がすくなくないので、従業者数による工場規模との關係をみるために、前記昭和二十六年事業所統計調査報告による規模別比重を示した。このことは単純に工場規模的観点にとどまらず、地方産業、近代的大企業、各種関連工業を伴う各種規模による関連的生産機構等の業態的特徴につきある程度位置との関連における考察を可能にするのである。

以上によつて作成したのが第一表である。その詳細の考察は、かつて詳論したので、(前節註参照) ここには後論の必要上地域開発との関連における業態と地域的性格にもとづく業種別分類を結論的に表示するにとどめる。

○わが国主要業種の業態的地域的性格による分類。

(1) 中心工業地帯集中的関連的(各種規模混在)性格の業種

電気計測機、電球、通信機械、精密機械、自動車、オートバイ三輪自動車、繊維機械、金属機械、発送電機械

(2) 中心工業地帯ならびに地方地域併存の大規模工場を主とする業種

鉄鋼圧延、非鉄金属精錬、造船、鉄道車輛、無機藥品、紡績、一部のパルプ紙(表にないが化学繊維、セメント等)

第1表 地域的集中度と工場規模 (昭和26-27)

業種	地域的集中度	三府県名とその実比率 (1, 2, 3 位)			工場規模別従業者数の割合						
		実比率	都	府	県	49人以下	50-99	100-499	500-999	1000以上	
1	陶磁器	68	74	愛知	岐阜	三重	57.4	9.7	20.2	4.1	8.5
2	漆電機	60	44	石川	福静	歌野	96.8	3.1	—	—	—
3	電気計測	59	64	石川	静神	野阪	26.7	4.5	18.9	13.6	35.8
4	電通機械	53	74	石川	神奈	阪庫	30.8	7.7	27.6	8.7	24.9
5	信機	51	81	石川	奈川	庫川	25.0	9.9	19.9	9.2	35.7
6	鉄船延船舶	49	55	福岡	兵庫	奈神	3.0	2.8	11.6	7.7	74.6
7	密機	48	46	兵東	神奈	川大	16.7	4.7	11.1	3.3	64.0
8	自動車	47	67	兵東	奈大	長愛	45.9	12.2	25.3	6.7	9.7
9	自動車	47	71	兵東	奈大	愛大	24.4	8.5	14.8	12.4	39.5
10	自動車	45	70	大	阪	—	47.9	16.0	29.6	6.2	—
11	自動車	45	55	大	岡	山	24.4	6.6	17.9	15.4	35.5
12	砂糖織	43	48	北海	道	京	21.8	14.1	16.4	—	—
13	織機	42	57	愛山	知口	福兵	40.6	11.1	23.7	8.9	15.2
14	無非鉄道	41	28	愛山	静大	新大	16.9	4.4	18.3	9.8	50.3
15	織機	39	32	愛山	静大	大	5.1	2.7	12.4	21.4	58.2
16	織機	39	47	愛山	静大	大	12.5	4.1	13.8	17.2	52.1
17	織機	39	35	愛山	静大	大	53.3	11.6	18.2	5.1	11.0
18	織機	39	61	大	阪	東	36.4	18.2	22.0	9.8	16.0
19	織機	39	50	大	京	阪	50.1	10.1	27.9	4.1	7.5
20	織機	37	53	大	京	阪	34.0	14.6	36.5	6.1	0.8
21	織機	37	46	大	京	阪	24.9	7.9	16.4	9.2	41.3
22	織機	36	50	大	京	阪	20.5	1.0	41.2	10.9	16.4
23	織機	35	52	大	京	阪	44.4	10.6	18.4	11.8	14.6
24	織機	35	23	大	京	阪	51.9	15.7	29.2	3.0	—
25	織機	34	32	大	京	阪	17.9	3.9	11.0	9.1	57.8
26	織機	33	51	大	京	阪	46.2	12.0	24.4	17.2	—
27	織機	32	18	大	京	阪	86.5	8.4	5.0	—	—
28	織機	31	43	大	京	阪	66.1	12.6	18.3	1.0	1.8
29	織機	31	53	大	京	阪	84.6	7.2	8.1	—	—
30	織機	31	44	大	京	阪	20.2	7.0	31.0	12.3	29.3
31	織機	30	48	大	京	阪	73.8	11.3	14.9	—	—
32	織機	30	48	大	京	阪	56.6	15.0	20.1	8.1	—
33	織機	29	43	大	京	阪	72.2	14.2	21.3	0.3	1.8
34	織機	29	36	大	京	阪	45.0	10.2	20.8	9.5	14.3
35	織機	28	56	大	京	阪	69.3	11.1	15.4	3.3	0.7
36	織機	28	53	大	京	阪	59.3	11.1	16.0	3.5	9.8
37	織機	26	19	大	京	阪	82.7	7.8	9.5	—	—
38	織機	24	34	大	京	阪	32.8	8.8	25.4	17.7	15.2
39	織機	24	27	大	京	阪	63.8	6.8	25.8	3.4	—
40	織機	16	29	大	京	阪	88.0	6.9	5.0	—	—
41	織機	13	30	大	京	阪	82.7	6.0	6.9	3.6	0.6

昭27工業統計表及び昭26事業所統計調査結果報告併用作成

- (3) 市場指向的中規模工場の業種
砂糖、ガラス、医薬品、一部のゴム、有機薬品、(製粉、ビール、その他の食料品)
- (4) 地方産業を形成するもの
陶磁器、漆器、広巾織物、染色加工(その他多くの業種にわたり部分的にみられる)
- (5) 市場指向的小規模工場の業種
農業用機械、石鹼、メリヤス、玩具、鉄鋼鑄造、衣服、一部の紙、金属製品、印刷出版、原動機、写真、パン菓子
- (6) 原材料依存の小規模工場の業種
木材木製品、罐詰保存食品、製穀製粉

以上は前表によるきわめて大まかな分類である上、同じ業種においても相当異なる業態をもっており、さらにこれは工場単位の資料であるため、実態の考察には、その工場の属する企業体の業態、換言すれば経営内の地域的分化の態様をもあわせ考慮せねばならない。しかしながらこれらの諸点を考察するためにも、前表はその一の拠り所となり、展開の一出発点とも考えることができよう。

三、昭和三十一年の資料による考察

前表の当時の昭和二十六年から昭和三十一年までの五年間に、第二表のように、工業従業者数二九・九%増加、その附加価値額一一五・九%増、その間京浜、阪神、中京の五都府県の比重は、工業従業者数は昭和二十六年に

第2表 五都府県の比重の推移

	工業従業者数		附加価値額	
	昭和26年	昭和31年	昭和26年	昭和31年
全国計	千人 4,237	千人 5,506	百万円 1,178,998	百万円 2,543,667
東京都	11.7%	15.0%	13.5%	16.5%
神奈川県	4.7%	4.7%	5.9%	7.4%
愛知県	8.8%	9.4%	7.6%	8.5%
大阪府	10.8%	11.5%	11.9%	12.6%
兵庫県	6.6%	6.1%	7.4%	7.5%
小計	42.6%	46.7%	46.3%	52.5%

第3表 工業の業種別構成の推移

	工業従業者数		附加価値額	
	昭和26年	昭和31年	昭和26年	昭和31年
食品	9.1%	10.6%	7.8%	10.3%
繊維	24.3%	21.3%	19.5%	13.8%
木材家具	9.5%	8.2%	7.6%	4.5%
化学	8.0%	6.7%	13.7%	13.0%
金属機械	32.7%	35.6%	34.5%	37.6%
その他	16.4%	17.6%	16.9%	20.8%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実数	千人 4,237	千人 5,506	百万円 1,178,998	百万円 2,543,667

(資料) 第2-3表ともに、昭和26年及昭和31年工業統計表但し従業者数4人以上の工場のみ。

このような概況を示す昭和三十一年について、前回と同様の方法で、前回より業種をより細分して七十五業種について、昭和三十一年工業統計表(昭和三十一年末現在)によって、作表したものが第四表である。

全国の四二・六%、昭和三十一年には四六・六%に、附加価値額は四六・三%から五二・五%にと推移して全体として中心工業地域へのより集中化を示している。さらにこれを工業の業種別構成の変化についてみると、第三表のように、従業者数、附加価値額ともに、食料品工業、金属機械工業等の比重の増加、繊維衣服工業、木材家具工業、化学工業の比重の減少となっている。

第4表 地域的集中度と工場規模

(昭和31年工業統計表により作成)

	業種	地域的集中度	三府県名とその集中割合			工場規模別従業者数の割合					
			集中割合	1位	2位	3位	49人以下	50~99	100~499	500~999	1000以上
1	陶磁器	72	80	愛知	岐阜	三重	47.4	13.2	27.1	4.6	7.7
2	測量機械器具	70	85	東京	—	—	30.9	69.1			—
3	漆器	68	59	石川	香川	福島	73.8	26.2		—	—
4	天然樹脂木材化学	64	52	鹿児島	兵庫	宮崎	85.2	14.8			—
5	光学機械レンズ	61	81	東京	長野	埼玉	36.8	11.6	51.6		
6	製糸	61	41	長野	群馬	山梨	19.9	6.4	71.5	2.2	—
7	時計同部品	61	84	東京	愛知	長野	19.2	10.2	23.0		47.6
8	楽器音盤	60	82	静岡	東京	愛知	26.4	73.6			
9	耐火物製造	59	53	岡山	兵庫	愛知	13.1	11.9	51.5	23.5	
10	電気計測器	57	74	東京	広島	長野	26.4	17.7	25.7	30.2	
11	船舶製造	54	50	兵庫	広島	神奈川	9.7	3.6	12.5		74.2
12	医療機械器具	53	70	東京	京都	埼玉	69.4	30.6			—
13	ペン・ペンシル	51	75	東京	大阪	神奈川	47.6	7.0	45.4		
14	電球	50	79	東京	大阪	神奈川	38.4	12.5	49.1		
15	通信機器	50	78	東京	神奈川	大阪	20.1	11.4	25.2	14.8	28.5
16	綱網製造	49	49	北海道	愛知	三重	34.0	11.6	36.4	18.0	
17	医薬品	48	63	東京	大阪	富山	27.3	12.9	35.3	13.8	10.7
18	自転車リヤカー	48	82	大阪	東京	愛知	21.2		78.8		
19	紙製造	46	39	静岡	北海道	東京	19.4	10.7	28.9	20.1	20.9
20	化学肥料	45	30	新潟	福岡	富山	1.4	0.7	11.6	8.7	77.6
21	水産食料品	44	32	静岡	北海道	千葉	64.9	11.4	22.0	1.7	—
22	油脂加工品塗料	44	74	東京	大阪	兵庫	33.0	14.3	32.5	20.2	—
23	鉄道車輛	44	50	大阪	愛知	兵庫	9.3	4.8	11.1	67.7	
24	製鋼を行わない鋼材製造	43	64	大阪	東京	兵庫	25.2	16.9	40.0		17.9
25	砂糖	43	52	北海道	東京	大阪	15.1	2.3	63.5	19.1	—
26	紙製品	42	71	大阪	東京	愛知	59.8	12.2	28.0		

27	織維機械	42	57	愛知大阪兵庫	32.6	12.4	27.1	8.1	19.8
28	民生用電気機器	42	45	茨城大阪東京	16.1	9.4	17.3	23.0	34.2
29	農産罐瓶詰	42	30	静岡東京愛媛	42.3	18.8	38.9	—	—
30	無機工業製品	41	30	山口香川大阪	23.2	12.8	37.1	8.7	18.2
31	自動車及部品	41	57	東京愛知神奈川	23.5	10.0	25.0	6.4	35.1
32	動植物油脂	40	36	兵庫神奈川福岡	30.2	6.8	63.0		—
33	金属加工機械	40	52	東京大阪神奈川	45.4	13.4	26.0	15.2	
34	ブリキ罐等製品	39	63	東京大阪兵庫	35.0	19.6	45.4		—
35	染色整理	39	48	愛知大阪京都	45.5	13.1	31.0	10.4	
36	織物業	38	37	愛知大阪福井	59.4	16.0	20.9	3.7	
37	暖房配管附属品	38	52	東京大阪埼玉	44.8	18.3	23.3	13.6	
38	玩具スポーツ品	37	59	東京愛知大阪	62.7	37.3		—	
39	建築用粘土製品	37	29	愛知兵庫福岡	88.7	7.5	3.8	—	
40	ゴム製品	37	50	兵庫東京福岡	12.7	9.4	38.9	16.1	22.9
41	金属打抜彫刻	37	71	東京大阪愛知	73.6	15.1	8.0	3.3	—
42	ガラス製造	36	60	東京大阪神奈川	30.0	20.6	25.7	13.5	10.2
43	農業用機械	36	22	新潟大阪岡山	40.2	16.5	32.7	10.6	—
44	紡績撚糸	36	45	愛知大阪岐阜	12.4	4.3	20.6	28.7	34.0
45	加工紙製造	35	56	東京大阪愛知	49.2	19.9	30.9		—
46	非鉄金属圧延伸線	35	61	東京大阪愛知	19.1	16.2	31.1	17.4	16.2
47	洋食器刃物	35	55	大阪新潟東京	67.9	16.4	15.7		—
48	その他金属製品	34	62	東京大阪愛知	57.7	17.9	24.4	—	
49	線材製品	34	62	大阪東京京都	69.9	17.3	12.8	—	
50	事務用サービス用	34	60	大阪東京愛知	38.6	13.4	31.1	16.9	
51	計量機測定機試験	33	56	東京大阪愛知	41.9	17.6	31.6	8.9	—
52	精穀製粉	33	23	北海道愛知静岡	68.4	11.7	19.9	—	
53	電線ケーブル線	33	54	東京神奈川大阪	13.8	6.4	34.4		45.4
54	鉄鋼業	33	41	兵庫福岡大阪	19.8	8.0	18.1	8.6	45.5
55	鍛鋼鑄鋼	32	42	東京愛知大阪	28.1	12.5	33.7		25.7
56	有機工業製品	32	46	福岡大阪東京	12.7	5.7	34.8	21.4	25.3
57	メリヤス	32	49	大阪東京愛知	68.2	13.1	16.1	2.6	—
58	発送電配電機械	32	46	東京大阪愛知	24.1	10.0	17.1	11.5	37.3

地域開発と経営の業態

59	一般産業用機械	32	54	東 京 大 阪 神 奈 川	34.8	17.1	28.1	5.9	14.1
60	調 味 料	31	23	千 葉 愛 知 兵 庫	62.0	10.5	13.6	13.9	
61	木 材 木 製 品	31	21	北 海 道 静 岡 愛 知	82.8	10.2	5.8	1.2	
62	そ の 他 機 械	30	46	大 阪 東 京 神 奈 川	40.9	12.5	25.6	6.5	14.5
63	ボルトナットねじ	30	64	東 京 大 阪 愛 知	73.9	13.8	12.3		—
64	銑 鉄 鋳 物	29	48	大 阪 埼 玉 愛 知	55.4	15.8	16.4	12.4	—
65	非 鉄 金 属 鋳 物	29	54	東 京 大 阪 愛 知	64.3	19.0	16.7		—
66	コンクリート石膏 ・石灰	28	21	東 京 栃 木 福 岡	16.8	15.3	22.9		—
67	飲 料	28	19	兵 庫 福 岡 広 島	58.0	7.9	28.6	4.7	
68	構築用金属製品	27	56	東 京 大 阪 神 奈 川	48.6	14.7	31.4	5.3	
69	肉 製 品 乳 製 品	27	34	北 海 道 東 京 大 阪	48.8	21.6	29.6	—	—
70	ボイラー及原動機	24	41	大 阪 東 京 兵 庫	29.5	9.6	23.4	10.8	26.7
71	印 刷	23	49	東 京 大 阪 愛 知	63.0	16.9	13.9	6.2	
72	紙 製 容 器	23	53	東 京 大 阪 愛 知	63.7	14.9	21.4		—
73	特殊用産業機械	22	49	東 京 大 阪 静 岡	60.8	17.3	21.9		—
74	家 具 装 備 品	16	34	東 京 大 阪 愛 知	80.3	10.6	9.1	—	—
75	パ ン 菓 子	12	36	東 京 大 阪 愛 知	68.0	11.4	15.7	1.6	3.3

(一)

前回の分類にならつて、第一の類型として、中心工業地帯集中を目立つた特徴とし、かつそれぞれの業種の工場規模の構成が、大、中、小工場が混在している関連的性格のものをぬき出してみることをする。

すなわち、前表から、地域的集中度の順に、実際の三都府県の集中割合が比較的高く、かつ京浜、阪神、中京地方の比重の高いもので、規模構成の混在しているものを表示すると、次頁の如くなる。

これによつて、この部類に属するものは、主として機械工業、特に加工度の比較的高いものによつて占められ、一部金属工業がこれに属し、例外的に楽器工業がふくめられ得る。京浜、阪神、中京地方を中心として、現実の集中の割合

第 1 の 類 型

順位	業 種	地域的集中度	三都府県集中割合	京浜, 阪神, 中京以外の5位までの県名
上位 1/3	2. 測量機械器具	70	85	
	5. 光学機械レンズ	61	81	(2) 長野 (3) 埼玉
	7. 時計同部品	61	84	(3) 長野 (4) 埼玉
	8. 楽器音盤	60	82	(1) 静岡 (4) 長野
	10. 電気計測器	57	74	(2) 広島 (3) 長野
	12. 医療機器	53	70	(3) 埼玉
	14. 電 球	50	75	
	15. 通信機器	50	78	(5) 長野
18. 自転車リヤカー	48	82	(4) 石川	
24. 鋼材(製鋼をふくまず)	43	64		
中位 1/3	27. 繊維機械	42	57	(4) 静岡 (5) 石川
	28. 民生用電気機械	42	45	(1) 茨城
	31. 自動車及部品	41	54	(4) 静岡 (5) 埼玉
	33. 金属加工機械	40	52	
	34. ブリキかん等製品	39	63	
	37. 暖房配管工事附属品	38	52	(3) 埼玉 (4) 三重
	46. 非鉄金属圧延	35	61	(5) 埼玉
50. 事務用サービス用機器	34	60	(4) 新潟 (5) 山形	
下位 1/3	51. 計量機測量機試験機	33	56	
	53. 電線ケーブル線	33	54	(5) 茨城
	55. 鍛鋼 鋳鋼	32	42	
	58. 発電用機械	32	46	(4) 茨城
	59. 一般産業用機械	32	54	(4) 福岡
	68. 構築用金属製品	27	56	(5) 福岡
70. ボイラー原動機	24	41	(5) 岡山	

が通じて高く、ここにいわゆる地域的集中度も高い順位の方に比重がかかっている。各業種において、大企

業の大工場と共に
 中小関連企業の中
 小工場が、地域的
 にも相当関連が高
 く、さらにこれら
 業種相互の関連も
 かなり密接である
 ことが知られる。
 さらに地域的特徴
 についてみると次
 の如くである。
 (1) 前掲二十五
 業種の内、三位ま
 でを占める都府県
 の八四%が、京浜、
 阪神、中京の五都

第1類型25業種の中心工業地帯の比重

	東京	神奈川	愛知	大阪	兵庫	計
1位	18		1	4		23
2位	5	2	3	11		21
3位	1	5	6	3	4	19
計	24	7	10	18	4	63

時、京浜地方ならびにその外縁地域の集中の割合の特に高いことが知られる。これに対して、同じ第一類型に属しても、地域的集中度の低い下位三分の一に属する七業種についてみるとやや異なる特徴がみられる。すなわち地域的集中度の相対的に低いこれらの七業種において、かえつて上位三都府県は全部京浜、阪神、中

府県であること、特に二十三業種の第一位がこの中心工業地域が占め、とりわけ十八業種まで東京都が首位であることが注意される。上表はそのような地域的集中の実態を示している。

(2) 次に上記三中心工業地域以外で、この類型に属する二十五業種の上位五都府県に位置を占めている地方県を表示すると表次の如くである。その七割までが、京浜工業地帯の外縁である埼玉、長野、静岡、茨城の四県に集中していることが最も顕著な特徴として知られる。

(3) さらに右の傾向は、

地域的集中度の上位三分の一の中に属する第一類型の一〇業種のみをとりあげる

第1類型25業種の中心工業地帯以外の主要県

	1位	2位	3位	4位	5位	計
埼玉			3	1	2	6
長野		1	2	1	1	5
静岡	1			2		3
茨城	1			1	1	3
小計	2	1	5	5	4	17
福岡				1	1	2
広島		1				1
岡山					1	1
三重				1		1
石川					1	1
新潟				1		1
山形					1	1
小計		1		3	4	8
計	2	2	5	8	8	25

第 2 の 類 型

順位	業 種	地域的 集中度	三都府県 集中割合	京浜、阪神、 中京の5位まで	中京以外 の県名
11	船舶製造	54	50	(2) 広島	(4) 長崎
20	化学肥料	45	30	(1) 新潟 (3) 富山	(2) 福岡 (4) 山口
23	鉄道車輛	44	50	(4) 広島	(5) 山口
44	紡績燃糸	36	45	(3) 岐阜	(4) 三重
54	鉄 鋼 業	33	41	(2) 福岡	

京の五都府県によつて占められているということである。このことは、これらの業種は、わが国の三中心工業地帯を中心とする市場指向的性格 (market oriented) をもっていることを示して、第一類型中の地域的集中度の上位ないし中位の業種と多少異なる地域的性格をもっているということができ、その限り後に示す第六の類型とも近いといえるであろう。

(二)

第二の類型は、既掲のように中心工業地帯ならびに地方工業地域併存の主として大規模工場をもつて構成せられている業種である。

すなわち、前表で大規模工場の比重が過半を占める業種を地域的集中度の高いものからぬき出すと、上表のようになる。

全体として地域的集中度が第一の類型よりやや低く中位に属し、首位よりの三都府県への集中割合もやや低い。しかも上位五都府県の中に入っている京浜、阪神、中京以外の地方県は、散在的である。

その意味において、中心工業地帯と地方工業地域併存の大規模工場を主体とする業態であることが特徴的に示されている。しかもこの類型に属する業種が、業種のもつ量的比重を別とすれば、第一の類型に比し著しくすくない。

もう一つの地域的特徴は、第一の類型と対照的に中部以西より関西、西日本

に著しく比重のかかつているという点である。一位から五位までの都府県数を大別すると次の如くである。

関	東	四都県
中	部	六県
関	西	以西
		一五府県

しかも五業種を通じて、一、二位の府県には、関東地方は全くふくまれていない。業種の地域的性格として第一の類型と対照的に留意すべき点である。

なお資料に都府県別が表示されていないために、前表に加えられないけれども、大規模工場の比重が過半を占め、この第二の類型と同様の性格のものに次の諸業種が属し得ると考えられる。

パ
ル
プ

化
学
織
維

石
油
精
製

セ
メ
ン
ト

(三)

第三の類型は、中規模工場がその業種の主たる比重を占め、あるいは、中規模工場中心に大、小規模工場の混在している業種で、その主たる府県が中心市場であつて、その集中割合はやや高く、いわゆる地域的集中度の高位にあるものである。次表の如くなる。

第 3 の 類 型

順位	業 種	地域的集中度	三都府県集中割合	主 要 都 道 府 県					
				1	2	3	4	5	
17	医 薬 品	48	63	東 京	大 阪	富 山	兵 庫	愛 知	知 山
22	油脂加工塗料	44	74	東 京	大 阪	富 山	兵 庫	愛 知	和 歌 山
25	砂 糖	43	52	北 海 道	東 京	大 阪	神 奈 川	福 岡	岡 崎
32	動 植 物 油 脂	40	36	兵 庫	神 奈 川	大 阪	岡 崎	大 阪	京 都
40	ゴ ム 製 品	37	50	兵 庫	東 京	福 岡	大 阪	神 奈 川	福 岡
42	ガ ラ ス	36	60	東 京	大 阪	神 奈 川	大 阪	兵 庫	岡 崎
56	有機工業薬品	32	46	福 岡	大 阪	東 京	兵 庫	神 奈 川	福 岡

このいずれの業種も、部分的に装置産業的性格をもち、従つて、立地上
 関連産業指向的性格を一部もちながら、同時に国内市場指向的性格をもつ
 ている。このことは、この七業種の上位五都道府県を分けると、

東 京 都	七 業 種
神 奈 川 県	五 "
愛 知 県	一 "
大 阪 府	七 "
兵 庫 県	六 "
福 岡 県	五 "
そ の 他	北 海 道、富 山、京 都、和 歌 山、各 一 業 種

となつており、関東、関西、西日本と三中心が形成されていることに知ら
 れる。その他は四道府県にとどまり、砂糖の北海道は甜菜製糖という原料
 指向であり、製菓の富山は後の第五の類型の地方産業に属するものであり、
 油脂加工の京都、和歌山は大阪中心に市場指向的性格をもつているといつ
 てよいであろう。またこの分野における愛知県を中心とする中京地方の比
 重の低いことが目立っている。

第 4 の 類 型

順位	業 種	地域的 集中度	三 県 集 中 割 合	主 要 府 県									
				1	2	3	4	5					
6	糸 織 造	61	41	長 岡	野 山	群 兵	馬 庫	埼 愛	玉 知	山 福	梨 岡	福 岐	島 卓
9	耐 火 物 製 造	59	53	岡 北	海 道	愛 知	海 道	三 東	重 京	兵 愛	岡 庫	山 高	口 知
16	網 織 造	49	49	静 岡	岡 口	北 海	道 香	東 京	愛 媛	広 福	島 岡	長 新	崎 潟
19	紙 製 造	43	52	静 岡	岡 口	北 海	道 香	東 京	愛 媛	広 福	島 岡	長 新	崎 潟
29	農 産 罐 詰	42	30	静 岡	岡 口	北 海	道 香	東 京	愛 媛	広 福	島 岡	長 新	崎 潟
30	無 機 工 業 機 械	41	30	静 岡	岡 口	北 海	道 香	東 京	愛 媛	広 福	島 岡	長 新	崎 潟
43	農 業 用 機 械	36	22	新 潟	大 阪	香 川	京 都	愛 媛	大 岡	山 東	福 岡	新 潟	玉 島

(四)

第四の類型として、第三の類型と同じく中規模工場がその業種の主たる比重を占め、あるいは、中規模工場中心に大、小規模工場が混在しているが、その主たる地方が中心工業地域からはなれた地方県である諸業種である。地域的集中度が比較的高く、しかも主要三県の集中割合のあまり高くないことも特徴的である。地方所在原料指向を主とし、一部は地方市場指向による。上の如くである。

特に題著なことは、地方原料又は地方市場指向ということの特徴として、中心工業地域に属する都府県は、七業種五位までに入っているもの東京、大阪、兵庫、愛知の四都府県で二割五分余の比重にすぎず、その他の地方県は一八県に及び、三業種にわたるもの一県、二業種にわたるもの六県、一業種のものの一県と、きわめて散在的である。

これを業態からみると、大企業の複数工場としての中規模工場、一社一工場制の中規模工場、ならびに地方産業的中小企業群等より構成せられている。

第 5 の 類 型

順位	業 種	地域的集中度	主要三県集中割合	主 要 県				
				1	2	3	4	5
1	陶 磁 器	72	82	愛 知	岐 阜	三 重	佐 賀	長 崎
3	漆 器	68	59	石 川	香 川	福 島	栃 木	長 野
4	天 然 樹 脂 木 材 化 学	64	52	鹿 児 島	兵 庫	宮 崎	長 崎	大 阪
36	織 物 業	38	37	愛 知	大 阪	福 井	静 岡	石 川
47	洋 食 器 双 物	35	55	大 阪	新 潟	東 京	兵 庫	岐 阜

(五)

第五の類型として、中小企業群によつて構成せられている地方産業があげられる。従つて小規模工場の比重がその業種の過半を占め、地域的集中度が高く、主要三県の実際の集中割合も比較的高い。地域的集中自体が歴史的伝統的に有力な存立条件になつていゝものである。上の如くである。

このように、五業種の主要五都府県がきわめて散在的に一八都府県にわたり、中部、関西、西日本を主とし、関東地方はきわめてすくない。既に述べたように、前の第四の類型中にかかげた各業種の中には、この地方産業的類型に属するものがすくなくまゝふくまれている。

(六)

第六の類型は、わが国の中心工業地域を主要な市場とする市場指向型で、しかも主として小規模工場が中心となつて構成せられている業種である。従つてその中には、京浜、阪神等の中心工業地帯の中で、特定地域に集中的に地方産業的業態を形成しているものもすくなくない。地域的集中度の順位からは中位又はそれ以下であるけれども、主要三都府県への実際の集

第 6 の 類 型

順位	業 種	地域的集中度	主要三都府割	都 府 中 心			50人以下工場の従業員数の割合					
				1	2	3						
13	ペン、ペンシル	51	75	東	京	大	阪	神	奈	川	47.6	
26	紙製	42	71	大	阪	大	東	京	愛	知	59.8	
35	染色整理	39	48	大	愛	知	大	阪	京	都	45.5	
38	玩具、スポーツ用品	37	59	東	京	大	愛	知	大	阪	62.7	
41	金属打抜被覆彫刻	37	71	東	京	大	大	阪	愛	知	73.6	
45	加工紙製造	35	56	東	京	大	大	阪	愛	知	49.2	
48	その他金属製品	34	62	東	京	大	大	阪	愛	知	57.7	
49	線材製品	34	62	大	大	阪	東	京	京	都	69.9	
57	メリヤス	32	49	大	大	阪	東	京	愛	知	68.2	
62	その他機械	30	46	大	大	阪	東	京	神	奈	川	40.9
63	ボルトナットねじ	30	64	東	京	大	大	阪	愛	知	73.9	
64	銃鉄鑄物	29	48	大	大	阪	大	埼	玉	愛	知	55.4
65	非鉄金属鑄物	29	54	東	京	大	大	阪	愛	知	64.3	
71	印刷	23	49	東	京	大	大	阪	愛	知	63.0	
72	紙製容器	23	53	東	京	大	大	阪	愛	知	63.7	
73	特殊用光学機械	22	49	東	京	大	大	阪	愛	静	岡	60.8
74	写真及装備品	16	34	東	京	大	大	阪	愛	知	80.3	
75	パン及菓	12	36	東	京	大	大	阪	愛	知	68.0	

中割合は比較的高いことを特徴として
いる。例外的に集中割合のひくいのは、
家具とパン菓子の二業種のみである。
上表の如くである。

とりわけ特徴的なことは、上記一八
業種の中で、京浜、阪神、中京の五都
府県以外で、上位三位までに入ってい
るのは、染色加工と線材製品で京都府、
鑄物の埼玉県、特殊産業機械の静岡県
で、これらも本来上記三中心地域の一
部又は延長である。殊に一八業種の内
一二業種までが、上位三位まで東京都
大阪府、愛知県(順位の相異はあるが)
によつて占められている所に、この類
型の特徴が明らかに示されている。
また一八業種の内の一〇業種が主と
して消費財に属し、他の八業種が、鑄

第 7 の 類 型

順位	業 種	地域的集中度	三都府主要集割	1	2	3	50人以下の従業者の場数割合
21	水産食品	44	32	静岡県	北海道	千葉県	64.9
39	建築用粘土製品	37	29	愛知県	兵庫	静岡	88.6
52	精穀製粉	33	23	北海道	愛知	福岡	68.4
60	調味料	31	23	千葉県	愛知	兵庫	62.0
61	木材木製品	31	21	北海道	静岡	愛知	82.8
66	コンクリート石膏石灰	28	21	東京都	栃木	福岡	61.8
67	飲料	28	19	兵庫	福岡	岡	58.0
69	肉製品乳製品	27	34	北海道	東京	大阪	48.8

物、金属製品、一部の機械工業で、小規模工場が主体となっている生産財である。これらの中小企業の生産財工業は、性格的にみてまた第一の類型と関連をもつて存立しているということができよう。

(七)

第七の類型は、地方所在の原材料地指向の主として小規模工場を以て構成せられている業種である。従つて地域的集中度も中位以下低いものが多く、上位三都道府県の実際の集中割合もとりわけ低いことが一般的特徴となつている。このことは、主として地方原材料指向であるとともに、一部は地方市場指向的性格をもあわせもつているものがある。すくなくない。上表のように、この類型に属するものとして、八業種があげられる。

この内で、愛知県が建築用粘土製品、精穀製粉、調味料、木材木製品という四業種にわたる原材料指向工業の一中心になつていること、北海道が水産食料品、精穀製粉、木材木製品、肉製品乳製品の四業種の比重の大きいことが注意せられる。

なおこの類型に属する業種は、工場規模は主として小規模工場、一

部中規模工場によつて構成せられてはいるけれども、企業体としては、製粉、調味料、飲料、肉製品、乳製品等の業種において、相当規模の企業の複数工場に属するものが相当の比重を占めており、コンクリート関係では、大企業の関連ないし傍系企業に属するものがすくなくないことは、留意しておかなければならない。

以上業種の地域的性格、地域開発との関連における経営の業態を特徴的にみた。七十五業種に及ぶ類型化で前回の四十二業種より、より細分されたために、地域性格的に七類型に分つたのである。この内で地域開発の推進のないてになり得るのは、第一、第二、第三、第四の諸類型が中核ということが出来る。今後の地域開発のねらいと、それに関連する業種の従来の地域的性格に關係ある業態、ならびに今後の課題達成のための業態上の条件等は、ここから分析考察のいとぐちが見出されるということができよう。前回既にこのことにふれており、またより詳細な検討には、与えられた紙幅がないので、別の機会にゆずる。

四、両表の比較

既に述べたように、昭和二十六、七年に比し昭和三十一年の製造工業の全体としての経済規模は著しい拡大を示している。その間において、各業種における地域的性格はどのような変化を示しているであろうか。両表を中心として比較することによつて考察をすすめる。

只両表が四十五業種と七十五業種という異なる産業分類で示している為、そのまま比較できない部分がある。これを補つて、別に昭和二十六年工業統計表と、昭和三十一年工業統計表とによつて、各業種の主要三府県の実

際の集中割合をも比較して、あわせ検討した。また既に示したように、昭和二十六、七年の資料による作表結果は、六の類型で示したが、昭和三十一年は業種のより細分化で、より業態が明かになったので、七の類型で示している。従つてここでは、昭和二十六年の六の類型によつて昭和三十一年と比較することとした。

- (1) まず両表において地域的集中度についての業種間順位の相対的關係について特に目立つたものをみると、
(ア) 順位の著しく上位になつたもの

医薬品、玩具、動植物油脂

いずれも主要三県の地域的集中の割合も相当大きくなつてゐるが、特に業界を構成する工場規模の比重が以前より規模の大きい所に移つてゐることが目立つてゐる。業界構造の編成替が一の要因となつてゐると思われる。

- (イ) 順位が著しく下つたもの

自動車、發送電機械

自動車は後にもみるように実際の地域的集中割合もかなり低くなつており、發送電機械はその点余り変りなく、また共に構成工場規模の比重は殆ど變つてゐない。なお鉄鋼業も二表の比較では順位が著しく低くなつてゐるが、分類範囲が異なるためで、現実の地域的集中度ならびに地域的集中割合はあまり変化はないようなのでここにかかげなかつた。

(2) つぎに地域的性格と経営の業態による六分類から七分類へと編成替えした間において、業種の地域的ないし業態的性格が相当変化したことともなう類型間の変更はほとんど必要なかつた。二、三の変更を示しているのも、業種の細分化によるより性格の明確化による修正であつた。僅かに農業用機械工業のみ、その發展と

もに業種の構成工場規模の比重が、中小規模工場から、やや中規模工場に移ったことが目立ち、前に小規模工場中心の市場指向的工場の業種としたのを、中規模工場中心の地方市場指向の業種に変更したものに、その例をみるにすぎない。

(3) 次に各類型について業態と地域的性格についての特徴的な推移をみると次の如くである。

(ア) 昭和二十六、七年作表による第一類型、すなわち中心工業地帯集中的関連的性格の業種についてみると、ここにいう地域的集中度は、既に示したように産業全体の集中化が稍進んでいる為に、各業種通じ幾分低くなっているけれども、主要三都府県集中の実際の割合は、この五年間に時計、繊維機械、金属加工機械等のようになく変らないか、電気計測器、通信機械、自転車等のように数%ないし一〇%程度集中化を促進している。

僅かに例外的に自動車工業のみ、地域的集中度も、実際の集中割合も相当目立ってひくくなっている点が注意せられる。この間業種によつて従業者数が二倍三倍になっているものから、多少の減少を示しているものもあるが、そのことが傾向的には地域的集中度とは余り関係がみとめられない。

(イ) 第二の類型の中心工業地帯ならびに地方工業地帯併存の大規模工場を主とする業種、この間従業者数の増加はあまり目立っていないが、全体通じて地域的集中度をやや大にし、実際の集中割合も鉄道車輛、紡績はやや集中化、鉄鋼、造船、無機薬品は不変を示している。

(ウ) 第三の類型の市場指向的中規模工場の業種も、いずれも従業者数は微増にとどまっています、地域的集中度、ならびに実際の地域的集中の割合は、殆ど不変といつてよい。装置産業的性格であることも関係があるといえよう。

(二) 第四の類型の中小企業を主とする地方産業に属する業種も、地域的集中度ならびに集中の割合は、微増又は不変といつてもよい。

(三) 第五の類型の市場指向的小規模工場の業種は、実際の集中割合において、メリヤス、玩具、原動機等であり増大し、家具、パン菓子工業はほとんどかわらず、只農業用機械工業のみ、昭和三十一年の類型の分類で第四の中規模工場中心の地方市場指向工業に属せしめたように、地域的集中度の不変に対し、主要三府県への集中割合が例外的にやや低くなつて注意される。

(四) 第六の類型の原材料依存の小規模工場の業種の内、罐詰保存食品が、資料の関係で明確に比較できないけれども、実際の集中割合が相当低くなつていようである。昭和三十一年の表示の農産罐詰ならびに肉製品乳製品にみられる所である。

以上のように、両表の示す限りでは、地域的性格と関連した経営の業態は数年間にあまり変わらず、また地域的集中の情況は、あまり変らないか、集中化を多少共促進しているのが一般的傾向で、実際の集中割合が低くなつているのは、自動車工業と、農業用機械工業ならびに罐詰保存食品工業等にすぎないことが特徴的に示されている。換言すれば、この数年間に発展した業種も、不振の業種も通じてやや地域的集中化の傾向を示し、ただ発展した業種の中には、地域的集中の割合を相当低くした自動車工業、農業用機械工業、保存食品工業等が例外的にふくまれていて、不振の業種は、主として地域的集中が不変または増大したもののみであることが注意せられる。

五、地域開発と経営の業態的条件

以上考察したように経営の地域的性格はその業態と密接に関連をもっている。全般的には依然として一部の中心工業地域への集中化傾向を示しており、従つて当然にそれとの関連における経営の業態も、地域的性格に関する限り、著しく變つているとはいえない。従つてわが国の工業の地域構造を改変しようとすることを目標とする限り、一方には工業立地政策の樹立と実施による推進ももちろん必要であるが、同時に他方において、上米みたような地域的性格との関連における経営の業態的条件の側面をどうしても検討せざるを得ないこととなる。従小論に試みたわが国工業の地域的性格との関連における業態の類型化は、その条件検討の一の足掛りになるはずである。地域構造の改変を目指した場合、それに伴う必要な経営の業態的条件の検討がここから進められるはずである。殊に一般的に地域的集中化傾向を示す中において、それらの業種中地域的分散を可能ならしめている例外的事例の条件を検討すること、またこの数年間に例外的に集中化を鈍化させている業種についての条件の検討等がその具体的足掛りとなる。その部分的な試みは前回の作表の際に若干ふれたが、さらに後の機会に検討を進めることとする。

なお本小論の作表は、資料である工業統計表の中で地域別区分が少数工場のため実数を欠いたために、大規模工場で業種としても比重大きく、殊に今後の地域開発に重要な役割を占めることの予想されたもの若干を含まず、また昭和三十一年現在の資料であるため、むしろその後の発展の目覚ましい業種分野もあるので、地域開発との関連における経営の業態の今後の考察には、この分野をも加えねばならない。(三四、一〇、二六)

(後記) 本論は昭和三十四年度科学研究費による研究の一部である。

モルガン投資銀行業務形成の背景

井 上 忠 勝

序

ジョン・ピアポント・モルガン（一八三七—一九一三）の生涯を彩つたものは投資銀行家としての花々しい活躍であるが、この一文は、彼が一八六〇年（あるいは六一年）ニューヨークにおいてこの種の業務を開始した当時の時代の環境を描出し、そしてそれが彼の事業の形成に如何なる関係を有したかを考察しようとするものである。問題となるのは次の諸点である。

第一 製造工業における産業革命の進行と相並んで、一九世紀初期に始つたアメリカの国内開発——運河および鉄道の建設——は、現実の供給量をはるかに超える多額の資本需要を必要としたこと。

第二 海外に投資の機会を求めていた外国とくにイギリスの資本が、アメリカに流入したこと。

第三 ジョン・ピアポント・モルガンの父ジュニアス・スペンサー・モルガンは、ロンドンに本店をもつアメリカの有力な金融業者ジョージ・ピーボディー商会のパートナーあるいはその後継者として、イギリスの投資家

の間においてすでに高い地位を占めていたこと。

第一の問題、すなわち、製造工業における産業革命の進行と相並んで、一九世紀初期に始つたアメリカの国内開発——運河および鉄道の建設——は、現実の供給量をはるかに超える多額の資本需要を必要としたことについて。

I イギリスがアメリカ植民地に課したところの「植民地によつて本国が商業的にもうけるようにするため」の政策は、わずかに許された分野をのぞいて、アメリカにおける工業発達の機会を閉ざしていた。しかし、一七五五年に始つた独立戦争の勝利によつて、アメリカはイギリスの桎梏を脱し、やがて一挙に産業革命の時代を迎えるに至つた。

アメリカの産業革命は、イギリスにおけると同様に、木綿工業に始つた。一七八九年には、今日「アメリカ工業の父」と呼ばれているサミュエル・スレイターがイギリスより渡来し、この国にはじめてアークライト式紡績機を紹介した。一八一三年には、マサチューセッツ州のウォルサムに、「アメリカ最初の近代工場」を建設したところのポストン製造会社が設立された。一八五〇年までに、二五〇、〇〇〇ドル以上の資本金と、二五、〇〇〇錘以上の紡錘を所有した会社の数は四一社に上つた。¹⁾

木綿工業に始つた産業革命はやがてその他の工業分野に及んだ。小銃は斧と鋤と並んでアメリカ開拓の三つのコーナーストーンであるといわれているが、その製造業はコネティカット州を中心に発達し、互換性のある部品

の生産に先駆をつけながら、南北戦争以前にすでに工場制生産の時代に入った。同様の発展は、主としてオハイオおよびイリノイ両州に発達したところの、マッコミックの刈取機によつて代表される農機具工業、ボストン、ニューヨーク、あるいはコネティカット州に発達したマシン工業、マサチューセッツ州ウォルサムに始つた時計工業などに見られた。一八六〇年までに、この国における製造工業の投下資本額は約一〇億ドル、生産額は約一九億ドル、賃銀労働者数は約一〇〇万人に達していた。⁽²⁾

製造工業におけるこのような発展と前後して、国内交通機関、就中、運河および鉄道の建設が活潑に開始された。一八一七年にはエリー湖とハドソン河を結ぶエリー運河の建設が開始され、一八二五年に至つて、全長約三六〇マイルに及ぶこの水路は完成した。この運河の建設には七〇〇万ないし八〇〇万ドルが費されたが、それは経済的にもまた企業的にも成功し、この国における運河建設時代の端緒をなすことになつた。運河はペンシルヴェニア、ニュー・ジャージー、オハイオ、インディアナを縦横に縫いはじめた。運河建設熱はさらに西方の諸州や南部諸州にも及んだ。

一八五〇年までに、運河の拡張はおわりを告げた。しかしそれに代るものとして、鉄道の建設がすでに開始されていた。一八二七年にアメリカにおける最初の主要鉄道会社であるバルティモア・オハイオ鉄道の設立が認可され、一八三一年にその最初の蒸気機関車が路線（当時七二・五マイル）の上を走つた。最初の鉄道建設熱がこれにつづき、東部諸都市に相次いで鉄道会社が誕生した。もつともそれらの多くは近接都市をつなぐ短線鉄道であつたが、一八五〇年代に入るとともに、幹線鉄道の時代がはじまつた。一八五〇年にはニューヨーク・セントラル鉄道が五大湖を、五三年にはシカゴを、五四年にはミシシッピをニューヨークに結びつけ、やがてエリー

鉄道やペンシルヴェニア鉄道がこれに加つた。一八六〇年までに、アメリカに建設された鉄道路線の全長は約三万マイルに達して(3)いた。

Ⅱ 製造工業および国内交通機関の急速な発展はいうまでもなく多額の資本を必要とした。しからば、アメリカ国内の資本はよくその需要に応ずることができたであろうか。それはいくつかの経路を経てこれらの産業に流れ込んだ。

第一に、個人がその余裕ある資金を直接事業に投下した。この方法が最も顕著に見られたのはニュー・イングランドに起つた木綿工業である。この地域には、植民地時代における貿易および海運業によつて、かなりの資金が蓄積されていた。この資金が、所謂商業資本の産業資本への転化という形をとつて、木綿工業に流れた。前述のボストン製造会社の最初の資本金一〇万ドルは一〇人余りの主としてボストンの商人達によつて出資された。(4)

資本が個人の資金を源泉とし、また個人によつて直接提供されるというこの方法は、一九世紀後期に至るまで、アメリカの製造工業において最も基本的な長期資本調達の方法であつた。なるほど、この時代における製造工業の発達は急速なものであつた。しかしそこにおいては、企業は一般に小規模であり、また地方的な会社であつた。多くの企業はその所在地の数人、十数人、あるいは数十人の人達の出資によつて設立された。製造工業への長期金融において、投資銀行家を中心とする金融業者が重要な役割を演ずるようになったのは、企業合同がとみに活潑となつた一九世紀後期以降に於いてであつた。ちなみに、ニューヨーク株式取引所に上場された製造会社の数は、一八八〇年においてはただの一社であり、一八九〇年においても依然一〇社を超えておらず、ようやく一八九七年至つて二〇〇社に達するという状態であつた。(5)

第二に、資本は企業における利潤の再投資という方法によつて賄われた。産業資本主義の生育期においては、企業者は一般に高率の利潤を期待することができた。そしてあるものは、その利潤を注意深く管理し、これによつてその事業を拡充した。少くとも、微賤な身から出発し、遂に大富豪となるに至つたアメリカの企業者は、すべてこの方法を忠実に実践した。石油精製業におけるロックフェラー、鉄鋼業におけるカーネギーはその代表者であつた。

第三に、銀行 (chartered or incorporated bank) がアメリカの産業化に対して演じた役割が問題となる。

植民地時代のアメリカにおいては、本国イギリスの規制によつて、金融制度は發達の機会を見出すことができなかった。一六八四年にはアメリカ植民地における貨幣の鑄造が禁止された。一七四一年には、一七二〇年の泡沫条令がこの植民地にも適用され、これによつてアメリカに生れつつあつた最初の銀行——土地銀行——はその發達の芽をつみとられた。一七五一年にはニューイングランドにおける紙幣 (paper bills of credit) の發行が禁止され、さらに六四年にはアメリカの全植民地にこれが及ぼされることになつた。イギリスのこのような政策は、アメリカ植民地における通貨の価値の低下を防ぎ、常に債権者の立場にあつたイギリス商人の利益を擁護するた⁽⁶⁾めのものであつた。

独立後、アメリカに設立された最初の銀行は、一七八二年に業務を開始したフィラデルフィアの北アメリカ銀行である。これに引き続いて、一七八四年にはボストンにマサチューセツツ銀行、ニューヨークにニューヨーク銀行がそれぞれ設立された。これらは何れも州法銀行であつたが、一八九一年にはフィラデルフィアに最初の国法銀行として第一合衆国銀行が設立された。しかしこの銀行は二〇年を期限として設立されたものであり、一八一

六年に新たに第二合衆国銀行が設立された。しかしこの銀行も二〇年後の一八三六年にはその組織を変更して州法銀行 (Bank of the United States of Pennsylvania) となった。この間、州法銀行はアメリカの各地につきつきと設立され、その数は一八〇〇年の二八行、一年の八八行、二〇年の三〇七行、三〇年の三二九行、そして四〇年の七二二行と増加し、その資本金はこの最後の年において三億五千八百万ドルに上つていた。⁽⁷⁾

さて、アメリカに設立された初期の銀行は、厳格な商業銀行業務というイギリス流の考え方に従つた。銀行は、約束手形および為替手形の割引を通じて短期資金を提供するけれども、長期資金はこれを供給しないというのがその方針であつた。前述のマサチュセッツ銀行は、一七九二年のマサチュセッツ州法によつて銀行株式の売買を禁止され、またニューヨーク銀行の特許状は、不動産担保の貸付、連邦債または州債の売買を禁止した。

初期の銀行の活動が、ほとんど純粹な商業銀行取引に限られていたのは、州政府の方針に従つたものであるが、同時にまた国内の産業がいまだ発達の間端緒を見出したばかりであり、依然貿易がこの国においては圧倒的な重要性を有していたからである。しかし、その後における産業の発達、就中国内交通機関の発達にもなつて、銀行の中にはこれらの産業に対し積極的に長期資金を提供するものが現われてきた。第二合衆国銀行や特にその後継者である Bank of the United States of Pennsylvania (1836-41) はその代表的なものであつた。H・P・ウィルスおよび J・I・ボーゲン⁽⁸⁾ は、この銀行が本来商業銀行でありながら、どのような方法で長期金融を行なつたかについて次の如く要約している。「商業銀行は二つの方法で投資銀行業務を遂行した。第一に、特許状で許されている場合には、自己の計算において大量に州および都市の新規証券を買入れた（これらの証券は、後述するように、州および都市が運河を建設し、あるいはまた鉄道の建設とか、銀行の設立を資金的に援助するために発行された——筆者註）。第二に、証券を担

保としてプロモーターその他に大口の貸出を行った。Bank of United Statesは大規模にこの二つの仕事を行なつた。この銀行は証券の全発行を引受け、それをヨーロッパで売却または質入した。また有料道路、運河、鉄道および土地会社の計画の完成を援助するために、しばしばこれらの会社に対して直接に、その証券を担保として二十万ドルを超える貸付を行った。」

しかしながら、第二合衆国銀行およびその後継銀行がとつたこのような態度は、当時の銀行としてはむしろ例外的なものであつた。B・ハモンドがいうように「若干の州法銀行はこれらの二銀行にみならつた。しかしその数は多くはなかつた。⁽⁹⁾あるうは、Bank of the United States of Pennsylvaniaは一八三七年の恐慌と証券売買による多額の損失によつて間もなく破産したのであるが、この銀行は「一九世紀においてこの種の業務に積極的に従事したところの最後の incorporated bankであつたように思われる。」⁽¹⁰⁾しかもこれらの銀行は、主として国内証券の海外での販売を通じて、運河や鉄道に長期資金を提供したのである。換言すれば、彼らは外国資本をこれらの産業に導入したのである。しかし、国内資本の提供者として、銀行——ここでは chartered or incorporated bank を問題にしている——が果した役割をみるならば、山猫銀行のような商業銀行業務と投資銀行業務の区別のなかつた銀行は別として、一般に商業銀行業務が本来の仕事であつた。換言すれば、彼らは運転資金の提供を通じて産業の発展に貢献はしたが、しかし長期資金については、殆んど産業の要求を満すことがなかつたのである。

アメリカ国内の資本は、個人の直接的投資によつて、企業における利潤の内部留保によつて、あるいはまた銀行を通じて産業に流入した。これらの資本は、長期資金（設備資金）としてあるいは短期資金（運転資金）として、この国における製造工業の発達を助けた。一九世紀後期に至るまで、この国の製造工業はその資金に対する

需要をこの方法によつてかなりの程度まで充足することができた。それは既に述べたように当時の製造工業が一般に小規模であつたことに主として起因した。しかし製造工業とは異つて、はじめから多額の資本を必要とした運河および鉄道においては、事情は同一ではなかつた。国内資本はその要求に殆んど応ずることができなかつたのである。それは根本的には国内の資本が全体的に不足していたという事情によるものであるが、同時にアメリカの銀行が商業銀行業務を主要な業務となし、国内資本の産業への集中的な流入に積極的な努力を払わなかつたことも忘れられてはならない要因である。しからば、一九世紀初期に始まり、急速な勢でもつて進行した運河および鉄道の建設に必要なとされた資本はどのようにして調達されたのであろうか。その資本はどのような源泉からまたどのような経路を経て流入したのであろうか。

- (1) Knowlton, E. V., *Pepperell's Progress*, 1948, p. 32.
- (2) Hacker, L. M., *The Triumph of American Capitalism*, 1947 (中尾健一・三浦進訳、資本主義の勝利、下、二九四・五頁)。
- (3) *Historical Statistics of the United States 1789-1945*, 1949, p. 200.
- (4) Gibb, G. S., *The Saco-Lowell Shops*, 1950, p. 9.
- (5) Waternan, M. H., *Investment Banking Functions*, 1958, p. 29.
- (6) Studenski, P. and H. E. Krooss, *Financial History of the United States*, 1952, p. 17.
- (7) *Historical Statistics of the United States, 1789-1945*, 1949, p. 261.
- (8) Willis, H. P. and J. I. Bogen, *Investment Banking*, 1936, p. 216.
- (9) Hammond, B., *Banks and Politics in America*, 1957, p. 674.
- (10) Hammond, B., *op. cit.*, p. 704.

二

第二の問題、すなわち、海外に投資の機会を求めていた外国とくにイギリスの資本が、アメリカに流入したことにについて。

さきに述べたように、製造工業における産業革命の進行と前後して、広大な国土に展開されたアメリカの国内開発は、多額の資本を必要としたにもかかわらず、この国の富ははまだその需要を充すほど豊かではなかつた。しかしアメリカは、このような国内資本の不足を、外国とくにイギリスよりの資本の導入によつて補うことができた。

当時の状態は、アメリカが外国資本を吸引するには、きわめて有利であつた。

第一 ナポレオン戦争の終了は、イギリスにおいて資本の過剰をもたらし、この資本が海外に収益の機会を求めた。周知のように、一八世紀後期より一九世紀初期にかけて、ヨーロッパにおける金融の中心地はアムステルダムよりロンドンへ移行した。しかしながら、一八世紀と一九世紀初期を通じて、そこにおける最も重要な資本需要は政府需要であつた。一八世紀と一九世紀初期の絶えまない戦争は、巨額の政府借入を必要とした。事実、イギリスの国債は、一七〇九年において一、三〇〇万ポンドであつたものが、ナポレオンがセント・ヘレナに幽閉された一八一六年には九億ポンドに達して⁽¹⁾いた。しかし、ナポレオン戦争終了後、国債は減少した。それはこのような形態の投資がもはやイギリス国民の富を吸収しなくなつたことを意味した。一方、産業革命の勝利は、外国貿易の拡大とあいまつて、この国の資本量をいちじるしく増大せしめつゝあつた。資本の供給はあきらかに

需要を超過した。G・W・エドワーズは、この間の事情を一八一八年の一つの挿話的事件によつて次のように物語つてゐる。⁽²⁾このとき、七〇〇万ドルの利付大蔵証券が発行されたのであるが、「イングランド銀行で受付が開始される前、早くも朝の二時に、待ちきれなくなつた応募者の群衆が門に押しかけて蝶番をはずし、そして発行証券の全額が横に並んだ最初の一〇人によつて応募された。」同様の事情は、政府証券利廻が一八二〇年の四・四二%から一八五〇年の三・一一%に低下したという事実によつてまた確認されるのであるが、⁽³⁾このように資本の供給量が現実の需要量を大きく上廻つたことの結果として、この国の資本は海外に投資対象を求めることとなつた。投資の機会が十分に存在し、加うるにイギリスよりも金利の高かつたアメリカは、勿論その対象となつた。イギリスの投資家はアメリカの証券を購入し、同時に、彼らが大西洋を越えた血縁的なアングロ・サクソンに對して有していた既存の好意的な態度を明らかにした。

第二 イギリスよりアメリカへの資本の流入は、最初、アメリカ政府証券の購入という形態をとつたが、イギリスにおいてはこれらの証券を消化するのに都合な金融制度が発達してゐた。イギリスにおいては、一七八〇年代頃から、「loan contractor」として知られる業者が活動した。⁽⁴⁾銀行家、商人、および裕富な個人のあるものは、自己の計算において、あるいは彼らの友人のために、公債を購入した。彼らはそれを取引し、また他の投資家に売却した。換言すれば、いまだ端緒的な形態においてではあつたけれども、彼らは主として政府に對して資金を前貸し、そしてその代償として得た証券を投資家に分売し、これによつて資金を回収しあるいは利益を獲得するという機能を遂行したのである。この機能は勿論主としてイギリス政府公債の引受の関連して発達したのであるが、それはまた外国公債に對しても適用されるようになった。

さらにイギリスにおいては、公債引受のこのような機構が丁度発達しつつあつたときに、それと相並んで、あるいはそれと区別のできないものとして、マーチャント・バンカーの業務が存在した。M・H・ウォータマンはこれについて次のように述べている。⁽⁵⁾

「成功した立派な商人として、彼は金を儲けた。彼は自己の余剰な資金を投資することを常とした。彼ほどの知識をもたない人達は、彼を信頼し、彼に資金の投資をゆだねた。彼はついに相当量の資金を支配するようになった。彼はその資金を国内または海外の公債、あるいは若干の企業その他に投資した。彼の活動が十分に大規模なものとなつたとき、彼は、大陸各地および合衆国に事務所や代理店を有したロンドンのベアリング商会 (House of Baring Brothers & Company) に似た存在となつた。」

いうまでもなくマーチャント・バンカーは、元來外国貿易に従事していた商人が、最初副業的に営んでいた金融業務を拡大し、むしろそれを主要な業務とするに至つたものである。この点からするならば、むしろL・H・ジェクスの言うように、⁽⁶⁾「彼らに外国証券取引に従事することを可能ならしめたものは、彼らのもつ具体的な富よりも、むしろ彼らの取引関係の広さ、彼らの資産の流動的な性質、送金市場における彼らの重要性であつた。」そしてまた彼らの業務も、証券に対する投資というよりは、証券の引受および分売という、むしろ商業的色彩の強いものであつた。

さて、初期においてアメリカに資本を導入したものは、イギリスに発達したこれらの業者であつた。彼らは主としてアメリカの州債を引受け、彼らによつて提供された資金が有料道路、運河、そして後に鉄道の建設に向けられた。

すでに述べた事例についていうならば、ニューヨーク州は、エリー運河の建設資金を調達するために、一八一七年から二五年までに七〇〇万ドルを若干上廻る州債を発行した。この証券はロンドンにおいてまたたくうちに消化された。⁽⁷⁾ またアメリカ最初の州特許鉄道であるボルティモア・オハイオ鉄道は、メリーランド州から一八二八年に五〇万ドル、一八三六年にはさらに三二〇万ドルを与えられたが、後の方の額はメリーランドがイギリスで起債して得たものであった。⁽⁸⁾ すでに一八三六年以前において、九、〇〇〇万ドル以上の資金が北部の運河および鉄道に投下されたのであるが、その半ば以上は公共の資金によつて賄われ、そしてその大部分はイギリスにおいて確保されたものであった。⁽⁹⁾

- (1) Edwards, G. W., *The Evolution of Finance Capitalism*, 1938, p. 10.
- (2) Edwards, G. W., *Investing in Foreign Securities*, 1926, p. 48.
- (3) Edwards, G. W., *The Evolution of Finance Capitalism*. 1938 p. 21.
- (4) Waterman, M. H., *op. cit.*, p. 18.
- (5) Waterman, M. H., *op. cit.*, p. 18.
- (6) Jenks, L. H., *The Migration of British Capital to 1875, 1927*, p. 48.
- (7) Wills, H. P. and J. I. Bogen, *op. cit.*, p. 211.
- (8) Hacker, L. M., *op. cit.* (邦訳「下、四五頁」)。
- (9) Jenks, L. H., *op. cit.*, p. 75.

三

第三の問題、すなわち、ジョン・ピアポント・モルガンの父ジュニア・スペンサー・モルガンは、ロンドンに本店をもつアメリカの有力な金融業者ジョージ・ピーボティー商会のパートナーあるいはその後継者として、イギリスの投資家の間においてすでに高い地位を占めていたことについて。

アメリカの国内開発は外国より導入された資本に大きく依存したのであるが、この資本の導入がイギリスに発達した *loan contractor* あるいはマーチャント・バンカーの手によつて始められたことは、アメリカにおける金融制度のその後の発達、なかならず投資銀行家の発達にとつて、少なからざる意義を有することになった。

すでに指摘したように、*loan contractor* あるいはマーチャント・バンカーは端緒的な形態においてではあつたが、投資銀行家としての機能を遂行した。しかるに彼らが、自国資本のアメリカへの導入、換言すれば運河および鉄道への長期資本の導入において、きわめて重要な役割を果たしたことの結果、アメリカにおける資本の需要者は、彼らの存在を高く評価するとともに、長期金融については、この種の金融業者に依存することの利益を認識した。これには、すでに述べたように、この国の銀行がその設立のはじめから商業銀行業務を本来の仕事としていたことも影響があつた。もつとも、既述の第二合衆国銀行およびその後継銀行のように、投資銀行業務を強力に推進したものもあつたが、一八四一年における後者の劇的な破産は、ただ商業銀行業務と投資銀行業務の区別を一段と嚴重にすることに終つた。安全基金制度によつてニューヨーク州に設立された銀行の特許状は「銀行は、合衆国またはいづれかの特定の州の法律にもとづいて発行されたいかなる株式をも、債務保証のために真実に担保と

されたものを除き、直接または間接に売買することができない」と一率に定めた。⁽¹⁾

さてこのような状勢の中に、アメリカ人にしてみずから投資銀行業務を遂行せんとするものが現われてきた。

この発展は二つの方向から起つた。⁽²⁾一つは、米英戦争後に著名な存在となつた、国内の両替商ないしは為替仲買人 (exchange broker) からの発展であつた。彼らは最初は主として両替業務 (当時の通貨は必ずしも額面通り通しなかつた) および送金業務 (貿易の拡大はこの業務を増大した) を行い、従つて大資本を必要としなかつた。彼らはこれらの仕事の傍ら、また委託をうけて富くじや株式を売買した。しかしやがて、彼らの資本や信用が増大するに従つて、彼らは手形を割引き、また自己の計算において証券を売買するようになった。フィラデルフィアの E・W・クラーク商会 (E. W. Clark & Co.) はこのような発展をたどつたもの一つであつた。後に、南北戦争にともなう政府融資において、指導的役割を演ずるとともに、国内の投資金融機構を作り上げるのにあずかつて力のあつた彼のジェイ・クーク (Jay Cooke, 1821-1905) も、最初はこの商会において訓練をうけたのである。

いま一つの発展は、この国の外国貿易商人の間から起つた。いうまでもなく、彼らは「本質的に、より長い経験をもつロンドンの同業者 (マーチャント・バンカー) の方法に従つた」のであるが、さらに彼らの中には、みずからロンドンに居を移し、そこにおいて金融業を営むものが現われてきた。ジョン・ピアポント・モルガンの事業の形成と密接な関係があつた、ジョージ・ピーボディ商会 (George Peabody & Co.) は、その代表的なものの一つであつた。⁽³⁾

ジョージ・ピーボディは一七九五年にマサチューセツ州サウス・デンバーズ (現在のピーボディ) に生れた。簡単な正規の教育をうけたのち、最初は食料品店で、次は呉服雜貨店で働いた。そして一八一四年に、E・リッ

グスの若きパートナーとして、ボルティモアに Riggs, Peabody & Co. を組織し、輸入業務を開始した。一八二九年に E・リッグスは引退した。しかしピーボディは前者の甥 S・リッグスと共に Riggs, Peabody & Co. の事業を継承し、みずからはその社長 (senior partner) となった。

この商会は、イギリス、フランス、イタリヤ、およびロシアから呉服雑貨を輸入し、これを卸売した。ピーボディは商品の仕入を、S・リッグスはボルティモアでの販売を引受けた。ピーボディはヨーロッパに購入代理商を置いた。しかしみずからも、この地を歴訪し、商品を検査し、また染色、見本カード、包装、船積について詳細な指示を与えた。商会の事業は増大し、また繁栄した。

ピーボディは一八四五年までこの商会のパートナーであつた。しかし一八二九年のパートナーシップ契約は、S・リッグスにはこの商会の業務に専念することを要求したのに対して、ピーボディにはこの商会の業務以外に自己の計算で仕事をするこの自由を認めていた。ピーボディはこの契約を活用した。彼は、ニューヨーク、フィラデルフィア、ニューオーリンズ、およびメキシコの販売代理商に商品を船積した。またイギリスからカナダおよび南米に商品を送り、その代りに為替手形、あるいは銅、絹、茶などの貨物をアメリカに輸入した。しかしより注目すべき点は、彼がその商業活動によつて貯えた資本と、外国とくにイギリスとの取引関係を基礎にして、金融分野に乗り出したことである。彼はしばしば商用のためにイギリスに旅行したが、彼はこの地の友人のためにアメリカの証券を買入れた。彼はまた自らも証券に投資した。さらに、一八三六年に、メリーランド州が、チェサピーク・オハイオ鉄道の建設を援助するために、その州債を発行することになったとき、ピーボディは同州よりコミッションナーの一人に任命され、その代理人および買付勧誘者として、イギリスでの州債の販売にたず

さわつた。彼は一八三七年にロンドンにジョージ・ピーボデー商会を設立したが、それは彼がこの金融の中心地においていよいよ本格的に金融業を営むようになったことを意味した。

ジョージ・ピーボデー商会は当時の *mercantile banking principles* に従つて事業を営んだ。しかしその特色はアメリカとの取引にあつた。彼の事務所は「アメリカの情報を中心」であり、また「ロンドンを訪れるアメリカの友人にとつて快適な場所」であつた。商会は為替手形を引受け、信用を提供し、また預金を受け入れた。さらに、アメリカの証券を売買し、また一八五三年のオハイオ・ミシシッピ鉄道株式の場合のように、イギリスでの証券の発行を援助した。

ジョージ・ピーボデーの事業は繁栄した。ロンドン資本市場とアメリカとを結びつけた業者の中には、ベアリング・ブラザーズやロスチャイルドの如き有力なものも存在したが、しかし彼は、ロンドンに所在するアメリカ人としての特色を生かし、よくその事業を拡大した。彼は一八六九年に死去したが、その礎いた富は二、五〇〇万ドルに上つたといわれ、その影像是ロンドン金融街に建立された。

これより先、一八五四年に、ジョージ・ピーボデーは一人のアメリカ人をそのパートナーに迎えた。ジョン・ピアポント・モルガンの父ジュニアス・スペンサー・モルガン (*Junius Spencer Morgan, 1813-1890*) がその人であつた。彼はコネティカット州ハートホードの成功せる実業家ジョゼフ・モルガンの子供として生れ、ニューヨークおよびハートホードにおいて実業に従事した後、当時はボストンの *J. M. Beale & Co.* (この商会は外国貿易およびその金融に従事した) のパートナーであつた。彼がピーボデーに招かれたことについて、あるモルガンの伝記作家は次の如く述べている。⁽⁴⁾「ボストンを訪問したピーボデーは、その事業からの引退に備えて、一

人のパートナーを實際探し求めていた。ジュニアス・モルガンの名が、モルガンの友人達によつて、強く主張された。」

ジュニアス・スペンサー・モルガンが、一八五四年以来、このロンドンの商会において、ピーボディーをどのように助けたかは、具体的なことは知られていない。しかしそれから一〇年後の一八六四年に、ピーボディーが引退したとき、その事業はただちにジュニアス・スペンサー・モルガンによつて継承され、その名称も J・S・モルガン商会 (J. S. Morgan & Co.) と改められた。ピーボディーがいかに彼を信頼していたかがわかるのである。

ジュニアス・スペンサー・モルガンがジョージ・ピーボディー商会のパートナーであつた一八六〇年(あるいは六一年)、彼の息子ジョン・ピアポント・モルガンは、ニューヨークにおいて金融業を開始した(彼は一八五七年にゲッティンゲン大学を終え、同年ニューヨークの金融業者 Duncan, Sherman & Co. の書記となり、すでに実業の経験を有していた)。その目的は、ジョージ・ピーボディー商会のアメリカの代理店として活動することにあつたが、ピーボディーおよび父ジュニアス・スペンサー・モルガンが、海外に投資の機会を求めていたロンドンの資本家達の間において、すでに高い地位を占めていたことを思うならば、彼がこのような仕事を選んだのは当然ともいえることであつた。彼はロンドンの商会にアメリカ側の情報を提供し、その商会のイギリスの顧客のために投資をなし、またその商会の勘定を取り立てた。後日のアメリカの金融王はこのようにしてその業務を開始したのである。

(1) Wills, H. P. and J. I. Bogen, op. cit., p. 217.

(2) Gras, N. S. B. and H. M. Larson, *Casebook in American Business History*, 1939, p. 297, 676.

(3) Hidy, M. E., *The George Peabody Paper, Bulletin of the Business Historical Society*, Feb., 1938.

Moody, J., *The Master of Capital*, 1920, pp. 6-11.

(4) Hovey, C., *The Life Story of J. Pierpont Morgan*, 1912, p. 20.

× × ×

われわれは、ジョン・ピアポント・モルガンが、一八六〇年（あるいは六一年）、ニューヨークにおいて投資銀行業務を開始した当時の、アメリカ内外の状勢を分析しようとつとめてきた。そしてその結果は、彼が正に時代の要請に即応してこの種の業務を開始し、またそれについてきわめてめぐまれた個人的環境を有していたことが明かになった。アメリカに存在した投資の機会、海外に投資の機会を求めていたイギリス資本、そして彼の父がロンドンの投資家に対して有していた高い地位、これらすべての条件は彼が開始した事業の客観性と有利性を証明するものであった。（尚、このような環境のもとに開始されたモルガンの事業がその後どのように発展したかについては、拙稿「ジョン・ピアポント・モルガン、一八三七—一九一三」「九〇年代における鉄道更生とモルガン」「ユー・エス・ステイールとモルガン」「モルガン海運トラストの失敗」「モルガンによる産業会社支配の特徴について」などを参照されたい。）

在外経営の会計における換算の問題について

小 野 二 郎

一

大企業の活動領域が一国内のみに止まらず、在外支店又は子会社の形態を採つて、国際的にも拡大せんとする傾向を有し、殊に近年先進資本主義国において国民経済の成長の上からもそれが要請され、各企業の私的な海外投資が増加しつつあるのは周知の事実であるが、このことは、在外経営の営業成績と財政状態を報告するための健全なる会計技術の重要性が次第に大きくなつて来ていることを意味するものでもある。しかもこの二、三十年の間の会計理論の著るしい発展と、為替レートの切り下げ・通貨交換性の制限等の国際金融上の諸統制とは、在外経営活動に関して従来採られて来た伝統的な会計手続きの上に、更により一層深い検討を要する、複雑な、いくつかの問題をもたらした。

小論においては、我々自身の国際経営上の研究に一つの手掛りを得る、つまり経営活動に対する国際的な制約

性がその会計、殊に利益の把握に如何なる特殊な問題を提起するかを見ると云う意味において、この在外経営の会計での最も重要な手続きの一つである、子会社の財政状態と営業成績を親会社により用いられているのと等しい通貨価値に換算表示することの問題について、「Reporting Foreign Operations, 1956.」において展開されたヘップワース (S. R. Hepworth) の所論を中心に、米国の他の若干の文献を参照しつつ、考察を進めて行きたいと考えるものである。

二

在外経営の諸勘定を換算し、ドルで表示すると云うこと自体についても必ずしも疑問のないわけではない。例えばヘッカーは、戦後各国で行なわれた厳しい貿易統制や為替管理及び為替の切り下げの下においては、多くの場合換算レートそのものが確実な意味をもたず、更にまた在外子会社の配当と過剰運転資金が、自由にドルに交換され得ないが故に「為替レートにより換算されたドル数値は、現実には誤解に導く迄には至らないとしても、無意味なものにすぎない。かかる国々における子会社の財務報告が提供されなければならないときには、それはその国の通貨 (local currency) により表示すべきであつて、ドルで示すべきではない。」⁽¹⁾と主張しているし、実務界でも「National Dairy Products Company の一九四〇年の年次報告書においては、同様な理由から、⁽²⁾ 独蘭白堊の子会社に関する財務データは、附属明細表の形で、その国の通貨により表示されたと云われる。

これに対して A I A の公報は、「統制と為替管理を蒙っている在外子会社の資産及び純益の不確実なる価値と利用率、したがつて諸外国通貨のドルへの換算からもたらされる利益表示の非現実性を考えるときには、在外子会

社の財務諸表を米国親会社のそれと結合することが適切か否かと云う基本的な問題には、慎重なる考慮が払われなければならないが、その結合が決定されるか否かを問わず、在外経営活動については充分なる公示 (disclosure) が行なわれなければならない。」と云う観点から結合財務諸表を作成しない場合でも、在外子会社に関しては、それへの投資額とは別に「その資産、負債、その年度の損益及びそれへの親会社の持分を、適切なる形式で要約して示す」ことが必要であると主張している。⁽³⁾ 即ち此処では、原則として在外経営の財政状態と営業成績を換算表示することが要求されたのである。

ヘップワースもまた同様な観点から換算の必要なることを説くのであるが、彼によれば「或る国々と金融その他の取引が全く存しない場合には、確かに外国通貨額をドルに換算することは無意味なものであろう」が、それはかかる状況の下では、既に国内親会社の帳簿上に、かかる国々への投資額を記録維持しておくことが疑問となり、したがってその国の通貨で表示するとドルで表示するとを問わず、子会社に関する財務データを供すること自体が無意味となるからである。しかし種々多様な為替レートの存在、ドルでの配当支払いの制限・禁止、通貨価値の切り下げ等の諸制約があつたとしても、「米国と子会社の存する国との関係が正常であり、親会社の帳簿上に、その国への投資額を記録することが正当化される場合には」——勿論個々のケースの性格を考慮して、ドル数値のもつ意味を慎重に検討し、且つ国際金融上の諸制約を充分に公示することは必要であるが——換算を行ない、ドル額での資料を供することは、適切なる会計手続きであると考えられた。即ち(1)親会社と子会社の財務データを結合して、より大なる経済実体の結合財務諸表として示す場合に、個々の諸勘定の換算が行なわれることは云う迄もないが、(2)親会社の帳簿と財務諸表において、在外子会社への投資を、その純資産に対する親会社

の持分額で記録する場合、つまり持分法 (equity method) を採る場合においても、その額を決定するのに各年度のドル損益への持分額を計算する必要があるから、在外子会社の諸勘定を換算することが要求される。更にまた (3) 在外子会社への投資を当初の出資額で記録する、原価法 (cost method) を採る場合においても「子会社の純資産への持分と当初の投資額とを比較し、或いはまた純利益に対する持分とドルで受けとられた配当とを比較するために……基盤となる純資産価値及びその年の純益への親会社の持分を、ドルで表示する附属明細表を提供するのが、一般的な報告慣習」であつて、やはりドルへの換算は必要であると主張されたのである。⁽⁴⁾

このように一般には、在外経営の財務データを換算することは、国際金融上の諸制約の如何を問わず、又財務諸表結合の如何を問わず、必要なる会計手続きとして認められているのであるが、次に取り上げられなければならないのは、換算は如何なる為替レートに拠るべきかと云うことである。この場合当然、為替レートが需給に応じて正常なる変動を示すときと、外国貨幣価値低下のために為替価値の本質的な切り下げ (devaluation) が行なわれるときを区別しなければならぬが、以下先づ最初の場合について考察を進めて行くことにする。

- (1) A. B. Hecker; How to Handle Foreign Currencies in Statements Covering Foreign Subsidiaries, *Journal of Accountancy*, 1948, Jan., p. 27-p. 28.
- (2) S. R. Hepworth; Reporting Foreign Operations, 1956, p. 5 参照。
- (3) A. I. A.; Accounting Research Bulletin, No. 43, 1953, p. 112.
- (4) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 2-p. 6, p. 123.

三

貸借対照表上の諸項目に關しては、直接ドル額で獲得されたか或いは責任を負うものは別として、資産及び負債・資本を、流動(current)項目と固定又は非流動(non-current)項目とに分ち、前者は貸借対照表日現在のレート、つまり期末レート(current rate 又は closing rate)で換算し、後者は、それぞれ各資産が獲得され、負債が生じ或いは資本が拠出されたときのレート(original rate)で換算すると言うのが、A I Aにより積極的に勧告され、フィニー・ミラーやカレンブロック・シモンズ等の論者によつて支持されて来た見解であり、また今迄一般に採られて来た慣行である。⁽¹⁾

この伝統的な、権威ある手続きは、それについてアシュダウンが「固定資産は、経営活動において用いられるものであり、その国に止まるものである。それ故……極端な為替相場の低下のあつた場合は別として……それは為替の現在のレートと一諸に變動するものではない」が、これに対して「流動資産・流動負債は、もしその営業期間の終りに清算が行われたとしたら、もたらされるであろう価値をもつて表示さるべきである。」⁽²⁾と云う論拠を主張しており、更にフィニー・ミラーが、もし長期固定的な諸勘定に期末レートが用いられるとすると、これらは為替レートの変動に応じて再評価されなければならないが、これに拠つて例えば「在外経営の固定資産ドル額を期間毎に修正することは、固定資産会計におけるコンヴェンショナルな原価主義に相反する。」また短期流動的な諸項目については「期末レートは、本国親会社に送られる現金に間もなく転換すると思われる、資産の現在の価値額と、流動負債による現在の責任額との最善の証拠を供するが故に採られるのである。」⁽³⁾と述べてい

ることからも識れるように、完全な意味での金本位制は崩れかけていたにせよ、比較的通貨の交換・送金が自由であつた時代を背景として「外国諸勘定の數値を、それぞれ關係ある国内の諸勘定に現われるデータに照應させて、換算し決定せんとする希望に基いて」⁽⁴⁾現われたものであり、したがつて直ちにドルで獲得し得る資産——流動資産——の価額の表示を第一義的な目的とする、古い型の會計觀に拠つて展開された慣行であつたと云える。

それ故新しい會計の論理の上に立つて、且つ國際金融上の諸統制——持に交換・送金制限——をも考え合わせるときには、果してこれが在外經營の財政狀態を客觀的に表示するための適正な方法であるか否かについて、当然疑問が生じ得るのであつて、ヘップワースは、在外經營の財務報告における「短期・流動項目と長期・固定項目との区分は、銀行及びその他の短期信用機關の伝統的な分析手続きの指示に大きく追従していることを示すものであつて、一般的な財務諸表分析の目的のためには、通常それに認められているよりもはるかに小なる価値を有するものでしかない。」⁽⁵⁾としてこれを却ける。

そして古くから英國の文獻に見られた「貸借対照表における重要な境界線は、流動項目と固定項目との間にはないのであつて、(a) その貨幣額が確定されている権利及び(優先株をも含めた)義務と(b) その貨幣価値が自由に変化し得る形態の財産(wealth)との間に存する。」⁽⁶⁾と云う見解にしたがつて、在外經營の貸借対照表上の諸項目を、(a) 長期・短期の負債・債権・現金等の、外国通貨の一定額を支払い或は受取るべき契約上の権利義務を表わす、貨幣価値項目(money-value-item)と、(b) 設備資産、棚卸資産、前払費用、自己資本等の、現在の經營における価値を貨幣額で確定することが不可能である、非貨幣価値項目(non-money-value-item)とに分ち、前者を期末レートで、後者をそれらが取得されたときに有効であつたレート即ちオリジナルレートで換算するこ

とを提唱する。

と云うのは、国内において一般に認められた会計原則によれば、貨幣価値項目は収入又は支出として契約上確定されたものの、現在の価値で記録される。現金・予金・有価証券等は現在の価値 (net realizable value) をもつて示され、またその他の当座資産・流動負債及び額面発行された社債等にあつては、確定された将来の収入又は支出額が、そのまま現在の価値額であるとして、これをもつて表示されるが、社債が割引又はプレミアム発行されるときには、その額面額と、未だ消却されない割引額又はプレミアム額とを表示することにより、その現在の価値額が示されるのである。他方非貨幣価値項目の価値も理論的には、収入をもたらず潜在的な能力に、その源泉を有するのであるが、実際には直接に個々の固定資産、棚卸資産、前払費用等に帰し得る将来の収入は測定し得るものではなく、それ故一般には「これらの資産の最も満足し得る価値尺度として、それらの獲得に關して行われた過去の支出——コストを採る」のが妥当な会計手続きとして認められるのである。したがつてこのようない理解に基くときには、在外経営における諸項目もまた、これに照応して、貨幣価値項目は現在のドル価値を示すよう期末レートにより、非貨幣価値項目はコストのドル対価をもたらずようオリジナルレートにより換算することが要請される。⁽⁷⁾

つまりヘップワースにあつては、国内の会計において一般に採られている原価主義的な観点から、ドルで獲得し得る価値額とは無関係に、在外経営の財政状態と営業成績とを、そのままの形で客観的にドル表示することが意図されたと考えられるのであつて、我々は此処に、彼の新しい観点からする、ユニークな主張を認めることが出来るのである。

しかしながらこの換算の原則に対する例外的なケースとして留意しなければならないのは、親会社が、在外子会社の設立後相当の時間を経て、その持分のすべて又は本質的な部分を獲得したときである。かかる場合には非貨幣価値項目には、オリジナルレートではなくて持分獲得時におけるレートが適用される。何故なら、これは子会社の持分の記録上重要な事件であり、他方親会社においても投資のドル価値との比較のために重要なのは、持分獲得時のドルコストであつて、当然それは以後の会社の純資産価値の上に反映されなければならないからである。⁽⁹⁾

更に又問題となるのは、棚卸資産の評価に関してオリジナルコスト以外のものが採られるときである。A I A 公報が「棚卸資産はコストか市価の何れか低い方を採ると云う標準原則に従うべきである。……そして又棚卸資産が貸借対照表日現在の有効なレートで換算されない場合には、その証明の責任は、かかる他の手続きに従わんとする人々の側にある」と強調する⁽¹⁰⁾ように、低価法により棚卸資産評価を行い、それからこれを期末レートをもつて換算するのは一般的な慣行である。

しかしながら、A I A 自身が、為替レートが大巾に低下し且つそれに伴つて棚卸資産価格が騰貴するときには「その外国通貨での原価額を単に決算日のレートで換算した額をもつて、低価法を適用して得た金額と考えることは妥当ではないであろう」として、ドル原価とドル販売価格の何れか低い方を採ることを勧めるように、取得時と期末の間のドル対価の動きには無関係に評価を行うことになると云う点で、この方法の適用には疑問がある。例えば外国為替相場が上昇するときには、在外経営においては市価かコストが何れか低い方を採りながら、期末棚卸ドル額を、そのドルコストに対して上向きに修正しなければならないことも有り得るが、低価法と云う会計手続きは、このオリジナルドルコストをこえる額を棚卸資産に加えることを認めるものではないであろう。

それ故ヘップワース——上述したように原則的にはオリジナルコストを採り、したがってオリジナルレートをもつて換算することを主張したのであるが——は、もし低価法が採られるとすれば、その場合外貨額においてではなくて、ドル額におけるより低い価額、即ちドルコストか期末市価のドル対価かの何れか低い方の価額を採るべきであると言ふ観点から、オリジナルコストをオリジナルレートをもつて換算したものか、期末の処分価値 (net realizable value) を期末レートをもつて換算したものかの何れか低い方を採り、そして為替レートの変動と価格変動との関係を明かにするために両者の損益を分解して示すことを提起する。例えば為替相場が一〇外国通貨(以下 F C と示す) 対一ドルなるときに一五〇〇 F C の商品を購入したとする。期末にレートが一五 F C 対一ドル、価格が一〇〇〇 F C になつたときには、A I A にあつても、ヘップワースにあつても、期末棚卸評価額は六六七ドルであり、八三三ドルの評価損は次の如くに分解される。

為替損失	$15000 \times \left(\frac{1}{15} - \frac{1}{10} \right) = -500 \$$	
価格変動損失	$\frac{1}{15} \times (10000 - 15000) = -333 \$$	
評価損失	$-833 \$$	

(この例では為替相場の下落が、価格下落に先行したと仮定したが、逆の場合には為替損失が三三三ドル、価格変動損失が五〇〇ドルとなる)

ところが期末にレートが六 F C 対一ドル、価格が一〇〇〇 F C に変化したときには、A I A の、原則として強調された処理によると、低価法を採るに拘らず、期末棚卸評価額は一六六七ドルとなり、一六七ドルの評価益を計上することになる。これに対してヘップワースにあつては、オリジナルコスト一五〇〇ドルをもつて評価さ

れ、且つ帳簿上には現われないけれども、ドルコストと期末のドル対価との差額一六七ドルを次の如く分解することが要求される。

為替益		+ 1000 \$
價格変動損益	15000 × $\left(\frac{1}{6} - \frac{1}{10}\right) =$	- 833 \$
為替益	$\frac{1}{6} \times (10000 - 15000) =$	+ 167 \$

即ちその国の價格変動のみならず、為替相場の変動とも結びついた、ドル価額による低価法を採ること、したがってまた必ずしも帳簿上には現われないけれども、そのドル価額の変動を為替損益と價格変動損益とに分解し、在外経営者の購買・販売活動の結果と国際金融上の諸条件の変化の影響とを区別して示すことが提起されたのであるが、⁽¹²⁾ 有価証券の評価についても、⁽¹³⁾ 為替損益と、余剰資金管理の結果たる價格変動損益とを区分して示すことの意義は同様に認められるであろう。

他方このことはまた単に在外経営の営業活動の結果をより明確にすると云うに止まらず、従来の文献では余り顧られなかつた貸借対照表上の諸項目におけるドル価値の変化、即ち為替損益に重要な意味を認めることでもある。ヘップワースは、例えば「負債のドル価値の変化は、特に在外経営活動遂行のための資金を獲得する方法を撰択評価する上において、財務報告上重要な部分を占めるように思われる。」と述べている。つまり国際金融上の諸関係は、在外経営者にとつては、国内の経営とは異なつた、特殊な活動環境を形造るものであり、そして為替損益は、この個有の条件の変化への経営活動の適応性を示す一つの指標としての意味をもつのであつて、これを営業活動の損益と明確に区分して示すことは極めて重要なことと云わねばならないのである。

ところで留意すべきは、A I A 公報により代表される従来の見解によれば、この為替損益は正味運転資本額に結びつくのに対して、彼にあつては純貨幣価値項目額 (net-money-value-item) の変化として扱えられることである。即ち国際的な長期借入金管理が重視されている点で、財務管理上大きな意味をもつものであり、かかる観点からも彼の貨幣価値項目と非貨幣価値項目との分類の意義が指摘されるのである。⁽¹⁴⁾

しかしながら、長期負債をその期末レートで換算すると云うことは、相手国の通貨価値が長期的に漸次低下又は上昇して行くことを前提としてのみ意味をもつ。何故なら為替レートが長期的に固定しているときには、長期負債を期末レートで換算し、為替損益を表示することは、誤つた解釈を導くことになるからである。この前提が米国の立場からすれば必ずしも否定し得ないものであることは認められるけれども、我々にとつてかかる前提が常に妥当するか否かには疑問があると云わなければならない。

- (一) C. S. Ashdown; Treatment of Foreign Exchange in Branchoffice Accounting, Journal of Accountancy, 1922, p. 269-p. 270.
A. I. A.; Accounting Research Bulletin, No. 4, 1939, p. 34-p. 36, 及び No. 43, 1953, p. 113-p. 114, 及び Accounting Problems Arising from Devaluation of Foreign Currencies, 1949, p. 2-p. 7.
H. A. Finney and H. E. Miller; Principles of Accounting, Advanced, 1952, p. 595-p. 597 及び p. 602-p. 603.
W. E. Kurrenbrock and H. Simons; Advanced Accounting, 1955, p. 573-p. 579.
渡辺進著、支店会計、昭和十四年、九七一—〇三頁、参照。
- (二) C. S. Ashdown; *ibid.*, p. 269.
- (三) H. A. Finney and H. E. Miller; *ibid.*, p. 595.
- (四) W. A. Paton; Corporation Accounts and Statements, 1955, p. 530.

- (5) S. R. Hepworth ; *ibid.*, p. 8.
- (6) H. A. Plumb ; Treatment of Fluctuating Currencies in the Accounts of English Companies, Accountant, April 4, 1891, p. 259-p. 271 及び W. T. Baxter and B. S. Yarney ; Theory of Foreign Branch Accounts, Accounting Research, April, 1951, p. 117-p. 132 — S. R. Hepworth ; *ibid.*, p. 10 参照。
- (7) S. R. Hepworth ; *ibid.*, p. 7, p. 18, p. 32 参照。
- (8) 各種引当金、積立金、優先株資本金等の個々の項目の換算については註 1 に掲げた諸文献及び S. R. Hepworth ; *ibid.*, p. 12-p. 35 参照。
- (9) S. R. Hepworth ; *ibid.*, p. 25, p. 28, p. 33, 及び H. A. Finney and H. E. Miller ; *ibid.*, p. 603 参照。
- (10) A. I. A. ; Accounting Research Bulletin, No. 43, 1953, p. 114.
- (11) A. I. A. ; *ibid.*, p. 114.
- (12) S. R. Hepworth ; *ibid.*, p. 18-p. 24 参照。彼によると、時価評価が取り上げられるのは、その項目が、貨幣価値項目と見做られるとあむする。したがって処分価値 (net realizable value) つまり収入として期待されるべき現在の価値を期末レートで換算したものを棚卸資産の時価とし、そしてこれがドル原価か何れか低い方を探るのが低価法であると考えられたのであるが、かかる意味での時価と低価法とは必ずしも結びつくものではないのであつて、処分価値を用いることには疑問があるといふわけにならない。
- (13) S. R. Hepworth ; *ibid.*, p. 12-p. 15 参照。
- (14) S. R. Hepworth ; *ibid.*, p. 32, 及び p. 11 参照。

四

前節で述べたように為替損益と営業損益とを明確に区分して示すことは、換算に関して顧慮すべき最も重要な問題点の一つであるが、損益計算上の諸項目の換算において基本的な観点として、一般に強調されるのは、その営業損益を、個々の収益・費用に関する取引が直接ドルで行なわれたときに得られるのに可及的に近いドル額で表示すると云うことである。それ故理想的には、その個々の取引が行なわれた時に有効なレートで、それを換算することが要求されるわけであるが、かかる手続きは実務上極めて困難であり、普通には、取引が直接ドルで行なわれたものは別として、各種のレートが代用される。

例えばA I A公報にあつては「損益勘定は……為替相場が広範に変動して来た所では、出来れば各月の平均為替レートで換算するべきであるが、この手続きが余りに多くの労力を要するときには、慎重に加重された平均レートに拠つて換算することが望ましい。」⁽¹⁾と勧告され、フィニー・ミラーは、適用するべきレートとして各日々の、及び各月の単純平均レート、加重平均レート、平均送金レート——親会社への配当送金ドル額を送金外貨額で除したレートの四つを上げる。⁽²⁾そしてまたヘップワースは、各会社の年度報告書において実際に採られたレートとして、これらの平均レートの他に、各月の終りに有効なるレート(月末レート)と期末レートとがあるとし、更にスタンダード石油会社では、平均送金レートと期末レートとが組み合わされて用いられたと述べている。⁽³⁾

ところでヘップワースにあつては、基本的な立場は、各個々の取引が直接ドルで行なわれたときのそれに可及的近い結果を得ることは云う迄もないが、更にその利益がドルで獲得されると否とを問わず、在外経営活動の損

益をそのままの形で客観的にドル表示し、且つ正しい為替損益を示すことにあり、かかる観点からも適切なるレートが撰択されなければならないのである。と云うのは貸借対照表の換算方式がきめられていれば、当期の総損益は、期首・期末の純資産ドル額の差額で決定されるが、それを営業損益と為替損益とに正しく区分するものは損益項目の換算レートだからである。例えばその年度中に営業活動の結果として増加した貸借対照表上の純貨幣価値項目は、損益項目の換算レートには関係なく、期末レートで換算されるが故に当然為替損益をもたらすが、これは前述したように営業損益とは異なつて、在外経営と云う特殊な環境の下において行なわれる財務管理活動の当期の能率を表わす指標の一つであつて、費用・収益を客観的にドル表示する換算レートは、この意味で為替損益を正確に示すためにも重要な意味をもつのである。そして彼は、いくつかのレートを比較検討しているのであるが、以下その結論を概観して見よう。

単純平均レート。これの適用は取引が会計期間全体に渡つて規則正しく等額づつ行なわれるときには、日々の換算を行なう場合に可成接近するが、販売・購入・費用等が季節性を有するか、或いは増加又は減少する傾向にあるときには、営業損益と為替損益は必ずしも正しいドル額を表わさない。例えば外国為替レートが上昇しつつあると同時に売上げ及び費用も上昇傾向にあるときに平均レートを採ると、期間全体の売上げも費用も、より高くドル表示されるが、更に通常かかる場合には売上げはそれに照応する費用の発生に遅れ、従つて当期に関しては上昇度は小さくなるため費用程高く現われず、したがつて営業利益ドル額はより少なく表示されるのである。平均送金レート。これは、その年度の送金実績に基いて、在外経営からのドルで獲得し得る利益を表示せんとしたものと考えられるが、送金制限のある現状においては、単に平均レートの一種として上げ得るにすぎない。

このレートは、その営業年度における送金が規則正しく且つ等額つつ、頻繁に行なわれるときには単純平均レートを採ると同じ結果を得ることが出来る、と云う以上の意味をもつものではないのである。

期末レート。これもまたドル利益の米国で実現したときの価値を得んとしたものと考えられる。在外経営活動の結果として実現すると期待されるドル利益は期末レートにより最も良く表わされるからである。しかし此処でも送金制限と在外経営の内部留保への要求は期末レートで得られるドル利益の意味を小ならしめる。更にまたこれは全ゆる取引が会計期間の終りに生じたと云う仮説に基いて換算を行なうが故に、その期間に得られた純貨幣価値項目に関してもたらされるべき為替損益は、全く計上されずしたがって各個々の取引がその時々ドルに換算されるときは額からは相当背離した為替損益額を示し、営業損益との区分を誤らせることになるのであつて、かかる点からも支持し得るレートとは云えないのである。

送金レートと期末レートを組み合わせて用いる方法。個々の損益項目の額を、配当送金額と利益の送金されない額との比に分ち、前者の部分を送金レート、後者を期末レートにより換算する方法であるが、これもまた利益のドルに実現し得る価値額に重点をおいたものと思われる。前述した所からも明かなように、送金が規則正しく頻繁に行なわれるときには、送金レートにより換算される部分に限つては損益は比較的正しく表示されるが、期末レートを採ることにより、本来ならば計上さるべき為替損益の少くとも一部は認識されないことになるのであつて、ただ利益の中の送金ドル額を全体の利益との比較において示すと云う意味で、一種の近似的又はメモランダム的計算としての価値が認められるにすぎない。⁽⁶⁾

かかる検討批判に基くときには、単純平均レートが大きな問題点を有しているとは云え、比較的妥当なレート

と考えられるのであるが、更にヘップワースは、各個々の取引がその時々のレートで換算されるときの結果に最も近い損益を得るための、実務上可能な方法として、各月の最終の営業日に有効なる為替レートで、その月の収益・費用を換算することを提起する。⁽⁶⁾これが果して実務上可能であるか否かは疑問であるが、少なくとも前に掲げたいくつかのレートの中では、最も正しい損益計算に接近するものであることは、容易に識れるであろう。

ただし云う迄もなく減価償却費は、一般の慣行と同様にその固定資産の獲得された時に有効なレートにより換算され、また期末棚卸資産評価もヘップワースでは、その基本的な立場から、原則として、同様にオリジナルレートにより換算されるが、これも個々の損益取引が直接ドルで行われたときと同じコストを反映すると云う観点に照応し得るものであり、A I A が損益項目の換算については彼と同様な観点から平均レートを勧めながら、一方では期末棚卸資産評価において期末レートを採っているのに比して、より論理的に一貫せる見解と云えよう。⁽⁷⁾此処でも貨幣価値項目と非貨幣価値項目との区分が重要な意味をもつことが指摘されるのである。

- (1) A. I. A. : Accounting Research Bulletin, No. 34, 1953, p. 114-p. 115 なお前節註1に掲げた諸文献参照。
- (2) H. A. Finney and H. E. Miller; *ibid.*, p. 595
- (3) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 38-p. 39
- (4) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 36, p. 53 p. 58, 参照。
- (5) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 32-p. 54, p. 56-p. 58, p. 80-p. 101, 参照。
- (6) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 54-p. 55, p. 80-p. 101, 参照。
- (7) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 55 参照。

従来の慣行のこの非一貫性については既に渡辺教授が批判しておられる所である。——渡辺進、前掲書、一二四頁参照。

五

在外経営の試算表は、上のようにして決定された各レートにより換算されるのであるが、各項目には夫々異なつたレートが適用されるから、ドル試算表上には為替損失（借方）又は為替利益（貸方）がもたらされる。その意味と原因については今迄も屢々触れて来た所であるが、此の節では、更に為替損益に関して残された点について考察を進めて行きたいと考える。

為替損益は、これを実現したものと未実現のものに分つて、処理をすると云うのが一般的な見解である。アシュダウンは、為替損益が貸方残であるときには「利益を増加するよりも、準備金 (reserve) に貸記する方が健全な慣行である。」と主張したし、A I A 公報にあつても「実現した為替損益は損益勘定 (operation) にチャージされるか又は貸記されなければならない。在外純流動資産及び運転資産の換算価値の低下 (未実現損失) のための引当金 (provision) は、通常は損益勘定へチャージすることにより設定さるべきである。未実現利益は、未実現損失に対する、さきの引当金をこえる部分については仮勘定 (suspense account) に計上することが望ましい。」但し「メイスン委員はこの未実現損益についての首尾一貫しない処理には同意しない。彼はこの両者を共に繰り延べるのが望ましいと主張したのである。」とされる。後にも述べるようにこの場合の実現未実現が何を意味するのか、またそれが利益についても損失についても同じ意味で用いられているのか否かは明かではないが、未実現の利益は損益勘定に計上せず、繰り延べるべきことが勧められていると解されるのである。更にフィニー・ミラーは在外支店の為替損益については二つの方法があるとする。即ち(1) 為替調整 (exchange adjustment) は支

店損益勘定を通じて行われる。もし支店勘定残を、その純資産額に一致させるために増加しなければならぬとすると、その残は……支店損益勘定に貸記され、減少しなければならぬとすると、借記されるのである。(2) 為替変動は未実現の、不確実な現象であり、したがって或る年度の有利な変動からもたらされる利益は、次年度の不利な変動からの損失により相殺されるべきであると言ふ考へに拠るときには、調整は為替準備金 (Reserve for exchange) を通じて行なわれる。為替利益を、将来の為替損失を吸収するのに用いられる準備金に貸記するのは、保守的な処理と云える。即ち準備金が存しないとき、又は損失が準備金をこえるときには、為替損失は支店損益にチャージされるのである。(3)

つまり、実現為替損益は当期の損益として計上する一方、未実現の為替損益については(1) 損益共に繰り延べる方法、(2) 為替利益は繰り延べ、損失については繰り延べられ累積された為替利益をこえる部分を損益勘定にチャージする、保守主義に基く方法、(3) 為替損益を双方共各期の損益として計上する方法が考えられているわけであるが、U. S. Rubber Company の一九五二年度の営業報告書に見られるのを始めとして、諸会社に広く一般に採られたのは、(2) の処理であつたと云われる。(4)

これに対してヘップワースは、為替損益に関しては、実現・未実現の意味自体が明かでないとして、この保守主義的な会計処理を却ける。アシュダウンによつても主張されているように、一般に採られる実現の基準は米、国親会社への送金にあると考へられるが、ヘップワースによれば「送金は在外純貨幣価値資産のドル価値変化の性格又は状態に関する限り、殆んど意味のない行為」であつて、これに拠るときには、全為替損益が実現されるためには利益配当なると否とを問はず、全ての純貨幣価値項目(従來の慣行によれば純流動資産)がドルで獲得さ

られなければならない。つまり利益の配当送金では、為替損益はその一部が実現するに止まり、更に又送金が禁止されるか内部留保が要求される時には全く実現しないことになるが、他方ドルで表示された在外経営の純資産は、より以上に減少し又は増大しており、したがって米国本社 of 投資勘定は誤つて表示され得るのであつて、実現したものと未実現のものとは分かつのは、在外経営の財政状態・営業成績を客観的に表示する所以ではなく支持し得る見解ではないと、ヘップワースは考へた。「この損益は為替の有効レートの変動が在外純貨幣価値資産のドル価値変化をもたらすときに生ずるのであつて、かかる貨幣価値資産の一部又は全部の送金は、この損益の額及びそれが現実に生ずる時点に何等の影響を与えるものではない」のである。

そして彼は、為替損益は「在外経営の全般的は営業成績の正当なる構成要因を示すものと考えるべきであつて、……換算に際してそれが為替レートの変動により生じたものとして証明されるときに、実現・未実現の別なく認識さるべきである。」と述べる。つまり換算からもたされるにすぎない為替損益もまた、海外で経営活動を行なう企業に個々の損益であり、送金・未送金即ち実現・未実現の別を問はず、客観的に表示さるべきであると云う観点から、為替損益を在外経営の当期の損益として計上し、したがつて国内親会社自身の財政状態・営業成績の表示とは独立に、これらの項目を認識することが主張されたのである。

それ故また為替損益は、それが生じた期間の純利益の計算において顧慮さるべきであつて、特定の準備金に計上し或いは留保利益にチャージすることは、営業損益に比して極めて巨額である場合を除いては行なわれべきではない。もし将来に為替損失の可能性が認められ、そのために留保利益の一部を割当てることが望ましいとすれば、これは当期の純益に影響を与えることなく行なわれなければならない。そして又為替損失が生じたとして

も、直接にはなくて、かかる準備金を留保利益に一度戻し入れてから、これを吸収すべきである⁽⁸⁾と考えられたのであつて、我々は此処でもドルで獲得し得ると否とを問わず、在外経営の營業成績と財政状態を可及的客観的にドル表示せんとする、彼の基本的な立場が貫かれていることを認め得るのである。

- (1) C. S. Ashdown : *ibid.*, p. 266.
- (2) A. I. A. : *Accounting Research Bulletin*, No. 43, p. 113, p. 116.
- (3) H. A. Finney and H. E. Miller : *ibid.*, p. 600.
- (4) W. E. Kurrenbrock and H. Simons : *ibid.*, p. 580 及び渡辺進「前掲書」一〇〇頁参照。
- (5) S. R. Hepworth : *ibid.*, p. 77-p. 78 参照。
- (6) C. S. Ashdown : *ibid.*, p. 270-p. 271 参照。
- (7) S. R. Hepworth : *ibid.*, p. 66, p. 70-p. 73, p. 79 参照。
- (8) S. R. Hepworth : *ibid.*, p. 79 参照。

六

以上我々は為替相場が正常なる変動を示す場合における換算上のいくつかの問題点を取り上げて来たのであるが、デヴァリュエーション (Devaluation) —— 急激にして且つ本質的な為替相場の切り下げが行なわれるときには上述の如き処理がなお妥当し得るか否かは、当然疑問となる。しかしながらかかる場合についての従来の見解は必ずしも明確なものではない。

為替切り下げにあつて問題となるのは今迄述べて来た所からも明かなように、長期・固定的な諸項目であるが、

アシユダウンは固定資産の換算において「為替レートが極度に低下するときには、この（前述した）原則の適用は、余りに厳格にすぎてはならない。特殊な場合は個々に処理さるべきである。」と述べているが、他方A I A公報にあつても、「長期負債に関しては、一般原則は、為替切り下げ後のレートで換算することを認めるよう修正さるべきであるが、株式資本についてはそれらの換算が歴史的なレートによるか、純資産に適用されるレートの平均によるか或いは又切り下げ後のレートによるかは、個々の場合の条件によつて決定される。ただし固定資産・永久投資・長期債権が、為替レートの相当大きな永久的と思われる変動の直前に取得されたときには、それに照応した長期負債及び株式資本を新レートで換算し、その為替差額を限度として、資産のドルコストを調整するのが適当であろう。またかかる場合には、その営業年度の全利益を、切り下げ後の新レートで換算する方が、より実際の結果を表わす場合がある。」と主張されているにすぎない。更にまたフイニー・ミラーやカレンブロック・シモンズにおいても、このA I Aの見解がそのまま引用されるに止まつている。⁽³⁾

つまり為替切り下げの場合において、伝統的な原則がそのまま適用し得ず、修正されなければならないことは認められたのであるが、明確に新レートを採るべきことが指示されたのは為替切り下げ直前に獲得された固定諸項目に関してのみであつて、むしろ一般的には、かかる場合の会計処理に相当大きな自由を認めようとするのが、諸論者の見解と思われる。⁽⁴⁾

しかしながら為替切り下げは、在外経営の将来におけるドル収入額を切り下げることであり、したがつて収入源泉の諸資産——殊に非貨幣価値項目の諸資産の価値が引き下げられその大なる部分が消失したことを意味する。それ故ヘップワースにあつては、この将来のドル収入の減少を反映する、資産の新しいドル価値を認識するため

に、為替切り下げ後のレートで、オリジナルコストを換算することが必要であると主張された。勿論、切り下げは通常インフレーションと結びついて行われるものであり、したがって固定資産の場合、外国通貨での再評価が同時に認められるものとすれば、上の手続きはオリジナルドルコストに接近した額を得ることになる。しかし切り下げと再評価とは必ずしも比例して行われ得るものではなく、しかもかかる措置は実質的には、その国でより価値の小なる新通貨が採用されたことを意味するのであつて、オリジナルドルコストをそのまま維持し続けることには疑問があり、在外経営固定資産の新しいドルコストを決定するために、新レートで換算することが要請されるのである。⁽⁵⁾

この場合でも、今迄述べて来たことから察せられるように損益項目については、一般原則を変更する必要はない。また棚卸資産や減価償却費には、切り下げ後のレートが適用されることは云う迄もないが特に重要と思われるのは資本勘定の換算及びそれに関連して行われる為替切り下げ損失の処理である。

株式資本に関するA I Aの見解が明確なものでないことは上に述べた如くであるが、これには二つの処理が考えられる。即ち(1) 剰出資本外貨額(この場合仮に資本勘定が拠出資本と利益剰余金——earned surplusとからのみなるとされる)を、株式発行時のレートにより換算したオリジナルドル額で表示し、そしてドル純資産額の低下部分——切り下げ損失を全額利益剰余金にチャージする方法と、(2) 剰出資本も切り下げ後のレートで換算し、そして切り下げ損失の、このドル資本減少額をこえる部分のみを利益剰余金にチャージする方法である。この二つの方法の選択は容易なものではない。株主持分を一体として見る立場からするときには、切り下げ損失を割りかけることは無意味であるが、しかしながらヘッジワースは後者を探る。何故なら「現在の一般的な会計手

続きを容認するものとする、投下資本と留保利益とを区別して示すと云う法的観点を維持しなければならぬが、そのためには拠出資本を新レートで換算することにより、実質的に新通貨の採用を意味する為替切り下げと云う事実を、認識することが必要と考えられるからである。⁽⁶⁾

しかしながら更に、この切り下げ損失を先づ損失勘定にチャージするか、或いは上述の如く利益剰余金のみでチャージするかと云う問題が存する。A I A 公報は「かかる異常の事態から生じた為替相場の変動に基く調整は、その金額が極めて大であつて、これを損益計算書上に計上すると、純利益の意味を損わしめ誤つた結論を導く恐れがある場合には、利益剰余金にチャージするのが適当と考えられる。」⁽⁷⁾ とし、ヘップワースも「この A I A の提起は……純資産のドル価値低下から生じたチャージを割りかける問題に、満足の出来る指示を与えるものである。……容認し得る報告慣習と考えられるのは、純利益の計算に切り下げ損失を含めるか、或いはそれを直ちに利益剰余金にチャージすることであろう。」⁽⁸⁾ と述べている。つまり利益剰余金にチャージするか否かは、単に切り下げ損失の量的差異により決定されるべきものと考えられたのであるが、この場合の為替切り下げ損失は、純貨幣価値項目からもたらされる通常の為替損失とは異なり、実質的な新外国通貨の採用を原因とする、純資産のドル価値低下からもたらされるものであつて質的にも異なるものである。その故にこそ拠出資本へのチャージも行なわれたのであつて、私がかかる観点からするときには、損益計算書には無関係に、利益剰余金のみでチャージすべき性格のものと考えるのである。

(1) C. S. Ashdown: *ibid.*, p. 269.

(2) A. I. A.: *Accounting Problems Arising from Devaluation of Foreign Currencies*, 1949, p. 6-p. 7. 及び *Accounting Research*

- (3) H. A. Finney and H. E. Miller; *ibid.*, p. 611-p. 612 及び W. E. Kurrenbrock and H. Simons; p. 600 参照。
- (4) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 137 参照。
- (5) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 137-p. 140 参照。
- (6) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 142-p. 147 参照。
- (7) A. I. A.; *ibid.*, p. 115
- (8) S. R. Hepworth; *ibid.*, p. 145

七

以上我々は、在外経営の財政状態と営業成績を、本国通貨に換算する手続き及びそれから生ずる種々の問題について、ヘップワースの所論を、他の若干の文献と対比しながら概観して来たのであるが、そこにおいて先ず注目されるのは、彼自身が冒頭において述べているように、国際金融上の現状を反映し、そして一般に認められた会計原則に相応する手続きを不さんと試みていることである。棚卸資産及び前払費用の如き項目を非貨幣価値項目として分類し、オリジナルレートで換算することを提起していることからも識れるように、なお会計のこの分野では支配的な、ドルで獲得し得る資産又は利益額に第一義的な重要性を認めると云う古い型の会計観の立場から脱却して、原価主義的な方向への接近が企てられたのである。

したがってまた在外経営の諸資産（殊に流動資産）が、ドル価値に実現し得る可能性を有すると否とを問わず、つまり資本や利益がドルで獲得され得ると否とを問わず、その損益及び財政状態を、何等の偏見なく、可及的客

観的正確にドル表示せんとした態度がその理論の根底に一貫して流れていたことが認められなければならない。

更に忘れてならないのは、上述の如き立脚点に立つて、為替損益を非常に重視し、これをその年度の損益項目として処理すべきことを説き、そしてその原因を分析して、販売や製造とは異なつた、経営者の在外経営に個々の活動領域——財務管理における能率の指標を、そこに見出すべきことを強調していることである。これは、大企業が、その領域を、種々の国際金融上・貿易上の制約を克服して、拡大して行く場合には、当然に要求される観点であり、従来は換算された試算表上の単なる一つの搜入項目としての意味しか与えられなかつた為替損益に、かかる大きな意義を認めんとした試みは注目し値するものである。

我々が見て来たように、個々の細かい点については必ずしも疑問のないものではなかつたけれども、従来の伝統的な会計手続きに対して、より近代的な観点からこれを再検討して、新しい方式を提起したことは、高く評價されなければならないであろう。

(一九五七・一〇・二五稿)

電子的分類の諸方法について

木 谷 秀 雄

電子的分類の特徴は、パンチ・カードによるデータの機械的な分類法とは異つてデータの記入、読取り及び消去を一連の処理過程において行うことのできる媒体すなわち磁気コア、磁気ドラム等の *random access storage* または磁気テープ等の *sequential access storage* を用い、計算機の制御によつて純電氣的に媒体上の記録そのものを配列替えしめて分類を行なうことにある。

元來、事務データを所定の項目について分類する作業は、データ処理の大部分を占める基本的な作業であり、従來はこれをパンチ・カード分類法によつて行なうことが最も能率的であるとされてきた。しかし電子計算機の事務データ処理機としての著しい發達に伴つて、分類作業の能率を更に向上せしめるといふ立場から、また本來的な *EDP* (*electronic data processing*) の立場から各種の電子的分類法が考えられるに至つてゐる。

小稿は電子的分類法につらて、*選択 (selection)*、*交換 (exchanging)*、*挿入 (insertion)*、*桁 (radix または digit)*、*合併 (merge)*、*確率合併 (probability merge)* の各種分類法を、個々にファイルの内容との関連のもとに検討するものである。

一、ファイルの内容

ファイルの内容としては以下の六項目をそれぞれの理由のもとに選んだ。

一、key(分類しようとする項目の番号)の桁数。

例えば二桁の数字 key と十桁の英数字 key との相違が分類法によつては著しく影響を受ける場合と受けない場合がある。

二、key の分布範囲。

分類法によつては、例えば三百個の記録が key の 000001 と 999999 の間に存在している場合と 999700 と 999999 の間に存在している場合では結果を異にすることがある。

三、最初の配列状態

いま十個の録記についてその key の配列が例えば 04、09、16、14、15、41、37、34、50、91 であつた場合には、このファイルは (04、09、16)、(14、15、41)、(37)、(34、50、91) の四個の string をもっているが、これらの key が正順 (ascending sequence) のときには string 数は一、逆順 (reverse order または descending sequence) のときには string 数は十である。この最初に構成されている string 数が分類時間に関係する場合がある。

四、記録媒体の形式。

分類法によつては random access 形式の媒体を用いなければ分類できないものと、sequential access 形式のものが特に適しているものとが考えられる。

五、ファイルの記録個数。

random access 形式の媒体の使用を必要とする分類法では記録個数はその容量によつて制約を受けるわけであり、また記録個数が分類時間に最も密接な関係をもっている。

六、記録の桁数。

一記録の桁数の大小とは関係のない方法が分類法によつては内部記憶容量の範囲内の記録に対して採用出来るからである。

二、選択分類法

選択分類は以下に述べるすべての電子的分類法について共通の要素をもつた分類方法である。

この方法は、まずファイルの中で最小の値をもつたkeyを調べ、これをファイルの最初の位置に移し、次に残部のファイルについて同様に最小のkeyを調べ、これを前者の次に位置せしめる。以下同様の手順をファイル全体がkeyの正順(ascending sequence)に配列されるまで反覆し、分類を完了する。以上の作業はこの分類法に関する原理的な説明であるが、ファイルのなから最小のkeyを取り出す作業について、実際には計算機はそのkeyを直接選択するのではなく、他のkeyと逐次、比較することで最小のものを見つけ出すのである。

したがつて具体的には、計算機は次の作業を行なうことになる。すなわち、最初の記録のkeyと二番目の記録のkeyを比較する。もし値の大小が逆であれば、すなわち一番目のkeyが二番目のそれよりも大であれば両者を交換する。次にその一番目と三番目、一番目と四番目の順で逐次比較し、この間一番目のkeyがこれらよりも大ければその都度置きかえ、ファイルの最後のkeyにいたるまでこれを続行する。この一連作業を終ることによ

第 一 表

ORIGINAL FILE	PASS NUMBER														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
34	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06
06	34	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
91	91	91	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
70	70	70	91	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
17	17	34	70	91	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
27	27	27	34	70	91	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
58	58	58	58	58	70	91	29	29	29	29	29	29	29	29	29
14	14	17	27	34	58	70	91	34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	58	70	91	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	58	70	91	36	36	36	36	36	36
18	18	18	18	27	34	35	36	58	70	91	46	46	46	46	46
12	12	14	17	18	27	34	35	36	58	70	91	58	58	58	58
68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	70	91	60	60	60
46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	58	68	70	91	68
29	29	29	29	29	29	29	34	35	36	46	58	68	70	91	70
60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	68	70	91

つて、ファイルの先頭には最小の key をもった記録が位置することになる。この一連の比較、交換作業の過程を Pass という、次に第二番目の key について同様の Pass の後に、前者の key について最小のものが当該位置に選り出される。以下この作業が最後の記録とその前の記録の key とを比較する pass に至るまで行われて分類を完了する。第一表は一六個の key のみについて、各 pass における key の配列替えの順序を示したものである。この表において明らかな如く、第一の pass では最初のファイルに対して、一番目と二番目の key が交換されているだけである。これは 06 が 34 と交換された後、残りの総ての key との比較において最小のものであるためである。

さて第一表は説明の便宜上まず選択分類法の手続の過程を省略し単に各 Pass の終了時点を表

第 二 表

START	FIRST INTERCHANGE	SECOND INTERCHANGE	THIRD INTERCHANGE
06	06	06	06
34	17	14	12
91	91	91	91
70	70	70	70
17	34	34	34
27	27	27	27
58	58	58	58
14	14	17	17
35	35	35	35
36	36	36	36
18	18	18	18
12	12	12	14
68	68	68	68
46	46	46	46
29	29	29	29
60	60	60	60

また記録は交換による可なりの移動が行われる。したがって記録が長いものである程、記憶装置での記録の移動に要する時間が分類時間の大きな割合を占めることになる。このために宛名分類 (address sorting または decapitation) という方法が開発されている。

わたしたのであるが、更に交換が逐次行われる過程の一例を第二の pass について示したものが第二表である。第二表の左端の欄は第二 pass の start の状態を、またこれに続く各欄は key の交換が行われる毎のファイルを示す。

このようにして三回の交換の後二番目に小さい key の 12 が選択される。なおこのなかで交換の行われた key は italics で表わした。

以上により明らかな如く、この分類法では各 pass において選択された記録は他に複写されるということとはなく、比較された二者が逆順のときには、単に両者の位置が交換されるのであるから、この場合の記録媒体は必ずず random access 形式のものでなければならぬ。

第 三 表

ORIGINAL FILE	RANKING NUMBER	SORTED FILE
34	7	06 (0)
06	0	12 (1)
91	15	14 (2)
70	14	17 (3)
17	3	18 (4)
27	5	27 (5)
58	11	29 (6)
14	2	34 (7)
35	8	35 (8)
36	9	36 (9)
18	4	46 (10)
12	1	58 (11)
68	13	60 (12)
46	10	68 (13)
29	6	70 (14)
60	12	91 (15)

この方法では、分類されるファイルは主記憶装置内にあるものとする。次に記録毎の Key は切放なされて他の記憶場所に移される。

この際各 Key にはその Key の記録の貯えられている宛名番号が添附される。

かくして分類の対象となる記録は単に当該 Key とその宛名番号のみとなり、はるかに桁数の短いものとなる。このようにして「仮の記録」(pseudo record) のみが分類されるために交換の際の移動に要する時間が短縮されることになる。仮の記録は分類完了後、Key に附随している宛名番号によつて、元の記録に組立てられる。分類手続としては複雑になるが、この方法によつて選択分類の手法そのものは何ら制約を受けることなく、分類時間の節約が可能になる。

なお、この宛名分類に関連して選択分類法の交換移動の回数を軽減するために次の手法が考えられる。まず各記録は個々の記録位置に収められ、その Key は全く前記と同様の方法で比較される。但し、比較に応じて移動を行う代りに当該 Key よりも大きい Key の総ての記録位置に対して各々 1 が与えられる。このようにして、一連の比較の過程が最後の Key について終つた時には各記録毎に必要とする交換の回数すなわち ranking number が附されていることに

なる。然る後この ranking number の順に記録を配列す換えることによつて多数回の移動を必要とすることなく、分類されたファイルを得ることができる。

第三表にこの分類手続を示す。第一欄は分類前のファイルの配列である。第二欄はいわゆる ranking number であり第三番目の欄はこの ranking number によつて再配列された分類済みのファイルを示している。この分類方法はいまファイルの key が 1, 2, 3, 4, 5, 6……というような、とぎれない番号を持つていることが予め知られている時には、一回の pass によつて分類を完了できる利点がある。

選択分類法を上掲のファイルのもつ六個の性質に照して考察すれば以下の様になる。

- 一、key の長さ。機械によつては多少異なる以外には殆んど関係はない。
- 二、key の分布範囲。関係なし。
- 三、最初の配列速度。可なり重要である。この分類法では、pass の回数を減少せしめる上に役立つような原ファイルの持定な配列は考えられない。したがつて分類過程に含まれる記録交換の回数が最も大きな要素となる。特に直列伝達 (serial transfer) 方式の機械において重要である。いま記録の数が n 個の時には pass の数は $n-1$ であり、またこれに対して交換の回数は、key が一連の逆順 (reverse sequence) である場合、すなわち最悪の配列の場合には、 $(n^2-n)/2$ を必要とする。⁽¹⁾
- 四、記録媒体の型式。重要である。磁気テープの如き sequential access 型式のものでは不適當である。しかも全記録が一度に収容することのできる媒体が必要である。
- 五、ファイルの記録個数。特に重要である。 $(n^2-n)/2$ の式によつて、大容量のファイルに対して交換回数が

第 四 表

ORIGINAL	PASS NUMBER										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
34	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06
06	34	34	17	17	17	14	14	14	14	12	12
91	70	17	27	27	14	17	17	17	12	14	14
70	17	29	34	14	27	27	18	12	17	17	17
17	27	58	14	34	34	18	12	18	18	18	18
27	58	14	35	35	18	12	27	27	27	27	27
58	14	35	36	18	12	34	34	29	29	29	29
14	35	36	18	12	35	35	29	34	34	34	34
35	36	18	12	36	36	29	35	35	35	35	35
36	18	12	58	46	29	36	36	36	36	36	36
18	12	68	46	29	46	46	46	46	46	46	46
12	68	46	29	58	58	58	58	58	58	58	58
68	46	29	60	60	60	60	60	60	60	60	60
46	29	60	68	68	68	68	68	68	68	68	68
29	60	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
60	92	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91

莫大な数となり実用的ではない。

六、記録の桁数。(五)の理由と関連して重要である。但し address sorting を行う場合には桁数の大小は無関係になる。

(1) 交換回数 I は次の如くして求められる。

いま n が完全に逆順の配列になっている場合を考えると交換回数は第一回の pass では $n-1$ 回、第二回の pass では $n-2$ 回、以下同様にして最後の $n-1$ pass では 1 となるから I は各 pass 毎の交換回数の和 $(n^2 - n)/2$ となる。

三、交換分類法

この分類法は key 相互の比較・交換を行う点では前記の選択分類法と同様であるが、この比較・交換が隣接する一対の key について逐次行われる点が異っている。すなわち一番目と二番目が比較され次に二番目と三番目、

第五表

ORIGINAL	PASS NUMBER							
	1	2	3	4	5	6	7	8
34	06	06	06	06	06	06	06	06
06	34	12	12	12	12	12	12	12
91	70	34	34	14	14	14	14	14
70	17	70	17	34	17	17	17	17
17	27	17	27	17	27	18	18	18
27	58	27	58	27	34	27	27	27
58	14	58	14	58	18	34	29	29
14	35	14	35	18	35	29	34	34
35	36	35	36	35	36	35	35	35
36	18	36	18	36	29	36	36	36
18	12	18	29	39	46	46	46	46
12	68	29	68	46	58	58	58	58
68	46	68	46	68	60	60	60	60
46	29	46	60	60	68	68	68	68
29	60	60	70	70	70	70	70	70
60	91	91	91	91	91	91	91	91

三番目と四番目の順で行われ、比較の結果逆順のために交換が行われたときには、大きい値の Key が後に続く Key と比較される。以上の手続を一 Pass を通じて交換の必要が全くなるとまで反覆することによつて分類が完了する。第四表に上記選択分類と同一の一六個の Key について行つた交換分類法の手続を示した。

この表において明らかな如く交換分類法では分類がすでに完了していることを機械が知るために交換の行われぬ一 Pass が余分に必要である。またこの分類法は原ファイルの Key の配列状態によつて分類手続の量が大きく左右される。すなわち、最小の Key がファイルの最後の位置にある場合を考えると残部の Key が例え正順の配

列であつても最大の Pass 数（記録数より一 Pass 少ない）を必要とすることになる。（もつとも記録の交換移動の総回数は残部の正順の状態に左右される。）なお、この分類法の変形として各 Pass の比較交換を交互に逆方向に行う方法が考えられる。第五表にこの変形法による分類例を示した。この場合には第四表の十一 Pass に対して三 Pass が節約されることになる。また第五表において次の点に着目して機械のプログラムを作成すれば更に分類に要する Pass の数を減少せしめること

ができる。すなわち第五表の三番の pass について見れば、交換は上より三・四番目の key に至るまでは行われていない。同様に四番の pass では四・五番目の key に至るまでは交換を必要としない。これは交換作業が進むにつれて上位に位置する key が一個または一個以上の割合で爾後の交換を行う必要のなくなることの意味している。

最後にファイルの諸性質を上記の六項目について考察すると次の通りである。

一、key の長さ。殆んど影響はない。

二、key の範囲。関係なし。

三、最初の配列連度。極めて重要である。もし配列が最悪の場合、すなわち一連の逆順であるときには n 個の記録に対して pass の数と交換回数 $n-1$ 及び $(n^2-1)/2$ であつて選択分類法の場合に等しい。例え交互に逆方向の pass を行つたとしても、両者の各回数は逆順の場合には変わらない。

四、記録媒体の型式。交換分類法は、比較交換の行われ方から見て明らかな如く、random access storage または sequential storage の何れをも使用できるという融通性をもっている。但し sequential storage の場合には、逆方向の読取りのできる磁気テープであることが必要である。しかし、pass の回数は一般に n に比例するから磁気テープに収められている如き大容量のファイルに対しては、この分類法を適用することは適当でなく、むしろ後述する合併分類法を併用することによつて効果的な分類を行うことができる。

五、ファイルの記録数。ファイルが逆順の場合には略 n^2 に比例して交換数が増加するから最も重要な要素である。

第 六 表

ORIGINAL	INSERTION STEPS															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
34	34	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06
06		34	34	34	17	17	17	14	14	14	14	12	12	12	12	12
91			91	70	34	27	27	17	17	17	17	14	14	14	14	14
70				91	70	34	34	27	27	27	18	17	17	17	17	17
17					91	70	58	34	34	34	27	18	18	18	18	18
27						91	70	58	35	35	34	27	27	27	27	27
58							91	70	58	36	35	34	34	34	29	29
14								91	70	58	36	35	35	35	34	34
35									91	70	58	36	36	36	35	35
36										91	70	58	58	46	36	36
18											91	70	68	58	46	46
12												91	70	68	58	58
68													91	70	68	60
46														91	70	68
29															91	70
60																91

六、記録の長さ。random access storageを用いて address sortingを行う場合以外は極めて重要な要素となる。

四、挿入分類法

この分類法は第六表に示す如く、一回に一個の記録を挿し、その都度ファイルを完成してゆく。すなわち、一記録毎にファイルの何れの位置に挿入すべきかを決定し、尚その位置に挿入するための移動がその位置以下の記録について行われる。したがって一記録の挿入毎に、多数回の比較と移動を必要とすることになる。この挿入位置の決定のための比較と挿入のための移動の手数軽減するために次の方法が考えられる。

まず比較については、われわれは分類の各段階において、すでに部分的なファイルは正順に配列されていることを知っているのだから一般に二進法走査 (binary searching)

といわれる方法を適用することができる。この方法は記録挿入に際して、まずファイルの中央($\frac{1}{2}$)附近の記録と key の大小を比較する。比較の結果、もし被挿入記録の key の方が小である場合には、更にファイルの上端より $\frac{1}{4}$ 附近の key と同様の比較を行い、更に小である場合には $\frac{1}{8}$ の key と比較するという操作を続ける。また最初の比較において、被挿入記録の方が大であればファイルの $\frac{3}{4}$ 附近において、二回目の比較が行われるわけである。このように二進法走査の手法を用いるときには、各挿入位置の決定に、その時のファイルの半分を調査の対象として考慮に入れる必要がなくなり、したがってその効果はファイルの長さが大である程著しい。例えば五〇〇記録のファイルに対しては、僅かに九回の比較調査 ($500 \wedge 2^9$) を行えばよいことになる。しかし二進法走査の動作を機械に行わしめるためには、ファイルの長さが分類の進行と共に逐次増加することに留意してプログラムの編成する必要のあることは勿論である。

次に記録の移動を軽減せしめる方法としては、上述の address sorting によつて目的を達することができる。挿入分類は、実際の操作において以上の binary searching と address sorting の手法を取り入れる場合には極めて有効な分類法の一つとして考えることができる。

ファイルの六性質に関する影響は次の如くである。

一、key の長さ。殆んど関係なし。

二、key の分布範囲。関係なし。

三、配列速度。可なり重要である。何故ならば挿入分類法では記録挿入の手続は常にファイルの記録の個数と同一であり、また記録挿入の全過程において、その都度全ファイル(但しこの場合その都度分類を完成して

第七表

PASS 1 ORIGINAL	STORAGE AREA									
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
34	70	91	12		34	35	06	17	58	29
06	60				14		36	27	18	
91							46		68	
70										
17										
27										
58										
14										
35										
36										
18										
12										
68										
46										
29										
60										

四、記録媒体の型式。sequential storage は使用することができないために、重要な要素である。いるファイルすなわち partial file を指す)の比較調査を行う必要があるという点においては最初の配列状態によつて直接の利益を受けることはないけれども、記録の移動数は配列状態によつて可なり左右されるからである。配列状態が全く逆順の場合を考えると記録の移動数は $(n-1) \times n$ となり、相当の手数要する。

五、ファイルの記録個数。記録の移動数はファイルの記録個数の約二乗に比例するために、非常に重要な要素である。

六、記録の桁数。address sorting の手法を用いないときには記録の移動に要する時間は桁数に比例して増加するために非常に重要である。

五、桁分類法

この分類法はパンチ・カードを分類する手法と原理を同じくするものである。したがつて数字分類の場合には原ファイルを収容する storage area 以外に〇から九までの計十一個の

第 八 表

PASS 2 INPUT	STORAGE AREA									
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
70	06	12	27	34	46	58	60	70		91
60		14	29	35			68			
91		17		36						
12		18								
34										
14										
35										
06										
36										
46										
17										
27										
58										
18										
68										
29										

まま、input となつて次位の桁の分類を他の十個の storage area に分配することのできる特徴がある。本分類法が一名 radix 分類法といわれる理由はこのように所要の storage area の数が key の数値の radix だけ必要とすることによるのである。しかし同時に桁分類の手法を取り入れることによつて十個以下の storage area を用いても分類が可能である。⁽¹⁾ 桁分類では各 storage area はファイルと同じ大きさのものを使用する必要があり、したがつ

storage area を必要とし、また各 storage area は全記録数を収容することのできる容量を保持する必要がある。第七表・第八表に二桁の分類手順の例を示した。すなわち一位の桁について分類を行つて、これを〇—九の storage area の順で逐次原ファイルの area に収め、次に十位の桁について同様の操作を行つて分類を完了するのであるが、パンチ・カード分類の場合と同様であるから詳細な説明は省略する。ただ電子的に行う桁分類の場合、もし二十個の storage area を用意するならば、一桁についての分配を行つた後、これらを一ヶ所に集めることなく、〇—九の storage area がその

第十表

POCKET	KEY CHARACTERS
0	A, B
1	C, D
2	E, F
3	G, H
4	I, J
5	L, M
6	O, P
7	R, S
8	U, V
9	X, Y

次の方法はパンチ・カードによる英字分類の手法と同様であるが、更に特定の文字が他の文字よりも使用される頻度が大であるということ、分類操作の上に反映することのできる特徴がある。説明上、keyは英字のみを含んでいるものとする。また pocket (この場合には磁気テープ)は0、1、2、3、4、5、6、7、8、9、11、12が必要である。最初の pass ではまず第九表に示される如く分配さ

第九表

POCKET	KEY CHARACTERS
0	A
1	C
2	E
3	G
4	I
5	L
6	O
7	R
8	U
9	X
11	B D F H J M P S V Y
12	K N Q T W Z

ばよいが、これを数多く使用することは実用的でないので、以下に述べる二方法が考えられる。但し何れの場合にも一回の分配操作で分類を終ることはできない。最初の方法は五個の storage area に対して順次0—9まで、A—Iまで、J—Rまで、S—Zまで、次に英字以外の記号をそれぞれ分配する(但しこの場合パンチ・カードによる英字の表現を基礎にしている)。然る後これらを個々に前述の方法で分類し、最後に全部を結合する。

て実際には磁気テープが使用される。しかし磁気テープを使用するための磁気テープ機構を多数用意することは規模の面から大にすぎるので註1の如く十個以下を用いた分類法が実用的である。

文字(英字)の分類に関しては radix 分類の原理に基いて文字の数だけ storage area (magnetic tape)を準備す

第十一表

POKET	KEY CHARACTERS
0	A, B
1	C, D
2	E, F
3	G, H
4	I, J, K
5	L, M, N
6	O, P, Q
7	R, S, T
8	U, V, W
9	X, Y, Z

類を終るといふことである。

ファイルの六つの性質に基づく影響は次の如くである。

一、keyの長さ。非常に重要である。passの回数は最後に行なう結合のpassを除いて少なくともkeyの桁数だけ必要とするからである。

二、keyの分布範囲。比較的に重要である。例えば300の記録の分布が999700から999999の間のものであれば分類は単に最後の三桁について行えばよいからである。

三、配列速度。重要ではない。最初の配列が如何に正順の配列をもつていても、第一回のpassにおいて、この配列が崩されるからである。もし、好都合の配列を利用しようとする場合にはパンチ・カード分類において、ファイルに対して予め個々に注意を払うのと同じ方法を採用する以外にない。

四、記録媒体の形式。極めて重要である。random access storageを使用するときには、その容量は、sequential storageに比して限定されたものである上に、以下の欲求を満足せしめるために更に重要な制約を受けること

れ、第二のpassでは11のポケットに入れられた英字が第十表の如く0—9ポケットにそれぞれ追加される。次に第三のpassにおいて12 pocketから4—9 pocketに第十一表の如く分配される。

然る後に各記録が順次結合されて分類を完了する。この方法の利点は一passで11、12のpocketに平均的に全体の約半数にあたる発生頻度の少い文字を一括して分配し、次の二回のpassでこれらの分

になる。それは分類手続上必要な 0—9 までの仮の storage には、key の或る桁において、総て同一の数字をもつ場合のあることを考慮に入れてそれぞれ全ファイルを収容し得るだけの容量を保有しておく必要があるからである。もつとも全部の files が例えば 0 から始まっていることが予め知られている場合には、その桁についてのみ分類を省略することによつて、上記の制約は避けることができるが、かかる場合はまず稀れである。また key の総ての桁が、平均して分散された値をもっているものとして、各 storage にファイルの十分の一よりも若干大きい容量のものを充当することも適当でない。

五、ファイルの記録数。記録の移動回数は key の桁数とファイルの記録数の積に比例するという意味において重要である。

六、記録の桁数。極めて重要である。パンチ・カードを分類する場合と異つて、電子的な桁分類では記録の桁数に比例した分類時間を必要とする。したがつて、一般に電子計算機には分類されたパンチ・カードを input とすることが实际的である。

(1) Electronic Data Processing, Sorting Method for Univac System. 六個の磁気テープを使用した例が記載されている。拙稿「Electronic Data Processing における分類機能」神戸大学経済経営研究所企業経営研究年報Ⅶ参照。

六、合併分類法

選択・交換・挿入の各電子分類法は random access storage を使用する必要があり、したがつて小ファイルの分類に適したものであつた。また桁分類法では key の桁数が少なく、数字のみを含む key の場合に適しているとい

第十二表

PASS 1		
ORIGINAL	OUTPUT TAPE	
	A	B
34	34	06
06	91	70
91	17	27
70	58	14
17	35	36
27	18	12
58	68	46
14	29	60
35		
36		
18		
12		
68		
46		
29		
60		

う特徴があつた。しかし以下にのべる合併分類法は、このようにファイルの大きさとか Key の内容に関して特に制約を受けない最も一般的な分類法である。この分類法の基本的な方法は、two-way merge といわれるものである。two-way merge における分類手続は、まず一記録の string から始まり、これを二、四、八記録の string としように次第に倍加せしめ、最後にファイル全体を一つの string に合併するまで続行し、分類を完了する。一

例としてテープ上の未分類の記録がまず A・B の二テープに一記録毎に交互に分配されている第十二表について分類手続を追うことにする。A と B テープから最初の記録を一個宛取り出して大小を比較し、C テープの上に両者を正順に並べる。次に A と B テープの二番目の記録を比較

し、今度は D テープに移す。以下 A と B テープの記録全部を交互に C と D テープに二個宛正順に移し第二 Pass を終る。その結果を第十三表に示す。この作業によつて C・D テープには二個宛の計八個の string が作られることになる。C・D テープの横線は理解に便するため string の区画を仮に示したものである。次に第三の pass では A・B テープの記録が全部消去され、C・D テープが input となり、第十四表の如く C・D における各 string の間で合併が行われる。すなわち C・D の最初の key が各々読取られ、小さい方の key (実際には一記録全部) が A に記録される。次に当該 key を供給したテープ (C) から二番目の key が読取られ、以前の比較において大

第十五表

PASS 4			
A	B	C	D
06	14	06	12
34	17	14	18
70	27	17	29
<u>91</u>	<u>58</u>	27	35
12	29	34	36
18	46	58	46
35	60	70	60
<u>36</u>	<u>68</u>	<u>91</u>	<u>68</u>

第十六表

PASS 5			
(from pass 4)		SORTED FILE	
C	D	A	
06	12	06	
14	18	12	
17	29	14	
27	35	17	
34	36	18	
58	46	27	
70	60	29	
<u>91</u>	<u>68</u>	34	
		35	
		36	
		46	
		58	
		60	
		68	
		70	
		<u>91</u>	

八記録の長さのものとなる。(第一五表)
 第五の pass (本例では最後の pass) は単に八記録をもつ二つの string 間の合併が行われるのみであり、その結

第十三表

PASS 2			
A	B	C	D
34	06	06	70
91	70	<u>34</u>	<u>91</u>
17	27	17	14
58	14	<u>27</u>	<u>58</u>
35	36	35	12
18	12	<u>36</u>	<u>18</u>
68	46	46	29
29	60	<u>68</u>	<u>60</u>

第十四表

PASS 3			
C	D	A	B
06	70	06	14
<u>34</u>	<u>91</u>	34	17
17	14	70	27
<u>27</u>	<u>58</u>	<u>91</u>	<u>58</u>
35	12	12	29
<u>36</u>	<u>18</u>	18	46
<u>46</u>	29	35	60
<u>68</u>	<u>60</u>	36	<u>68</u>

れこれら二個の key は正順の配列 (70、91) をもって同様に A に入れられる。かかる操作が次の string の間で行われ結果は B に入れられる。かくして C・D の記録全部について同様の操作が行われ、その結果 string は四記録の長さのものとなる。次に第四の pass も A・B から C・D へ全く同様の厚理に基いた操作が行われて string は

きい値であった key (A に記録されなかつた key) と比較され、小さい方の key (34) が A に入れられる。更に四個の key の最後の一つ (91) が取出さ

果、分類を完了した十六記録をもつた一 string が完成される。(第十六表)

以上の操作は合併分類の最も単純な説明であるが、実際の操作では、原ファイルが input として A・B テープに交互に分散されるときにおいて、すでに二記録をもつ string の作成を完了しておくことよつて pass の回数を一回減少せしめることができる。更にこの手法を拡大して最初の分散時に string の長さをできる限り大にしておけば、それだけ pass の回数を減少することができるわけである。two-way fixed merge における記録数と pass の回数 N との関係は本例で自明の如く、次の式によつて与えられる。

$$N = \lceil \log_2 n \rceil$$

また分散時に string を形成しておく場合には、この string 数を S とすれば上記の式の n は S となる。

$$N = \lceil \log_2 S \rceil$$

但し上例では原ファイルから二個のテープに分配する最初の pass いわゆる (original pass) は含まれていない。またこの式における「 $\lceil \rceil$ 」(bracket) は、 $\log_2 S$ (または n) の値が整数でない場合、next large の整数値をとることを意味している。

$N = \lceil \log_2 S \rceil$ の式から明らかな如く、最初の pass において一つの string に含まれる記録が多い程、換言すれば S を小にしておく程、 N すなわち pass の回数が僅少になる。勿論 S の個数を小さくするためには機械の動作時間の増大をもたらすことになるが一般に pass の間におけるテープに対する読取り、書き込みに要する時間は全分類時間の大部分を占めるから、かかる操作の実施は必要である。但し、このために複雑となるプログラミングのための時間をも考慮する必要がある。したがつて、分類時間を減少せしめるための理論と、実際とはそれぞれ関

連をもつて考察されねばならない。

以上合併分類法については四個のテープを使用する two-way merge について述べたものであるが、更に六個のテープを用いた three-way merge、八個のテープを用いた four-way merge すなわち m -way merge による分類が可能である。かかる場合の一般式として N は次の式で与えられる。

$$N = \lceil \log_m n \rceil$$

いま、 n が 50,000 のファイルについて m が 2、3、4 の場合の N を比較すれば次の通りである。

$$N = \lceil \log_2 50,000 \rceil = 16 \quad N = \lceil \log_3 50,000 \rceil = 10 \quad N = \lceil \log_4 50,000 \rceil = 8$$

またファイルを 50 個の記録を 1 string とする 100 個の string にまとめた場合の pass の全回数は m の 2、3、4 に対して、それぞれ 9、7、6 である。このようにテープの増加に伴つてもたらされる pass 数の減少は、テープの増加と共に次第に僅少となる。具体的には three-way merge に対して four-way merge の發揮する効果は、three-way merge が two-way merge に対する差よりも小さく、分類時間を減少せしめる度合が僅少である。その上 m の増加に伴つて機械内部の処理動作が複雑となるために速度の低下は免れず、したがつて実際には $m \approx 3$ すなわち three-way merge が最も能率的であると考えられる。

最後にファイルの六つの性質と straight merge sorting との關係を検討すれば次の通りである。

- 一、key の長さ、長い桁数の key を扱うためのプログラミングの困難さを伴う以外は実質的には關係ない。
- 二、key の分布範囲。關係なし。
- 三、配列速度、關係なし。

四、記録媒体の形式。重要である。この分類法は当然 random access storage によつて行うことができるが、フ

ァイルの容量が大でなければ、効果が小さいので、現在では磁気テープを使用することが原則である。

五、ファイルの記録個数。重要である。その理由として、この分類法の適用のみを考える場合小ファイルに対してはNの式からまたはテープの脱着、巻戻し等に要する手数割合よりみて、この方法は経済的ではなく、ある程度大ファイルでなければならぬ。記録の移動回数に関してはファイルの大きさにたとえ、一万記録と三万記録との間の相違はあるにしても、上記の式によつて、他の分類法の場合の如く記録個数の二乗に比例する(但し配列が逆順の場合)という著しい影響は受けない。

六、一記録の長さ。大した影響はない。一記録が長いものである程、分類に時間を要することは勿論であるが、記録の移動回数が少なくその上全分類時間が記録の移動のために消費されるのではないから記録の長さに比例して長くはならない。

七、確率合併分類法

この分類法は、上記の合併分類法とは原ファイルのもつている正順の配列(すなわち string)を有効に利用することの外は全く同一である。したがつて、分類に要する pass 数は原ファイルの string の数によつて左右される。

この分類法の最も簡単な two-way probability merge について記述すると次の通りである。一記録の key が、output テープに最後に記録された key に比べて等しいか、大である限りは、そのテープに string を形成してゆく。また

第十七表

ORIGINAL	PASS 1		PASS 2		PASS 3		PASS 4	
	A	B	C	D	A	B	C	D
34	06	17	06	12	06	29	06	
06	34	27	17	14	12	60	12	
91	70	58	27	18	14		14	
70	91	12	34	35	17		17	
17	14	18	58	36	18		18	
27	35	46	70	46	27		27	
58	36	68	91	68	34		29	
14	29		29		35		34	
35	60		60		36		35	
36					46		36	
18					58		46	
12					68		58	
68					70		60	
46					91		68	
29							70	
60							90	

二個の key がこれと同一の基準をもっていれば両者のうち小さい方の key を output テープに入れる。もしこの両者とも、最も新しく記録された key よりも小さい場合、別の output テープに switch を行つてその小なる方を入れ、この key を先頭として string を作らせる。

いま二本のテープを A・B とし、最も新しく記入された key を L、そのテープを A とする。また L と比較する input の key をそれぞれ x、y として以上を要約すれば次の如き操作となる。

$x \triangleright y \triangleright L$ のとき y を A テープに入れる。
 $y \triangleright x \triangleright L$ " " " "
 $x \triangleright L \triangleright y$ " " " "
 $y \triangleright L \triangleright x$ " " " "
 $L \triangleright x \triangleright y$ " " y を B テープに入れる。
 $L \triangleright y \triangleright x$ " " " "

すなわち input テープの二個の key とテープ上の最も新しい key を比較して string を形

成し、この string が切れる場合に、別の output のテープに切換える操作が続けられる。

第十八表

ORIGINAL	PASS 1		PASS 2		PASS 3	
	A	B	C	D	A	B
34	06	17	06	12	06	
06	29	27	17	14	12	
29	34	58	27	18	14	
60	60	12	29	35	17	
91	70	18	34	36	18	
70	91	46	58	46	27	
17	14	68	60	68	29	
27	35	—	70	—	34	
58	36	—	91	—	35	
14	—	—	—	—	36	
35	—	—	—	—	46	
36	—	—	—	—	58	
18	—	—	—	—	60	
12	—	—	—	—	68	
68	—	—	—	—	70	
46	—	—	—	—	91	

かくして input テープの読取りが終ると、当該 input テープは output テープとなり同時に output テープは input テープとなつて同様の pass が行われ、全ファイルが遂に一つのテープのみに記録されるという pass によつて分類を完了することになる。(第十七表)

第十七表の例においては pass の全回数は straight two-way merge よりも減少することなく同一である。しかし第十八表の如く原ファイルの最後の二記録 29 と 60 を、最初から三と四番目に置換えて string 数を一個減少せしめた場合には一 pass を節約することができる。

この分類法によるときの pass 数 N が straight merge による pass 数と比較して何回減少し得るかということは、要は原ファイルの中に構成されている string 数 S と、記録数 n の比によるのであり、これは統計学の問題であるので一般的な結論は得られない。しかし前記の方法に比して pass 数を小にする可能性をもつ分類法である。⁽⁷⁾

この分類法において、原ファイルの六性質との関連については、前節合併分類法の場合のそれと同様であるが、更に上述した如く n と S が N に及ぶ影響を考慮に加える必要がある。

(1) n 個の key のなかに string S の含まれている確率は $\frac{1}{n}$ において最大であることが証明されている。相磯秀夫氏、電子計算と制御、Vol. 1, No. 3, p. 17.

八、結 び

以上、各種の電子的分類法について、分類されるファイルの諸性質との関連の下に基礎的な検討を加えた。⁽¹⁾ これらのうち確立分類法が最も一般的と考えられるのであるが、更に具体的に如何なる分類法を採用するかについては、使用する計算機の数度及びその記憶装置の容量と待ち時間、入・出力装置の性能と分類されるファイルの内容等に応じて個々に決定されるべき問題である。

(1) 小稿では特に Daniel D. McCracken, Programming Business Computers. を参考とした。その他の参考文献は小稿各節の註に掲げた文献以外に次の通りである。Marc Shrowitz, Digital Computer Programs for Data Sorting Problems. R. G. Canning, Electronic Data Processing for Business and Industry. C. C. Gollieb, High Speed Data Processing. D. L. Shell, A High-Speed Sorting Procedure, Association for Computing Machinery, July 1959, p. 30.

収益認識の基準

渡 邊 進

一

期間損益計算は、稼得された収益に、当該期間において費消された原価を賦課することによって行われる。従つて如何なる時点において収益が稼得されたとみ、また原価が費消されたものとみるかは期間損益計算に重要な影響を及ぼすこととなる。本稿は専ら収益が稼得されたものとされる時点について取扱うものである。

製造工業においては、(a)原材料の購入(次いでその代金の支払)(b)当該原材料を素材とする製造(c)製品の販売(d)販売代金の回収が行われる。場合によっては製品の販売後においても一定期間用役の提供を約し又は補修の責務を負担することがある。かかる一連の取引段階のうち何れの段階で収益が稼得されるものとみるべきであろうか。

通常の場合、販売の時点をもつて収益実現のときとみるのが一般的である。その理由はフイニー・ミラーによれば、販売の時点は(一)転換——一の財産と他の財産との交換——が生ずる時点であり、転換は実現の証拠であ

ると考えられ (二)通常の場合、収益の金額が販売価額によつて客観的に確定し得るものとなる時点であるからである。収益の実現は必ずしも現金の回収を必要としない。支払能力のある債務者に対する有効な債権は現金と同様に確実な資産であるからである。⁽¹⁾

ペイトンは収益測定 of 尺度として販売価額を用いることを承認すべき理由として次の二つの理由を挙げている。(一) 得意先に製品を譲渡しまたは得意先のために製品をイヤーマークすることは営業過程を構成する一連の出来事のうち決定的な段階である。それは営業過程の頂点であり、一切の努力が志向するところの目標である。

(二) 販売行為は売手の資産から該製品を取り除き、その代りに現金または有効な債権の形態における新資産を置き換える。現金または現金に対する確定的な請求権と製品との交換の過程は「実現」を構成し、販売によつて測定された収益を「実現収益」と呼ぶことを正当化するものである。⁽²⁾

このように収益認識の時点の販売の時点に求めることは収益認識に関する販売基準といわれる。これについて「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」は次のように説明している。

「実現」に関する会計上の証拠は、原則として、企業の生産する財貨または役務が外部に販売されたという事実⁽³⁾に求められるので、これをとくに販売基準とも名づける。

一会計期間の間に売上済となつた財貨または役務に適正に負担せしめられた費用が当期の費用であり、販売によつて獲得した対価が当期の実現した収益である。販売基準に従えば、一会計期間の収益は、財貨または役務の移転に対する現金または現金等価物(手形、売掛債権等)その他の資産の取得による対価の成立によつて立証されたときのみ実現する。⁽³⁾

右の引用は近代会計においては、販売基準によつて売上収益を認識することが一般に認められた原則であること(4)を物語っている。

- (1) H. A. Finney and H. E. Miller, Principles of Accounting, Intermediate, 1956, p. 600.
- (2) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., Corporation Accounts and Statements, 1955, p. 278.
- (3) 総論第一の二。
- (4) 収益はもとより販売資産の販売のみから生ずるものではない。しかし売上収益は販売の時点において認識されるものであることは一般に認められている。例えばアメリカ公認会計士協会(AICPA)の会計用語委員会は次のようにいつてゐる。

収益は財貨の販売および用役の提供から生じ、得意先、顧客または賃借人に供給した財貨および用役の対価として、彼等に請求する代金によつて測定される。資産(棚卸資産以外の)の売却または交換に基づく利得、投資から得た利子および配当、ならびにその他の所有者持分の増加(資本醸出および資本修正から生ずるものを除く)もまた収益に含まれる。Accounting Terminology Bulletin, No. 2, March, 1955, p. 2. (渡辺進・上村久雄訳「会計研究公報・会計用語公報」二〇〇頁) アメリカ会計学会(AAA)はこの点に関して次のようにいつている。

企業によつて有体の生産物が得意先に供給される場合には、通常の場合、収益は販売の時点において認識されなければならない。代金の回収に長期間を要する場合、または販売の後に代金の回収のために当該企業において相当の努力を必要とする場合には、収益の測定に関して問題を生ずるかも知れないが、販売基準によつて収益を認識する妥当性に影響を及ぼすのでない。Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements, 1957 Revision.

販売基準は売上収益を販売の行われた時期に帰属せしめる。このことは販売に先だつて収益の獲得を目的とする生産活動及び販売活動が存在するにもかかわらず、収益の認識を生産努力・販売努力とは関係せしめないとい

うことを意味する。収益は販売の時点において全一的に稼得されるのではなく、収益は生産（および販売のための準備行為）の進行とともに稼得されつつあるものであると解釈するのは正しい。しかし通常の場合、生産にかかわらずして収益が認識されないのは、生産の途中または生産の完了の時点においては、当該生産物が必ず販売されるといふ確実性はなく、また販売によつて得られるべき対価も未だ確定していないからである。しかしながら販売の行われた時点においては収益を認識すべき充分な理由がある。

その第一は、販売は当該販売資産に関する権利が売手の手を離れて買手に帰属する時点であるということである。企業は自己の所有に属する資産を貸借対照表に計上するが、他人の所有に属する資産は（備忘的記録としての外は）計上すべきではない。このことは自己の所有を離れた資産を貸借対照表から除去すべきことを意味する。販売は販売資産の権利の移転を意味するのであるから、この時点は、当該資産を貸借対照表上の資産から外して売上原価として損益計算書に振替えるべき最も適当な時点である。当該資産の所有権が売手の側にあるか買手の側にあるかを確認しておくことは通常考えられている以上に必要である。すなわちそれによつて（一）当該資産が喪失または破損した場合にその損害を負担するものが何人であるかが決定され（二）当該資産が差押を受ける場合に、差押をなすものが何人であるか（売手の債権者であるかまたは買手の債権者であるか）が決定されるからである。

第二に売手は当該資産に対する権利を譲渡した代償として、現金または現金等価物を取得する。これによつて売手の受取るべき対価が確定する。而して受取るべき対価が客観的に確定する時点は収益を計上するための適当な時点である。もしかかる対価の確定がなければ、収益を計上するとしても、それは単なる見積りの金額となり

正しい損益計算に寄与することとはならないからである。一般に収益認識の基準として生産基準（これについては別稿で述べる。）が採用されないのは、当該企業の製品が完全に売却されるものとは限らずまた販売が完了するまでは受取るべき対価が確定しないからである。

右に述べた(一)及び(二)の事情——それは同時に発生する——は合して収益認識の基準として販売基準をとることを正当化する。収益の稼得が全生産期間に跨がるものであることを承認することは、収益認識の基準として販売基準をとることは矛盾しない。企業会計は収益の稼得が全生産期間にわたるものであることを潜在的に認めながらも、右に述べた事情により、収益の計上を適当とする時期まで、その計上を——ある意味においては——繰延べるのである。収益の計上が適当とせられる時期は、当該収益が実現した時期である。ここにおいて収益の稼得と実現とは区別される。しかしながらこの場合稼得された収益を実現のときにおいて認識するというのみであつて、稼得された収益と費消された原価との対比によつて期間損益計算が行われるという事実はこれによつて影響を受けるものではない。すなわち販売基準（実現基準）は収益の稼得を認識する（会計上の記録を行う）ための一つの基準であるに過ぎない。

販売基準によつて収益を計上することは、特殊の企業を除き、長期的にみれば生産基準をとる場合と同一の結果をもたらすということは、販売基準を支持すべきもう一つの理由とならう。メイはこの点について次のように述べている。

製造ならびに販売という労苦の多い過程が利益を件なう製品の引渡によつて頂点に達する場合に、その利益を（慣習上はともかく）販売または引渡が行われた時点で帰属せしめてよいものでないことは明らかである。この

ような帰属をもたらす会計慣習は、そうすることによつて實際的な有用性が示される場合においてのみ是認することができものである。

かかる方式が實際的にみて有用であり信頼するに足る結果を生むのはどうしてであるかを考えてみるのは有益なことである。その理由は次の如くである。およそ正常な企業においては、始めから終りまで、あらゆる生産の段階において、どの瞬間をとつてみても、利益を生む取引が存在している。もしもその分布が完全に均等であるとすれば、各単位の完成の度合に応じて所得を配分することは、一切の利益を最終の販売段階に帰属せしめるのと同じの結果をもたらすであらう。⁽⁵⁾

(5) AICPA, *Changing Concepts of Business Income*, 1952, p. 26. (渡辺 進・上村久雄訳「企業所得の研究」四七一―四八頁)
G. O. May, *Financial Accounting*, 1946, P. 30. (木村重義訳「財務会計」三七―三八頁)

二

既に述べた販売とは当該販売資産の所有権が買手に移転し、売手がその代金に対する請求権を取得することを意味する。この時点は正に売手が収益を計上すべき最適の時点である。この時点において販売以前に所有していた資産と、それとは性質を異にする資産との転換が行なわれ、同時にその時点において得られるべき対価が客観的に確定することとなるからである。所有権が何時移転するかは当事者の意思がこれを決定する。しかし所有権移転の時期に関する当事者の意思は必ずしも明示されていない。かかる場合には付帯状況を基礎として所有権移転の時期が判定されなければならない。しかしながら企業会計の実際においては、個々の取引について権利の移

転の有無を判定して後に記帳を行なうことはしばしば困難であり実行不可能である。ここにおいて一つの便宜手段がとられる必要があつた。かくて、販売資産の引渡ないし発送があり、かつ権利移転の意思が存在する場合（この意味において積送品および試送品の場合は除外される。）において、権利の移転・請求権の発生従つて利益の実現があるものとみなして、売上収益を計上することが実業界の慣行となつた。すなわち引渡ないし発送とともに権利の移転があるものとみなして記帳が行なわれるのである。⁽¹⁾この点に関してギルマンは「このことは必ずしも真実ではない。しかしそれは実際の便宜手段として肯定されてよいほどに真实性をもつてゐることが多い。」といつてゐる。バックカーは「これは実際の便宜手段以上のものである。⁽²⁾それは実業界の慣習と一致するし、通常は買手および売手双方の意思を反映している。但し積送品および試送品のように特殊な販売契約の場合には、この基準によることは正しくない。」といつてゐる。⁽³⁾

(一) ペイトンはこの点に関して次のようにいつてゐる。

通常の掛売の場合において、すべての運送費用および危険が買手によつて負担される場合には、発送の時点すなわち公運送人 (common carrier) に引渡したときに権利が移転し、一切の諸掛および運送中の危険が売手によつて負担される場合には、到着の時点において権利が移転するものと通常いわれている。しかしいずれの場合においても、発送のときに販売を記録することが、日常の会計の見地からみて、望ましいやり方である。W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., Corporation Accounts and Statements, 1955, p. 280. W. A. Paton, Advanced Accounting, 1950, pp. 442-443.

(二) S. Gilman, Accounting Concepts of Profit, 1939, p. 100.

(三) M. Becker, Determination and Measurement of Business Income by Accountants (Handbook of Modern Accounting Theory, 1955), p. 239. (桑谷恭次郎訳「近代会計」Ⅲ一二七—一二八頁)

試送販売の場合にあつては、得意先が当該物品の購入を承認するまでは権利は移転せず従つて損失危険は売手

の側にある。それにもかかわらず、引渡のときに売上収益を計上する慣行は、便宜上、この場合にも適用される。これについてペイトンは「返品率が僅少であつて各期末に適当な修正が行なわれるのであれば、あえて反対するには当たらない」といつている。⁽⁴⁾

しかしながら引渡のときに権利が移転するものとみることはあくまで会計実務上の便宜であることが明確に理解されていなければならない。権利の移転は当事者の意思によつて決定するのであつて、引渡が権利の移転に対する法律上の要件なのではない。従つて販売資産の引渡があつても権利が移転していないものもあり、引渡未了であつて権利が移転しているものもある。このような場合には、厳密に言えば、権利の移転なき引渡分については実現収益から控除し、引渡未済であつても権利の移転しているものについては実現収益に加えなければならぬ。すなわち、前者の場合には既に引渡の際に計上した売上および債権を取消して販売した資産の原価を棚卸資産に加えることが必要であり、後者の場合には引渡未了の・権利の移転した・資産を棚卸資産から除外して、売上および債権の発生を記録しなければならない。但しこれらの金額が僅少である場合には、期末におけるかかる修正を行わないことも認められないではない。⁽⁵⁾それは重要性の原則の適用である。発送とともに権利の移転があつたものとみるのが、バックカーのいうように、正に「買手および売手双方の意思を反映している」場合を別として、権利の移転と引渡ないし発送とは区別して考えられなければならない。このことは次の二つの帰結に導く。

(一) 権利の移転の時期を引渡ないし発送の時点と異ならしめることが当事者の意思である場合には、権利の移転のあつた日に売上収益を計上するか、または発送ないし引渡のあつたときに売上収益を計上しておく期末にお

いて権利の移転のない部分について修正記入を行うのが合理的である。

(二) 発送ないし引渡の時に権利が移転するものとすることが当事者双方の意思である場合には、発送ないし引渡のときに収益を計上することは正に事実の反映である。しかしこの場合においても売上収益の計上を妥当ならしめる要因は、権利の移転であつて、発送ないし引渡の事実ではない。企業会計の実務において発送ないし引渡をもつて販売と解する慣行を生じたのは、一般的にいつて、発送ないし引渡のときをもつて権利の移転のときとみるのが当事者双方の意思に合致する場合が多いことによるものと理解すべきであろう。発送ないし引渡の時点において販売が行われたものとみることはかかる理由によつて支持される。しかし事実がそうでない場合には、かかる基準を適用することが適當でないのは当然である。

(4) W. A. Paton, and W. A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements*, p. 280. W. A. Paton, *Advanced Accounting*, p. 442.

(5) 未だ発送されていないが、売手が注文品を他の棚卸資産と区分することによつて権利が移転する場合がある。これに關して「会計士ハンドブック」は次のようにいつている。

法律적인見地からいへば、売手が顧客のために区分した物品は売手の棚卸資産ではない。かかる物品を売手の棚卸資産に含めることは、これに対する売上および受取勘定がともに認識されないとすることを意味する。逆にかかる物品を売手の棚卸資産から除外することは、収益および受取勘定が発送に先だつて認識されることを意味する。権利の移転に対する区分の効果は、しばしば法律家といへど決定困難な法律的専門事項に屬している。このため多くの会計士は発送のときに収益を認識する方法（この結果区分された物品は売手の棚卸資産に含まれることとなる）を採用する傾向がある。R. Wixon (ed.), *Accountants' Handbook*, 1956, p. 12, 22.

受取るべき対価の種類が収益認識のための条件となるかは一つの問題である。ギルマンは、眞の実現は貨幣（即時または繰延べられた）に關連するとの見解をとり、収益認識のテストは次の問題の中に発見されるといつ

ている。

「物品の譲渡が現金、または通常の過程において現金に換えられる資産の取得を結果するか。すなわち現金を得るためにさらに売却する必要はないか。」

この見地から彼は販売によつて手形・社債等を受領した場合には収益は実現し、商品の対価として株式・什器・消耗品等（現金とするためにさらに売却を必要とするもの）を受取つた場合には収益の実現はないものとした。⁽⁶⁾ かくか見解に対してバッカーは次のように批判している。

販売が実際に発生し、受領した資産が実現可能価値をもつ限り、受取つた資産の性質の如何にかかわらず、會計士は収益の認識を差控えるべきではない。受取つた資産がさしずめ換金されそうでないとかまたはそうする意図がないという事実は、換金の機会が存在する限り、無関係であると思われる。⁽⁷⁾

このように論じて彼は販売の対価として現金を受取つた場合と市場価値を有する現金以外の資産を受取つた場合とはほとんど差異がないものとし、いずれの場合においても「法律上販売があり利益が実現したことを否定することはできない。」といつている。

販売なる語をもつて現金または現金等価物を対価とする販売資産の譲渡を意味せしめるものとすれば、ギルマンとバッカーの見解の相違は、現金（または現金等価物）以外の資産を対価とする販売資産の譲渡——すなわち交換——の場合にも収益が発生するかという問題に帰着する。而して収益は交換からも発生すると解釈するのが現代における一般的な解釈であると考えてよいであろう。⁽⁸⁾

(6) S. Gilman, op. cit., pp. 102-104.

(7) M. Backer, op. cit., p. 241. (染谷訳「近代会計」Ⅲ一三〇頁)

(8) 例えば前節注4参照。

三

わが国の税法においては収益は如何なる時点において計上すべきものと考えられているであろうか。法人税取扱通達二四九はこの点に関して次の如く規定している。

資産の売買による損益は、所有権移転登記の有無及び代金支払の済否を問わず売買契約の効力発生の日属する事業年度の益金又は損金に算入する。但し商品、製品等の販売については、商品、製品等の引渡の時を含む事業年度の益金又は損金に算入することができる。

いま商品・製品等の販売資産について考える。この場合、右の但し書は、商品・製品等の引渡のあつたときににおいて収益を計上することを認めているので一般の会計慣行と一致し問題は生じない。しかし通達が原則とするところの「売買契約の効力発生の日」とは如何なる時点を指すものであるうか。民法第五五五条によれば「売買は当事者の一方が或財産権を相手方に移転することを約し相手方が之に其代金を払うことを約するに因りて其効力を生ずるものである。

わが国の判例によれば売買の目的物が現存しかつ特定して物権の変動を生ずる何等の障碍もないときは、売買の意思表示によつて目的物の所有権も移転するものと解され、目的物が現存・特定していないときは目的物が現存・特定するに至つたときに（改めて物権移転の意思表示をするまでもなく）当然に所有権の移転を生ずる

ものと解される。(もとより当事者がこれと異なる意思表示をしたときはこの限りでない。)

これによれば売買の目的物が現存・特定している場合には「売買契約の効力発生の日」は所有権移転の時であり得る。しかし目的物が現存・特定していない場合には、未だ所有権の移転はあり得ないのであるから、たとえ売買契約は成立しても、「売買契約の効力発生の日」において収益を計上すべきものとするのは妥当でない。売買契約の効力が発生すると所有権の移転がなければ未だ経済的意味における取引は存在せず、当該企業の資産・負債に影響をおよぼすこととはならないからである。このように売買契約の効力の発生の日をもって収益計上の上とすることは、所有権の移転に先立つて収益を計上しなければならない場合を生ずるから、「課税所得」を算定する税法の立場からも実現せざる収益に課税することとなり、はなはだ不合理である。もともと民法の右の規定は売買契約の効力を保護するために存在するものであつて、これをそのまま税法上の収益認識の基準とするとは適当でない。この意味において税法は所有権の移転のときをもつて収益を認識することを原則とするよう改正する必要がある。

(1) 我妻栄「物権法(民法講義Ⅰ)」五二―五三頁。我妻栄・有泉享「民法総則・物権法」二六〇―二六一頁参照。

委託販売が行なわれる場合には、受託者に対する商品・製品等の積送は所有権の移転を伴わない。それは所有権の移転なき販売資産の積送である。このことは発送者側の会計においては積送のあつたときに売上収益を計上すべきではなく、また受託者は当該物品の受入を仕入として処理すべきではないことを意味する。当該物品が受託者の手において未販売である限りは委託者の資産として会計せられなければならない。それが受託者によつて販売されるまでは当該物品の所有権は委託者の側にあるのであるから、期末において未販売の積送品は資産と

して、委託者の貸借対照表に掲げられなければならない。(積送品は受託者の棚卸資産として受託者の貸借対照表に掲げられてはならない。)

このことは積送品について収益が計上せられるべき時期がいつであるかを明瞭に物語っている。すなわち委託者が収益を計上すべき時期は、理論的には当該物品が受託者の手によつて販売せられ、その所有権が買手の手に移つたときである。法人税取扱通達二五一はこの点に関して次の如く定めている。

契約に基づく委託販売による損益は、当該委託品について受託者が販売した時を含む事業年度の益金又は損金に計上するものとする。従つて、受託者からの当該委託品についての売上計算書を少くとも各事業年度ごとに徴しなければならぬ。

これに対して企業会計原則は「積送品については、通常の商品販売の場合と異なり、その売上収益の確認のため単なる販売基準を適用することが困難な場合があるから、委託先から販売済の積送品に関する仕切精算書(売上計算書)が到着した日をもつてその売上収益の実現の日とみなすことができる。」⁽²⁾ものとしている。また「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」は「仕切精算書の作成日において、当事者間の債権債務の金額が確定するのであるから、これをもつて収益実現の時期として認めるのが理論上妥当であるが、会計慣行上、帳簿記録の確実性のために、その到着日をもつて収益実現の時期とみなす方法が認められている。個々の商品の販売日をもつて積送品販売収益の実現のときとする方法は、期末会計整理を不可能ならしめるものであるから、この点についても、税法は健全な会計慣行を認めることが望ましい。」⁽³⁾としている。しかしながら理論的には、当該積送品が受託者から買手に販売されると同時点において委託者の受託者に対する債権が発生するものと考えること

を至当とするであろう。もしそうでなければ受託者によつて販売が行われた場合に委託者は当該物品に対する所有権を失い、それに対する対価は何等存在しないこととなるからである。従つて取扱通達が税法の見地に立つて、受託者によつて販売が行われた時点において収益が発生するものとみるのは妥当である。而して期末決算においては決算日現在におけるものとして帳簿の締切が行われるのであるが、実際問題として期末決算に関する会計手続には若干の日数を要するのが通常であるから、積送品販売収益は、受託者が販売したときを含む事業年度に帰属するものとすることは決して「期末会計整理を不可能ならしめるもの」ではない。

しかしながら、商品・製品等の販売に関して引渡ないし発送の時をもつて販売の時点とすることが便法として認められているのと同様に、税法は仕切精算書の作成が遅滞なく行われることおよびかかる方法が継続的に適用されることを条件として、仕切精算書到着のときをもつて積送品販売収益実現のときとすることを認めることとしても大なる弊害は生じないはずである。しかし、前記通達が「受託者からの当該委託品についての売上計算書を少くとも各事業年度ごとに徴しなければならぬ。」とし、仕切精算書の到着の日をもつて収益計上のときとしないのは、若し仕切精算書の到着の日をもつて収益を計上すべきときとするにおいては、収益帰属の時期が人為的に左右されるおそれのあることを懸念したためであろう。

(2) 企業会計原則注解²

(3) 「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」各論第一「損益の期間的割当の問題」の三

四

既に述べたのは販売資産の売上によつて生ずる売上収益の認識の時点についてである。販売資産以外の資産の売却についても、売却または交換によつてその所有権の移転のあつたときに収益が認識されなければならない。それは販売資産に対して販売基準が妥当するのと同じの理由によるものである。

しかしながら提供されるものがいわゆる販売資産ではなく用役である場合には、収益はいつ稼得されるものと考えらるべきであろうか。用役の提供による収益については、通常の場合用役の「引渡」または「権利の移転」は問題とならない。従つて「販売基準」とは異なる基準が必要である。

用役の提供が短期間のうちに完了するものである場合には、その完了とともに収益が認識される。依頼者の所有物の上に加工・修繕等が行われる場合には、加工・修繕の完了（ないし当該物件の引渡）の時点において収益を認識することが合理的である。代金の回収が用役の提供の後に行われる場合には、債権および収益の発生が記録される。この場合には販売資産が掛で販売された場合の会計手続と合致している。⁽¹⁾用役の提供とともに現金の収入があつた場合にももちろん用役提供による収益が認識されるが、それは現金の収入があつたためではなく、用役の提供が完了し、または加工・修繕物件の引渡があつたことによるものと理解しなければならない。

(1) ギルマンは次のようにいつている。

確かに用役は、有体物ではないので、有体物と同一のやり方で移転することはできない。用役の提供に関しては権利の移転の問題は生じない。にもかかわらず、類推および一般的な了解によつて、用役の提供は物品の引渡にやや類似する契約関係をもちたらずものと仮定されている。医師・歯科医・弁護士・公認会計士は顧客に対する受取勘定を設定し同時に実

現収益を認識することにおいて、大体、商人と同一の手続に従っている。

法律上、提供された用役による請求権は、権利の移転という技術的要件を基準とすることはできないが、引渡された物品による請求権と全く同様に強制し得るものである。S. Gilman, *Accounting Concepts of Profit*, p. 117.

用役の提供が比較的長期間にわたる場合には、当該期間に対応する発生額を収益として計上する——ただし発生額を測定するための合理的な基準が存在することを前提として——ことが一般に認められる。⁽²⁾このことは当期において稼得された収益を当該期間に帰属せしめるという原則——このことは発生主義会計を形成する一つの重要な要因である。——から要請される。その反面、収益が認識されるに先立つて必要であつた・用役提供にかかる・費用は当該収益が認識される時点まで繰延べられなければならない。このことは認識された収益とそれに関連する費用とを出来る限り対応せしめようとする正確な期間損益計算の立場から要請される。

(2) ある条件の下においては、稼得の過程は明らかに「発生」の過程と同一視される。かくて、契約によつて生ずる発生利子または発生地代は、しばしば「稼得された」と称せられる。W. A. Paton and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940, p. 49. (中島省吾訳「会社会計基準序説(改訂版)」八四頁)

ある種の用役の提供およびその対価は、期間を単位として定められる。例えば土地・家屋が賃貸される場合、賃貸料は日・週・月・年を単位として定められる。提供される用役は当該資産の「使用」ということである。この場合賃貸人の収益は時の経過とともに「発生」するものと考えられる。従つて発生した賃貸料のうち当期の期間に対応する未収部分は当期に稼得された収益として計上するのが合理的である。

貸付金・社債等について生ずる利子についても同様に考えることができる。この場合提供された用役の内容をなすものは資金の使用であり、利子は時の経過とともに発生するものと考えるのが合理的である。⁽³⁾従つて発生利

子のうち未収部分は当期の収益として計上されなければならない。

賃貸料または利子の未収部分の計上は、借方側における債権の計上を結果する。この場合の債権は貸借対照表日現在においては未だ成長・増加の過程にあり、契約上の受取期日が未だ到来していないことにおいて他の一般の債権とは異なっている。かかる債権の計上は、既述したように、稼得された収益をすべてその稼得された期間に帰属せしめる必要から生ずるものである。

(c) ペイトンは利子収益こそは、おそろしく、発生収益の典型的な実例であろうと述べている。W. A. Paton and W. A. Paton, [Jr., Corporation Accounts and Statements, p. 281.

契約上の受取期日が未到来の発生収益を当期の収益として計上することについては異なる見解が存在する。例えば「企業会計原則」は「未収収益は、これを貸借対照表資産の部に記載したときは、当期の損益計算に計上する」⁽⁴⁾ものとし、未収収益の計上には消極的である。「未払費用、前払費用、前受収益等については、厳密に発生主義に基く費用の期間的配分をなしているのに対して、未収収益に関してのみ、何ゆえに会計原則は、発生主義の適用に当りかかる弾力性を認めるのであろうか。」という問に答えて「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」は次の如く述べている。

会計上の未収収益とは、すでに外部に役務を提供したが、その対価を受取っていない場合、またその対価が確実に成立していない場合における発生収益をいうのであるが、会計慣行上、商品、製品等の販売に関する取引には適用されず、主として「契約上の収益」(contractual revenue)に限定されている。ここにいう対価の未収とは、貨幣またはその等価物の未収あるいは債権の未確定の状態を意味する。したがって、財貨または役務を売却して、

その対価としての債権が成立した場合は、未収収益の問題は会計上生じない。たとえば、会計上の未収収益に属する未収利息は、単に元本たる債権の経過期間に対する利息発生高の当期所属の部分をいい、利息請求権の期日の到来したものを意味するのではない。同様な意味で、会計上未収地代、未収使用料等はここにいう未収収益勘定に計上されることになる。

かように未収収益は、必ずしも債権として確定したものではなく、しかもその回収は確実ではないから、慎重な会計処理を尊重する健全な会計慣行においては、発生主義の例外を認め、当期の損益計算から未収収益の計上を除外する会計処理法を容認しているのである。銀行法の附属難形貸借対照表および損益計算書の規定においても、この一般に認められた会計原則が採用されている。⁽⁵⁾

しかしながら、未収収益であるがゆえに回収が不確実であるということはできない。またそれが真に回収不確実である場合には、その部分について貸倒引当金に類する引当金を設けて収益の過大計上を修正することも可能である。従つて未収収益の計上を消極的たらしめる理由は、それが請求権の期日が到来していない債権であることによるのであろう。⁽⁶⁾しかしながらこのことは、いわゆる未収収益が貸借対照表日現在においては未だ成長・増加の過程にある債権であることによるのであり、かかる債権の計上は当期に稼得された収益をすべて当期に帰属せしめようとする発生主義会計の立場から要請されるものなのである。従つて正しい損益計算を達成する会計として発生主義会計を選定するのであれば、未収収益の計上を拒否すべき理由は存在しない。企業会計原則の立場は、この意味において、「慎重な会計処理」を尊重するのあまり発生主義の一貫的適用を否定し、その限りにおいて正確な期間損益計算から遠ざかるものであるといわねばならない。

(4) 損益計算書原則の一のA

(5) 「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」各論第一「損益の期間的割当の問題」の一

(6) 「企業会計原則」の注解ではやや表現が異なっている。

かように未収収益は、会計期末において役務の提供が未だ完了していないものであるから、企業会計原則は、未収収益の計上に関して慎重な会計処理を尊重する健全な会計慣行を採用し、未収収益を当期の損益計算から除外することを認めたのである。但し未収収益の回収が確実なものについては、その相当額を貸借対照表の資産の部に計上するとともにこれを当期の発生収益として損益計算書に記載するものとする。(注解1)

利益計算法としての財産法の限界

山下勝治

一

企業活動の結果として招来する企業利益の算定法には、古くから、二つの対立した方法が存している。いわゆる財産法ないし棚卸計算法と、これに対立する損益法ないし誘導法とがこれである。

周知のように、企業利益の概念としての純財産増加説は、財政学者シャントツ (Schanz) によつて主張されたものであるが、一つの有力な学説であることは否定できない。それは、利益があるということは、それが具体的に財産増加の形態をとるので、その財産、正確には純財産増加分として把握されることには疑いもない事実でもあるからである。そういう意味においても、企業利益が純財産増加分として規定され、その場合の利益計算に棚卸計算法が採用されるという考え方は、有力な根拠をもつものとして広く認められたということには、確かに、十分な理由があるところでもある。

ところが、近代会計の教えるところでは、企業利益計算法としての棚卸計算法ないし財産法は全面的に否定さ

れ、むしろ、これに対立すべき損益法ないし誘導法が、一般的にして原則的な方法として広く支持されている。そこで、この小文においては、原理的には十分な根拠をもつ棚卸計算法ないし財産法が、何故に、近代的な損益法へと発展したかという根拠を反省してみようとする。そのことは、利益計算法としての財産法のもつ限界を究明することでもある。

二

前に指摘したように、財産法のもつている利益概念は、これを純財産増加分に求められるので、これぐらい、確実にして具体的な形における利益計算法は、他にその例をみないものでもある。そういう意味においても、各国の税法における課税所得に、この純財産増加説が採択されることは極めて自然なことでもあらう。

いうまでもなく、一国における税務行政上の要請は、課税の公平ということが何よりもつよく考えられねばならないので、その課税所得の算定が客観性と確実性をもちことは、或は絶対的な条件ともなると考えねばならないであらう。しかもまた、そうした条件は、法律としての税法の規定としては、むしろ当然のことでもあらう。その上、税法の適用される企業には、その規模といい、その組織といい、それぞれ異つてそこに千差万様の形をとつていたので、そこで適用されている会計方法にもまた、その精粗において、その組織の合理性の程度において、それぞれ異つている。仮りに、組織的な利益計算が行われているといつても、その確実性、その真実性において、それぞれ異なる段階が存していることもまた否めない実情である。従つて、税法上の所得概念とか、その算定のための会計方式としては、それらのそれぞれ異なる実情にも拘らず、一様に、客観的にして確実性をもつて妥

当しうるような立場がとられねばならないこともまた、むしろ当然のことでもあろう。

このような税法上の立場を考えると、ここに、税法上の所得概念としての純財産増加説という原理が古くから採用されていることは、何の不思議もないのみならず、むしろそのこと自体は当然のことでもあろう。わが国法人税法にみられるように、総益金が総損金に超過するものが所得であるというような規定は、必ずしもこれを純財産増加説に立っているとは素直には読みとれないであろう。しかし又、そうであるからといって、それが近代的な損益法に立っているというがごとき考え方もまた、税法の立つていなければならぬ筈の上の要請からみても、明らかに誤っていると云わなければならない。ところが、ドイツ税法においては、その初期の時代から今日に至るまで、一貫して純財産増加説の考え方が明文をもつて規定されている。たとえば、今日の所得税法第四条においては、その初めに「経営財産の増加」が所得であるという明文の規定がみられているのである。

そこで、まずここでは、所得概念としての純財産増加説が、何故に、法としての税法のうちに採択されるに至っているかの根拠を考えてみたい。そのことは、純財産増加説としての所得概念が、何故に、法の一般的な要請としての所得計算の客観性、確実性の要請に適合するものであるか、ということの根拠を吟味してみることである。

三

いうまでもなく、純財産増加説においては、企業における期首の純財産と、一定期間後における期末の純財産とを比較して、その純財産の増加分を所得としてこれを捉えようとするものである。もちろん、その期中におけ

る資本の追加投入とか、その引出分はその純財産増加計算からこれを排除しなければならないことは当然のことである。すなわち、純財産増加説については、所得算定の出発点において、二つの時点における純財産額を捉え、これを比較するという手続をとる。その方式は次のごとくなる。

a 期首の資産合計－期首の負債合計＝期首の純財産額期

b 期末の資産合計－期末の負債合計＝期末の純財産額

c 期末の純財産額－期首の純財産額＝純財産増加額

そこで、期中における資本の追加投入とか、投下資本の引出とかがある場合には、それだけ純財産額が影響をうけている筈であるから、これを上の純財産増加分に加減修正することを必要とする。その修正方法は次のようである。

d 純財産増加額－期中の追加投資＋期中の資本引出＝所得

このように、二つの時点間の純財産増加分をもつて所得とする純財産増加法は、或はこれを所得計算法としての財産法として特徴づけることができる。こうした財産法のもつ利益計算法としての特徴をあげると、少なくとも次の諸点が考えられる。

(イ) いうまでもないところであるが、純財産増加法ないし財産法においては、その出発点が、二つの時点における純財産額を捉えるというところに存している。従つて、この場合には、その二つの時点における純財産額を捉えるに際しては、現実的にこれを把握することが予定されている。換言すると、この方法では、一定時点に現存する財産を具体的に捉えなければならないので、いわば、財産の実地調査ということが予定されている。利益が

あるということは、それだけ財産の増加として現われる筈のものであるから、その増加し、残留している財産を具体的に把握、そこから出発して純財産増加分を捉え、それをもつて利益と考えようとするものである。利益をその原因から捉えないで、利益の残留している筈の財産の側から、その具体的な調査から、その結果の側面から利益を具体的に計算確定するところに、その最大の特徴が存している。すなわち、財産法による利益計算は、その計算の具体性の故に、最も確実にして、客観的な利益計算法であるといえることができる。法としての税法において、この財産法的方法が、所得決定の方法として広く採択されるに至っていることは、この意味においてむしろ当然のことであることが理解される。

(四) 財産法のもつこのような特徴は、これを他面からいえば、財産法は始めから特定の簿記方法を予定することなく、むしろ、簿記的手段を離れても存在しうる利益計算法であるといえることができる。それは、厳密には利益の計算法ではなくして、利益の発見法であるといった方が適切でもあろう。ここでは、積極的に利益を計算的に捉えようとするものではなくして、むしろ、残留する財産を捉えて、その残留する財産から利益の存在を発見しないし確認しようとするものであるからである。それが一定の簿記的手段によつて計算されたものではなくして、現存する財産を実際に調査するところに、財産法のもつ特徴がみられる。簿記的手段の有無と無関係に、残留している財産の実地調査から出発するので、その利益計算には具体性と客観性をもつものではあるが、しかし同時に、それだけに原始的な利益算定法としての短所をそのうちにもつていることも否定できない。

(五) それが原始的な利益算定法であるということは、そこでは実地調査から確かめられた純財産の増加分を利益として算定することは可能ではあるが、その可能性は利益としての絶対額が一括的に捉えられることの可能性

を意味しているに過ぎない。それが、どういふ原因によつて招来したものであるか、その利益が現実に当期において稼得したものであるかどうか、稼得された筈の利益が、たとえばそれ以外の外的原因による財産的損失のごときによつて隠ぺいされているかどうか、というような利益発生の内容は全く捉えられないという欠陥が存している。利益計算の必要は、単純に、処分可能な利益の絶対額の確定ということだけに終つてはならないものである。その利益がどういふ原因から招来したものであろうか、正しい稼得利益がどういふ原因から隠ぺいされているか、外的原因による財産的損失があつたかどうか、ということも少しも捉えられない。残留している財産の側から出発する財産法的利益計算法が、その計算の客観性、確実性にも拘らず、利益計算法として原始的な方法であるといわれているゆえんが、ここに存する。

(二) 財産法が利益計算法としても最大の欠陥は、それが期間利益としての性格を欠いているところに存する。繰返すまでもなく、この場合には、財産の具体的な実地調査から出発して、その純財産増加分が利益となるのである。その際純財産額を算定する場合にとられる財産は、少くとも財産としての具体性と客観性ないし一般性をもつものであることが予定されていた。もちろん、この場合における利益は、二つの時点間の純財産増加分として算定されるので、形式的には、一定期間の利益であるということは事実である。そこで、ここに期間利益としての実質をもたないということは、ここでは期間的な利益を算定しようとする思考が存しないということである。これを具体的に考えてみると、財産法における財産の範囲は、上にも述べたように、具体的ににして、客観的な財産に限られているので、いわゆる繰延財産というように、計算的な意味における財産項目は、もちろん、財産法の場合に対象となる財産の項目には属しない、けだし、繰延財産こそは、期間利益限定計算という計算技術から始め

て将来する財産項目であるから、この種の項目の有無こそが、正に、利益の期間性の有無を規定する重要な標識ともなるものであるからである。すなわち、財産法における純財産増加分としての利益には、このようにして、利益の期間性という近代的性格をもたないといふことができる。

四

しかしながら、財産法における利益には、その具体性と客観性をもつところから、古くから一つの有力な利益算定法として広く採用されたものである。しかし、現実においてこの方法を採用してみると、その生命としての計算の確実性、客観性という特徴は必ずしもそこに保証されえないものであることが自覚されるに至つたことは注意を要する。ただし、実地調査によつて純財産を算定するといつても、現実には、そこに財産の具体的な評価という困難な問題が介在せざるをえないので、客観的に正確な純財産額を算定するということが自体が困難なことであるからである。換言すると、財産法のもつ利益算定法としての生命は、一にかかつて正しい純財産額を算定するため正しい財産評価という問題に帰するからである。

現に、財産法が利益算定法として広く採用されたのは、実は、企業財産が流動財産を中心とする財産構成をもつような企業においてであつたことは、財産法のもつ一つの限界がここに存している事実をよく物語るものである。すなわち、固定資産比重の高い近代的大企業の発生する以前には、企業財産構成には流動資産比重が圧倒的に高いので、そのような財産構成をもつ企業では、その財産の評価には根本的な欠陥とか、致命的な困難も存しないからである。ただし、流動財産はいわば市場と直結している性格のものであるから、その評価には一応客観

的な市場価格が基準としてとられるところから、流動財産の評価に根本的な困難もなければ、或は又、そうした市場価格をとることが、必ずしも流動財産の評価基準としての不合理性も存しないからである。そうした市場価格という客観的な財産評価基準がなくては、財産法のもつ利益計算の客観性も確実性も保証されうるものではない。従つて、流動財産比重の高いことを特徴とする中世的企業においては、ここに財産法による利益計算法がそのまま広い適用領域をもちえたものでもある。周知のように、初期ドイツ商法における財産評価基準には客観的な売却時価がとられていたものであつて、財産評価基準として客観的な売却価値は、財産法的利益計算の立場からみて確かに意味のある立場であつたと考えられるものである。このようにして、財産法における純財産額の計算には、原理的には、財産の時価評価基準がとられねばならないものであつて、そこに、その時々における正しい純財産額が算定され、正しい利益計算が可能となるものである。そのような考え方に立つ利益計算に計算の客観性が期待されるゆえんでもある。

このような財産法のもつ利益計算としての客観性とか妥当性は、産業革命以後にみられたような企業の拡大化によつて、次第にそのもつ矛盾をはらむに至つたものである。けだし、機械を中心とする固定財産が企業財産構成において圧倒的に高い比重をもつようになって来たために、財産評価に客観的な基準を求めることが困難となると共に、その確実な評価ということに致命的な欠陥を招来したものであるからである。いうまでもないことであるが、機械、設備などにみられるように、企業にとつての固定財産は、その永久的な利用が目的である。従つてその市価の変動は固定財産の価値とは一応切斷されているものと考えられるので、少くとも、固定財産に関しては、市価の変動はその評価に直接関係がないものと考えられねばならない筈のものである。しかもまた、長期

利用に耐える固定財産に関して、その中途において正しい価値を評価決定するというがごときことは、全く不可能なことでもある。ただし、固定財産の利用は、その形態の上にも、その機能の上にも原則として変化もみられないものであつて、減退すると考えられるものは、その表面的な実体ではなくして、むしろ内面的な価値に過ぎないものであるからである。このような性格をもつ固定財産に関して敢てこれを時価で評価するとせば、いきおい、その処分価値を考へる以外にないであろうが、その処分価値ともなれば、その利用の瞬間に古物価値として急激に大幅な減価を生ずるであろうし、仮りに、そうした古物価値としての評価をするといつても、その客観的な評価額を期待することは殆ど不可能に近いと言わねばならないであろう。ゆえに、利用中の固定財産について、その客観的にして正しい価値を追求するというがごときは事実上不可能なことでもあるので、このような固定財産比重の高い大企業を前提としては、純財産の変動を正しく算定することは、同様に不可能なことでもあらう。仮りに、そのような計算ができたとしても、その計算には客観性も確実性も存しないこととならざるを得ないので、そこではもはや、財産法のもつ利益計算としての客観性、確実性という長所は、事実上、これを期待しえないこととなるものである。ここに、財産法が利益計算法として適用される事実上の限界が存している。財産法に代るものとして、しかもより科学性をもつ利益計算法が案出されねばならない實際的必要が、ここに力強く自覚されるに至ることは、むしろ自然の成行でもある。

五

しかしながら、このような財産法のもつ内在的困難を克服する手段が全く存しないということではない。その

一つの有力な手段は、固定財産の評価に時価評価の立場をすてて、その購入原価主義に立つ評価基準を採用する考え方がこれである。換言すると、時価評価に客観性がえられないということは、市場と直結する流動財産には当てはまらないのであつて、全く市場と切断されている固定資産の評価に存しているのです、この固定財産に関して時価評価の考え方を否定しようとするところにある。それは、固定財産に生ずる評価損益を否定する立場に他ならないので、いわばその評価利益を利益計算から中和化し、これを純財産額計算の他におこうとする考え方に他ならない。それは、他面から考えると、市場から切断され、長期利用にたえる固定財産に関して時価を考慮すること自体が、永続企業の期中計算として財産評価として意味がないことからみても正当化されるところのものでもある。そうした根拠からみても、ドイツ商法とか日本商法において、営業用固定財産に関しては原則的な時価以下主義に例外が設けられ、取得原価主義を限度とする評価原則が導入され、それが広く承認されるに至っていることには、けだし十分の理由の存するところでもある。

ただ、固定財産に関しての評価損益を否定し、これに取得原価主義をとるといつても、現実には、その利用によつて価値の部分的な減退が招来している事実はこれを否定しえない。従つて、いわゆる固定財産評価損益はこれを全面的に否定するとはいへ、純財産額を算定するに際して、その価値消耗に基く減価は当然にこれを考慮しなければならぬものであることはいふまでもない。すなわち、ここに考えられた方法がいわゆる減価償却方法に他ならないのであつて、従つて、ここにいう減価償却法は固定財産評価の一つの手段であると考えられている点に特色がある。

このような考え方を最初に主張した人は、周知のようにドイツ税法専門家としてのウィルモウスキーであつた

といわれている。すなわち、ウィルモウスキーは、十九世紀末葉、ドイツに発達した鉄道企業の所得を財産法によつて算定しようとし、しかも、その巨大な固定財産に関するの評価が事実上不可能であることを経験上自覚し、ここに固定財産に関するの評価の測定は実際上不可能なことであることを自覚したものである。ここでは固定財産に対する価値評価を全面的に否定し、価値に代る「価格」を問題とし、購入価格をどのような基準によつて各年度に配分するかということが、正に、固定財産会計の問題であることを始めて強力に主張したものである。このことは、固定財産の価値評価という考え方に代つて、その購入原価の期間配分の考え方に立つ固定財産価格が、純財産計算の基準としてとらるべき評価額であることを意味する。それ以外の手段によつて固定財産の価値を評価するというがごときことは、実際上不可能であると共に、理論的にも亦誤つていることを意味している。従つて、純財産を算定するための固定財産評価額は、その市場における価格変動とは無関係に、その当初の購入原価の年度配分を決定すべき減価却法によつて、そこに自動的に算出される金額によるべきものであることを主張するものである。ここでは、減価却法は、今日みられるように年度費用を捉えるための手段としてではなく、むしろ、逆に、固定財産購入原価の年度配分の手段によつて、各年度末における固定財産評価額を計算するための手段として考えられていることは、この際とくに留意することを要する。ここにこそ、財産法的利益計算の下において減価却法のもつ固有の意義が存しているものである。

このようにして、固定資産比重の高い近代的大企業において財産法的利益計算を適用することは、実際上至難な固定財産評価の問題につき当らざるをえない。ここに、財産法的利益計算の最大の困難が存する。その困難を克服するために考案された方法は、価値としての固定財産評価を全面的に否定しようとする考え方にこれを求め

る以外にない。しかも現実には、固定財産価値に徐々にした価値消耗が発生するので、その発生する固定財産減価の実際的評価に代えて、その購入原価を全耐用期間に配分すべき減価償却法を介して、その年度々々の固定財産価額を算定するという方法が考案されるに至つたものである。すなわち、財産法的利益計算の方法は、実はこのような固定財産評価に新しい工夫を案出することによつて、漸くにしてその立場を守りえたかのごとくであつたということができよう。

六

財産法がそのうちに内在する矛盾ないし困難を打開するために考えられた固定財産評価に対する新しい考え方の発見——それは減価償却法に基く固定財産評価方式の発見といふことは、実はそのうちに、財産法の立つてゐる根本的考え方それ自体の否定を意味するものであることは注意を要する。換言すれば、ここでは固定財産に対する財産としての価値評価を全面的に否定することを意味しているので、そのような考え方に立つて行われる純財産額の計算は、もはや、それ自体が財産法的な立場と矛盾するものでもある。このことは、たまたま固定財産評価の困難に際し、その困難を打開するために発見されたことではあるが、そこでは、企業において財産と考へられているものの本体は、実は、物的存在としての、価値をもつものとしての財産ではなくして、むしろ、費用としての支出の化体したものに過ぎないものであることを意味している。いわゆる固定財産は、財貨であるよりは、むしろ長期に亘り、その永い耐用期間に亘る費用支出分としての性格をもち、同様に、いわゆる棚卸資産は、売上収益を獲得するための費用支出、ないし短期に売上収益により回収すべき費用支出分の表現に他なら

ないものであるという性格のものと考えられることを意味する。

このような財産に対する新しい考え方の発見は、ここに財産の側から、そして残留する財産の価値計算の側から純財産を算定し、そこから純財産変動分として利益を算定するというがごとき考え方は、必ずしも利益計算の正道でもなく、その現実的適用において、反つて利益計算に恣意性が介入する余地が多分に残っていることが自覚されるに至るものである。まして、大規模工業の発展と共に、そこには固定資産の比重が高い上に、その構成内容も極めて複雑多様なものから成るといふ実情に直面して、財産法的利益計算は、反つて正しい利益計算として十分に機能することなく、ここに、財産法は致命的な欠陥さえもつことが認識されるに至つたものである。固定財産でさえ長期費用の支出という性格をもつことの認識は、ここに必然的に、企業におけるすべての経済的取引が、実は、費用支出と収益収入とから成る二つの大きい統一的な流れとして認識されうるものであることを意味する。すなわち、複雑な企業活動は、貨幣的な収支取引を別とすると、商品の購入、販売、固定設備の購入、材料の購買、労働給付の購買、電力、ガス、運送給付の購入、商品の販売に至るまで、すべて、これは収益を獲得しようとするための費用支出か、若しくは収益収入としてこれを捉えることが可能となるものである。むしろ、そうした見方によつて、一切の企業活動を統一的に捉えることこそ、企業活動のもつ本質的な見方でもあり、この考え方が成立する。

このような根本的立場においては、利益は残留する財産の側から結果的にこれを捉えようとする考え方が否定されて、ここに、むしろ利益発生の原因の側面から、企業取引活動の経過に即して、直接的に利益を捉えようとする考え方を招来する。それは、一切の損益に関係ある企業取引活動を収益収入、費用支出として一元的に捉え、

そうして捉えられた収益と費用との差引計算から、直接的、抽象的に利益を算定する方法が可能となることを意味する。財産法に対してこれを損益法といい、利益計算法としての損益法が生成されるに至る必然性がそこにみられるのである。

しかし、このような損益法の計算構造に言及することは、とうていこの小文の耐えるところのものではない。ここでは、利益計算としての原始的ではあるが、しかし本源的なものである筈の財産法のもつている限界を明らかにし、ここに、財産法に代つて損益法が發展せざるをえないゆえんと、損益法が近代企業における利益計算として、広く普及するに至つてゐる根拠とを指摘しようとしたものである。

借入資本および優先株の

資本コストに及ぼす課税の影響

——ダン・スループ・スミス教授の所論を中心として——

丹 波 康 太 郎

—

ダン・スループ・スミス教授が、その著の序章で述べているごとく「課税は資本コスト (financial cost) を決定する諸要因のうちの唯一つのものにすぎないし、さらに資本コストそのものもまた企業への投資の大きさおよび性質に影響する諸要因の一つにすぎないものである」⁽¹⁾ことは、この小稿で取扱う問題の地位について、予め十分に注意しておかねばならない点である。しかし、他方、企業の資本調達に伴う基本的な資本コストは、これを資本を提供する投資者の立場からみれば資本投下に対する報酬 (return) であり、企業の立場からみても、経済的に考察するかぎり、資本調達に当つてこれまでもまして本来より重要視されるべき要因であると思われる。

本来、資本コストという場合には、より重要な普通株による資本調達の場合のコストに論及せねばならないが、

これは他日に譲り、小稿では借入資本および優先株による資本調達、すなわち *senior financing* の場合に限定して論じたい。普通株の発行は「あまりにコストが高くつく」ということは一致して述べられているが、しかもいうところのコストの性質およびその測定尺度については、全く異なつた考え方をとつている場合があり、一致をみていないところである。⁽²⁾ これに対して、借入資本および優先株による資本調達の場合のコストには一致した見解がみられる。以下の論述において「資本コスト」という語は、証券の登録のための費用や証券発行の証券業者への手数料等を含めた証券を発行するための費用 (*flotation costs*) ではなくて、ヨリ基本的な意味において用いられる。すなわち、印刷費等の諸費用やあらゆる割引料や手数料等を控除した後の新証券発行からの正味手取金が出発点として考えられているのである。この意味において、利子あるいは優先株配当と正味手取金との割合、すなわち利廻 (*investment yields*) を問題とするのであるが、以下の論述においては平価発行を前提として、契約利子率または優先配当率をとりあげる。しかし、こういったからといって、証券発行自体に伴うより直接的な費用は重要でないという意味では決してない。

借入資本および優先株という二つの形態による資本調達について、課税がそれぞれの資本コストに影響を及ぼすという事実は、よく知られているのであるが、その資本コストにおける差異を正確に記述することが肝要である。資本コストに関する分析は、それを課税前についていうのか (*before-tax basis*)、または課税後についていうのか (*after-tax basis*) を明確にしなければならない。そのいずれについて表現することも可能であり、またいずれについても首尾一貫して表現されるならば同一の結果が生じる。しかし一貫性が保持されなるときには、ミスマーケティングな推論がなされる恐れがある。そして、資本コストを課税前または課税後について考察するそれぞ

れの態度が、いかなる事態についてとくに意義をもつかを検討することが必要となるのである。小稿は主としてかかる問題を扱うものである。

(1) Dan Throop Smith, *Effects of Taxation on Corporate Financial Policy*, 1952, p. 11. 小稿は、主としてこの書物の Part I. *Widely Owned Corporations. I. Debt and Preferred Stock Financing* の理論的な部分の概要を、若干の注釈を付しつつ紹介するものである。

(2) スミス教授は、普通株の資本コストという考え方の中には、(1)現金配当の要求額 (cash dividend requirements)、(2)経営に対する支配権の稀薄化 (dilution of control)、(3)利益の稀薄化 (dilution of earnings)、(4)資産価値の稀薄化 (dilution of asset value)、および(5)市場価格への影響 (effect on market price) が含まれ、実際上は、これらの論理上別個の尺度について、普通株の資本コストなる語が使われていると、いつている (ibid. p. 46)。

二

まず法人税の及ぼす影響について述べよう。法人税は、新資本に基づいて得られる利益について課税された後に約定の配当を支払うだけの利益を獲得するのではなく、新株式の発行は財務的に償われないという意味において、優先株の資本コストを増加する。そして税率が高ければ高いだけ、獲得すべき必要な収益率は高い。いまあげるべき必要な収益率を $x\%$ とし税率を $r\%$ とすれば、 $x(1-r\%)$ が課税後の利益率であり、それが少なくとも契約の優先配当率 $p\%$ に等しくなければならないことになる。すなわち、 $x(1-r\%) = p$ である。そこでたとえは三%の優先配当率を支払うるためには、五二%の法人税率のときには、 $3\% + (1-52\%) = 6.25\%$ の利益を少なくともその調達した資本についてあげねばならない。そして会社がこれ以上の率の利益をあげるときにのみ、

普通株主に対する利益を増加せしめることができる。

これに対して、新たな借入資本による手取金について課税前にいかほどの利益をあげねばならないかの計算においては、課税を無視することができる。利子は控除しうる費用であり、利子に相当する追加の利益部分については課税されないからである。たとえば借入資本によつて得られた新資産について課税前に3%の利益をあげうる会社は、3%の利子を支払うるのであり、この3%を超える利益は普通株主に対する利益を増加することになるのである。

以上の叙述は *before-tax basis* に基づいてなされている。この場合のコストの考え方ないし表現は *gross cost approach* といふことができる。そのときコストは一種の限界収益率 (*marginal rate of return*) を意味するが、この考え方は、資本コストに対する課税の影響を記述するための一つの意味のある考え方である。

法人税の借入資本および優先株の資本コストに及ぼす影響を記述するいま一つのそしてより通常の方法は、課税後のコストを考える *net cost approach* である。この考え方による場合には、借入資本の *net cost* は契約の利率より税金分だけ減少される。借入資本に対する新たな追加の利子は、会社の法人税の計算において、それだけ新たな控除分を提供する。たとえば五二%の税率の場合に3%の利子は、その資本部分について $3\% \times 52\% = 1.56\%$ に等しい税の軽減 (*tax saving*) によつて部分的に相殺されて、結局一・四四%という借入資本の *net annual cost* を生ぜしめる。これに対して、優先株に対する新たな配当は会社の課税状態に何らの影響をも与えない。3%の優先配当率については何らの税の相殺もなく、税率のいかに拘らず、その *net financial cost* はやはり3%である。かくして、借入資本による資本調達、優先株によるそれに比して、資本コストの点においてつねに相対的に

課税上の利点 (tax advantage) である。上例の after-tax approach における一・四四%の借入資本の net cost と三三%の優先株資本のコストとの開きは、⁽¹⁾ 右に述べた before-tax approach における三%と六・二五%との開きと、その割合は同じである。

(1) この節の叙述については、Smith, *ibid.* pp. 18-19 参照。

三

それでは、上述の資本コストの二つの考え方がいし表現は、それぞれいかなる場合に用いられて意味があるのであろうか。

課税後の net cost の考え方は、かなり多くの事態において有意義なものである。もし新に調達された資金が格別大きな利益の増加を齎らすことなく、たんに現金あるいは運転資本の不足を補充するために取得されるという場合には、借入資本のコストは net cost basis で記述されるのが適当である。さらに、新に借り入れられた資金がもともと利益を生ぜしめることを意図する目的のために用いられる場合においても、その目的活動が事実不成功に終わるときには、借入資本の net cost がやはり資本コストの適当な尺度を提供することになる。ただし、この場合には、課税前にかほどの利益をあげねばならないかということだけでなく、その場合の不成功の程度 (利益または損失) が税の軽減を考慮しての正味の利子と比較してどの程度であつたかの検討が問題になるからである。

かくして、法人税は、税控除前の利益を約定利子の金額だけ増加せしめることができない場合に、利子の損金算入によつて緩和される一種の安全地帯を提供するのである。たとえば、もし会社が一〇〇万ドルを三%の利率

で借り入れるならば、課税前に三万ドル以上の利益が稼得されるのでなければ、普通株主に対する利益の増加は存しないであろう。しかしこの新資金について何らの利益も得られなかつたとすれば、五二%の法人税率の場合には、年利益の減少は一四、四〇〇ドルに止まることになるであろう。他方、会社が三%の優先株によつて一〇〇万ドルを調達したのであれば、会社は五二%の税率では、この資本について課税前に六二、五〇〇ドル以上の利益をあげるのだけければ、普通株主に対する純利益の増加は来たさない。この場合に新資本について何らの利益も得られないとすれば、普通株主に対する利益の減少は三万ドルである。かくて、もし借入資本が調達されるならば、課税は、資本コストが税の軽減分だけ減少されるという意味において、損失あるいは不十分な利益を補助することになる。もし資本調達に際して優先株が用いられるならば、損失または不十分な利益について借入資本の場合に比すべき課税上の補助 (tax subsidy) は存せず、また十分な利益が得られるときには、もちろん経営はこの新優先株の配当のみならず、利益増大に伴う追加の税金をも負担しなければならない。特定の計画あるいは活動に関して見積られた年利益から税金分を減算することは、そのために必要な新設備についての支出がその後の利益を通じてどれだけの期間に回収されるかを決定する上に、かなり通常行われることである。この場合にも、そのために調達される資本のコストについては *net cost approach* が適用される。

しかし、経営が一般に少なくとも普通株主に対する従来の純利益を維持するために、新しく追加される資本についてどれだけの利益の増加を得なければならないかを考える場合には、いうまでもなく、新資本について *gross cost* の考え方がとられねばならない。

スミス教授は、法人税の借入資本利子または優先株配当に及ぼす影響は、税率および税金・利子・優先株配当

控除前の利益が変動する場合の結果を分析することによって、これを総合することによって、次の第一表を導いてくる。

第一表：法人税率，資本構成，税および利子・優先株配当控除前の利益の変動の純利益に及ぼす影響

税金および利子または優先株配当控除前の利益	利子および優先株配当控除前の利益に 変動のない場合						30ドルの利子または優先株配当を 償うために30ドルの利益増加のある 場合		優先株配当30ドルのとき		30ドルの優先株配当控除後の 普通株の純利益を保持するために 必要な利益	
	利子・優先株配当のないとき	新に30ドルの利子が生じるとき	新に30ドルの優先株配当が生じるとき	20%課税	50%課税	20%課税	50%課税	20%課税	50%課税	20%課税	50%課税	
70	70	70	70	70	70	100	100	100	100	107.5	130	
—	—	30	30	—	—	30	30	—	—	—	—	
70	70	40	40	70	70	70	70	100	100	107.5	130	
14	14	8	20	14	35	14	35	20	20	21.5	65	
56	35	32	20	56	35	56	35	80	50	86	65	
—	—	—	—	30	30	—	—	30	30	30	30	
56	35	32	20	26	5	56	35	50	20	56	35	

この第一表において、初めの三対の欄は、税および prior charges を控除する前の利益（以下、稼得利益と称す）がいずれも七〇ドルで変わらないとした場合である。第二の対の欄は借入資本を、第三の対の欄は優先株資本を新

に調達したが、しかも稼得利益は依然七〇ドルで、つまり新資本によつて何らの追加利益が得られないとした場合に、普通株主に対する純利益はいかに変化するかをみるためのものである。稼得利益の増加がなければ、三〇ドルの利子は税率二〇%の場合には純利益を五六ドルから三二ドルに引き下げ、五〇%の税率の場合には三五ドルから二〇ドルに減少せしめる。かくて、借入資本の net cost は、利子の金額よりそれに税率を乗じた金額だけ小である。この例の場合、税率二〇%のときは、三〇ドルの利子の net cost は二四ドルであり、税率五〇%のときは、それは一五ドルにすぎない。これに対して、優先株配当は、純利益を税率二〇%のときは五六ドルから三六ドルに、また五〇%のときは三五ドルから五ドルに減少せしめ、税率のいかに拘らず、純利益を三〇ドル引き下げることになる。

第四の対の欄ないし第六の対の欄は、新資本調達に伴う新たな prior charges を支払い、しかも純利益を元通りの大きさに保つに必要な稼得利益について考察するものである。第四の対の欄にみると、税率が二〇%または五〇%のとき、利子のない場合の五六ドルおよび三五ドルという純利益を生ぜしめるためには、稼得利益は三〇ドルという利子の金額だけ増加されねばならないことを示している。この場合に必要とされる増加額は、税率のいかに拘らず同一である。しかし第五の対の欄は、新資本が優先株によつて調達される場合には、稼得利益を優先株配当の金額だけ増加したのでは、純利益を維持するに不十分であることを示す。すなわち稼得利益の三〇ドルの増加は、税率二〇%および五〇%の場合には、それぞれ五〇ドルおよび二〇ドルの純利益を齎らすにすぎず、それは以前の純利益よりもそれぞれ六ドルおよび一五ドル不足するのである。最後の第六の対の欄では、三〇ドルの配当を差引いた後の純利益を維持するに必要な稼得利益の増加、すなわち税率二〇%のときは三七・

五〇ドル、税率五〇%のときは六〇ドルが示されている。これらの金額は、 $\$30 + (1 - 20\%)$ および $\$30 + (1 - 50\%)$ として計算されたものであつて、さきに述べた優先株の *gross cost* の考え方によるものである。

さきの第一表から、いま一つ別の利子と優先株配当との対照が看取される。それは、利子は税率の変動の影響に関するかぎり中立的であるが、優先株配当は複合的な影響をもつということである。税率が二〇%から五〇%に上昇する場合、*prior charges* のないときには、普通株主に対する純利益は五六ドルから三五ドルに減少する（第一の対の欄）。そして新に借入資本調達がなされる場合には、それは三二ドルから二〇ドルに減少する（第二の対の欄）。借入資本が調達され稼得利益が三〇ドル増加する場合にも、純利益は五六ドルから三五ドルに減少する（第四の対の欄）。これらいずれの場合にも、減少の割合は三七・五%で同一である。しかし優先株が発行されている場合には、税率が二〇%から五〇%に上昇するとき、純利益は、稼得利益に変動のない場合には二六ドルから五ドルに減少し（第三の対の欄）、稼得利益が三〇ドル増加するときには、それは五〇ドルから二〇ドルに減少する（第五の対の欄）。さらに税率がかなり大きく上昇する場合には、純利益はマイナスになることがある。たとえば第一表の第三の対の欄についてみれば、税率の二〇%から六〇%への上昇は、二六ドルの純利益を二ドルの純損失に転ずるであらう。しかし、*prior charge* が利子の形態をとるときには、税率が一〇〇%に近いものであつても、純利益は純損失に転ずることはありえない。要するに、*prior charges* は、その性質によつて普通株に対する固有の挺の作用 (*leverage effect*) をもつ。税率の変化は、*prior charge* が利子の形態のものであるときには、既存の *leverage* をみだすものではないが、それが優先株配当の形態のものであるときには、税率の変化は *leverage* の関係を複雑にするものである。

課税所得の計算において控除しうる広告費・調査費等その他の経費と共に、賃金の増加は、多くの場合経営に
とつては、その表面上の金額から課税上の軽減分を差引いた *Net Cost* が問題になると考えられる。これらの経費
についての課税前および課税後のコストの分析は、さきに述べた利子のそれと同一である。会社の利益が追加の
経費を補償するに十分大であるかぎり、換言すればその経費の発生が税の軽減に導くものであるかぎり、追加の
収益から控除しうる費用の純利益に対する影響は、それによつて生ずる税の減少を斟酌して *Net Cost* によつて測
定されるのが適當である。追加的な賃金の一ドルは、もしそれが五二%で課税される利益を生ぜしめるために費
されるのであれば、四八セントだけ純利益を引き下げることとなる。そこで、たとえばストライキの機先を制し、
士氣の頹廢を防ぐための賃金増加の *net cost* は、やはり税の要因によつて減少されることになるのである。

しかし、さきにも述べたように、純利益を増加しあるいは少なくとも従来通りに維持しようとする活動に関し
ては、*Gross cost* は意味のあるものである。*Gross cost* が収益によつて償われた後において初めて、その活動を真
実利益あるものたらしめる純利益の増加があるのである。賃金は追加の収益によつて償われねばならないのであ
り、さきに述べた四八セントと同一のとき *net wage cost* に基づく価格決定のための原価の計算は、もちろん全
く誤である。

一般に、課税後に一定額の純利益を生ぜしめるためには、株式（優先株・普通株）発行によつて新に得られた資
金について税率が高ければ高いだけ、課税前により多くの利益をあげねばならない。法人税はいずれの形態の資
本調達の長期的にみたコストをも安くするものではない。それは株式による資本調達のコストを増加し、借入資
本のコストを約定のコストのままに止めるものである。スミス教授は、この事実を強調すること、およびそれが

広く一般に認識されることは、課税が借入資本の *net cost* を減少するという考え方を無差別にあるいは無条件に拡大して用いることから生じる誤った推論を打ち消すために望ましいことであると、述べている。⁽¹⁾⁽²⁾

(1) この節の叙述については、Smith, *ibid.* pp. 20-25 参照。

(2) スミス教授は、米国の実際界において借入資本および優先株の資本コストを対比するために作成される *work sheet* における最終の結果は、通常、その資本コストを支払った結果の純利益の金額（たとえば前掲第一表の第一ないし第五の対の欄に示すがごとき）、あるいは普通株の株数が増減する場合であれば一株当り純利益で示される（これは *net cost* の考え方に基づくものである）。しかし、*prior charges* および税金を償うのに必要な利益にかかわらずしての *cost*、すなわち *Gross cost* の考え方（第一表の第六の対の欄におけるがごとき）は、実際の分析においては、あまり行われないと、述べている（*ibid.* p. 35）。スミス教授はまた、優先株による資本調達の場合の *Gross cost* および *net cost* に対する課税の影響については、借入資本に関するほどには広汎にまた明瞭に認識されていないと考えられる節がある。おそらくその理由の一部は、法人税課税の影響は利子の *net cost* を引き下げることであり、これに対して優先株配当は中立的なものであるといういくぶん部分的な考え方によるものと思われると述べて（*ibid.* p. 43）*Gross cost* に関する考え方が一般にとくなくないことを暗示している。

Bradley, Joseph F., *Fundamentals of Corporation Finance*, rev. ed. 1959. は、筆者のみるかぎり、追加資本のコストをとくにとりあげて論述している点において、特長的な文献と思われるが、この場合においても、資本コストは *net cost* について述べられており、*Gross cost* には及んでいない（たとえば右書物の一八二頁の一——表を参照）。

四

利子と優先株配当とで課税上の取扱に差別があるということは、結局、資本コストに関するかぎり、資本調達

について、重点を株式から借入資本に移行せしめることになりがちである。このことは、不況期における会社の財務状態の脆弱性を増し、また利子という固定費用によつて齎らされる損益計算上の剛直性のために、景気変動という観点からは望ましくないものとして、これまでも広く認識されてきたところである。この望ましくない課税上の差別は、利子の課税所得計算前の控除を許さないことにするか、あるいは優先株配当について利子と同様に控除を認めることにするかのいずれかによつて消去されうるのであろう。しかし、これらの二つの方向の選択は、明らかに、どちらであつてもよいという問題ではない。

上述のいずれの変更も、それがかりに現に発行されている証券の利子・配当に直ちに適用されるものであるとすれば、多くの会社にとつて多額の思いがけない損失かあるいは利得を生ぜしめることになる。スマス教授は利子の控除を認めない変更について、おおよそ次のごとく述べている。たとえばその課税後の純利益の大きさが支払利子の金額に等しいような会社にとつては、利子の損金算入を認めないことは、五二%の税率の場合には、現存の純利益を全く拭い去つてしまうより以上の結果となるであらう。そして、この税金の転嫁かまたは外部事情のために会社の状態の改良がなされるのでなければ、清算の場合を除いて、その会社の普通株の価値を破壊してしまふであらう。もつとも、ここに仮定したような課税後の純利益の大きさが利子に等しいといふごとき状態は、公益事業のごときいわゆる *regulated industries* の場合を除いては稀れである。しかし、そうでない場合についても理論は同じことであつて、負債をもつ会社については、この利子の控除を許さないことに伴う新たな負担の性質はおおよそ上に示したごとくである。かりに利子の控除を認めないことにするとしても、それはおそらくは法律改正後に契約される新しい負債の利子についてのみ適用さるべきである（こうした場合においても、借換や会社

合併に関してはなお解決を要する面倒な問題が生じるが」と、教授は述べている。

次にスミス教授は、優先株配当の控除を許すといういま一つの方法は、現在の差別的な課税上の扱いを消去するよりよい途と考へうるであろうという⁽¹⁾。しかし、教授はその実施について次のごとく述べている。この配当の控除を既発行の優先株の配当に直ちに適用することは、この法人税における変更が課税後の純利益に反映され、そしてその影響が製品の価格を通じてまたはその他の方法で取り除かれるのではないという仮定に基づくときには、普通株主に思いがけない利得 (windfall gain) を与えることになる。他方、この配当をその後の新発行の株式についての配当にかぎり適用するとすれば、さきに述べた借入資本の利子の控除を認めないことにする場合に生じる問題と同様、困難な問題が生じることになるであろう。そこで、すべての優先株配当についての全面的な控除を、ある期間たとえば五年間にわたつて漸次に達成するようにすることが、この変更の及ぼす影響をいくぶん徐々に生ぜしめることとなり、普通株主に対する純利益に比較して優先株配当が現在大であるような少数の会社において、さもない場合に生じるであろう、ごとき即時的なかなり大きい利得を減少せしめることになるであろうというのである。⁽²⁾

(1) スミス教授が、利子の控除を認めないことにする方法に賛成されない理由は、本文中にも暗示されているのであるが、さらに、教授が「利子の控除を認めないことは、借入資本について、現在の優先株についての場合と同様に、税金および利子を支払うに足るだけの利益を稼得することを必要ならしめることになる」という認識は、根本的に重要なことである。そして、資本コストは投資についての経営の決定において重要なものであるかぎり、この方法によつて株式に対する配当との課税上の差別をなくすることは、企業への資本投下の総額を減少せしめる傾向を来たすであろう……」と述べられている点に、わたくしはこの方法に対する教授の不賛成の根拠があるのであると推察する。

(2) この節の叙述については、Smith, *ibid.* pp. 25-27 参照。

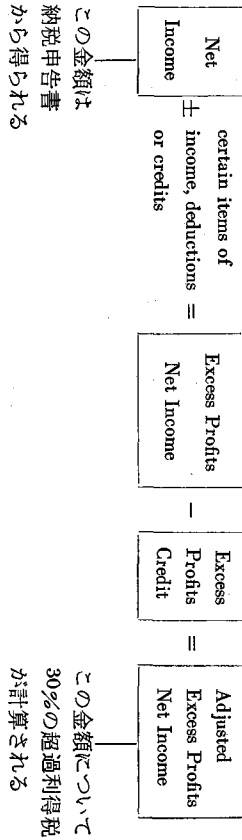
五

スマイス教授は、法人税のみならず、教授の著書が発行された当時、米国で施行されていた超過利得税 (*excess profits tax*) の借入資本および優先株の資本コストに及ぼす影響についても述べている。超過利得税は米国で一九五三年一月三十一日以後に始まる課税年度について廃止されているので、現在は同国においても、その資本コストに及ぼす影響は現実には問題にならない。しかし、この点について若干述べることは、課税の仕組によつて資本コストがいかに影響されるかを知る上に興味がある。

超過利得税の規定は、借入資本および優先株の資本コストについての計算をかなり変化せしめるものである。結論的にいえば、相対的な課税上の利点はやはり借入資本について存するのであるが、絶対的な資本コストは、この双方の資本調達形態について却つて減少せしめられる結果となるのである。この点を理解するためには、まず何よりも超過利得税の仕組の概要を知る必要がある。⁽¹⁾

超過利得税は、それについて法人税が課せられる所得の一部に対する追加の税金である。それは、おおまかにいえば、ある基礎金額 (*base figure*) を超過する部分の会社利益に課税するものであり、この基礎金額は *credit* とよばれている。一般に会社は、次の二種の *credit* すなわち (1) *income credit* か (2) *invested capital credit* かを用いることを選択しうるが、(2) については、会社はこれを *asset method* とよばれる方法か *historical capital method* とよばれる方法かのいずれかによつて計算することができるのである。こうした点は後にさらにやや詳細に述べる

が、さしずめ一般に、超過利得税を計算する仕組は、段階的に次のごとく示すことができる。



そこで、さらに説明を要するのは、純利益から超過利得純利益を導き出すために加減される項目と、超過利得純利益から控除されるいわゆる credit (excess profits credit) の計算の仕方とについてである。

前者については、もちろん詳細に規定されているのであるが、ここではたんに例示すれば、純利益に加算するものとして、たとえば借入資本に関する利子修正、社債償還損、ある種の鉱石採掘の鉱業を奨励するための政府による補助金または貸付金に基づく控除額等があげられ、純利益から差引くものとして、たとえば一部免除された利子、受取った配当、固定資産の売却または交換から生じる利得、社債償還益等があげられている。このうち、資本コストに及ぼす超過利得税の影響を検討しようとするわれわれの目的にとつて重要なのは、純利益に加算される「借入資本に関する利子修正」である。その修正の計算様式は、後述するいずれのクレジットの方法が用いられるか、すなわち invested capital method か income credit method かによつて異なるのである。いま、invested capital method をとる場合についていえば、この修正は credit に含められた会社の借入資本についての利子の七五%である。たとえば ABC 会社がある課税年度に借入資本について一、六八〇ドルの利子を支払つたとする。

この一一、六八〇ドルの利子は法人税の対象になる純利益の計算においては収益から控除される。しかし、超過利得純利益の計算に際しては、 $\$11,680 \times 75\% = \$8,760$ は純利益に加算されねばならないのである。これは、換言すれば、利子の二五%分だけが超過利得税の計算については控除しうるにすぎないことを意味する。

income credit method をとる場合には、純利益に加算されるのは、平均借入資本の増加額——それはその課税年度の日割計算による平均借入資本が納税者の最初の超過利得課税年度の最初の日の借入資本額を超過する額である——の七五%を課税年度の平均借入資本額で除した割合に等しい借入資本の利子部分である。

われわれの目的にとつて右の点よりもなお一層重要な関係にあるのは、前掲の *excess profits credit* の計算様式である。このうち *income credit* の計算は次のごとくなされる。一九四六年ないし四九年の課税年度——一九四六年一月一日に始まり一九四九年十二月三十一日に終わる期間を基準期間 (*base period*) とし、この四つの基準期間年度のうち最良の三年度の超過利得純利益の平均を *average base period net income* といふのであるが、利益に基つて *excess profits credit* すなわち *income credit* は、この *average base period net income* の八四%プラス基準期間の最後の二年中の資本増加の一二%に、基準期間以後の資本増加 (または減少) の一二%をプラス (またはマイナス) したものである。これに対して、*invested capital credit* すなわち投下資本に基つて *excess profits credit* は、要するに *invested capital* に後述のパーセンテージ (収益率) を乗じて計算されるが、その *invested capital* は、やきにもふれたように、次のいずれかの方法で求められる。すなわち (a) *asset method* (b) *historical capital method* であり、前者は、一般的にいえば、*invested capital* を各課税年度の初めにおける会社の純資産に基つかしめるものであり、後者は、一般的にいえば、*invested capital* として、会社の創設以来の純払込資本プラス課税年度の初めにおける蓄積利益プラス課税年度の借入資本平均額の七五%をとり入れるものである。このようにして (a) か (b)

かで計算された *invested capital* に許容収益率が乗せられる。それは *invested capital* の最初の五百万ドルについては一二%、次の五百万ドルについては一〇%、千万ドルを超える部分については八%である。その結果が *invested capital credit* であるが、この場合または *income credit* のいずれにせよ、それが二万五千ドル以下であれば、*credit* は二万五千ドルに引き上げられるのである。

右に述べた *excess profits credit* を超過利得純利益から差引いた修正済超過利得純利益に課せられる超過利得税率は、さきにもふれたごとく三〇%であるが、しかし超過利得税には上限が定められていて、それは一九五一暦年度については超過利得純利益の一七・二五%、一九五一年三月三十一日以後に始まる年度については一八%となっていた。

以上に述べた超過利得税の機構を予備知識として、その借入資本および優先株の資本コストに及ぼす影響について考察しよう。この場合、優先株によつて資本を調達する場合の方がより簡単であるから、まずこの場合から考えよう。*average earnings base (income credit method を用いるとき)* および *invested capital base (invested capital credit method を用いるとき)* を計算するに当つて、*invested capital* の増加の一二%が斟酌される。そこで三〇%の超過利得税に服する会社（すなわち税の上限に達しない会社）にとつては、優先株を発行した場合、その税の軽減は $12\% \times 30\% = 3.6\%$ となる。この数値は、資本コストを計算するに際して、支払われる配当からの一定の控除を構成する。これより低い配当率の場合には、普通株主に対する純利益は、新資本を有利に使用することから生じる利益の増加を考えないで、税の要因からのみで生じることになる。優先株による資本調達は、配当率が三・六%の範囲内であれば、実質上コストがかからないことになる。また、もし新資本から生じる利益の増加が考えられるならば、

三・六%を超える利益は法人税と超過利得税を負担しなければならない。配当が三・六%を超過する大きさよりも三・六%を超える純利益の部分の方が大である場合にのみ、普通株主に対する利益は増加するであろう。たとえば五%の優先株で税率八二%（法人税率五二%と超過利得税率三〇%）のときには、この新資本について七・七七%以上の稼得利益のある場合に初めて、普通株主に対する利益は増加することになるであろう。この計算は配当のうち初めの三・六%は税の軽減によつてカヴァーされ、残りの一・四%は八二%課税後にカヴァーされねばならないから、 $1.4\% + (1 - 82\%) = 7.77\%$ となるのである。もし、超過利得税が課せられないとすれば、五%の優先株の *Gross cost* は $5\% + (1 - 52\%) = 10.2\%$ であろう。したがつて、さきにも述べたごとく、超過利得税の存在は却つて優先株の資本コストを減少せしめることとなるのである。

借入資本調達の場合の計算はいくぶんより複雑である。それは、さきにも述べたごとく、法人税の計算には利子の全額が控除され、超過利得税の計算には利子の二五%だけが控除されるためである。さきに述べたごとく、借入資本の七五%だけが *invested capital* の増加の計算において認められる。そこで、超過利得税における直接の軽減は、借入資本の七五%に一二%の許容収益率を乗じ、これにさらに三〇%の超過利得税率を乗じたもの、すなわち借入元本の二・七%である。他方、利子は五二%の法人税に関して全額控除され、さらに利子の二五%はまた三〇%の超過利得税に関して控除されるので、税の軽減の合計は利子の五九・五%に等しい。そこで、利子を支払つた結果、普通株主に対する利益が保持されるという場合の利子率 (*Break-even point*) は、利子の四〇・五%すなわち利子の正味負担分と、二・七%という税の軽減分をバランスさせることによつて決定される。その結果は $2.7\% + (1 - 59.5\%) = 6.67\%$ の利子率を与える。これより低い利子率では、借入資金から何らの利益が

借入資本および優先株の資本コストに及ぼす課税の影響

第二表：借入または優先株発行の利益に及ぼす影響

	A	B
	借入 (利率率 3%) 超過利得税率 30%	優先株発行 (優先配当率 4%) 超過利得税率 30%
元 本	\$ 40,000,000	\$ 40,000,000
年利息または配当	1,200,000	1,600,000
Excess Profits Credit への 影響		
資本増加	40,000,000	40,000,000
(控除)計算に入れられ ない借入資本の25%	<u>10,000,000</u>	<u> </u>
正味増加	<u>30,000,000</u>	<u>40,000,000</u>
上記金額の12% = credit の増加	<u>3,600,000</u>	<u>4,800,000</u>
超過利得税の減少分	<u>1,080,000</u>	<u>1,440,000</u>
普通株主に対する純利益 への影響		
支払利子または配当	1,200,000	1,600,000
利子に関する法人税の 減少(47%)	564,000	<u> </u>
超過利得税の減少 (利子の25%が控除さ れる)	<u>90,000</u>	<u> </u>
正味の利子または配当	546,000	1,600,000
上記の credit の増加か らの超過利得税の減少	<u>1,080,000</u>	<u>1,440,000</u>
普通株主の利益への正 味影響	<u>+534,000</u>	<u>-160,000</u>

生じないと仮定するときでも、普通株主に対する純利益は増加するのである。

スミス教授は、右に述べた関係を次のごとく数式にあらわしている。すなわち、

$$\begin{aligned} \text{利益の減少} &= P \times i - P \times \\ & 0.75 \times 0.12 \times ept - P \times i \times \\ & \alpha - P \times i \times 0.25 \times ept \end{aligned}$$

ここで P は借入れた元本、 i は利率率、 α は法人税率、 ept は超過利得税率である。右の式における三つの差引かれる金額の合計は、法人税率が五二%で超過利得税率が三〇%であるとき、六・六七%以下の利率率では、利子総額をあらわす第一項の金額 ($P \times i$) より大とな

り、利益の減少はマイナスになる。

上述のように、借入資金が全くアイドルのままにされても、換言すればそれから利益が生じなくとも、資金の借入によつて純利益を増加せしめる可能性が存するのは、税法の全く特異な仕組に基因するのである。

最後に、超過利得税の資本コストに及ぼす影響を具体的に示すために、スミス教授の掲げる計算例を引用しておこう（前頁の第二表）。それは、借入資本によるか優先株発行かの調達方法を決定するに際して、ある大きなインダストリアル・コーポレーションの財務担当の取締役のために作成されたワーク・シートを再現したものである。⁽²⁾（但しこの表は法人税率がまだ四七％であつた一九五一年に作成されたものである）。

(1) スミス教授は超過利得税計算の仕組そのものについては一切ふれていない。超過利得税は米国では第二次大戦中も施行されていたが、戦後のものはそれとは若干異なつていた。小稿では Internal Revenue Service Department, 1952 Federal Tax Handbook, chapters 25, 26 によつてこの税の計算の仕組の概要を紹介した。

(2) この節の叙述については Smith, *ibid.*, pp. 27-30 参照。

近代的内部監査における計画

久保 田 音 二 郎

一

現今、我が国において内部監査の計画といえば、暗黙のうちに近代的な内部監査についての計画問題を取扱っている。これは、ひとり我が国にかぎらず、アメリカ、イギリスをはじめ、西ドイツの例に徴しても殆んど軌を一にしている。これについては、内部監査をいかに理解するかによつて、賛否の論議はあるが、筆者は後述のよ
うな立場から、かかる計画の取扱い方には反対するものではない。しかしながら、かかる近代的な内部監査の計画とは、何であるかを論じているところの内容をみると、いかにも内部監査の実施すべき問題点が定つており、その定つたもとで、いかに監査するかという具体的な問題内容に組んでいる傾向がある。だから、内部監査計画において論ずる内容は、どうしても監査技術を中心にした解説にならざるを得ないのである。しかし、このような取扱い方はよいであろうか。寧ろ内部監査の計画に織込んである問題点がどうして定められるのか。その点から明らかにして、そのもとで具体的な実施すべき問題を究むべきである。

かかる意味から、この小文では内部監査の計画が樹立されるまでに、どうしてその問題点が定められるのか、これについて明らかにしたいと思う。見方によれば、内部監査の計画の前提にあるもの、さらには計画の基礎にあるものを取上げるのが目的であるといつてもよい。しからば、これを取上げるとせば、一、近代的な内部監査の任務とは何であるか、これから究めてゆかねば、内部監査の方向が定まらぬのである。二、そこで、その方向を何にとるのか、これを取扱うところに内部監査の基本方針の決定の問題がある。三、しかし、たとえ基本方針が決定しても、これに添うための内部監査の問題点が自働的に出てくるのではない。というのは、検討すべき問題点には種々なものがあるが、それが近代的な経営のなかに内在している、あまり表面には出ていないのである。だから、かかる問題点を内部監査人によつて創出しなければならない。往々内部監査人の適格条件として、創意心のあることを挙げているが、これはかかる問題点を創出する必要があるからである。しからば、いかにして内部監査の問題点を創出するのか、この点を明確にせねばならない。しかしながら、四、内部監査課の一定の要員と一定時日のもとにおいて、内部監査を実施するのであるから、たとえ種々の問題点を創出しても、そのすべてを同時に取上げて内部監査を実施できるとはかぎらない。寧ろそのうちから、いくつかの実施すべき問題点を選択せねばならない。他の言を以つてせば候補たるべき問題点から、最後のな問題点を選択する必要がある。この選択した問題点を具体的な実施計画にしたのが一般にいう近代的な内部監査の計画であり、前述のようこれを監査技術を中心に解説しているのである。ところが、この技術的解説についても、なおも取残されているいくつかの問題があると筆者は考えている。例えば、大きな問題点と小さな問題点は計画の上でいかほど区別しているのか、またいかに公認会計士の監査計画と調整しているのかなどがこれである。したがって、かかることから、

本稿では内部監査の計画の前提又はその基礎にある課題として明らかにせねばならぬと考えている。

二

およそ、近代的な内部監査の任務とは、近代的な株式会社における上層経営者のために、(イ)財産の保全を図かり、(ロ)経営能率の増進又は利益の増大に資し、以つて、(ハ)これらを外部の利害関係者へ報告するところの会計を的確にするために、補佐することであり、またこれを間接的管理の一環として行うものである。この任務は、表現の相違こそあれ、一般に指摘されいるとおりである。しかし、この表現を委細に検討すれば、それはあまりにも通俗的な任務論である。それ故に、これを、いま少し立ち入つて究めてみると、実のところ、これは必ずしも明瞭ではなく、時には内部監査の任務とは何にであるのか、漠然とした理解に終つてしまう惧があるのである。

例えば、第一の任務たる財産の保全について述べても、いまさら、内部監査によつて財産の保全を図らずとも、すでに内部牽制の作用として、簿記上は貸借平均の原則によつて記帳組織又は帳簿組織が整備され、そのもとで日々の記録面の善意悪意の誤謬脱漏虚偽不正などが防止できるようになつており、その上、記帳以外の事項については、事務の分掌をはじめ、購買規程倉庫規程などの各種の業務規程の制定とその実施によつて、日々の業務活動に善意悪意の手落ちのないようになつてゐるから、これによつて当然に財産の保全は図られてゐるはずである。この意味において財産の保全の任務は内部監査固有の任務ではない。にも拘らず、内部監査にこの任務があるというのは何故であるのか。

それはいかに内部牽制の作用によつてゐるとはいえ、一定の限度内における作用である。そうだとせば、この

限度を超えた領域において善意悪意の手落ちがあり、財産の保全の図られない惧がある。またいかに事務を分掌しても、業務規程にしても、すべてが充分でなく、時には情勢の変つてゐることもある。したがつて、ここにも財産の保全のできかねる惧がある。この時に、その限度を超えたところを内部監査によつて突止め、上層経営者を補佐して財産の保全を図らねばならない。内部監査人はこの意味において、記帳組織、帳簿組織などの改善を進言し、時には各種の業務規程の改正又は新しい規程の制定を進言しているのである。

したがつて、内部監査の財産の保全の任務とは、財産を保全している既存の記帳組織・帳簿組織、規程の整備の程度が充実すればするほど、その任務が狭められるというように、内部牽制とは逆比例的に定まるものである。だから、財産の保全の任務といつても、それは一般的な表現であつて、具体的に何が財産の保全であるかという問題になると、当該会社の記帳組織、帳簿組織、業務規程の都合によつて相対的に定まるものである。この内部監査の任務が相対的なことについては、次に述べる第二、第三の任務についても同一である。

さて、第二の任務たる経営能率の増進に資するとは、直接的な管理ではなく、いわゆる間接的管理の一環として、経営能率の増進に資することである。しかるに、間接的管理方式としては、近代的な株式会社においては管理会計なる名称によつて、さまざまに側面から経営能率の増進に資している。だから、この種の任務も内部監査固有のものではなく、寧ろ当該会社の実施せる管理会計の限度を超えたところに内部監査の任務がある。

ただ、このとき限度を超えたとは、二つの意義のあることに注意すべきである。すなわち、その一つは、予算統制、標準原価計算など、いくつかの管理会計のうち、そのいくつかを会社が実施しており、また一部の管理会計を実施していないとせば、その残された管理会計の機能に代つて、内部監査がその経営能率の増進すべき任務

がある。この点では内部監査の任務は、第一の財産保全の任務と同じく特定会社の事情によつて相対的に定まるといえる。ところが、いま一つの意義は、たとえ管理会計に相当する管理方式のすべてを実施していても、およそ管理会計には幾多の前提条件があつて、その条件を充たさないかぎりはどうにも管理できぬものである。(拙稿「内部監査に関する概念規定」国民経済雑誌、第百巻第六号、参照)そこで、内部監査にはかかる前提条件を常に充実にせねばならぬ任務が残るのである。この残つた任務を内部監査の経営能率の増進の任務というのである。したがつて、内部監査の経営能率の増進の任務には、二種の意義があるといふべきである。

最後に、第三の会計の報告についての任務であるが、いうまでもなく、取締役会は善良な帳簿の管理者として受託経営をしているから、その会計報告は取締役会特に上層経営者の名儀で公開せねばならない。ところが、彼らは善良な帳簿の管理者であるとはいへ、現実の経理処理などは会社内部の者に代行せしめているから、彼ら自ら代行させた経理処理などが果して適正であるかどうか検討すべきである。しかるに、彼らがこれを検討できかねるから、内部監査人をして検討せしめ、以つて補佐させているのである。ここに、会計の内部監査の任務がある。

ところが、会計の内部監査は、そのすべてについて実施するかどうかは別箇の問題である。というのは、近代的な株式会社を建前にすると、すでに公認会計士による外部監査がある。したがつて、内部監査の任務は、かかる公認会計士の監査しない箇所についてのみ残つてことになるから、もしも、公認会計士監査が広汎にして深く実施すれば、それに逆比例して内部監査の任務は狭められるという関係にあることは、他の二つの内部監査の任務と軌を一にしているのである。ただ、前述の二つの内部監査の任務と相違する点は、当該会社の内部牽制

の作用、業務規程の充実の程度、管理会計の実施程度などによつて相対的に定つたのとは違つて、この方は会社の外部の監査人の監査の程度によつて相対的に定まるといふ特異性のあることである。

およそ、内部監査は以上の三つの任務をつくすが、現実に内部監査を実施する場合に、これらが個別的にその任務をつくすかどうかであるが、筆者の考えるところ、近代的な内部監査であるかぎり、三者は相互依存の形になつてつくしていると思う。蓋し、初期の内部監査であれば、企業主の財産保全が至上任務であつたから、他の二つの任務は表面化する余地がなく、さらに内部監査人が公認会計士監査のために会計に関する監査を中心にした時代には、経営能率の増進についての任務はそれほど表面化しなかつたのである。しかるに、近代的な株式会社になると、これらの三つの任務が会社の事情の如何に拘らず必要になつている。だから、一つの問題を監査する場合にも、ここでは三つの任務を相互依存の関係において課せられつつ、内部監査を実施しているといふべきである。しからば、かかる任務を果たすためには、内部監査の基本方針をいかに決定するのであるか。次にこれを考えよう。

三

およそ、内部監査の基本方針と内部監査の実施計画とは密接なる関係があるが、両者には区別すべきものがある。これについての論者の見解は異なるが、筆者の解するところ、内部監査は、上層経営者が担当すべきはずの間接的管理を代行するだけであり、したがつて補佐的職責をもつのみである。そこで、何を補佐するかの問題（内部監査の基本方針の決定）とそれを補佐するには具体的にはいかにすべきか（内部監査の実施計画の樹立）とは自ら区

別すべきである。ここで問題は、前者の内部監査の基本方針の決定であることは断るまでもない。

一、いま、取締役会又は社長が上層経営者として、数年又は一ケ年の長期に亘つて一定の経営方針をもつてせば(例えば販路拡張への努力)、内部監査人にその販路拡張に関連した問題について、彼が担当すべきはずの間接的管理を代行せしめ、また改善の余地を検討せしめるがようなのは、内部監査の基本方針の決定である。したがつて、この基本方針の決定は、内部監査の実施計画にも影響することはいうまでもない。しかし、一定の経営方針が単数であると、内部監査の基本方針は自動的に決定されるが、もし各種の経営方針が相互に密接な関係にあるときには、そのなかから、何を内部監査の基本方針にするかについて、選定されねばならない。

しかるに、都合によつて、上層経営者が自らこれを決定しない場合がある。このときは、内部監査人の方で、会社の経営方針を体して、その監査の基本方針を立案して決裁を受けねばならない。しかし、会社の経営方針に添うてプラスになる問題が多く、監査の基本方針案も数多くあるときには、それらを提案して、選定を受け、また決裁を受けることになる。しかし、内部監査人は本来補佐的職責をつくすだけであるから、提案はしても上層経営者の決裁を受けることは内部監査の理論からしても当然である。

二、しかし、上層経営者が自ら監査の基本方針を決定する場合又は内部監査人がそれを提案して決裁を受ける場合には、その問題が比較的に変化しないことが建前になっている。しかるに、経営に關係ある重大事件が偶発したときには、特命事項として内部監査を実施せねばならぬ例外の場合がある。このとき、その特命事項のなかには、さまざまな問題もあり得るが、いま、ここで監査の基本方針の決定が特命事項として決定される場合であることを指摘し、それ以上は本稿では一応論外にして取扱つて行きたい。

三、しかるに、内部監査の基本方針の決定をできるかぎり最少限に喰い止めようとする場合がある。例えば、この種に属するものとして、これに内部監査規程を制定し、そこで基本方針を示す条項を織込む場合がそれであるが、時にはこの基本方針の条項だけを別に内部監査計画基準 (Standard of Internal Audit Program) なる規程にし、そのなかに監査方針とは何であるかを織込んで、示すこともある。しかし、内部監査計画基準は単に監査の基本方針のみを示すだけでなく、後述の内部監査の実施計画に関係のあるような事項も含めていられることもある。かかる内部監査計画基準の設定について可否の論議があるが、それは各会社の特種事情によるのであつて、その事情に應じて、その可否を決定せねばならぬ。

いま、これに関連した一例は、西ドイツの内部監査計画表にもみられるから、それを示すと次のようである。これによると、例えば(A)総勘定元帳の記録を監査する場合には、(a)元帳は年一回の帳簿監査すること、ただし十二ヶ月分の監査は不要であつて、その一ヶ月分をとつて帳簿監査すること、また(R)販売部門を監査する場合には、(a)販売契約の仕方については年一回の契約監査をすること、ただしその契約件数の二五%でよいという形にしてある。これにも、内部監査の基本方針を定めている部分と内部監査の実施計画の樹立に相当するものとが含まれているのは否定できない。

基本方針の決定を最少限に喰い止めるために、内部監査規程又は内部監査計画基準を制定しても、これを以つて基本方針の決定に代わるものではない。蓋し毎回かかる内部監査規程などに織込んでいられるものを実施すれば、それで近代的内部監査の任務を遂行できるとはいへぬからである。したがつて、これは文字通り最少限に喰い止めるだけのことであるから、これ以上に、その都度望ましい基本方針の幾部分かを追加せねばならない。追加す

近代的内部監査における計画

内部監査計画表 (Muster-Revisionsplan)

被監査部門 又は被監査領域	監査すべき事項	試査の程度	監査回数			
			月一回	四半期一回	半年一回	一年一回
A 総勘定元帳 の記録	(a) 元 帳	1ヶ月				×
	(b) 繰越見越の項目 残高勘定及び損益	1ヶ月				×
	(c) 勘定	全 部	×			
	(d) 銀行預金勘定	全 部	×			
	(e) 有価証券勘定	1ヶ月				×
	(f) 法人税勘定	全 部	×			
	(g) 取引税勘定	全 部	×			
	(h) 輸出補償金勘定	1ヶ月			×	
	(i) 自動車税	1ヶ月		×		
R 販売部門	(a) 契約の仕方関係	25%				×
	(b) 契約書作成式	25%				×
	(c) 運送, 積込手続	1ヶ月				×
	(d) 売 値 関 係	10%				×
	(e) 値 引 関 係	1ヶ月				×
	(f) 異議, 苦情申出関 係	1週間			×	
	(g) 引 取 関 係	1ヶ月				×

(Hermann Kotthaus, Die Innenrevision in Industriebetrieb, 1957. に拠る)

るとは、振出しに戻つて、現下の経営方針に添うような監査基本方針を決定して、それを織込んで、はじめて実施計画の樹立になるわけである。

四

さて、かように内部監査の基本方針の決定にはさまざまな場合があるが、前述のように定められた基本方針から監査すべき問題点が自動的に出てくるのではない。そこで、何を監査するのが会社にとってプラスになるか、その問題点を創出せねばならぬ段階になる。この段階になると、内部監査とは補佐的職責

をつくすのであるから、内部監査人又は内部監査課内で自力で創出せねばならぬのである。これについて、およそ、次の場合が考えられよう。

一、その一つは、現場巡視によつて問題点を創出する場合である。換言すれば、内部監査人が工場、支店、その他の現場を巡視し、何か改善できる余地のあることが予感できる。例えば、もし監査の基本方針が材料の取扱方の合理化を目指しているとせば、その場合に、材料検収の現場を巡視し、何か検収の事務関係に改善できそうな問題があるとか、また倉庫現場を巡視して、材料の倉庫への搬入と搬出の取扱方に問題があるのではないかというのがこれである。そこで、材料の取扱方の合理化を目指して、検収関係と倉庫への搬入、搬出についての取扱方について検討してみようという問題点が創出されるのが、この例である。

二、いま一つは、事務分掌の組織図から問題点を創出する場合である。例えば、内部監査人が事務分掌の組織又は事務系統を示した図表を検討してみると、全体からみて内部牽制組織の弱いと思われる箇所、また部門相互の連絡が不円滑になつておりそのような箇所、さらには人員の配置と事務量との均衡がとれていないと思われる箇所があれば、その箇所を問題点にするのが、これである。前例にならつていえば、もしも材料の取扱方の合理化を目指している場合であるとせば、会社の組織図をみると、これまでは組織図どおりでよかつたが、目下の情勢では購買発注事務と検収事務との連絡の上では、従来の組織図どおりでは不適正になつている惧があるとか、製造部が作成する材料引出請求事務と原価計算事務とに連絡を欠いた組織になつている惧があると、かかる箇所に改善する問題がありはせぬかどうか、これを取上げるのが、この例である。

三、さらに、書面監査によつて問題点を創出する場合もある。多くの場合、この方法によつて有力な問題点が

創出できるといわれているが、例えば、内部監査人が、統計資料その他各部課から提出した書類によつて期間的な趨勢比較をしたり、月別の動向を比較し、さらに自己の工場又は支店を相互に比較してみると、異常な変化が現われていたり、また予想した結果とは大きな喰違いがあるとなれば、それは何故であるのか、これを検討してみようとするのが、この方法による問題点の創出である。もつとも、書面監査とは自己の会社内における統計資料その他書類による比較だけではなく、他の同種経営の統計資料、商品相場表などによつて外部比較をして問題点を見出すことのあるのはいうまでもない。いま、前例にならつて、監査の基本方針が材料の取扱方の合理化を目指しているとせば、内部監査課が最近の材料の検収報告書を検討してみると、意外にもクレーム件数が少くなつているとすれば、検収係は材料規格検査にいかなる手続と態度で実施しているのか、事実品質がよくなくなつてためにクレームの件数が少ないのかどうか、これを検討するようになり、また最近の返還材料報告書を検討してみると、製造部からの返還回数が比較的多くなつているとすれば、これは倉庫係の出庫手続に手落ちがあるのか、また製造部の材料引出請求書の作成手続に手落ちがあるのか、その他何に原因があるのか、これを問題にしようとするのは、すべて書面監査によつて問題点を創出する例である。

四、いま一つは、内部監査調査又は内部監査報告書によつて問題点を創出する場合がある。および、内部監査調査は内部監査報告書の作成資料にしたり、内部監査人の責任を明確にするためにのみ必要ではない。というのは、外部監査における公認会計士であれば、同一会計士が終始その監査を相当しているから、その会計士が当該会社と監査契約を結び、そして監査しているうちは、同一会計士は外部監査に関する諸種の事情を熟知しているところが、内部監査人には転勤もあれば、交替もある。したがつて、過去に内部監査はいかなる実施状態であつ

たか、そのときに何が未解決であつたか、その他必要な事情については、同一人が熟知しているとはかぎらない。そこで、これらを知らしめる仲介的なものが必要である。ここに、内部監査調査は外部監査調査の場合と違つた大きな意味がある。この理由から、内部監査報告書の作成資料、内部監査人の責任を明らかにするだけの目的ではない。そこで過去の内部監査調査からみて、これまでに材料の取扱方でいかなることを改善せしめていたのか、またそれがその後における実施成績はいかようになつていいのか、また過去の現地講習会では材料の取扱方について現場関係者に懸案として宿題になつていたが、その後において、これがいかなる解決策をとつていいのか、これを今回検討しようというのも、この種の問題点である。

なお、過去の内部監査報告書からも問題点が創出できるが、この場合、内部監査調査を集約したのが報告書のようなものであるから、すでに内部監査調査を検討しておれば、殆んど問題点が出つくしてははずであつて、ことさらに内部監査報告書によらぬでもよいとの異論があるかも知れない。しかし、内部監査報告書を検討することによつて、また別の問題点の創出できる。というのは、内部監査報告書に重要な事項が記載されており、時にはその重要度の順序に応じて記載されてある。それ故に、内部監査報告書によると、同じく問題であつても、そこに軽重の差が察知できるからである。

五、最後にいま一つ風評、ニュース記事などから問題点を創出する場合がある。例えば経営内部間に風評などがあれば、その真偽は別として、一応問題にすることがあり、また新聞紙、経済雑誌などに業界ニュースがあれば、これが直接自己の経営に影響があるかどうかは別として、試みに取上げて、事前に対策を講ずるようによ補佐しようとするのも、この例である。いま前例にならつて述べると、最近営業倉庫が輻輳しているとの記事がある

とせば、自己の経営の材料の積荷は最近どのようになっているのか、また屋外に保管しているのではないかどうかを検討して、もしこれが常時の現象であれば、これを改善するように進言するのが、これである。

五

さて、以上のように一定の監査の基本方針にもとずいて、各種の問題点を創出しても、これをいかに監査するかは別箇の問題である。だから、内部監査の実施計画を作成せねばならぬが、そのためには、内部監査課内で、その計画を討議して樹立するのが通常である。ところが、その場合に創出したところの問題点は一種のテーマの候補にすぎぬから、(イ)それをすべて取上げる場合と、(ロ)そのうちからある問題点を今回の内部監査に取上げて、他の問題点を断念したところの監査実施の計画書を作成する場合とがある。(イ)と(ロ)とは計画書の作成においては軌を一にしているが、(ロ)の場合は一部のテーマの候補を断念する点に相違がある。そこで(イ)の場合を先に述べよう。

まず、創出した問題点にはさまざまなものがある。前述のように材料の取扱方の合理化のために、例えば倉庫への搬入搬出の取扱方を見ることが、購買発注事務と検収事務との連絡状態についてみることは、ともに問題点ではあるが、監査のウエイトにおいては一方は大きく、一方は殆んど末梢的な問題であるという相違があるかも知れない。したがって、それをすぐに同じウエイトの問題点として計画することは誤りであるから、何よりも先に、問題のウエイトの整理することが必要である。これについて、筆者は内部監査としては、(一)内部監査の領域、(二)内部監査の項目、(三)内部監査の対象又は客体の三つの系列に整理してみる必要があると考えている。

すなわち、「内部監査の領域」とは、ここで監査の基本方針たる材料の取扱方の合理化の線に添うて、その材料の保全を期すること、材料の使用状態を改善して能率の向上に資すること、材料関係の会計処理の適否などを検討することが、この場合の監査の領域になるのである。ところが、領域について一定の枠が定つても、それを現実に監査する段階になると、例えば、購買発注事務について検討したり、また検収手続について検討せねばならぬ。これは「内部監査の項目」としての問題である。しかし、購買発注事務を監査の項目にしても、それをいかに検討するかという実務上の問題に直面すれば、さらに問題の焦点をしぼつて、例えば、一つの購買発注品について、その入札の方法がいかになつてゐるのか、またその購買契約書の作成の仕方、その購買品の受入に関する往復書信とその送状の保管整理がいかになつてゐるのかを検討するがように、その方法にはさまざまなものがある。しかし、いずれにしてもかかる具体的な問題に焦点をしぼつて直接検討せねば、補佐にふさわしい進言ができない。かように焦点をしぼつて、直接に監査する問題が「内部監査の対象又は客体」とあると考える。したがつて、内部監査人の最先端で実施する問題とは、この監査の対象又は客体にあるといつてよい。

そこで元に帰つてみるに、内部監査人が創出した各種の問題点にも、それが内部監査の領域に属するような大きなものもあれば、内部監査の項目に相当する問題点もある。だから、かかる場合にはさらに具体的な監査の対象を定めねばならぬものもある。また反対に創出した問題点も、実は内部監査の対象に相当するものであつて、それを取上げるとしても、それは寧ろ監査の項目として、いままじ広い問題点に包括せねばならぬものもある。それ故に、創出した問題点は内部監査の領域のものであるのか、また内部監査の項目、監査の対象又は客体にあたるものであるのか、その系列上のウエイトによつて整理せねばならぬのである。

そこで、整序した結果を反省すれば、いままでには問題点として、でていなかったものであるが、これを当然に取上げねばならぬこともある。例えば、購買発注事務、検収事務などを監査項目にするとせば、その間に当然検討せねばならぬのは、材料の取扱方の合理化にとつて、搬入の運送関係がいかに影響を及ぼしているのか、これも検討せねば、監査上の効果がないことは、その例である。ここに問題点を系列上のウエイトによつて整序すれば、新たな問題点がでてくる所以である。

ところが、いま一つ内部監査の実施計画書の作成に際して考慮すべきことがある。それは公認会計士監査との協調の問題であり、いわゆるコォ・オディネイテッドの問題である。一般に内部監査と公認会計士監査とは協調するとか、協同監査であるとか述べているが、これがいかなる意味においてであるかは明らかにされていない場合が多い。この点については、筆者は別の機会に述べたから、ここでは詳述するのをさけるが、ただ、内部監査が会計監査を中心にした時代から進み、近代的な内部監査になると、これは公認会計士監査と同一任務をもつてではないことに注意すべきである。したがつて、例えば近代的内部監査は上層経営者を補佐する意味において当然に取上げねばならぬ問題であつても、その問題が公認会計士監査にとつては無関係な問題もでてくる。かかる問題については協同監査の問題にはならぬのである。したがつて、それ以外のことについて協同監査が問題になるが、どうしてそれが協同監査の体制をとるのか。一例をイギリスの勅許会計士の意見書によると、内部監査人側から前述の整序した結果の内部監査の実施計画書の原案を公認会計士に提示する方法をとつている。しかるに、我が国においては、この点が一般に徹底していないようであり、またこの協調していても、それは次の事実からみて、一様ではないといえる。すなわち、内部監査計画に立案するものは(第一表)僅かに5%であるが、さらに

第一表 内部監査計画立案への公認会計士の関与

質問事項	回答	関与する	関与しない	無記名	記入当	計
合計		5 社	87 社	8 社		100 社
比率		5.0 %	87.0 %	8.0 %		100.0 %

(昭和33年度, 内部監査実態調査報告, 日本内部監査協会, 調)

第二表 公認会計士との協同監査計画の作成

質問事項	回答	作成する	作成しない	無記名	記入当	計
合計		12 社	83 社	5 社		100 社
比率		12.0 %	83.0 %	5.0 %		100.0 %

(前掲, 日本内部監査協会, 調に拠る)

ても、その方が便宜であると考えられるような問題を依頼する。これと反対に内部監査の実施計画原案で取上げるものになつていゝ問題であつても、寧ろそれを公認会計士側で監査して、その監査の顛末を内部監査人に報告すれば、それで内部監査の方もその任務が充分につくせると考える問題であれば、これを内部監査の実施計画原案から除外せしめることもある。かようにするのが協同監査の形態と考える。因に、我が国では次の(第三表)監査上の交替分担の実状にあるが、この実状は本稿にいう点とはほぼ類似していることを示しているものと考えられる。

内部監査人と公認会計士と合議するものは、(第二表)一〇〇社のうち僅かに一二社の現状である。しかも、具体的にはいかに合議するのかは必ずしも明確ではないといえよう。それはさておき、本論に帰つて、イギリスの例のようにかりに内部監査の実施計画書の原案を公認会計士に提示する場合を仮定して考えてみよう。提示すると、その結果公認会計士から、かかる内部監査の実施を計画するのであれば、さらにいま一つ、斯々の問題も併せて監査してほしいという依頼の申出がでる。これは単純に依頼の申出をしているのではなく、それを依頼しても内部監査人としては会社と結托する懸念がなく、また内部監査人自身の立場からいつても、是非とも検討する必要がある、また内部監査の実施計画原案からみ

第三表 内部監査人と公認会計士との監査上の交替分担

質問回答事項		交 替 分 担	交 替 分 担	無 非 記 入	計
		し て い	し て い	非 該 当	
		社 数	社 数	社 数	社 数
棚卸資産	社 数	16 社	66 社	18 社	100 社
	比 率	16.0 %	66.0 %	18.0 %	100.0 %
固定資産	社 数	12 社	70 社	18 社	100 社
	比 率	12.0 %	70.0 %	18.0 %	100.0 %
支店の保有 現 金	社 数	14 社	67 社	19 社	100 社
	比 率	14.0 %	67.0 %	19.0 %	100.0 %
そ の 他	社 数	4 社	0 社	96 社	100 社
	比 率	4.0 %	0 %	96.0 %	100.0 %

(前掲, 日本内部監査協会, 調に拠る)

以上は、内部監査人が創出したすべての問題点を整理して、そのすべてを計画書に上げた場合に、なおも追加すべき問題と除外すべき問題とがある場合について述べたが、さらに観点を變えて、内部監査人の創出した問題点をいかに整理しても、一定の内部監査要員と一定の所要時間から一定の監査量に照して、どうもそのすべてを取上げられぬ場合には、そのうちから問題点をせねばならない。これについて次に考えよう。

このときには、例えば材料の取扱方の合理化の角度からみて、(イ)目下のところは是非とも検討が必要と考える緊急な問題、又は(ロ)監査実施前であるとはいえ、いかにも問題が潜在している可能性があると予想される事項を中心にして、計画書の作成せざるを得ないのである。しかし、これは具体的には前述の「内部監査の項目単位」に取捨選択すべきである。その理由は、材料の取扱方の合理化という「内部監査の領域」の効果を支配するのは内部監査の項目である

からである。余言であるが、もしも内部監査の目標が「内部監査の項目」におかれるような特殊な場合(特命事項

の監査のように)には、この効果を支配するのは「内部監査の対象又は客体」にあるから、かかる場合の取捨選択は内部監査の対象又は客体を単位に行うべきである。ここにも監査の領域、監査の項目、監査の対象又は客体の区分がいかに重要であるかが知られよう。しかし、取捨選択の決定因は(イ)(ロ)にかぎるのではなく、いま一つ近い将来に実施すべき他の内部監査の機会において、これを取上げても差支えないとの見透しがあれば、これを次の機会に繰越すことがある。これも取捨選択の決定因の一つに数うべきであろう。

以上のように、具体的な内部監査の実施計画を樹立するまでには、その前提としての諸問題、すなわち、内部監査の基本方針の決定の事情、その基本方針に添うてテーマの候補としての問題点を創出すること、さらに創出したテーマから具体的に何を取上げるか、そこに監査の領域、監査の項目、監査の対象又は客体に照して整序することが課せられており、進んで整序した問題点について、さらに内部監査の基本方針に照して、創出しなかつた問題にして追加せねばならぬこと、また公認会計士との協同監査の建前から内部監査の実施計画原案の修正など、種々究めねばならぬ問題のあることが指摘できる。しかるに、一般に内部監査論では、これを特に力強く取上げないのは、何故であるのか。案ずるに、近代的な内部監査といえども、各経営における内部牽制組織と管理会計の実施状態には、それぞれの特殊事情があるから、各経営の内部監査の実施計画の樹立の仕方にも特殊性があり、そのため一般的に内部監査計画の前提について認識しかねるためであると考える。しかし、近代的内部監査として取上げるかぎりには、内部監査の実施計画の樹立の前提になるもの又は基礎になるものが何であるかを究めねば、内部監査の研究水準も引上がらず、実務的には進歩も期待できぬと考える次第である。

国民資金表の構造について

能 勢 信 子

序

近時 *Monetary analysis* と呼ばれる一國の資金流通の計算体系が、各国政府又はその中央銀行で試みられている。⁽¹⁾ これ等の資金分析は、いづれも、資金取引をその出と入りについて分類計上する資金会計の勘定形式をとり、以て社会的流動性の有無を表示するもので、いわば国民資金会計と呼ぶことが出来るのである。かように資金分析が、社会会計の一種として出現したことは、「貨幣の復活」が唱えられ、中央銀行の役割が再発見されつつある現在、当然の事象であるといえる。けだし、従来の二つの代表的な経済表、すなわち国民所得会計と投入産出分析は、それぞれ国民所得の循環分析および産業諸部門相互の投入物・産出物交流の技術的関連に重点を置く実物的経済表であつて、金融機関によつて推行される一國の資金の創出、吸収ならびにその循環という貨幣的現象を分析するには不適格な体系だからである。⁽²⁾

処で、かかる貨幣的現象を分析する経済表——国民資金会計が、資金の配分状況を表示することすなわち社会

的流動性計算を直接の意図とするとはいへ、それが実物的経済表と絶縁した、単なる資金量計算に終るべきではないことは言うまでもない。貨幣的経済表は、貨幣および貨幣資本と、現実資本との交錯、前者を起動力とする後者の変容効果を表示することによって、貨幣が経済図式の中に入る所謂貨幣的攪乱の径路を分析することができるからである。

さて現在、我々は、理論ならびに資料整備の上で代表的な資金計算体系として、米国の連邦準備局による資金フローシステムと、和蘭銀行による流動性計算とを持つてゐる。小論はこの二者を手がかりとして、国民資金表の構造を吟味し、かつそれが一国の貨幣的経済表として充分であるかいなかを検討し、以て国民資金会計の向うべき方向を指示することを意図してゐる。

(1) 'Recent Developments in Monetary Analysis,' in IMF Staff Papers, Sept. 1956.

(2) R. A. Young, 'Federal Reserve Flow of Funds Account,' in IMF Staff Papers, p. 323.

(3) 現在の三つの社会会計の性格の要約として、例えば、S. J. Siegel, 'A Comparison on the Structures of Three Social Accounting Systems,' in Studies in Income and Wealth, vol. 18, pp. 253-284. 参照。

二、国民資金表の二つの形態

1、オランダ銀行方式による資金表の構造

オランダ銀行方式による資金計算の目的は、一国の貨幣政策に資するために、国民経済の各部門における資金流通を分析し、インフレーションおよびデフレーションの機構を診断することにある。ホルトロップは、こうした資金計算のために、理論的には貨幣の創出、吸収、保蔵、放出が独立変数となるような、貨幣中心のモデルが

当然必要とされると云い、さらに、オランダ銀行の資金計算の背後にある貨幣分析の思考をつぎの様に説明する。⁽¹⁾

まず、貨幣的攪乱なるものの本質は、貨幣の使用によつて生産に対する過剰又は過小の購売力が作られることにある。この貨幣的攪乱が発現する過程は、経済全体が創造された貨幣を用いて金融支出し、また流動資金を引出し、或は逆に保蔵しもしくは貨幣を流通過程から放出することによつて行われる。前二者はインフレ的金融支出 *inflationally financing* であり、後二者はデフレ的金融支出 *deflationally financing* である。

こうした経済主体の金融支出が、国民経済に対してインフレシヨンの攪乱を与えるか、又は逆にデフレシヨンの攪乱を支えるかの目安は、当期間の経済主体の流動資産の増大、たとえば預金増加や債券購入と、その減少額、たとえば借入金増大、流動資金の引出しとの差が、正であるか、負であるかにある。正の場合、流動性余剰 *liquidity surplus* と呼び、これは当該経済主体が蓄積ないし貸付を行つたことを意味し、又負の場合、流動性不足 *liquidity deficit* と呼び、これは当該経済主体が負の蓄積ないし借入を行つたことを意味する。これは、当該主体以外の他の主体に、ひいては国民経済全体に影響を与える。たとえば家計において、当期の預金、現金増加を上廻る資金の消費があれば、流動性不足が生じ、これは経済の他の部門にインフレ的圧力を与える。また海外部門での資金増加が、そこでの資金支出を上廻るとき、外国での支払残高余剰となり、これは当該国民経済にとつては負の国際収支として、デフレ的圧力を齎すのである。かように、経済主体の金融支出方法が、インフレ的であるかデフレ的であるかを検出して、貨幣的攪乱の方向を知り、以て適当な操作を行うことが、貨幣分析のまた国民資金計算書の課題であると彼はいう。

このような思考を背景とするオランダ銀行の資金計算書の構造は、つぎの如くである。

オランダ銀行方式による国民資金表 凡例

中 央 政 府

A	流動資金の創出	
1.	貨幣創造機関に対する償還請求(-)	× ×
2.	第二次的流動資金としての一借入金の設定	× ×
B	地方政府に対する債務の増加(-)	× ×
	流動性不足(-)	× ×

投資機関およびその他の資金供給機関

A	流動資金の創出	
1.	貨幣創造機関に対する償還請求(-)	× ×
B	流動資金の引出	
1.	第一次的流動資金の引出	× ×
2.	第二次的流動資金の引出	× ×
	流動性不足(-)	× ×

民間の個人、商業および産業

A	流動資金の創出	
1.	貨幣創造機関に対する償還請求(-)	× ×
B	流動資金の引出	
1.	第一次的流動資金の引出	× ×
2.	第二次的流動資金の引出	× ×
	流動性不足(-)	× ×
	上の部門の流動性不足(-)合計 = 国民的流動性不足(-)	× ×

* 地方政府部門および資本市場部門を省略した。

なお、国民的流動性不足は対外部門の流動性過剰(不足)とバランスする。

まづ、資金計算書が捉える貨幣とは、通貨と貨幣近似的物 near money である短期債権である。短期債権は第二次的流動資産と呼ばれ、中央政府、地方政府および金融機関に対する短期の請求権一切にわたっている。つぎに、資金計画書の構造は、流動資産の増大と、流動資産の減少、および両者の差額としての流動性余剰(又は不足)の三項目から成る左図が示すように、流動資産の減小は、第一次流動資産、すなわち貨幣の費消額と第二次的流動資

産、すなわち債務の発生とに分たれる。また政府部門については、金融機関（表では貨幣創造機関）に対する償還増（減）と、短期債券の発行の二種に分類される。資本市場については証券売（買）と資本金増（減）の二種に分類されるが他の経済主体については分類は無い。また以上の項目分類から明かである様に、経済主体の資金流通の立ちいった内容、たとえば貸金支払、生産手段購入費用というごとき資金が支払われた原因は示されず、複雑な資金の出と入りの結果が流動資産の増加乃至減少および結果としての流動性不足乃至余剰として示されるに留まる。おなこの勘定形式はみぎの三つの項目について、それが当該経済主体と国民経済のどの経済主体との間に行われた資金取引であるかを示すものではない。かくて、オランダ銀行の資金計算書は、三つの項目によって資金収支の純計を計上する、最も単純化された資金計算書であるということができらるであろう。

さて、これ等の勘定は、国民経済を構成する経済主体をいくつかのグループに集合した、部門ごとに作られている。オランダ銀行の方式では、部門は中央政府、地方政府、投資機関およびその他の金融機関、資本市場、民間部門とされ、民間部門には、個人、企業のすべてが含まれる。この外に、海外部門、すなわちオランダと取引をもつかぎりの一切の外国が挙げられる。これで見ると、この方式による部門分割は、第一に金融市場を詳細に、その制度的性格にしたがつて分類し、第二に金融機関以外はすべて民間部門に一割し、第三に、全体について制度的性格に基づく分類 *institutional division* をとるものである。

さて国内諸部門の資金表の合計は、国民的流動性余剰（又は不足）であり、それは、一国の金融支出が、全体としてインフレ的であるか、逆にデフレ的であるかを示すものである。この国民的流動性余剰は、外国部門の流動性余剰（不足）に、絶対額として一致する。

以上の単純な部門資金表の綜合が、オランダ銀行の資金表システムであり、国内六部門の流動性の過不足を計上して、インフレ的な、又デフレ的な資金支出の機構乃至貨幣的蓄積の状況を診断するものである。

(一) M. W. Holtrop, 'Method of Monetary Analysis Used by De Nederlandsche Bank,' in *Staff Papers*, *ibid.* pp. 306-308. なお「オランダ銀行の新金融分析」日本銀行調査月報、昭和三十二年一月、参照。

2、資金フローシステムによる資金表の構造

アメリカの連邦準備局による資金フローシステムは、目的および形式について、コープランド (Copeland, M.) の国民資金計算 *money-flow accounting* をプロトタイプとしている。⁽²⁾

コープランドが、かかる資金表を作成した目的は、一国の経済諸部門相互における貨幣の流れと、これに対応するかぎりの実物の流れ、すなわち実現した粗国民生産物と資産の売買を詳細に追跡し、中央銀行による資金量操作の国民経済諸部門に与える変動効果を分析するにある。かくて、前記のオランダ銀行の方法が、資金流通、就中流動資産の増減のみに焦点を置くところの純粋な貨幣的分析に終始するに比して、このシステムの特徴は、貨幣の流通のみならず貨幣収支の形をとるかぎりの実物の流通が追求されること、および一国の資金流通が国民所得循環に則して分析されることに求められる。

コープランドは、このような意図にとつて、従来の貨幣数量方程式に則る貨幣供給量の増減計算が、国民所得分析と結び付かないために不適当であること、他方、国民所得会計の方法が、生産企業の中に銀行を一括包摂するため、金融機関を起点とする資金流通が検出されず、また、その国民所得が市場で実現された価値以外に、帰属計算による生産物を含んでおり、国民資金の増減と直接関係づけられる概念ではないために不適当であるこ

とを強調し、独自の資金流通会計を案出したのである。資金流通を、実物的な生産物流通と関連付けようとする
 コープランドの資金計算の意図、および資金表の設計原理は、連邦準備局の資金フローシステムに承継されて
 いる。

以上を背景として資金フローシステムの構造上の特徴を見て行かう。⁽³⁾

まづ、この勘定が把える資金の範囲は、広く「貨幣および信用」であつて、詳言すれば通貨、預金の外に、短期および長期債権、取引上の信用を含み、前記オランダ銀行の「貨幣および近似貨幣」より広汎圏のものとなっている。つぎに、左図で示すように、資金フローシステムの勘定は、両側に資金の源泉 *source of funds* と資金の使用 *use of funds* をそれぞれ示す資金計算書としての形式をとるものである。資金源泉および使用は、さらに資金取引の内容に応じて分解せられる。資金の源泉は、たとえば消費者部門では、賃金受領、投資からの受領、保険料償還、移転収入、資産の売却のごとくである。また資金の使用は、企業部門を例にとれば、賃金支払、保険料支払、税金、投資、資産形成、財貨用役販売、預金、株式のごとく、詳細に項目別に分類される。このように、資金の流れを詳細に項目別に分類表示することは、前記のオランダ銀行方式による資金表、および、他の類似の資金表には見ないところで、資金計算を行う勘定構造として優れた点であるといえよう。ただし、このシステムでも資金の出と入りについて、当該経済部門と、その相手方を示す分類はなされていない。

つぎに、このシステムでは、貨幣および信用の増減そのものを示す取引と、貨幣および信用の動きに伴つて発生する実物の取引が分類される。前者は財務的取引 *financial transaction* と呼び預金・社債・株式のごとく更に細分される。後者に非財務的取引 *non financial transaction* と称せられ、財貨およびサービスの売買、賃金の支払及

による国民資金表

							対外部門		合計				
連邦政府		州及び地方自治体		銀行		保険会社		その他					
S	U	S	U	S	U	S	U	S	U	S	U		
	19.0		13.5		1.9		2.6		4.4		2	195.5	195.5
1.0	5.5	0.8	1.0	6.2	2.1	3.5	0.3	1.7	1.5	0.5	1.9	101.4	101.4
7.5	14.4	11.9	11.7	2	0.3	29.0	16.7	5.7	1.4	2.2	0.3	82.8	83.0
64.8	3.1	21.4			0.8		0.7		2		2	69.4	89.6
2	4.2	0.1	7.8		0.1	2	0.2		2.1				
	4.2		7.2		0.1		2		2.1			820.9	819.5
2	0.1	0.1	0.5			2	0.2						
5.0	38.8	5.8	6.4	0.8	0.7	0.5	3.4	4.9	3.0	15.8	14.3		
78.4	85.1	40.4	40.4	7.0	5.9	33.0	23.9	12.3	12.4	18.4	16.5	1290.0	1290.0
	-1.6		1.0	5.0			0.2		0.2	2	0.3	5.0	5.0
5.2			1.8		0.9		2		-0.2		0.6	5.2	5.1
	0.3				2.5		2.1	2	3.7			9.8	9.8
	-0.3	3.6	0.3	0.1	1.1		6.5	0.4	0.3	0.1	0.1	10.9	10.8
0.1	0.2		-0.3	0.2	1.4	0.3	0.2	4.5	0.9	0.6	1.4	11.8	10.8
5.3	-1.4	3.6	0.2	5.2	5.8	0.3	9.1	5.0	5.0	0.6	2.3	42.6	41.5
33.7	33.7	43.6	43.6	12.2	12.2	33.3	33.3	17.3	17.3	19.0	19.0	1332.7	1332.7
	57.9		24.4		1.4		2		10.7		-1.9		350.9
0.9		0.7		2				-0.1		-0.1		6.9	6.9

資 金 フ ロ ー シ ス テ ム

	消費者		株式会社		非株式会社		農 家	
			S	U	S	U	S	U
取 引	S	U	S	U	S	U	S	U
非 財 務 的 取 引								
A 賃 金 俸 給	195.5	2.7	118.7		30.0		2.6	
B 投資からの受領および 投資への支出	59.4	16.3	9.7	20.0	17.5	40.0	1.1	13.0
C 保険料および贈与	23.9	22.7	1.3	12.2	1.0	3.0	0.4	0.4
D 税金および税金の償還	2.6	40.9	0.5	36.0		6.8		1.1
E 資 本 の 取 得	22.0	63.8	0.2	26.7	1.5	6.0	0.4	5.0
F 棚卸資産の純変化				1.6		0.9		0.3
G 固 定 資 産 形 成		39.4		24.9		5.1		4.6
H そ の 他	22.0	24.4	0.2	0.2	1.5	2	0.4	
I その他財貨用役の購売 又は販売		155.4	538.3	341.8	195.8	130.2	29.8	10.8
J 合 計	303.4	301.8	550.0	555.3	215.9	215.9	31.7	32.8
財 務 的 取 引								
K 通 貨 及 び 預 金		4.4		0.1		0.4		2
L 聯 邦 債 務		0.3		1.1		0.6		
M 抵 当	6.2	0.6	1.3		1.8	0.5	0.4	
N 法人社債連邦、州および 地方債		3.2	6.7	0.3		-0.6		
O そ の 他	4.5	4.4	-0.7	0.1		2.3	0.6	2
P 合 計	10.7	12.9	7.4	1.6	3.5	3.2	1.0	2
Q 総 計	314.4	314.4	557.4	557.4	219.3	219.3	32.8	32.8
備 考								
R JにおけるGNP額		215.1		29.5		6.9		6.9
S Pにおける銀行信用		3.5		0.5		1.2		0.6

資料 IMF Staff Papers, pp. 428-9

び受領、税の支払及び収納のごとく更に細分されている。この様に財務的取引以外に非財務的取引を掲げることは、已に述べた、資金流通分析を貨幣のみの分析に終らしめず、国民所得や取引された国民資本との関係において把握するという資金フローシステムの意図から来ている。

第三に、これ等の勘定を記録する経済主体のグループを、資金フローシステムでは、「消費者」「農家」「株式会社」「株式会社以外の法人」「連邦政府」「州および地方自治体」「銀行」「生命保険会社」「その他の金融機関」および「対外部門」の十部門と指定している。この部門分割は、前記オランダ銀行方式のそれに比して、民間部門を更に細分した所謂多部門体系であることは明かである。他方、金融部門を金融機関の制度的性格にしたがつて、詳細に分類し、また他の部門についても一般に、制度的分類をとり、主体の経済機能による分類は行わない。この点は、国民所得会計における政府、および家計が、生産活動を行わないと解される経済主体にかぎっていること、また投入産出表が生産・投入の技術連関によつて経済主体を分類することと対照的である。かくて資金フローシステムの部門分割は、金融市場を詳細に分類し、また全体について制度的性格に基づく分類をとる点で、前記オランダ銀行方式のそれと共通し、反面、民間の経済主体を、家計、農家、株式会社等に分け、制度的相異に基づく分類を一層進めている点でオランダ銀行方式と異なるといえるであろう。

さて以上の部門資金表の合計は、一国の資金総量をその源泉と使途について示すものである。資金源泉量と使途量とは、各部門についても、又国民経済全体としても一致する。かくて国内十部門の資金収支を分類計上して、以てGNPに対する資金の経路ないし流通構造を示すのが、資金フローシステムの特徴といふことができる。

(2) M. A. Copeland, 'A Study of Moneyflows in the United States.'

(3) Young, *ibid.* pp. 323-42. に詳しい。なお資金フロー方式の紹介として、高橋寿常「財政と資金循環」——近代財政講座第二巻所載——、石田定夫「我が国のマネー・フロー分析」経済評論三十三年六月号所載——、日本銀行調査月報「米国におけるマネー・フロー」——三十一年十月号所載——、同「連邦準備制度理事会のマネー・フロー分析」三十一年十一月号所載——参照。

三、国民資金表に対する検討

1、オランダ銀行方式による資金表について

オランダ銀行方式の資金表は、すでに見た様に、国民経済を五部門に分け、そこでの流動性の正負を分析するものである。これによつて、我々は、政府部門、投資機関、資本市場といった資金供給部門の流動性と、資金需要部門である民間部門および外部からの資金バランス部門である海外部門のそれを認識し、一定期間における国内貨幣の増減状況を知ることが出来る。こうした貨幣保有の増減変化は、夫々の部門の流動資産の蓄積又は負の蓄積、すなわち銀行部門に対する貸越又は借越の状況を示すものに外ならず、貨幣的攪乱の一応の量的指標として役立つことは明かである。

しかしながら、ここで示されるかぎりの貨幣的攪乱は、以上の部門について資金の創出、吸収、差引過不足の三者を示すに留まつている。ところで、上記ホルトロップも貨幣的攪乱を「貨幣の使用によるところの、生産に対する過小又は過剰の購売力である」と規定しているように、貨幣的攪乱の本質は、何よりも貨幣の実物的生産構造に対する変容そのものにあるはずである。オランダ銀行の資金表は、過小又は過剰の購売力をみぎの三つの

項目について表示するが、貨幣に対置せしめられる生産との関係はうかがう由もなく、資金と生産の関係は全く切斷されている。上記の各部門の貨幣増減が、それをめぐる経済活動の質的内容、たとえば生産、消費、投資、再投資と結び付けられて居らず、こうした経済活動に対する資金需給の純結果のみとして表示されるに過ぎないからである。

さて資金の増大、収縮が、資金を受領しあるいは支出した目的に応じて貨幣的攪乱の性格は当然異なる。たとえば流動資金の減少が、己存の固定資産の購入、すなわち再投資に由つて生じる場合、また新規生産手段の購入、すなわち新投資に由つて生じる場合、或は貸金支払に充てられる場合、また資金保有に対する心理的傾向、すなわちケインズの所謂流動性選好函数自体の変化による場合のそれぞれについて見ると、第一の場合は資産の所有者の変換を来すのみで、国民所得水準および国民資本水準はいづれも不変であり、第二の場合、国民所得水準および国民資本の水準が上昇し、第三の場合、国民所得水準は上昇し、他方、国民資本水準は一定であり、最後に第四の場合は資産所有の変換はもとより国民所得、国民資本等はさし当り不変である。他方逆に、現金および預金の増大についても、同様のことがいえる。このことは、貨幣のフロー分析が、国民所得の生産、処分、利用の分析と接合する必要があることを意味している、

かくて、貨幣的攪乱の効果を診断する図式としては、資金の増減の内容をなす個々の貨幣の収支取引が、いかなる目的においてなされ、それは生産のどの様な範疇で把握されるかを示す形式をとることを要する。

以上から、オランダ銀行の方式による資金表は、資金の純変動の原因を一応国民所得の範疇において把握する資金フロー分析に比して、資金増減それ自体を追求することに終り、資金増減と実物的生産構造の関連、前者の

後者に対する攪乱を示し得ないために、資金分析の効果の上では劣るものといわねばならない。

ところで、一国の資金流通と、その生産構造の対応関係を分析するためには、みぎに述べた資金取引を国民所得の範疇において分類表示することだけでは足りない。資金の循環経路、すなわち資金供給部門である政府、民間金融機関、資本市場等と、資金需要部門である企業および個人の間の取引連関、さらに詳しくは一国の生産構造をいくつかの群に分類した諸部門相互の資金取引連関が表示されることが必要である。

資金分析に部門の取引連関の考えをいれることは、資金供給側についていえば、利子率を直接目安として資金を調節する部門と、政策目的によつて資金を調節する部門とを分離して表示し、それぞれの機能を判定する上で必要であるし、反面、資金需要側についていえば、生産資金需要者たる企業と消費資金需要者たる個人が、それぞれ受領した資金支出する方向を異にするからである。さらにまた企業を詳細に、たとえば生産手段生産部門と消費手段生産部門および不生産的部門に分割して、それぞれの部門と資金供給部門との資金取引連関を示すことは、資金の過不足が一国の再生産をどのように変容するかを示唆するからである。ところで、オランダ銀行方式による資金表は、資金供給部門については、政府、投資機関、資本市場等のごとく、制度的性質を異にするに依つて分類して居り、それぞれの部門について資金過不足の状況を知ることができるのであるが、反面、資金需要側については国内の企業および個人を一切民間部門として一括するために、資金の過不足が企業について生じたか家計について生じたかを分離することすら出来ず、したがつて生産、構造、消費および貯蓄構造に対する資金供給部門の資金操作の効果を測定することは出来ない。況や生産諸部門における資金の保有の状況および生産諸部門の資金的攪乱たとえば消費財産業部門からの資金の吸収、生産財産業部門への資金の撒布による生産構造の

変容のごとき一国の金融部門の資金操作に対する不均等な反能度を分析することは全く不可能である。

なほ、企業部門が民間部門に一括される欠陥を別の視点から見よう。流動性の過不足は、企業部門の構成分子すなわち独占企業、中小企業、零細企業、また株式会社、各種組合によつて同一であるはずはない。ところで資金政策が、結果として一国の経済構造の変容、たとえば企業の経済力の不均等発展を齎らすことは周知のところである。しかしすでに述べた様に、企業はすべて一括され、資金供給機関と相異なる経済力を持つ企業との資金取引連関は表示されないために、資金の政策の緩急が齎す企業の経済力の不均等発展の方向は、この表式からうかがうことは不可能である。

以上、オランダ銀行の資金表が、第一に資金取引を流動資金の増減として一括し、生産の範疇に則した取引分類を欠くこと、第二に部門分割において資金供給側の分解を偏重することの反面、資金需要側の分割視点が不足し、企業、家計を民間部門として一括するために、貨幣的攪乱を分析する効果は大なるものとはいえないことを見た。このことは、みぎの方式の背後にある貨幣理論が、所得分析、生産構造・経済構造分析と無縁なものであると云えよう。勿論、ホルトロップの云う貨幣中心の模型が、現実の貨幣経済において、資金の運動と効果を抽出分析する上で必要であることは云うまでもない。しかし貨幣はそれ自らのために需給されるのではなく積極的に所得循環、生産構造、経済構造を連繫しかつ変容せしめる起動力として、需給せられるのであり、そのかぎり貨幣のみを遊離する模型、およびそれを設計原理とする資金表は経済分析として不妊のそりをまぬかれることはできない。

つぎに我々は、資金分析を国民所得分析と接合せしめ、そのかぎりオランダ銀行方式の資金表に機能上優越す

る資金フロー分析の有効性を検討しよう。

2、資金フローシステムによる資金表について。

資金フローシステムの資金表は、すでに見た様に、多部門システムによつて、資金増減と実物の流れの相関関係を分析するものである。これによつて我々は、政府部門、銀行部門といった資金供給部門の流動資産の増減、株式会社や消費者といった資金需要部門の流動資産の増減という流動性の変化のみならず、かかる資金の変動によつて喚起された部門相互間の収支の交流を知ることができる。しかもこの資金表での取引が資金源泉と使途のそれぞれについて、取引を生ぜしめた原因別に分類しており、この項目を国民所得分析における諸範疇、すなわち国民総生産、要素所得、移転支出、資本形成といった項目に編成替えることが容易である。また、資金需要部門が企業、消費者に分類され、前者はさらに株式会社、株式会社以外の法人のごとく分割されて居り、こうした点から、流動性増減——すなわち貨幣的攪乱と所得循環との立ちいつた関係を分析するには一応便利である。かくてこのシステムは、流動性分析と所得の流れの形をとつた部門間資金交流分析の二点を果すものといふことができ、そのかぎりオランダ銀行方式の資金表に比して、資金分析としては一段優れた機能を持つものである。

しかしながら、資金分析は、このシステムで見られる様に、国民所得分析と接合した体系であるだけで果して十分なものだろうか。勿論このシステムでとり入れた所得循環の図式は、本来の国民所得分析、たとえば国民所得会計に見られる所得の範囲や部門の選定に見られる循環図とは異なるが、その差異は後述することにして、まず国民所得分析によつて資金の変動効果の提示される範囲を明かにしておこう。

さて国民所得分析は、国民所得とその構成量すなわち投資、消費、貯蓄を測定表示することによつて一國の経

済状態の診断を行なうもので、これは、有効需要分析のためのケインズの方程式 $Y=C+I$ 、 $Y=C+S$ 、 $S=I$ (但し Y 、 C 、 I 、 S は夫々国民所得、消費、投資、貯蓄) をその原型としている。ここでケインズ経済学の定義する国民所得は、一国の一定期間における産出高から、使用者費用を控除した額 $A-U$ (但し A 、 U は夫々粗産出高、使用者費用) を意味し、この産出高が物的生産物と非物的な用役とを包摂する概念であるために、当期の物的な価値生産物とサービスの付加価値とを混合して含んで居る。したがってその循環上の範疇である消費、貯蓄、投資についても、物的生産物の費消、蓄積、利用と、非物的なサービスの費消、蓄積、利用が混合して示されるし、他方、国民所得を形成する範疇である要素所得、移転収支についても、それが生産のどの部分で発生したものは不明である。換言すれば国民所得分析の定義する国民所得は、価値生産物を創造する生産的労働と価値生産物を生産せずその移転の上に発生する不生産的労働を区別する概念ではない。況や価値生産物を再生産する上の素材上の区別、すなわち価値生産物の生産における不変資本として機能すべき生産財と、おなじく可変資本の素材的形態として機能すべき消費財の区別はない。こうした生産の定義から推測される様に、国民所得分析では生産の相手である企業については、その生産推行上の機能の相異にもとづく理解はない。事実、ケインズ経済学における企業の性格は、一国の一切の企業——すなわち、価値生産物を生産する企業と価値生産物を生産せずサービスを提供する企業を無原則に包括した巨人的企業といふべきものである。他方、この巨人的企業という企業の理解の方式には、価値生産物を生産する企業としからざる企業相互の連関という社会的総資本の内部の分析が不可能であることの他に、別の反面がある。すなわち、一国の企業は、その経済力に応じて価値生産物を得、その位置を異にし或る企業は当該企業内部で生産した個別的価値以上に価値生産物を取得し、他の企業は当該企

業で生産した個別的価値を全部取得することは出来ないという差異があるが、こうした差異は巨人的企業では無差別に吸収され、そのために、たとえば独占企業、中小企業、零細企業という経済構造上の相異を示すことは出来ない。

他方、消費の主体である家計についても、国民所得分析では、生産の主たる担手でありその消費が労働力をしたがって一国の国民経済を再生産する労働者家計と、生産上の担手ではないが利潤を受領する資本家家計との基本的区別はない。

こうした国民所得の把握の方式と、貨幣の分析との結合は、抽象的にはつぎのケインズ方程式で行われる。すなわち。

$$M = L(G, Y)$$

$$Y = C(G, Y) + I(G, Y)$$

(ただし、 M 、 L 、 r 、 c はそれぞれ中央銀行の操作する貨幣量、流動性選好、利率率、消費性向。)

これによれば、貨幣が経済循環図式へ入る貨幣的攪乱が、 i 、流動性選好を与えられたものとすれば利率率の変化を通じて投資を、したがって国民所得を変化せしめ、 r 、つぎにこの投資の変化が消費性向を与えられたものとすれば乗数効果として国民所得を更に変動せしめるという径路をとるものとして解釈されていることが知られる。

ところで、ここでの国民所得が、すでに見た様に、価値生産物とサーヴィスを無差別に包括し、又投資がこれ等の何れに向けられた資本形成であるか不明であるために、また国民所得生産の担手である企業が、価値生産物

を生産する生産的資本であるか、しからざる不生産的資本であるかが分離されず、又その価値生産物を取得する主体的地位の区別がないために、以上の貨幣的攪乱の径路は、極めて粗放的なものたらざるを得ない。かくて一國の資金変動、すなわち特定部門からの資金の吸収と、他の特定部門への放出——投融資が、一國の再生産の担手である企業と、再生産とは無関係な不生産的企業の組合せをいかに変容するか、また、特定の企業の利潤をいかに上昇し他の特定の企業の利潤を不変ないし減少せしめるかの径路、最後に利潤稼得者としての資本家と、労働力の提供者としての労働者の分配分に与える効果は一切不問にせられる。

こうした国民所得分析、およびその背景にあるケインズ経済学の性格理解を背景として、資金フローシステムにおける、資金分析と所得分析の交錯の方式をもう一度検討しよう。⁽¹⁾資金フローシステムが、資金変動と直結せしめる実物取引は、国民所得分析における国民所得と多少異なり市場において実現されたかぎりの国民所得と当期に売買されたかぎりの国民資本から構成されている。すなわち、前者については、農家の自家消費の如き帰属推計部分が脱落している点で、後者については国民所得分析の対象外である再投資である点で、その包括する範囲が国民所得とずれをもつことは明かである。しかしながら、実現された国民所得にしる国民資本の変動分にしる生産的労働と不生産的労働したがって又価値生産物と不生産的な役との区別はなく、又、実現された国民所得の構成成分である固定資産及び棚卸資産形成、賃金俸給、税金収支等は、いづれも実現を認識の基準とする以外は国民所得分析の投資、要素所得移転支払等と規を一にし、したがって物的再生産の視点に立つた範疇ではない点で共通している。他方、企業の解釈について見ると、巨視的な巨人的企業の観念をすてて多部門システムに移行して居り、就中金融機関について詳細に部門を独立せしめて居る点は明かに大きな進歩と解される。しかし

反面生産の担手としての企業については、制度的分割主義をとり、農家、株式会社、株式会社以外の法人と分割するのみで、その再生産上の地位、すなわち価値生産物を生産する企業としからざる企業——所謂流通費用部門および消費費用部門に属するサーヴィス部門の区別、前者については生産財生産部門と消費財生産部門の区別はなされていない。また、経済構造上の特性による独占企業としからざる企業の区別もない。さらに消費者について、労働者家計と資本家家計を区別しない点も国民所得分析に類するものである。ゆえに、企業の分割にさいして生産関係再生産の視点を欠く点では国民所得分析のそれと共通の地盤に立つものである。

かくて資金フロー分析は、資金と所得循環とを接合し、前者の実物に対する作用方式を分析するシステムであるとはいえ、根本的には上記のケインズ方程式で示される貨幣作用の分析と同様に、金融機関に発する資金の増減が一国の生産構造、経済構造をどの様に変容さすかについての立ちいつた分析を行なうものではない。故に、それは、勘定形式の整備を進め、かつ所得分析との連関を期する点で、一見オランダ銀行方式による資金表に著しく優越する如くでありながら、その実際の効果としては著しいものとは云えない。これは、貨幣的攪乱——金融機関による資金の吸収、放出——の生産過程に対する分析が、粗放であつて再生産視点を欠き、貨幣的攪乱が一国経済に支える不均等な効果を表示し得ないことによるものである。

(1) 拙稿、「国民経済会計と部門分割」国民経済雑誌第八十九卷五号記載——参照。

(2) 矢尾次郎、「貨幣経済の把握方法」国民経済雑誌第九十八卷三号記載——参照。

3、二つの資金計算の共通的欠陥

以上、二つの資金表の検討を通じて明らかとなつた点は、現在の代表的な二つの国民資金表が、貨幣的攪乱の

価値計算を標望し——オランダ銀行方式の資金表——、あるいは貨幣の流れと実物の流れの交錯を表示することを意図しながら——資金フローシステムの資金表——精粗の差はあれ実際には資金需給の計算に終り、資金変動すなわち一国の流動性変化が国民経済の構造に与える径路を示し得ないという事実である。

これは、それぞれの資金表の設計原理である資金の作用に関する理論が不備であることを物語るといえる。

すなわち、まずオランダ銀行方式の資金表が、企業と家計を民間部門に一括して、それに対する資金の増減効果を見る視点は、消費者の所得支出手段としての単なる貨幣と、企業の利潤獲得を動機とする生産資本、商品資本への投下手段としての貨幣資本を混同する理論に立つものである。つぎに、この資金表が、資金の生産への作用関連を分析せず単なる資金増減のみを計上することは、貨幣資本と現実資本の関連、両者の交錯を捨象するものと解され、そのかぎり実物ぬきの貨幣理論に立つものである。第三に、資金量変動と国民所得循環を関係づけ、また企業と家計を分類して一応、貨幣資本の実物への作用の分析を行う資金フローシステムは、企業について現実資本、すなわち一国経済の再生産に機能する生産的資本と、再生産を推し進めず、いわば不妊の不生産的資本とを分離しない点で、況や現実資本について生産財生産部門の資本と消費財生産部門の資本を分離しない点で、物的再生産視点ぬきの理論に立つものである。第四に、オランダ銀行方式の資金表、および資金フローシステムの資金表は、ともに企業、家計を一括し社会経済的範疇である独占資本としからざる資本に、又労働者を資本家に分割しない点で、資金の蓄積、形成過程と、資金の特定資本への配分過程を無視する理論に立つものである。かくて、両者は、正しい資金理論を欠いた資金表体系であつて、貨幣資本の現実資本に対する過多又は過小の意味を示す図式として不適當である。このことは又、両者ともに中央政府による貨幣量操作、すなわち貨幣およ

び貨幣資本の政策による過多又は過小の効果を判定する貨幣予算の図式として不適当なものであることを示している。

結 び と 要 約

以上を要約すればつぎの如くである。

1、オランダ銀行方式の資金計算は、流動性の過不足を金融機関に重点を置く部門別資本表によつて示すものであるが、資金需要部門側すなわち資金の攪乱効果が現に発動する企業、家計についての区別がないこと、および実物分析と連関付けられていないことのために、貨幣資本および貨幣資本のそれぞれの攪乱の総和としての貨幣的攪乱の分析を十分行うことは出来ない。

2、資金フローシステムの資金表は、流動資金の増減を多部門体系において示し、かつ資金の変動原因を国民所得分析の範疇において表示するために、資金分析としての効果はオランダ銀行方式のそれよりも大である。ただし企業部門について制度的分類をとり、再生産上の資本の範疇による分類を行なわないために、貨幣資本と現実資本の対応関係、前者の後者に対する攪乱作用を明かにすることはできない。

3、オランダ銀行方式および資金フロー方式

ところで我々は、現実の経済が貨幣経済であつて、現に生産は銀行の貨幣資本の前貸を起動力とすること、また貨幣的攪乱が産業循環を修正あるいは強調する一方、一国の不均等発展を助長する事実を知っている。ゆえに、貨幣的攪乱の径路を表示する資金計算の必要性は大なるものがある。ただしその場合有効な資金表は、みぎの二

つの資金表の徹底的な批判と組替えによつてのみ可能となることは云うまでもない。この作業は筆者の今後の課題に属している。

収支的貸借対照表理論の計算構造

武 田 隆 二

目 次

- 一、収支的貸借対照表論の基底
- 二、税法上の所得決定原理と統一貸借対照表成立の基礎
- 三、収支的簿記理論の特質
- 四、収支的貸借対照表の構成
- 五、組織的単式簿記から複式簿記への拡張

一、収支的貸借対照表論の基底

会計の目的観を財産・資本計算に求める静的貸借対照表観は、それを利潤計算に求める動的貸借対照表観の成立によつて会計史上一つの転期がもたらされた。この転期を劃した功績は衆知のごとくシュマーレンバッハ動的貸借対照表論の出現に帰せられる。このシュマーレンバッハの動的思考は後日ワルプによつて勘定理論的に基礎づけられ、動的論をして確呼不動の学説たらしめたのである。シュマーレンバッハによつて確立されワルプによ

つて発展をみた動的論も、その後彼等の学説を承継して展開せんとするケルナー・シュレーラーを見い出すことができなかったのであるが、このような間にあつて近年とみに注目されなければならないのは、コジオール收支の貸借対照表論 (pagatorische Bilanztheorie) である。

シュマーレンバッハにはじまりワルプを経てコジオールに至るケルナー・シュレーラーの共通の基本的な思考を形造るものは、収入・支出計算 (Einnahmen- und Ausgabenrechnung) である。この収入・支出計算という会計的技法の助けをかりて会計の構造を成果計算の構造として説明するところに動的貸借対照表論のもつ意義が存する。

コジオール動的論の一つの意図は、ケルナー・シュレーラーにおける收支的成果計算の完全化と精密化にあつたものと考えられる。彼コジオールは嘗つて「貸借対照表の形式的構造と実質的内容」(Formaufbau und Sachinhalt der Bilanz, 1940)なる論稿において、シュマーレンバッハ動的貸借対照表観をワルプ動的観に還元することにちつて二つの動的論の間に本質的乖離の存しないことを論証しようと試みた。そこにおいてえられた結論は「貸借対照表が收支計算の形態で現われる成果計算 (eine in der Form der Einnahme- und Ausgabenrechnung auftretende Erfolgsrechnung) であること」(Kosiol, a. a. O., S. 112) したがつて「成果は修正されたすなわち純粋に計算的收支の差額として現われ、その範囲と限界は根本的に貫ぬかれた費用・収益計算によつて確定される」(Derselbe, a. a. O., S. 106)。そして「ワルプは彼における貸借対照表が收支計算自体として現われるということを強調する場合、そこには何らシュマーレンバッハと原理上の対立は存しないのである。両著者において貸借対照表は、支払系列の締切ということと同時に限定された繰越機能を遂行するという二面的性格を担うのである」(Derselbe, a. a. O., S. 116) である。

このような理解の上に立つて、彼は「貸借対照表改革と統一貸借対照表」(Bilanzreform und Einheitsbilanz, 1949)において、「収支計算の形態で現われる成果計算」としての貸借対照表を収支的貸借対照表 (pagatorische Bilanz) と名づけ、その原型を運動貸借対照表に求めることによつてあらゆる貸借対照表の在高項目を収入・支出という動的量に還元する。そうすることによつて動的論の本源的課題である Bilanz の成果計算構造を闡明化し、ワルプ動的二勘定学説の精密化をもたらしたのである。

コジオールは収支的貸借対照表論の眼目は、一方には貸借対照表を収支的に方向づけられた成果計算構造として解明することによつて利潤の計算における過程的構造を明確ならしめたことにあるばかりでなく、他方では彼の著書の論題「貸借対照表改革と統一貸借対照表」からもうかがえるように商事貸借対照表 (Handelsbilanz) と税務貸借対照表 (Steuerbilanz) との統一の可能性を問題提起の出立点として展開されている点にある。この二点こそがコジョールの Bilanzツレールを理解する上において看過できない重要な特徴をなす。特にわれわれは後者の点にコジオール理論の特異性の生れ出する所以のものが存することに注意せねばならない。

まず、われわれがはじめに指摘しなければならぬ点は、彼の著書の中核をなす「商法上の成果決定の本質——収支的簿記理論および貸借対照表論の特質」(Wesen der handelsrechtlichen Erfolgsermittlung. Grundzüge der pagatorische Buchhaltungs- und Bilanztheorie) において彼のとつた手法がはじめに組織的単式簿記 (systematische einfache Buchhaltung) からアプローチし、後半で組織的単式簿記の拡張と完成の形態として複式簿記に言及するといふ方法をとっていることが内在的な特徴として挙げられる。何故に、組織的単式簿記から接近しなければならなかったのだろうか。このことを改めて深く吟味する必要がある。これに対する解答は容易に次のような推論を

可能にする。けだし、コジールの簿記理論および貸借対照表理論の特徴がハンデルスピランツとストユエルピランツの統一可能性を問題にするものであつてみれば、ドイツにおける税法上の所得決定の原理がいかなる計算構造をもつて運用せられていくかを吟味することを通じて、それが商法上の利益決定の原理と原理的に統一しうる基盤がそこに存するかどうかをたずねることに論証の決め手を求める以外にないであろう。コジールはこのような論証の手法をとる。結論的にいうならば、税法上の所得決定の原理が実は組織的単式簿記と同じ収支的基礎に根ざすものであることを論証し、次いで組織的単式簿記を容易に複式簿記に拡張できるものであることを明らかにすることによつて、複式簿記に基づく利潤決定の方式が税法上の所得決定の方式と原理上一致するという関連を論証する。そうすることによつて二つの貸借対照表の統一性ないし同一性が明らかになる。

それ故、是非とも「税法上の所得決定と税務貸借対照表」についての彼の理解を解きほぐさなければ、コジールの理論の正しい理解の途が開けないと思われるのである。したがつて、次に税法上の所得決定に対するコジールの理解がとり上げられなければならないであろう。

(1) コジール理論は次の諸論稿において展開せられている。

1' Erich Kosiol, Formlaufbau und Sachinhalt der Bilanz. In: *Wirtschaftslenkung und Betriebswirtschaftslehre* (Artikel in der Festschrift zum 60. Geburtstag von Ernst Walb) Leipzig 1940, S. 103-132.

2' Derselbe, Der pagatorische Charakter der Anschaffungswertes in der Bilanz. *ZfHf*, 1944, S. 47-54.

3' Derselbe, Bilanzreform und Einheitsbilanz. 2. Auflage, Berlin-Stuttgart 1949.

4' Derselbe, Betriebswirtschaftliche Gesichtspunkte zum Bilanzsteuerrecht. *ZfB*, 1952, S. 265-276.

(2) コジール理論を最初に紹介した優れた論稿として谷端瑞長「動的会計論の構造」p. 153-185を挙げなければならない。

二、税法上の所得決定原理と統一貸借対照表成立の基礎

コジオールはまず税務上の所得決定 (Ermittlung des steuerlichen Gewinn Einkommen) についての一般的な特徴を明らかにし、次いで所得決定の方法を類型的に分類してその性格を明らかにしている。

税法上の所得決定は商法上の成果決定 (Handrechtliche Erfolgsermittlung) に依存するものであるから、それは寧ろ経営経済的計算 (Betriebswirtschaftliche Rechnung) の上に直接に築かれるのである。経済法諸規定や正規の簿記の諸原則は原則的に受け容れられているが、しかしながら税法は勿論それ以外のあらゆる諸規定に優先するところの特別規定 (Sonderbestimmungen) の制約をうけ、その場合これら諸規定が特別規定と矛盾する場合に税法が有効なものとなる。

経営経済的——商法的成果決定と税法的成果決定との間におけるこのような密接な関連は、両者が同じ貨幣的ないし名目的利益概念 (gelddäufiger oder nominaler Gewinnbegriff) に基づくものであることを意味し、それ故に事実また税務上の成果計算がその本質的中心内容において収支的性格 (Pagatorischer Charakter) を担うものである。このような内的類似性からのみ、われわれは主として税務貸借対照表を商事貸借対照表から誘導しようということが明らかとなる。

現行所得税法 (das geltende Einkommensteuergesetz) のもとで認められている利益決定の方式として次の四つの形態が挙げられる。

1、純粹の(單純な)現金計算(収支計算)

Die reine (einfache) Kassenrechnung (Einnahmen- und Ausgabenrechnung)

2、拡張された(修正された)現金計算(収支計算)

Die erweiterte (qualifizierte) Kassenrechnung (Einnahmen- und Ausgabenrechnung)

3、単純な(部分的、不完全な)在高比較

Die einfache (partielle, unvollständige) Bestandsvergleich (Distanzvergleich)

4、完全な(全体的)在高比較(締切比較)

Der vollständige (totale) Bestandsvergleich (Abschlussvergleich)

これら四形態のすべてが一樣に収支的性格を担うのであり、かつそれらは単に貸借対照表的成果計算(Bilanzmäßige Erfolgsrechnung)の段階的な変種に過ぎないのである。次に各形態における所得決定の特徴について概観しよう。

特別の単純な事情のある場合には、**純粹の(單純な)現金計算**すなわち現金取引を含むに過ぎないところの収支計算で十分である。それは、信用取引がなくかつ期間限定(Periodenabgrenzung)の目的で何らの計算も必要としないということを前提とする。信用収支および計算的収支(Kredit- und Verrechnungszahlungen)が重要でない範囲で現われるか、またはこの限定される収入および支出がほぼ平衡を保ついずれかの場合に、**實際上有効となる**。したがつて、貸借対照表上の在高は、現金在高を除外して、貸借対照表日において単に重要でないものとして区別される。そこで、われわれは実際に十分な概算で純粹の現金計算に制限しようのである。

この方法はただ現金運動の継続記録を要求するが、この現金運動には本来の現金取引以外に實際上振替取引、

収支的貸借対照表理論の計算構造

預金取引が加えられる。純粹の現金計算は、現金収入と支出のみを含むに過ぎない最も単純な形態で運動貸借対

現金運動（継続記録の総括）

期首在高…DM 5,000	支出…DM 39,000
収入… " 43,300	期末在高… 9,000
DM 48,000	DM 48,000

運動貸借対照表（純粹の現金計算）

現金収入…DM 43,000	現金支出…DM 39,000
	余剰(利益)… " 4,000
	DM 43,000

在高貸借対照表

現金…DM 9,000	資本…DM 5,000
	益… " 4,000
	DM 9,000

照表（期間貸借対照表）*Bewegungsbilanz* (*zeitraumbilanz*) の原型そのものとして表わされる。数字例として示すならば上のようになる。

例えば、現金運動のなかに出資 DM. 1,000 と引き出し DM. 3,000 があつたとすれば、修正の方法として二つの方法がある。一つは貸借対照表計算の外部で修正する方法であり、いま一つは収入における出資と支出における引き出しを成果非作用的なものとして貸借対照表自体を修正する方法である。すなわち二二八頁のごとくなる。

時折、在高変動 (*Bestandsveränderungen*) が生ずるとすれば、拡張された (修正された) 現金計算によつてこれを顧慮しなければならぬ。そうすることによつて信用事象を編入することができ、かつ特に商品在高や設備在高に対する重要な限定を受け容れることができる。継続記録は必要でないが、しかしながら便宜や援助のため殊に交互計算記録 (*Kontokorrentbuchungen*) によつて信用取引を計算に引き入れることができる。

在高変動は実際の在高 *Befund* (*Inventar*) によつて確定される。資産在高の増加および負債在高の減少は現金

収入すなわち利益を高め、資産在高の減少および負債在高の増加はそれに対応して現金支出すなわち利益の減少を高めることになる。それ故、変動貸借対照表の作成において、現金運動は総額で記載され、信用運動は在高の

貸借対照表外部で修正する方法

運動貸借対照表ないし		
在高貸借対照表による余剰	……DM	4,000
+ 引出	……………	3,000
		DM 7,000
- 出資	……………	1,000
修正された余剰 (利益)	……………DM	6,000

貸借対照表自体を修正する方法

修正された運動貸借対照表

現金収入 (出資を差引)……DM 42,000	現金支出 (引出を差引)……DM 36,000
	余剰(利益)…… “ 6,000
	DM 42,000

修正された在高貸借対照表 (1)

現金：実際の DM 9,000	資 本……DM 5,000
擬制の “ 2,000	利 益…… “ 6,000
DM 11,000	DM 11,000

修正された在高貸借対照表 (2)

現金……DM 9,000	資 本……DM 3,000
	利 益…… “ 6,000
	DM 9,000

増加または減少(在高差異)として残高だけが現われる。計算項目は戻し計算および前計算として付加する。そうすることによつて理論的には完全な決算ピラントの内容にまで発展されるのである。数字例をもつて示せば二九頁の通りである。

元入および引き出しに対しては、既に扱われた修正方法と同じになされる。最も単純な形態では現金在高およびそれに対する自己資本の範囲に限られ、正確性の要求に従つてそれ以外の在高

特に信用在高および手持品に拡張されるところの財産および資本の増加と減少が総括される。

計算期間の期首および期末における財産と資本を測定し、相互に比較するところの単純な(不完全な)在高比較ないし距離比較が實際上より重要な意味をもっている。

距離 (Distanz) とは期首と期末の時間の幅 (Zeitraumabstand) を意味し、二時点間における貸借対照表が比較されるのである。その際、あらかじめ各の貸借対照表に対して財産と資本との差額が計算され次いでこれらの差額が対比されるのである。

変動貸借対照表 (混合形成で)

現金収入	DM 43,000	現金支出	DM 39,000
積極的在高増加:		消極的在高増加:	
売掛金	2,000	買掛金	700
商品	3,500	引当金(形成)	2,500
消極的在高減少		積極的在高減少	
支払手形	4,200	事務所設備	400
引当金(解消)	1,600	貸付金	3,000
		余剰利益	8,700
	<u>DM 54,300</u>		<u>DM 54,300</u>

期首在高貸借対照表

現金	5,000	自己資本	127,700
売掛金	120,000	引当金	7,200
貸付金	16,000	支払手形	80,000
商品	180,000	買掛金	110,000
事務所設備	3,900		
	<u>324,900</u>		<u>324,900</u>

期末在高貸借対照表

現金	9,000	自己資本	127,700
売掛金	122,000	引当金	8,100
貸付金	13,000	支払手形	75,800
商品	183,500	買掛金	110,700
事務所設備	3,500	利益	8,700
	<u>331,000</u>		<u>331,000</u>

額が対比されるのである。他人資本(債務)を消極財産とみ、積極財産(借方側全体)と消極財産との差額を純財産 (Reinvermögen) と名づけるが故に、税法上これを財産比較 (Vermögensvergleich) と称する。さらに税法はこのような差額としての純財産を経営財産 (Betriebsvermögen) と名づけ、

所得税法第四条 (44 EStG) によれば経済年度の期末と期首 (もしくは前年度の期末) における経営財産 (純財産) の比較が問題となっている。

コジオールは債務を消極的な経済財として把握し、積極項目と消極項目を相互に差し引くことは思想上誤れる

作為的構成を意味するものであると主張する。その根拠とするところは、債務は価値物としての経済財の概念に逆行するものであるという点に求めている。そこで彼は次のような提案をなす。全体財産（貸借対照表財産）が全体資本（貸借対照表資本）と総額において一致することをみるならば、実際において全体資本から他人資本を

消極	増加	減少
	DM	DM
引当金	900	
支払手形		4,200
買掛金	700	
	1,600	4,200
積極増加と消極減少は利益を高め、積極減少と消極増加はそれを低くめる		
計 算		
消極：期末	DM 322,300	
期首	DM 324,900	
消極減少	DM 2,600	

在高差額貸借対照表（変動貸借対照表）

積極	増加	減少
	DM	DM
現金	4,000	
売掛金	2,000	
貸付金		3,000
商品	3,500	
事務所設備		400
	9,500	3,400
消極	4,200	1,600
	13,700	5,000
残高=利益		8,700
		13,700
全 体 計 算		
積極：期末	DM 331,000	
期首	DM 324,900	
積極増加	DM 6,100	
消極減少	DM 2,600	
利益	DM 8,700	

差し引き、その結果企業の自己資本がえられるのであるが、これは理論的に異論なき計算過程である。したがって、距離比較は自己資本比較 (Eigenkapitalvergleich) として現れる。そして彼は税法にこのような訂正を行うことを要望している。

単純な在高比較（距離比較）においては、総合的な在高差額貸借対照表（変動貸借対照表）の作成を問題にする。先の数字例を用いてそれを示すならば上のような形式をとる。個々の在高における差額計算を断念して、その積極と消極の代りに期首および期末の在

高貸借対照表に基づいて利益を総合的に把握する方法が通常一般に行われている利潤の計算である。（次頁上表）この通常の計算は自己資本運動について顧慮しないため、自己資本自体の元入または引き出しによる変動につい

て、暫定的に測定された利益の追加修正 (nachträgliche Berichtigung) を必要とする。

不完全な単式簿記が存在し貸借対照表が棚却計算法に基づき自由に作成される場合、そこで距離比較としての

単純な在高比較が必要である。単純な在高比較では自己資本運動に対する勘定が欠けているばかりでなく、期間的成果限定における成果調整項目のごとき典型的な計算項目が比較されるべき貸借対照表に欠けているところ、単純な在高比較の不完全な性格が求められる。

通常 の 計 算		
期末における	財産 (全体資本)	DM 331,000
他 人 資 本		DM 194,600
自 己 資 本		DM 136,400
期首における	財産 (全体資本)	DM 324,900
他 人 資 本		197,200
自 己 資 本		DM 127,700
期首における	利益	DM 8,700

完全な商人 (Vollkaufleute) に対して規定されているところの完全な在高比較は組織的簿記決算 (systematischer Bücherabschluss) に基づく。この場合、複式簿記と結びついた費用・収益計算は差し当り必要とされない。貸借対照表作成のために在高貸借対照表として締め切られるところの修正された収入・支出計算が前提されるに過ぎない。それ故、単式の組織的簿記 (einfache systematische Buchhaltung) が決算比較を貫徹するために原則として適用される。複式簿記の反

対記帳は、貸借対照表の内容に対して必要ではない。

単純な在高比較においては、自由に作成され内容的には部分的に形成された二つの貸借対照表が比較されるのであるが、完全な在高比較においては簿記からえられた締切貸借対照表で行われる。これはあらゆる在高についての最も完全な比較である。

さて期首貸借対照表は総括的に残高零を示すものであるから、期末貸借対照表は同時に「貸借対照表比較の総

「括的結果」を示す。その際、期首の資本には前年度の利益が含まれ、それに反して評価された期末資本は当期の利益を未だなお含まないということが看過されるべきではない。これは次期への繰越において自己資本に加算される。そうすることによつて、利益を増加資本 (Zuwachskapital) として計算的に分離することが可能である。(上表参照)

如上の説明から明らかなように、税法の特別規定が経済法諸規定と背反しない限り、税法の所得決定の原理はまさに商法の所得決定の原理に依存するものであること、したがつて税務貸借対照表は商事貸借対照表と同じく収支的基础の上に成立するものであることを知つた。税務貸借対照表は商事貸借対照表から誘導されるもので、その際商事貸借対照表に依

V_1 = 期首財産 = 期首における積極
 K_1 = 期首資本 = 期首における消極 (前期の利益を含む)
 V_2 = 期末資本 = 期末における積極
 K_2 = 期末資本 = 期末における消極 (当期の利益を含まず)
 $V_1 = K_1$ ないし $V_1 - K_1 = 0$
 $V_2 = K_2 + G$ " $G = V_2 - K_2$

その結果
 $(V_2 - V_1) - (K_2 - K_1) = (V_2 - K_2) - (V_1 - K_1)$
 $= V_2 - K_2 = G$

すなわち利益は財産・資本変動からの差額として生ずる。その際、財産と資本の増加は積極的に、貸借対照表の両側の減少は消極的に計算される。

資本を他人資本と自己資本に分離すれば：

F_1 = 期首における他人資本
 F_2 = 期末 " "
 E_1 = 期首における自己資本 (前期の利益を含む)
 E_2 = 期末 " " (当期の利益を含まず)

そこで
 $(V_2 - V_1) - (F_2 - F_1) - (E_2 - E_1)$
 $= (V_2 - F_2) - (V_1 - F_1) - (E_2 - E_1) = G$

すなわち、自己資本の増加 (元入) は控除されなければならず ($E_2 - E_1 > 0$) 減少 (引き出し) は加算されなければならない。 ($E_2 - E_1 < 0$)

の權威の原則 (Grundsatz der Maßgeblichkeit) が一般に適用する。税務貸借対照表は一般に商事貸借対照表に依存するものである。

現行所得税法のもとで認められている所得決定の四つの方式のうち特に問題となるのは距離比較と締切比較で

ある。距離比較においては、不完全な単式簿記 (unvollständige einfache Buchhaltung) のもとで貸借対照表が棚卸計算に基づき自由に作成され、そうすることによつてえられた期首と期末の純財産の比較によつて所得が決定される。しかし、距離比較における決定的な欠陥は自己資本運動や特に計算限定項目に対する顧慮が払われないため正しい期間利潤の測定の不可能なことに求められる。このことが却つて完全な在高比較としての締切比較を必要とするに至るのである。これは組織的単式簿記の締切結果たる貸借対照表の在高比較として、所得の決定を行う方式である。

このように税法の所得決定原理たる在高比較に基づく所得決定が、完全な商人に対してその所得決定の基礎に組織的単式簿記を予定していることこそ、そこにコジョールの論証の着眼点があつた訳である。次節において詳論するところであるが、商法の計算規定の一つの指導原理たる正規の簿記の原則に基づき成立する貸借対照表的成果計算の結果が、税法上の締切比較の結果と同一の結果を導びくものであることを論証することによつて商事貸借対照表と税務貸借対照表の統一可能性を問題とする。すなわち、組織的単式簿記から誘導される貸借対照表を収入・支出という運動量に還元することによつて貸借対照表が収支的に方向づけられた成果計算たる性格を担うものであることを明らかにする。そのためにこそ彼特有の収支概念の拡張が試みられているのである。さらに、貸借対照表の原型は運動貸借対照表であることを強調し、次いで期間に関係する拡張収支計算としての運動貸借対照表を残高計算することによつて、時点に関係した在高貸借対照表を容易に誘導しうることを指摘する。運動貸借対照表における総収入と総支出との差額 (運動差額) としての利潤が、期末在高貸借対照表における利潤と一致すること、また期首と期末の在高貸借対照表の比較による在高差額としての利潤とも一致すること (運動貸

借対照表上の利潤—在高貸借対照表上の利潤—変動貸借対照表上の利潤—を論証することによつて商法上の利益決定の方式が在高比較としての税法上の所得決定の方式に代りうることを明らかにする。

次に、コジオールは組織的単式簿記の欠点たる費用・収益計算の欠如が、複式簿記によつて満されうるものであることを明示する。組織的単式簿記に反対記帳を付加することによつて、単式簿記は容易に複式簿記へ拡張されうる。ここまで論を進めてくるならば事態はすでに明瞭である。

けだし、コジオールの統一貸借対照表成立の可能性を論証する特徴ある手法が闡明となるであろう。締切比較における所得と組織的単式簿記における収入・支出の差額としての利潤との一致を論証し、進んで単式簿記の複式簿記への拡張の可能なることを説くことによつて、締切比較の結果と複式簿記の結果の原理的一致関係を論証する。ここに統一貸借対照表の成立の基盤が提供されたことになる。コジオールが組織的単式簿記からアプローチするという手法の意図もまたここに求められなければならない。

複式簿記の締切貸借対照表から常に誘導されるところの税務貸借対照表を完全な税務貸借対照表 (vollständige Steuerbilanz) もしくは複式税務貸借対照表 (doppische Steuerbilanz) と名づけ、不完全な単式簿記と結びつき、締切に際して財産と債務の棚卸表から作成されるところの税務貸借対照表を不完全な税務貸借対照表 (unvollständige Steuerbilanz) と称する (Kosiol, Bilanzreform und Einheitsbilanz, S. 80-81)。

組織的単式簿記から入門するという特異な手法は、上に述べた根本的な理由のほかに、副次的な理由として、商業簿記教育に対し差し当り貸借対照表締切に至る組織的単式簿記を展開し、次いで複式簿記へ拡張することが教育方法として適切であり、教育目的のための方法的表示に適合するという点があげられている (Derselbe, a. a.

三、収支的簿記理論の持貸

前節において、税法上の所得決定の原理が商法規定に依存するものであること、したがってまたその基礎に収支的計算の思考が横たわるものであること、なるが故にそれは商法上の利潤決定の原理と同一の基礎の上に成り立つものであることを明らかにした。そこで、次には商法上の成果計算 (Handelrechtliche Erfolgsrechnung) が、いかなる計算構造をもつものであるかが問われなければならないであろう。

商法上の成果計算は、勿論、法規定ならびにその基礎となる正規の簿記の諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung) の発現であるが、商法上の成果計算をその本質において把えるために、一応法的基礎から離れて経営経済的な簿記の決算計算として把握しなければならない。すなわち、簿記自体の計算上の性格を内省し、かつその担うべき基礎を示すことが必要である。

収入および支出 (Einnahmen und Ausgaben) が簿記におけるその出立の基礎を形成する。簿記的成果計算 (buchhalterische Erfolgsrechnung) は、シュマレーンバッハやワルプにおけるごとく、その構造的本質において首尾一貫して展開されかつそれに応じて変化せる収入・支出計算 (eine folgerichtig weiterentwickelte und entsprechend abgewandelte Einnahmen- und Ausgabenrechnung) である。

企業の成果計算を実施するためには、直接、所謂財貨の生産過程 (gütermäßiger Erzeugungsprozess) 自体から出立あることができるであろう。そこで、物的な財貨消費 (reale Güterverzehr) と物的な財貨発生 (reale Güterent-

stungen) を物質的 (substanzuell) に確定し、かつ費用および収益を対応させんがためにまずそれらのものを評価しなければならぬ。これがいわゆる財貨的成果計算 (gütermäßige Erfolgsrechnung) の方式である。

簿記はそのような方法をとらずに収支事象 (Zahlungsvorgänge) に結びつく。近代経済においては、ほとんど、あらゆる物的な財貨移転 (reale Güterübertragungen) は、名目的な貨幣運動によつて随伴されていることからして、このことは可能である。生産循環 (Erzeugungsumlauf) と財務循環 (Finanzumlauf) の二つの国民経済的流れは、相互に対立的な方向へ流れ、企業の内部では財貨の入りと貨幣の出もしくは財貨の出と貨幣の入りとが平行的に流れる。それ故、計算上、物質的な財貨運動がそれに対応する貨幣運動によつて代表されるのである。費用 (財貨消費) および収益 (財貨発生) の代りに、費用支出および収益収入 (Aufwandsausgaben und Ertragsentnahmen) が計算の基礎におかれる。これは貨幣的成果計算 (geldmäßige Erfolgsrechnung) の一形態を示すものである。ただし、この場合、純粹の財貨交換事象 (Gütertauschvorgänge) は、捨象されている。

収支事象に基づくかかる成果計算は、それが把握可能な基礎の上に形成されるという大きな長所がある。市場当事者間の売買行為のながで有効となつたころの確実な数字、証明可能な協定および一義的な評価をその原始記録 (Uraufzeichnungen) の基礎としている。収支事象に関する記録は簿記の証拠 (Beleg) となる。

このような簿記の基本的構造によつて、成果概念 (Erfolgsbegriff) が確定する。成果は全体生命期間の収入と支出との差額であり、それは企業の解散によつて最終的に確定しようとするころの全体成果 (Totalerfolg) を示す。われわれは期間的に締め切られる成果計算のために簿記を行わんとすれば、全体成果を個々の計算期間に配分しなければならぬ。各期間では、そこで遂行された成果の割当分が測定されるべきである。したがつて、実際には

年度成果として現われるところの期間的成果 (Periodenerfolg) の概念が確定する。

全体成果は期間的成果の総額と等しくなければならぬという期間帰属 (Periodenzurechnung) の基本原則は、人間の予見の限界によつて破壊される。それ故、損益が内容的に帰属すべきではない期間に現われることになり、したがつてこれは期間外成果 (zeitraunfremder oder aperiodischer Erfolg) と名づけられる。

そこで、全体成果は期間的成果の総額と等しくなければならぬとする一致の原則は、「全体成果は期間のおよび期間外の部分成果の総計に等しい」ということに實際上修正されなければならぬ。

簿記的成果計算の中心問題は、それ故に、期間限定 (Periodenabgrenzung) に存する。収入と支出が年度に配分され、その総括によつて差額として年度成果を生ずる。ところが収支事象がそのまま該年度の費用および収益と一致しないということに困難な問題がある。

期間的に収入と支出が収益と費用に一致しない原因として性格を異にする二つの収支運動が存する。

第一に中性的すなわち成果非作用的収支事象 (neutrale, d. h. erfolgswirksame Zahlungsvorgänge) の存在がそれである。たとえば、貸付金の返済をうけた場合それは何ら収益収入を表わすものではなく、また所有主による資本の引き出しは何ら費用支出とはならない。物的財貨運動を伴わないこの種の純粹の財務事象は、一般に企業の結果に与える影響はないのである。

第二は成果作用的収入および支出 (erfolgswirksame Einnahmen und Ausgaben) 自体において、期間交叉 (Überschneidungen in den Zeiträumen) が存することである。たとえば、家賃支出は支出と期間費用とが一致する場合には、実際の家屋利用の年度に落しうる。しかしながら、事実また支出が前期において生じ(前期の支出・後期の費

用)、あるいは後の年度に支払がなされる(前期の費用、後期の支出)ことがありうる。土地に対する支出は一般にそれが譲渡されるまでは何ら費用を示すものではない。建物や機械に対する支出は、次の利用年度において費用となる。収益作用的収入においても事柄は同じである。

このような成果の期間限定の課題を解決するために簿記は一連の計算作為的措置を行う。そうすることによって、簿記は成果を期間的に正しく決定するために、収入・支出計算を遅くとも年度末において修正する。したがって、成果計算は修正された収入・支出計算(modifizierte Einnahmen- und Ausgabenrechnung)として現われる。成果はそのようにあたかも収入・支出が所属の計算期間に成果作用的に正しくなされたかのように貨幣的余剰(geldmäßiger Überschuß)として構成され、実際の現金余剰に代つて計算上擬制された貨幣価値在高(rechnerisch fungierte Geldverthebestand)が抽象的収支量として現われるのである。

収入・支出と収益・費用の不一致もしくは期間的食違いの原因となる中性的収支事象を成果計算から除去し、さらに成果の正しい期間限定を行うために、少くともワルプにおけるように収支概念の拡張(Erweiterung des Einnahmen- und Ausgabenbegriffes)を必要とする。この収支概念の拡張は、専ら発生主義会計の要請から必然的に生ずるもので、一方において現金収支のほかに将来的収支をも収支概念のなかに包括することに基づく概念拡張を行い、他方では成果の期間限定の必要から生ずる概念拡張がなされなければならない。

収支概念の第一の拡張は、収支概念の下で狭義の現金運動すなわち即時的収支(現金収入および現金支出)のみならず信用事象(Kreditvorgänge)を含めることによつて達せられる。債権は将来的現金収入もしくは信用収入(Kreditannahmen)として、債務は将来的な現金支出もしくは信用支出(Kreditabgaben)として現われ、発生

際ただちに実際の収支として簿記的に把握される。

信用支出の概念は、他人資本に対して適用されるばかりでなく、意味上から各種の形態における自己資本にも拡大されるのである。それ故、企業家は債権者と同様に資本提供者として簿記上は企業と対立して扱われ、計算上完全に独立化されるのである。

債権および債務の返済事象 (Tilgungsvorgänge) は収支現象として解釈され、かつその発生に対する対立物として編入されなければならない。信用収入 (債権収入) の解消は返済支出 (債権支出) として、信用支出 (債務支出) の解消は返済収入 (債務収入) として把握され、記帳されるべきである。

このような方法で債権および債務運動は現金運動と同様に扱われる。そこで、現金収入、債権収入および債務収入ならびに現金支出、債権支出および債務支出が並行することになる。現金収入と現金支出の差額として現金在高が、債権収入と債権支出の差額として債権在高が、債務支出と債務収入の差額として債務在高がえられる。

しかも債権在高は現金在高と同様に収入余剰 (Einnahmehüberschüsse) であり、それに反して債務在高は支出余剰 (Ausgabenüberschüsse) である。

このような収支概念の拡張に基づく第一効果は、純粹の収支事象が互に相殺され (中性化され)、成果非作用的に留るということである。具体的にいうならば、資金の借入れ (現金収入) は同額の債務の発生 (債務支出) と対応し、所有主の資本引き出し (現金支出) は資本勘定の借方記入 (債務収入) と対応し、両者が相殺的に対応することによつて成果計算上中性化する。この場合、収入と支出が常に同時にかつ同額で発生するのであるから、かかる収支を二面的収支 (zweiseitige Einnahmen und Ausgaben) もしくはカメラルの表現法に従い相関的収支

(wechselbezügliche Einnahmen und Ausgaben)と名づけられる。

相関的収支事象は常に現金収支と信用収支とが相互に結合し、各年度の内部で相殺される。これに反して、給付の売買事象に基づき発生した債権および債務は、畢竟一度は返済されもしくは相殺されなければならないのであるから、全体成果計算の内部で完全に相殺されることになる。

結びついた収入と支出との間に差額 (Differenzen) が介入する場合、相殺に際して費用支出または収益収入を形成する。例えば、債権が一部だけ返済されたに過ぎない場合 (すなわち貸倒のあつたとき)、返済支出 (債権全額の相殺) とより小額の現金収入との間の差異が費用支出であり、また債務が一部免除されたとすれば、その除額が収益収入となる。

収支概念の拡張に基づく第二の効果は、成果作用的信用支出および信用収入がこれに対応する費用および収益を収支に関係あるものとして確定することにある。したがつて、費用支出および収益収入の期間的に正しい把握が、現金運動とは別個に達成される。

信用 (費用支出) で受け入れられた給付は、他の簿記的備えがなければ、それによつて同時に費用となる。逆に、収益は財貨の販売から債権 (収益収入) が発生するや否やかかるものとして期間的に把握される。供給がなされないしは給付が提供され、しかも実際に送状の交付がなされると債権が設定され、したがつて簿記的に収益収入ないし収益が実現するということは商業原則として事実また税法上認められた原則として妥当する。それ故、収益および費用の実現の時点は収入・支出概念の拡張と密接な関係にある。

以上のごとく収支概念は現金収支のほかに信用収支をもその中に抱摂することによつて拡張されたのであるが、

期間的成果を正しく決定するためにはこれだけでは不十分である。そこで成果の期間限定に関連して、いま一つの概念拡張を必要とする。

収支概念の第二の拡張は、現金および信用収支で把握されなかつたそれ以外の費用および収益を期間に組み入れるために必要とされるのであつて、いわば債権・債務の法的範囲を超えることによつて達成される。成果の期間限定の必要から、法的意味で純粹の債権・債務は存しないかも知しくはなお存しないところの一面的収支事象に関連する。これを擬制的ないし非本来的収入および支出 (fikitive oder uneigentliche Einnahmen und Ausgaben) と名づけ、現金収支と信用収支の実際的ないし本来的収入および支出 (tatsächliche oder eigentliche Einnahmen und Ausgaben) と対立される。第二の拡張に基づき計算上の見越 (rechnensche Vorgriffe) は、寧ろ時点的にはまず非本来的信用収支のなかで内的に発生し、さらに後日現金収支で解消する。

賃貸または仲介からの収益は、現金収入がなされあるいは債権が発生しなくとも、既に当期に達成された部分を非本来的収入によつて期間的に正しく把握される。逆に、賃金、手数料、家賃などの費用は、現金支出ないし信用支出が未だなくとも既に発生した部分を非本来的支出によつて所屬の期間に算入する。その際評価された金額は、協定 (契約、賃金定率) に基づいて、いわゆる見越的収益収入および費用支出 (antizipative Ertrageinnahmen und Aufwandsausgaben) として正確に計算されるべきである。

非本来的 (常に成果作用的) 収入および支出は、計算的収入および支出 (Verrechnungseinnahmen- und ausgaben) というより大きなグループに属する。これらは本来的収入および支出の把握を超えて収益・費用の期間限定を貫ぬくべき課題をもつている。期間的交叉のために、これは本来的収支事象に関連して費用および収益を成果計算

上前または後のいずれかに作用させるため前計算および後計算を導びく。

前計算 (Vorrechnung) は、既述の非本来的収入および支出によつて生ずる。前計算によつて収益収入および費用支出は、時間的に本来的収支のなされる期間より前の期間に転位される。それ故、前計算された収入および支出は、端的に、前収入および前支出 (Voreinnahmen und Vorgaben) と名づけられる。前者は計算的収益収入を後者は計算的費用支出を表わす。

前計算より後に発生する実際の現金収支もしくは信用収支が、今一度成果作用的となることを防止するために、これら是对応する同額の計算的支出および収入によつて相殺されなければならない。そうすることによつて、決済収入および決済支出 (Ausgleichseinnahmen und Ausgleichsausgaben) と名づけられるべき実際の現金あるいは信用収支が生じた際に、反対計算 (Gegenrechnung) によつて前収入および前支出を相殺する反対支出および反対収入 (Gegenausgaben und Gegeninnahmen) と称する計算的収支が現われるのである。したがつて、反対計算において前収入および前支出と反対支出および反対収入が相違する場合にのみ成果に与える影響が示される。

後計算 (Nachrechnung) は、実際の収支が生じた期間に成果に対する作用が全くないかもしくは部分的にしかない場合に、より後の期間に費用および収益を時間的に転位すること (zeitliche Verlagerung) を意味する。

前受けされた家賃・手数料および利息に対する実際の収入は留保収入 (Reservateinnahmen) と名づけられる。というのはそれに含まれた収益が後の期間の成果計算に対して留保されなければならないからである。逆に、土地、建物、機械、原材料、半製品および製品、数期間に亘る大修繕や宣伝のための大支出、特に前払いされた保険料・手数料および利息に対する実際の支出は、貯蔵支出 (Vorratsausgaben) と名づけられる。というのは凝着

出および留保収入は戻し計算 (Rückrechnung) によつて相殺されなければならない。すなわち貯蔵支出および留保収入のなされた期間にそれと同額の対応せる計算的収支すなわち戻し、収入および戻し、支出 (Rücknahmen)

第 1 表		
I 戻し計算および後計算		
1 留保収入 (実際の収入)	まだ作用的でない	1 貯蔵支出 (実際の支出)
↓		↓
2 戻し支出	遅くとも当期の決算に際して相殺的作用をもつ	2 戻し収入
↓		↓
3 後収入	後期へ繰越、成果作用的回復、経過的后転位	3 後支出
II 前計算および反対計算		
1 前収入	当期の決算に際して成果作用的な見越計上	1 前支出
↓		↓
2 反対支出	後期において実際の収支事象の発生した際に前収支に対する相殺的な作用をもつ	2 反対収入
↓		↓
3 決済収入 (実際の収入)	見越計上額と (実際の収支との間に) 差額のある場合にのみ成果作用的となる	3 決済支出 (実際の支出)

第 2 表

収入および支出は収支の性格に従つて次のように分類される

- I 実際のないし本来的収支事象
 - 1 即時的収支：現金収入および現金支出
 - 2 将来的収支：信用収入および信用支出
 - a) 債権収入 (発生) および債権支出 (返済)
 - b) 債務支出 (発生) および債務収入 (返済)
- II 計算的収支事象
 - 1 第 1 次的ないし本源的な計算的収支もしくは非本来的収支事象 (見越支出額)
 - 前計算：前収入および前支出
 - 2 第 2 次的ないし派生的な計算的収支
 - a) 反対計算 (前期の前計算に関連せる実際の決済収支によつて解消)：反対収入および反対支出
 - b) 戻し計算 (実際の貯蔵支出および留保収入によつて解消)：戻し収入および戻し支出
 - c) 後計算 (実際の収支に関する以前の戻し計算によつて解消)：後収入および後支出

せる費用が成果計算に対してより後の期間に保管 (貯蔵) されなければならないからである。したがつて、貯蔵支出や留保収入はより後の期間に関係をもつものであるから経過的 (transitorisch) な性格をもつものである。当期における成果作用性 (Erfolgswirksamkeit) を防止し、かつ成果に対する作用を後期に転位するため、貯蔵

und Rückausgaben) によつて本来的収支たる貯蔵支出および留保収入が相殺されるのである。

戻し計算によつて期間的に成果中性化された戻し収入および支出は、後に後計算(Nachverrechnung)によつて

成果に係せしめられる。

期間作用的となつた戻し

収入は後支出(Nachaus-

gaben)によつて、また戻

し支出は後収入(Nachei-

nahmen)によつて、成

果作用的となる。したが

つて、後支出ないし後収

入は、留保収入ないし貯

蔵支出が汲みつくされる

まで現われるのである。

以上の関連を要約して

第 3 表

収入および支出は成果に与えるその作用によつて次のように分類される。

I 原則として成果非作用的(本質中性的な)収入および支出

a) 相関的な实际的収入および支出

b) 相殺的な計算的収入および支出

1 戻し収入および戻し支出

2 反対収入および反対支出

II 前期または後期に成果作用的となる(期間中性的)収入および支出

a) 实际的決済収入および決済支出(前期においてははや成果作用的でない)

b) 实际的留保収入および貯蔵支出(後期においてもなお成果作用的でない)

III 即時に成果作用的な収入および支出

a) 实际的

b) 計算的

1 見越的: 前収入および前支出

2 経過的: 後収入および後支出

第 4 表

計算的収支の区分

a) 成果作用的な計算的収支

1 見越的: 前収入および前支出(前計算)

2 経過的: 後収入および後支出(後計算)

b) 相殺的な計算的収支

1 後期の反対計算のために: 戻し収入および戻し支出(戻し計算)

2 前期の前計算のために: 反対収入および反対支出(反対計算)

図示するならば第 1 表と第 4 表のごとくなる。

収支的簿記理論は、基本的に如上の概念構成の上に組み立てられるのである。

四、収支的貸借対照表の構成

簿記的理論構成において、収支計算がその出立の基礎を形成するという基本的思考に立脚して、損益の正しい期間限定の課題を果すために収支概念の拡張を試みた。そして、このような計算を使つて、期間成果計算を収支事象の上に構成することが可能になる。信用事象によつて補充された現金運動は、全体の収入および支出の差額が期間成果となるように計算によつて修正されるのである。結果的に、ただ期間的な収益収入と費用支出が作用することになる。このような思考の萌芽はクルッツバウアー (Kurzbaner) に求められるのであるが、後シュマレーンバッハやワルプによつて一層の展開がみられ、さらにコジオールによつてそれらが共通の基礎の上に還元されたのである。

このような統一的基础の故に、成果計算的に期間化された収入・支出計算 (erfolgsrechnerisch periodisierte Einnahmen- und Ausgabenrechnung) は、その純粹な形態において、理論上、収支的・成果計算 (pagatorische Erfolgsrechnung) として特徴づけることが最も精確である。それは、たゞ重要な制限と修正をうけるとしても、単式および複式簿記の枠内における所謂商法上の成果計算やカメラル成果計算に實際上実行されているのである。

収支的成果計算は、その原型 (Urform) において、本質的に次のような形式 (第5表) で示される。

収入・支出計算は、その性質上、期間に関係する。すなわち、その全体価値量は、計算期間例えば一年という期間に亘るのである。収入・支出計算は、それに残高の計算を行い前期末の数字を繰越額として算入するならば、時点に關係した計算 (zeitpunktbezogene Rechnung) に転化しうる。そこで、価値量は期末計算に至り在高を示す。

第 5 表

収支的成果計算の原型 (運動貸借対照表)

A 収 入			
I	実際の収入		
a)	現金収入		DM 146, 240
b)	信用収入		
1	債権収入 (発生)	DM 150, 000	
2	債務収入 (返済)	" 71, 000	" 221, 000
II	計算的収入		
a)	見越収入: 前収入	DM 3, 500	
b)	経過的收入: 後収入	" 150	
c)	相殺的収入		
1	戻し収入	" 30, 870	
2	反対収入	" 700	" 35, 220
			DM 402, 460
B 支 出			
I	実際の支出		
a)	現金支出		DM 122, 400
b)	信用支出		
1	債務支出 (発生)	DM 133, 500	
2	債権支出 (返済)	" 80, 000	" 213, 000
II	計算的支出		
a)	見越支出: 前支出	DM 350	
b)	経過的支出: 後支出	" 22, 000	
c)	相殺的支出		
1	戻し支出	" 170	
2	反対支出	" 380	22, 900
			DM 358, 800
	残高 = 期間成果 (利益)		" 43, 600
			DM 402, 460

繰越高を捨象するならば、次頁のような在 high (Bestandgrößen) を示すことになる。

このような方法で在 high 貸借対照表 (Bestandbilanz) の基礎形式をうる。

いま、われわれは第 5 表との関連で第 6 表のごとき期首貸借対照表を仮定し、さらに第 5 表における関連項目の残高を求

め第 6 表の数字を加算することによつて第 7 表に示すような期末貸借対照表をうる。

在高貸借対照表は先に指摘したように時点に關係した計算であるから時点貸借対照表 (Zeitpunktbilanz) と名づける。これに対し、その基礎となる原型としての収入・支出計算は、期間に關係した計算であるところから期間貸借対照表 (Zeitraumbilanz) と名づけるもので、兩者とも同じ数字構造が問題となつてゐる。期間貸借対

照表は総収入と総支出を含むところの運動貸借対照表 (Bewegungsbilanz) として作成されているが、これは関連

1. 現金 在高 = 現金収入 - 現金支出
2. 債権 在高 = 債権収入 - 債権支出 (返済)
= 積極的信用在高
3. 債務 在高 = 債務支出 - 債務収入 (返済)
= 消極的信用在高
4. 貯蔵 在高 = 支出対価 = 戻し計算された未解消の貯蔵支出在高 = 戻し収入 - 後支出 (解消) = 経過積極在高
5. 留保 在高 = 収入対価 = 戻し計算された未解消の留保収入在高 = 戻し支出 - 後収入 (解消) = 経過消極在高
6. 収入見越 在高 = 収益対価 = 前計算された未解消の収益収入ないし非本来的収入在高 = 前収入 - 反対支出 (解消) = 見越積極在高
7. 支出見越 在高 = 費用対価 = 前計算された未解消の費用支出ないし非本来的支出在高 = 前支出 - 反対収入 (解消) = 見越消極在高

A 積極 B 消極

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 現金 = 現金在高 2. 債権 = 積極的信用在高 3. 貯蔵在高 = 支出対価 4. 収入見越在高 = 収益対価 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 債務 = 消極的信用在高 2. 留保在高 = 収入対価 3. 支出見越在高 = 費用対価 |
|---|---|

あるいは他少違つた分類を行うとすれば次のようになる

A 積極 B 消極

- | | |
|--|--|
| <p>I 収入在高</p> <p>a) 本来的 (实际的)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現金在高 2. 信用在高 <p>b) 非本来的 (見越的)</p> <p>II 支出対価</p> | <p>I 支出在高</p> <p>a) 本来的: 信用在高</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 参加信用 (自己資本) 2. 借入信用 (他人資本) <p>b) 非本来的 (見越的)</p> <p>II 収入対価</p> |
|--|--|

する収入と支出との純差額 (運動差額) を求め、それによつて増加計算と減少計算 (Mehr- oder Wenigerrechnung) を示す変動貸借対照表 (Veränderungsbilanz) に転形される前の数字例を引き継ぎ変動貸借対照表を示すならば第8表のごとくである。

変動貸借対照表は、数字例で容易に確かめられるように、期末および期首貸借対照表の在高比較 (Bestandsvergleich) によつてえられるところの在高差額貸借対照表 (Bestandsdifferenzbilanz) を同時に示すのである。このような関連は、単純な数学的事実に基づくもので、次のような関係に立つ。収入在高に対して次の等式が適応する。

期首在高 + 収入 - 支出 + 期末在高

支出 ↓ 収入 ↑ 期末在高 ↓ 期首在高
 期首在高 + 支出 ↓ 収入 ↑ 期末在高

これに対応して支出在高に對して、

第 6 表

積 極		期首貸借対照表		消 極	
現 金	DM	2,450		債 務	DM 128,830
債 権	"	102,000		留 保 在 高	" 320
貯 蔵 在 高	"	25,000		支 出 見 越 在 高	" 700
収入見越在高	"	400			
		DM 129,850			DM 129,850

第 7 表

積 極		期末貸借対照表		消 極	
現 金	DM	26,290		債 務	DM 191,330
債 権	"	172,000		留 保 在 高	" 340
貯 蔵 在 高	"	33,870		支 出 見 越 在 高	" 350
収入見越在高	"	3,520		残高 = 利益	" 43,660
		DM 235,580			DM 235,680

第 8 表

変動貸借対照表

積 極	増 加	減 少
	D M	D M
現 金	23,840	
債 権	70,000	
貯 蔵 在 高	8,870	
収入見越在高	3,120	
積極増加額	105,830	
消極減少額	350	
	106,180	
消 極	増 加	減 少
	D M	D M
債 務	62,500	
留 保 在 高	20	
支出見越在高		350
消極増加額	62,520	
消極減少額		350
差 額 (利益)	43,660	
	106,180	

収入 ↓ 支出 ↑ 期末在高 ↓ 期首在高
 運動差額 ↑ 在高差額 A

収支的貸借対照表理論の計算構造

表、在高貸借対照表および変動貸借対照表が区別されなければならない。が明らかとなつた。運動差額計算と在高差額計算は、変動計算として同じものであるから、ここに運動貸借対照

現金ないし預金				
期首	在高	2,450	現金支出	122,400
現金	収入	146,240		26,290
		148,690		148,690
債 権				
期首	在高	102,000	債権支出(返済)	80,000
債権	収入(発生)	150,000	期末	在高
		252,000		172,000
				252,000
貯 蔵 在 高				
期首	在高	25,000	後支出	22,000
戻し	収入	30,870	期末	在高
		55,870		33,870
				55,870
収 入 見 越 在 高				
期首	在高	400	反対支出	380
前	収入	3,500	期末	在高
		3,900		3,520
				3,900
債 務 (自己資本および他人資本)				
債務	収入(返済)	71,000	期首	在高
期末	在高	191,330	債務	支出(発生)
		262,330		133,500
				262,330
留 保 在 高				
後	収入	150	期首	在高
期末	在高	340	戻し	支出
		490		170
				490
支 出 見 越 在 高				
反対	収入	700	期首	在高
期末	在高	350	前	支出
		1,050		350
				1,050

以上の記述から、期間成果は運動計算、運動差額計算、期末在高計算および在高差額計算から測定しうることを

運動差額Ⅱ在高差額……………
 A - B Ⅱ 成果 (損益)…………… B

われわれは上に示した諸種の貸借対照表を作成するために、その基礎に勘定記録 (kontenmäßige Verbuchung) を行う。勘定記録の大きな長所は、表的記録 (tabellarische Aufschreibung) では迅速な概観がえられないような分類の無限の可能性に存する。収入および支出の種々な種類を任意に区別し、それによつて各の必要な個別性 (Einzelheit) の一覽を提供しうるのである。これまでの数字例を収支の種類に応じて区別した勘定の形式で示すならば前頁のようになる。

全勘定の繰越額を含まない総額、縮切ないし両側、縮切 (Brutto- oder Seitenabschluss) によつて運動貸借対照表を、またそれら諸項目の残高計算によつて変動貸借対照表をうる。全勘定の純額、縮切ないし残高、縮切 (Netto- oder Saldaabschluss) によつて在高貸借対照表がえられるのである。その際、利益は、将来、権利者に支払うべきであるところの債務支出 (自己資本) として現われる。たとえ配当債務、積立金もしくは利益繰越のごとき内容的なグループ化が後日なされたとしても、とるに足らぬことである。損失はそれに対応して自己資本に対する減数 (債務収入) として貸借対照表の左側におかれるべきである。

このように簿記上の諸勘定は、差し当り、収支運動すなわち収入ないし支出減少を左側 (借方) に、支出ないし収入減少を右側 (貸方) に収容するところのただ一つの勘定群 (eine Kategorie von Konten) を必要とするだけである。かくて単に財務勘定ないし収支勘定もしくは収入・支出勘定 (Finanz- oder Zahlungskonten bzw. Einnahmen- und Ausgabenkonten) —— 残高の性質すなわち貸借対照表上において占める地位にしたがつて夫々細分類される —— を含むに過ぎないところの組織的単式簿記 (systematische einfache Buchhaltung) が生ずるのである。それ故組織的単式簿記は、収支、勘定系統をその基礎とする。

かくて結論的に、次のごとくいうことができる。すなわち「貸借対照表の原型は、それが所謂在高勘定 (Bilanzkonten) において直接明らかとなるように、収入を借方に、支出を貸方に含むところの運動貸借対照表である。このような事実を、期間継続 (Periodenkontinuität) の理由から、繰越額を前年度から引き継ぎ勘定の両側を差し引いて在高貸借対照表を誘導するという事実によつて隠蔽される。貸借対照表の本源的内容は、在高量にあるのではなく、差し引かれざる収入および支出自体に存するのである。近代的貸借対照表研究は、貸借対照表が単に未決済の在高を次期へ繰延べるところの成果計算の補助手段に過ぎないのではなくて、貸借対照表自体収支的に方向づけられた成果計算 (eine pagatorisch orientierte Erfolgsrechnung) を示すものであるということを立証している。その上、収益収入および費用支出の額が、総括的に貸借対照表から決定しうるのであつて、それに対して別個の損益計算を必要としない。」(Kosiol, Betriebswirtschaftliche Gesichtspunkte zum Bilanzsteuerrecht, ZfB 1952, S. 268 傍点引用者)。

このように組織的単式簿記から誘導される貸借対照表は、それ自体「収支的に方向づけられた成果計算」の形式であり、その貸借対照表の本源的内容をなすのは在高量にあるのではなく、運動量としての収入および支出自体にあるということに特に注意する必要がある。このような理解は複式簿記を採用した場合における貸借対照表にもそのまま通用するのである。ただ、組織的単式簿記は貸借対照表における収益収入および費用支出の額を総括的に決定することによつて利潤を算定する方式で、それに対して別個の損益計算を必要としないのであるが、複式簿記では貸借対照表計算に対立してその収益収入・費用支出の原因別の計算たる収益・費用計算を必然的に随伴することとなる。この点については、次節で詳論しよう。

ここで組織的単式簿記と実際に用いられている単式簿記との相違について付言しておくことが、組織的単式簿記の特徴を知る上に必要と思われる。

実際に用いられている単式簿記 (die in der praxis gehandhabte einfache Buchführung) は、組織的に展開されておらず、それ故、勘定締切による期間的成果計算を行っていない。それは営業事象の単に部分的な記録 (eine nur teilweise Aufschreibung) を提供するに過ぎないもので、殊に自己資本の勘定や設備および流動財産 (貯蔵勘定) などの所謂物的勘定 (Sachkonten) に見い出されるところの計算勘定を何ら識別しないのである。それ故、計算期間の期首在高と期末在高とを相互に比較することによつて、在高差額貸借対照表の思考に基づき利潤の計算を行うものである。二つの貸借対照表は簿記から誘導されるのではなくて、ただ部分的にのみ簿記記録に支えられ、他の部分は棚卸表による具体的な在高計算 (körperliche Befundermittlung mittels Inventur) に支えられるのである。このような構成は、多くの場合不完全でありかつ積極および消極側の経過的諸項目および見越的諸項目の正確な限定を断念している。

五、組織的単式簿記から複式簿記への拡張

単式簿記の実際の形態は、上述のごとく、封鎖的組織構造 (geschlossener Systemaufbau) をもたない単純な現金および信用計算である。コジオールはこれにカメラル簿記の思考をかりて秩序づけることによつて組織的単式簿記を展開した。この秩序づけもしくは単式簿記の組織化の方法として既に述べたような収支概念の拡張をなす。かくて、組織的単式簿記のもとに成立する貸借対照表を拡張された収支計算として構成することによつて、収支的

成果計算の構造として解明したのである。さらに、彼はこのような理論づけを複式簿記 (doppelte Buchführung) へ拡張せんと試みる。

単式簿記はたとえそれが組織的形態をとった場合でも、欠点を伴うものである。というのは、それが期間成果計算を保証するものではあるが、しかし二つの成果構成要素を示すところの費用・収益計算を何ら提供しないのである。貸借対照表に基づく総合的成果計算 (summarische Erfolgsrechnung) のほかに、細記された費用・収益計算 (spezifizierte Aufwands- und Ertragsrechnung) を達せんとする努力が複式簿記を導びく。かくて、複式簿記が組織的単式簿記の拡張と完成を示す (die doppelte Buchhaltung darstellt eine Erweiterung und Vollendung der systematischen einfachen Buchhaltung) のである。

しかし、費用・収益計算は組織的単式簿記の運動貸借対照表のなかに既にその芽ばえが認められる。総収入および総支出から相関的収入および支出を織別することによって収益収入 (ないし期間収益) と費用支出 (ないし期間費用) を次頁に示すように誘導することができるのである。(相関的収入および支出が DM 162, 000 であるとする。)

組織的単式簿記においては、単に相関的収支事象が二面的に記録され、他のあらゆる収入および支出は単に一面的に現われるに過ぎない。このような欠陥は複式簿記によって排除される。

複式簿記では、貸方での収益記録 (Ertragsbuchung) は収入と対立され、借方での費用記録 (Aufwandsbuchung) は支出と対立されることによつて、あらゆる一面的記帳が補完される。それ故、複式簿記は反対記帳の原則 (Prinzip der Gegenbuchungen) によつて組織的単式簿記から区別される。費用および収益は反対記帳としての費

用支出および収益収入と対立し、形式上はこれまでの一面的な記録の未決性を除去するのである。組織的単式簿記では費用および収益は単に思想上、秩序原則 (Ordnungsprinzip) として、記録された収支運動の背後にあつた

のであるが、いまや価値消費と価値発生は直接に反対記帳によつて勘定的に把握される。

かくて、組織的単式簿記における収支一勘定系統は、複式簿記において二勘定系統を結果する。

すなわち、収入および支出を計算する財務勘定ないし収支勘定 (Finanz- oder Zahlungskonten) という勘定範疇に対して、それによつて費用および収益を把握する製造勘定 (Erzeugungskonten) という勘定範疇を生ずる。財務勘定は貸借対照表に対して在高を与えるところから在高勘定もしくは残高勘定 (Bestandskonten oder Bilanzkonten) と称され、これに対し製造勘定は原則として分離された

a)	実際の期間収入 = 現金および信用収入	DM	367, 240	
	差引：中性収入：			
	相關的収入……………	DM	162, 000	
	戻し支出 (= 留保収入) ……	"	170	
	反対支出 (= 決済収入) ……	"	380	DM 162, 550
	基本的収益収入			DM 204, 690
	加算：付加的収益収入：			
	後収入……………	DM	150	
	前収入……………	"	3, 500	DM 3, 650
	当期の全体的収益収入			DM 208, 340
b)	実際の期間支出 = 現金および信用支出	DM	335, 900	
	差引：中性支出			
	相關的支出……………	DM	162, 000	
	戻し収入 (= 貯蔵支出) ……	"	30, 870	
	反対収入 (= 決済支出) ……	"	700	DM 193, 330
	基礎的費用支出			DM 142, 330
	加算：付加的費用支出：			
	後支出……………	DM	22, 000	
	前支出……………	"	350	DM 22, 350
	当期の全体的費用支出			DM 164, 680
c)	差額 = 成果 (利益)	DM	43, 660	

費用・収益勘定として現われるが事実また成果勘定と名づけられる。成果勘定の締切は、所謂利益・損失計算 (成果計算) を提供する。その結果、成果は二面的に決定される。すなわち必然的なパラレルに継続せる結びつきで、かつ反対記帳の原則にしたがい両者の締切において異なる勘定側に現われるところの必然的に同一の結果を

もつて成果は決定されるのである。したがつて、複式簿記は必然的に二面的な成果決定——すなわち貸借対照表締切 Bilanzabschluss によつて総括的に、また反対締切 Gegenabschluss によつて明細に——を含むのである。複式的転記によつて貸借対照表と利益・損失計算（反対計算）は平均され、その結果次へ計算を継続するため成果に関する等しい繰越額を貸借対照表上掲記するのである。

このように複式的拡張の長所は、収益・費用の明細な把握と純粹に物的な見地によるその無限の分類可能性に存する。

「貸借対照表はただ収入および支出を計算するに過ぎない「組織的単式簿記」の締切結果 (Abschlussergebnis) である。貸借対照表は「複式簿記」において反対記帳の原則によつて拡張される。すなわち、費用支出 (貸方) は借方記帳 (費用) により、収益収入 (借方) は貸方記帳 (収益) により補完されることによつてなされる。そうすることによつて、複式簿記は必然的に結びついた二重の成果決定を達成する。所謂損益計算という費用および収益にしたがつて細記された反対締切が、総括的な貸借対照表締切に加わるのである。」(Kosiol, Betriebswirtschaftliche Gesichtspunkte zum Bilanzsteuerrecht, S. 269)。

複式簿記において財務勘定と製造勘定から成る二勘定体系のもとで総括的成果計算と細記的成果計算が平行に成立する。いまここで前の数字例を用いて細記的成果計算の内容を一括して示せば次頁のようになる。

次頁のシエーマからもうかがえるところであるが、細記的成果計算においては二五七頁のような計算過程から利潤が計算せられるのである。

われわれはここに示した細記的成果計算の記帳内容にてらして総括的成果計算との関連で次のような記帳関係

の存することに注意しなければならない。

運動貸借対照表における実際の間支(現金および信用支出)

費		用	
暫定的費用	DM 173,900	費用減少:	
付加費用:		戻し収入により	
後支出より	" 22,000	DM	30,870
前支出より	" 350	反対収入により	700
		繰越:	
		最終的費用	" 164,680
	DM 196,250		DM 196,250
収		益	
収益減少:		暫定的収益	DM 205,240
戻し支出により		付加収益:	
DM	170	後収入により	
反対支出により	" 380	"	150
繰越:		前収入により	" 3,500
最終的収益	" 208,340		
	DM 208,890		DM 208,870
成果計算 (反対締切)			
費用	DM 164,680	収	益 DM 208,340
費利	" 43,660		
	DM 208,340		DM 208,340

から成果中性的な相関的支出を控除した支出額と費用勘定における暫定的費用とが一致する。このことはとりもなおさず、費用財の購入において具体的な支出は財務勘定系統への記録として、費用財そのものは期間限定を待期せる暫定的費用として製造勘定系統に記録されることを意味する。したがって、費用財勘定は製造勘定系統に属する。次いで決算に際し貸借対照表を収支的に方向づけられた成果計算としての運動貸借対照表を構成するため、当期受け入れの費用財総額が費用減少として戻し収入に対立し、さらに当期帰属の費用部分は付加費用として後支出と対立して成

果計算に参加する。

それと同じような関連において収入と収益との関係を理解することが可能である。このことは次のように述べられているコジオール言葉の中にも認められる。

「収益は、差し当り、ただちに排除される相関的收入を差し引いた後の実際の期間収入と対応する。この収益は、計算的支出および収入による期間限定がなおされなければならないのであるから暫定的性格を担うものである。それ故、あらゆる収益勘定は差し当り留保収入の反対記帳を含むであろう。それは後で暫定的に記帳された収益の減少による収益控除記録 (Ertragsaufhebung) と対立するところの戻し支出によつて相殺される。」 (Derselbe, Bilanzreform und Einheitsbilanz, S. 61-62)

成果勘定における利潤の計算過程

- a) 収益側における本源的反対記帳 = 暫定的収益
 差引：収益収入の減少と事後的に相殺さるべき①支出 (戻し支出および反対支出) に対する反対記帳…………… = 収益減 少
 当期の基礎収益
 加算：後収入および前収入に対する
 反対記帳 = …………… 当期の付加収益
 当期の全体的収益収入に対する反対記帳 = 期間収益
- b) 費用側における本源的反対記帳 = 暫定的費用
 差引：費用支出の減少と事後的に相殺さるべき②収入 (戻し収入および反対収入) に対する反対記帳…………… = 費用減 少
 当期の基礎費用
 加算：後支出および前支出に対する反対記帳 = ……
 …… 当期の付加費用
 当期の全体的費用支出に対する反対記帳 = 期間費用
- ① 未だ収益とはなっていないものないものはや収益でないもの。
 ② 未だ費用とはなっていないものないものはや費用でないもの。

の減少による収益控除記録 (Ertragsaufhebung) と対立するところの戻し支出によつて相殺される。」

(Derselbe, Bilanzreform und Einheitsbilanz, S. 61-62)

〔注記〕 コジオールは、混合家賃収入の場合と工具の購入の場合の二つのケースをとりあげ代替的な三つの処理法を示している。後のケースについてのコジオールの説明を次に聞いてみよう。

「例示として、工具の購入の場合を仮定する。混合支出を即座に分解すれば、費用支出は費用記帳と、貯蔵支出は戻し収入 (資産化 Aktivierung) と対立する。これに反し、全体の支出を費用として、すなわちそれに含まれる貯蔵支出を暫定的な費用として記帳するならば、期末において戻し収入の記帳がそれに対応する費用の減少のもとに発生する。大抵は差

し当り混合支出を総括的に貯蔵支出として資産化し、年度償却 (費用) が締切りに際し後支出によつて把握されるということが行われる。」 (derselbe, a. a. O., S. 62). しかし、このような処理法のうち、第二法がコジオールの立論の出立点たる財貨

運動と貨幣運動の対向という認識事実からみて妥当と思われる。次いで第一法もその意味では容認できらるであらう。第三法は組織的単式簿記における一つの技巧的処理法であるが複式記帳において何故にはじめから戻し計算しなければならぬか明瞭を欠く。わたくしはコジオール理論の全体系を概観して上述の結論を妥当するものであるが、コジオールの記述の中には徹底せざる記述が見うけられる。例えば「暫定的記帳の方法を行うとすれば、あらゆる費用勘定は待期さるべき期間限定のために原則として暫定的なものとして処理されることとなる。このような処理が、結果的に、所属の計算勘定（貯蔵在高および支出見越在高）に繰越をなす。そこで、例えば設備勘定（減価償却法における）や原材料勘定（継続記録法における）は、暫定的な貯蔵勘定として扱われ、これに反し、原材料勘定や設備勘定（棚卸計算における）のような物品受入勘定（Wareneinstandskonten）は暫定的な費用勘定として扱われる。これは意味上あらゆる収益勘定に対して、またその結果として当該計算勘定（留保在高および収入見越在高）に対しても等しく当てはまるのである。」（deselle, a. a. O., S. 65）また「商品購入勘定は貯蔵勘定（在高勘定）か費用勘定（成果勘定）かのいずれかとして把握されるべきである。」（ebenda）。ところがごときは一層考えを混乱におとし入れるものである。継続記録法をとるか棚卸計算法をとるかによつて費用財勘定が収支系統の勘定となつたりあるいは損益系統の勘定となつたりするのは奇怪である。いずれの系統の勘定となるかは、専ら立論の出立点と密着して考えられなければならない。

以上の解明から、簿記的成果計算の完全な理解が収支的觀察法（pagatorische Betrachtungsweise）によつてはじめて可能となることを知つた。それは二つの勘定側に明瞭な内容を与えるのである。

借方Ⅱ収入ないし支出減少、もしくは費用ないし収益減少
貸方Ⅱ支出ないし収入減少、もしくは収益ないし費用減少

簿記的成果計算はその出立点においてしたがつてその本質的の中核において収支的性格を担うものである。商法

上の貸借対照表計算および成果計算は、単に経営経済的計算の法的把握を示すに過ぎないのであるから、したがって、それは収支的計算の理念の上に構成されている。収支的簿記に対して財務簿記 (Finanzbuchhaltung) という表現を与えることは、収支事象ないし財務運動の實質的関連をそれによつて思想上想起させるといふ点で理論的に妥当である。収支的簿記は期間的締切において貸借対照表を導びき、新たに引きつづきその繰越高をもつて継続簿記 (laufende Buchhaltung) を開始するのであるから、これを貸借対照表簿記 (Bilanzmäßige Buchführung) と称することもできる。貸借対照表は単に簿記の数字内容の集積 (Konzentrat) に過ぎなからず。

コジオールは「収支的」(pagatorisch) と「金融経済的」(finanzwirtschaftlich) という二つの表現の概念内容を區別する。

商事貸借対照表が収支的なものとして特徴づけられるのは、その形式構造と価値内容が収支事象と結びつき、しかもその本質的内容が成果計算的に確定されるからである。費用および収益は費用支出および収益収入によつて把握され、そうすることによつて運動貸借対照表と在高貸借対照表を誘導する。これら貸借対照表の中核をなすのは一つの成果計算法たる点にある。

これに対し金融経済的貸借対照表はこれまでの意味における成果決定貸借対照表ではなく、充足計算 (Deckungsrechnung) という一定の目的に従つて形成されたもので、その本質において商業財務表ではありえない。

すなわち、そこには全く異つた計算目標が存する。収支的貸借対照表は成果を財務運動において把握するに對し、金融経済的貸借対照表は金融経済目的 (例えば財務手段の使用と充足) を計算的に追跡する点において異なるものが存する。

以上の行論において、わたくしはコジオールの収支的貸借対照表理論をできるだけ詳しく祖述し、その理論のもつ意義を明らかにせようとしたのであるが、ここでいま一度ふりかえつてその理論のもつ意味づけを付記しておこう。

動的理論は、総じて収支計算と収益費用計算の二元的会計観に基礎をおく点に共通の特徴をみい出すことができるのであるが、シュマーレンバッハにはじまりワルプを経てコジオールに至る動的理論の内的発展は、収支的に方向づけられた貸借対照表的成果計算の精密化の過程としてこれを把握することができるのである。換言すれば、収支概念の純粹化の過程のなかで動的理論の発展を把握しうるところである。コジオールの収支的貸借対照表理論もこのような観点から観察さるべきであろう。いふなれば、シュマーレンバッハの理論は二元的会計観に立脚しながらも期間的成果計算の構造を説明する際、具体的収支計算の存在を看過した欠陥を内包していた。ワルプはシュマーレンバッハによつて看過された具体的収支計算を掘り出し、それを積極的に前面に打ち出すことによつて Bilanz を収支計算の構造として組み立てたのである。しかし、ワルプの動的 Bilanz は動的量としての収支概念と静的量としての収支概念の混合物として、いわば Bilanz の収支的性格が未分化のままに内在したのである。この点に着目して、コジオールは動的収支概念に基づく Bilanz (運動 Bilanz) と静的収支概念に基づく Bilanz (在高 Bilanz) とを純粹に分離し、収支的成果計算の原型を運動 Bilanz に求めることによつて、収支的貸借対照表計算の純粹化と精密化を達成したのである。このように動的貸借対照表理論の発展の上でコジオール学説は、大きな意義をもつ。

經濟經營研究所企業經營科定例研究会

第一四二回研究会（昭和三十四年一月二十八日）

原価配分の原理について

渡 辺 進

近代会計においては収益が期間的に配分されるのに対応して、費用もまた期間的に配分される。かく期間的に配分された収益から費用を控除することによつて期間損益が算定される。収益から控除される費用（又は損失）は、原則として当期において費消された（又は当期において費消が認識された）原価分である。

生産諸要因が生産的に利用される段階においては、収益から控除される意味においての原価の費消は未だ発生しない。費消が認識されるのは生産物が販売され買手に引渡されたとき（厳密に言えば所有権が買手に移転したとき）においてである。この場合引渡された生産物が負担すべきものとして集合された原価が費消原価となるのである。販売にいたるまで

は原価の移動があるのみであつて、原価の費消は存在しない。このように販売にいたるまでは生産物原価を繰延べて費用として認識しないことは、収益が認識されるまではそれに関連する原価もまた繰延べられなければならないという原則に基づくものである。このように販売にいたるまでは生産物原価を繰延べて販売時点においてその収益と対応せしめることは、収益・費用の対応を（少なくとも生産物原価の関する限り）正確化するゆえんである。かくて生産物原価（生産物の原価を構成すべきものとされる原価）なる範疇を想定することは、或種の原価（生産物に関連する）を収益と関係づけるための有効な手段となる。或種の原価を生産物に關係づけることによつて、それらの原価は繰延べられ、当該生産物が販売されたときに、売上収益から控除せられるべき費用として認識されることとなるからである。

生産物原価の概念は一般に製造原価の範囲に限定されるべきものと考えられている。しかしこのことは製造原価以外の一切の原価が期間原価として当期の収益に賦課されるべきこ

とを意味するのではない。当該生産物に明らかに関連し、合理的な配分の基礎を有する一般管理費及び販売費は、これを繰延べ、それと関連する収益と関連せしめるのが適当である。しかし、収益との関連が明らかでない一般管理費及び販売費を繰延べるとは適当でない。

第一四三回研究会（昭和三十四年二月四日）

経営の地域的分化における 管理的課題

米 花 稔

企業を構成する特定の事業所の存立の対象となる特定の地域は、その経営の諸活動と関連して特定の空間的距離と特定の資質を有するものである。従つて経営内部の地域的分化を形成する各工場、事業所においても、企業活動の統一的運営に関連して、この両側面からの管理的課題をもつはずである。即ち特定の工場、事業所は、本社と特定の空間的距離をもち、又同一企業内の他の工場、事業所とも、特定の空間的距離をもつことともなう問題と、それら工場、事業所が一定の位置を占めることから、その場所のもつ環境条件とその経営活動との相互の関連によつて、多少其特徴的に形成せられ

るのである。工場、事業所の地域的特殊性にもなう問題との二側面から見たらされる管理上の諸問題という意味である。

この内前者即ち空間的距離にもなう管理問題については、最近ハーヴァード大学のG・A・スミス教授の実証的研究が発表せられ、それによると、地域的分化によつて本来避け難い管理的課題と克服し得る管理的課題とに一応分けてこれを解明し、後者はこれを克服するにつとめ、前者は本来避けがたいことなので、その問題の所在を認識して、別の角度からこれに対処すべきことを指摘しているのである。

わが国の場合についても、一般的にはこれらの研究はあるていど役立つことは勿論であるが、同時に規模、業態、環境の相異による特殊性があるようである。確にわが国の経営の実態は、空間的距離にもなう課題より、むしろ後者の地域的特殊性にもなう管理的課題がより重視されねばならないように思われる。わが国工業の地域的構造が一部少数の中心地域への各業種の重畳的集中という偏在的構成が、わが国の経済のいわゆる二重構造とともに、地域間の環境の不均衡を著しく大ならしめていることにもとづくと思われる。

わが国の場合、企業経営における管理的課題として、この側面の問題克服に留意しなければならないが、同時にわが国の工業立地政策のこの問題点への顧慮を強調する必要がある

ようである。

第一四四回研究会（昭和三十四年二月二十五日）

資本金計理論の構造的展開

武田 隆 二

資本金計が損益会計から分化して、企業会計の一部分領域として独自の研究内容と理論体系を確立するに至つたのは、ごく最近のことに属する。このような資本金計理論の分化・独立の直接的動因をなすものは、株式会社制度ならびに証券市場の高度の発展に基づく資本構成の複雑化と資本持分変動の多様化に胚胎するものである。

衆知のごとく資本金計理論は、専らアメリカ経済社会制度の特殊な歴史的事情のなかで萌芽し発展をみた株主持分に係る会計理論であり、そして資本金計理論の形成こそアメリカ会計学の一つの特徴を形造るものである。

わたくしは文献の上で現れた資本金計理論とりわけ発行持分説と主体持分説に関する概観を通じて、その発展段階を概ね四つの時期に区分しうることを明らかにしようとするものである。

第一期（発行持分説の萌芽時代 一九一〇～二〇年代）は

醸出資本のクレジットに関する株式種類別の計理体系は認められるのであるが、それへのチャージに関し一貫して種類別計理が維持されていたかどうか疑問とせられるところであり、いわば発行持分説の萌芽時代を形成するものである。

第二期（発行持分説の制度化と主体持分説の萌芽時代 一九三〇年代）は、一方において発行持分の思考がAAA会計原則にとり入れられるに及んで一応その制度的基礎を獲得したのである。他方、主体持分説についてはバーリー・ミーンズの著書においてその萌芽的形態を認めることができる。

第三期（発行持分説と主体持分説の対立・抗争の時期 一九四〇年代）は、資本金計理論史上最もはなやかな論争の時期を劃する。それはアメリカ経済社会事情の特殊な傾向を媒介として展開されたところの論争である。この時期は側面的にいうならば会計原則（発行持分説）と商法規定（主体持分説）の対立・抗争の時期といつてもよからう。

第四期（一般的普及化の時期 一九五〇年代）は、このはなやかな対立・抗争の時期を経過して、静かな発展のなかに発行持分説の普及化がもたらされたのである。

第一四五回研究会（昭和三十四年五月六日）

ウインチェター連発銃会社に

おける内部請負組織

井 上 忠 勝

工場制度成立期の工場が、内部請負組織と称することのできる一種の方式によつて運営されたことは、これまでも幾つかの事例をあげて説明してきたところである。この報告はこの制度が、コネティカット州ニューヘヴンに所在したウインチェター連発銃会社においても、一九世紀中期より二〇世紀初期にわたつて存在したことを明かにしたものである。

第一四六回研究会（昭和三十四年五月二十日）

発生主義と権利確定主義

渡 辺 進

権利確定主義は、収益は現金の収入のあつた時期ではなく、現金（又はその他の財産）を収入すべき権利の確定した時期に帰属するものとし、費用は現金の支払のあつた時期ではなく、支払をなすべき義務の確定した時期に帰属するものとす

るのである。しかしあらゆる収入すべき権利の確定が収益とせられ、あらゆる支払うべき義務の確定が費用とせられるわけではない。当期の収益・費用とはならない収入すべき権利・支払うべき義務も存在するからである。かくて権利確定主義とは、現金の収支にはよらず、純財産の増加となる（但し資本の払込を除く）ところの現金その他の財産を収入すべき権利の確定をもつて収益を認識し、純財産の減少となる（但し資本の払戻及び利益の処分を除く）ところの支払うべき義務の確定をもつて費用を認識するものであるといえる。

他面発生主義とは「まさしく一定期間において稼得されたものといふことができる一切の収益を当該期間において認識し、それに対してかかる収益に関連する一切のコストを費用として賦課する」ことがその根本趣旨であるといわれる。

権利確定主義と発生主義とはしばしば同一視せられるのであるが、かかる見解は正当でない。例えば発生主義においては前受地代・家賃等は当然次期以降へ繰延べられるが、これらの前受分を当期損益から除外して次期以降に繰延べることとは権利確定主義自体の論理からは導き出されない。またいわゆる後費用については発生主義の立場からは後費用のうち当期に対応する部分は当期の費用に加えられるが、権利確定主義の立場からは、当期の費用算入は否定される。かくて発生

主義によるか権利確定主義によるかによつて、期間損益計算の結果は容易に異なるものとなる。従つて両者を同一視することは誤りである。

権利確定主義は一の期間損益計算の原理たることを失わな
いし、また現金主義よりは一步前進したものではあるが、期
間損益計算の精密化という点からは発生主義に遅れており、
現金主義と発生主義との中間に位するものといわねばならな
い。

第一四七回研究会（昭和三十四年六月三日）

シュマールレンバッツハ利子論に

関する一考察

小野 二郎

計算利子が経営財務上の重要な諸問題において本質的な要
因であることは周知の如くであるが、本報告は、これに関す
るシュマールレンバッツハの所論を、他のいくつかの見解と対比
しつつ検討せんと試みたものである。その要旨は次の如くで
ある。

一、シュマールレンバッツハにあつては、経営における評価計
算の目的は最大の経済性を得ることにあるとされ、そしてオ

ーストリヤ学派の限界効用理論に拠る所謂価値原価概念に基
いて、利子を、経済に一般的な原価として把握し評価するこ
とが主張された。

二、これに対して支出原価概念に拠るコツホは、経営の使
用総資本に対する計算利子を原価として認めることを拒否し
た。

又シュネットラーにあつては、今日の経済制度においては
資本を用いる限り、少なくとも社会的に平均的な剰余を得な
ければ経営は存続し得ないのであつて、これが経営利子と称
されるものであるとされた。従つて彼にあつては利子は資本
主義経済に個有の範疇であつて、これが原価として認識され
るか否かはその計算の目的によると考えられた。

三、シュマールレンバッツハは、計算価格としての利子率は、
最終に調達される資本の利子率又は全資本を投下して尚後に
残つた投資対象から期待される最高の利益率により決定さる
べきであるとする。これに対してシュネットラー、シュヴァ
ンターク、メロヴィッツ、コツホ等の各論者にあつては夫
々異なつた論拠から、異なつた利子率を計算価格としてとる
ことが主張されている。

四、シュマールレンバッツハ利子理論の根底にも所謂自由経済
の思考が存することが認められる。しかしながら資本の効用

の測定の可能性のないことは、経済性計算の意味を小ならしめ、且つ利子を原価として認めることの必然性を失わしめる。又その理論の適用が前提とする、経営における資本の完全なる同質性と移動性を、現状において認めることは困難である。それ故利子を原価として認識するか否かも、又それを如何に評価するかも、夫々の計算の場合に応じて決定さるべきものであると結論することが出来る。

第一四八回研究会（昭和三十四年六月十七日）

総合償却の本質について

上 村 久 雄

減価償却論における近年の重要な問題点の一つとして総合償却の問題がある。報告は、総合償却をめぐって最近展開されている議論を検討し、そこにいう「本質」の意味を分析するとともに、若干の問題点を提示しようとしたもの。

一、集会的償却の諸方法

二、総合償却の生成事情と本来の意味

三、総合償却の本質観（グラント・ノートンおよび沼田教

授説）と問題点

四、総合償却の根拠と問題点

とくに右の、二においては減価償却が本来総合償却として生成したとの一部の所論に対して、実は個別償却から発展したものであり、また生成当時の総合償却は個別償却を基本的なものとする、いわば簡便法として認められたことの実情を明らかにした。三の理論においては個別償却の本質観およびこの理論と期間損益計算の観点よりする正しい原価配分との関係に問題が残されているようである。四の根拠としては、一つの方角として総合償却を平均法の原価配分原理の立場から理論づけることができるが、これについてはなお今後詳細に検討しなければならない。

第一四九回研究会（昭和三十四年六月二十四日）

電子計算機による

データ処理の諸様式

木 谷 秀 雄

PCS（パンチ・カード・システム）に使用されている電子計算穿孔機（小型電子計算機）に対して中型乃至大型電子計算機を用いた事務データの処理すなわちEDP（electronic data processing）は、本来的には事務作業の完全なオートメーションを意味するのであるが、実際にはPCSによる分類・

照合等の作業を補助作業とした処理様式を含む場合が多い。その理由とするところは、(一)電子計算機の記憶装置の容量が未だ一般の企業の事務を完全にオートメーション化し得る程度に充分でない。(二)したがって分類は電子的には磁気テープを用いて行う必要があるが、かかる計算機本来の機能である四則計算以外の作業をも含めたEDPは、計算機の速度にも限りがあるところから必ずしも得策でない、等である。以上の理由からEDPは一般にPCSとは無関係な、データの完全な電子的処理を意味するのではなく、PCSとの組み合わせに於いて各種の段階の処理様式の含まれているものである。この諸様式について、事務における基本作業である分類を計算機が含む場合と含まない場合に分け、この両者を前提として、パンチ・カード、磁気テープ、大容量ランダム・アクセスメモリーの各記録媒体毎に、これらを使用する際のEDPの得失を検討した。

第一五〇回研究会（昭和三十四年七月一日）

継続企業概念と実現主義原則

上 村 久 雄

今日、一般に認められた基本的前提としての継続企業概念

は、それに立脚した資産評価の基準として原価すなわち取得価格を採るものと理解され、したがって会計の他の原則の一である実現主義原則と調和した意味内容を有するものであると考えられている。しかしこれに対しては、例えばフィニー・ミラー、モーリニロのごとく、ゴーイング・コンサーンの評価基準をもつて原価以外のものに求める見解も存し、意見の対立がみられる。

本報告は、近時、この点に着目して興味ある意見を發表したストーレーの論文 (Reed K. Storey, Revenue Realization, Going Concern and Measurement of Income, Accounting Review, April 1959, pp. 232-238.) を紹介し、これを批判したものである。

ストーレーは右のような意見の対立ないし混乱は継続企業概念の生成時における本来の意味内容を検討することによつて解明されるべきものであるとの立場から、この概念を初めて用いたデイクシーおよびその承継者たるハットフィールドにおける意味内容を検討しつつ、次の点を結論する。①継続企業概念が要清するのは、ただ単に清算概念を排斥すること、および資産をその用途別に評価することである。②デイクシー、ハットフィールドから明らかなように継続企業概念に立脚した評価基準は固定資産については原価マイナス減価、

棚卸資産については時価すなわち実現可能価額である。④今日資産評価の基準として原価がとられているのは、近代会計の産物としての実現主義を根拠とし、かつ、これが会計の保守主義と結び付いて、原価以上の評価を許容する継続企業の評価基準に代置するに至つたためである。

ストーレーのごとく理解するかぎり、継続企業概念と実現主義原則とは背離することとなり、近代会計は相矛盾する基礎的前提および会計原則に立脚しているという重大な問題を生起する。しかしながら、我々の理解によれば、継続企業概念の評価基準は実現主義原則と背離せず正当に一貫したものである。

まず外在的に検討するとき既にギルマン (S. Gilman, *Accounting Concepts of Profit*, 1939, p. 81.) も指摘し、かつて我々も考察したように (拙稿「継続企業概念に関する一考察」国民経済雑誌九四巻六号)、近代会計理論においては継続企業概念が清算基準を排斥する当然の帰結として原価主義評価基準をとるものであることは明らかに解明されており、またストーレーの意見に反して、一九二〇年代前においても継続企業概念が原価主義を要請する概念であることは明らかにされてゐるところである (例えば G. Lisle, *Accounting in Theory and Practice*, 1903, p. 53, E. Garcke & J. M. Fells, *Factory Accounts*,

4th ed., 1893, pp. 99, 122-123.)。更に内在的に、彼の主として援用するディクシーの所論 (*Auditing*, 5th ed., 1902.) についてみる。なるほど棚卸資産についてはその性質上時価をもつて考慮すべき重要な要因としている。しかし彼はそれに引続いて直ちに「留意すべき唯一の点は、…：取引利益は販売が完了したときにのみ得えられるものである」として実現主義の原則を強く打出しており (pp. 133-134, 200.)、むしろ彼の意志は棚卸資産が販売財であることに着目して、時価下落の場合の健全な評価という観点から時価への考慮を主張したと考えるのが妥当である。固定資産に関してはストーレーも認めているように原価主義が継続企業の評価基準とされていることはいうまでもない。

要するにストーレーも指摘するように、初期の会計理論のうちにはあるいは配当法規の制約をうけて、あるいはアメリカのように新興国であつたことの故に、ゴイング・コンサーンの評価基準について混乱がみられたことは事実ではあるとしても、なお原則的に、また近代会計原理としては、依然として原価主義こそが継続企業概念の本来のかつ論理に要請する評価基準であることに疑はなく、したがつてまたこの概念と実現主義原則とは一貫した意味内容をもつものとして、共に正当に近代会計の基本的な前提および原則たりうるもので

ある。

第一五二回研究会（昭和三十四年七月二十日）

動的三勘定学説の基礎

武 田 隆 二

財産中心の理論構成からインカム中心の理論体系への推移、さらには資金中心の会計的分析への理論構成の重点移動は、会計学の歴史の上で明らかにそれぞれ一つの時期を劃するものといふことができる。

財産から利潤へ、利潤から資金へ、あるいは財産計算から利潤計算へ、利潤計算から資金会計への重点の推移は、とりもなおさず物的勘定学説から動的勘定学説へ、動的勘定学説から資金勘定学説への推移という形における変化であるといえよう。

わたくしが、ここでレーマンの動的三勘定学説をとりあげる所以のものは、それが動的勘定学説から資金勘定学説への架橋の役割を果たした勘定学説としての意義を有するものであるからにはかならない。直接にはヒューグリ旧二勘定系統説とワルプの新二勘定系統説の批判の上に築かれたレーマン学説は、その理論構成の形式的にして機械的なるが故に今

日の勘定学説の主流から脱落し、何らの支持者ないし発展者を見い出すことはできない。しかるに、わたくしは彼の勘定体系のなかに資金勘定学説への発展の可能性を内包していたものとして学説史上新たな位置づけを試みようとする。そのような意図をもつて、レーマン学説の理論構造を概観し、かつレーマンの思考方法を把握しようとする。

第一五二回研究会（昭和三十四年七月二十七日）

圧縮記帳の会計上の性質

渡 辺 進

我国税法は国庫補助金、工事負担金、保険差益、収用・換地処分等があつた場合及び特定の交換から生ずる差益等について圧縮記帳を認めている。圧縮記帳とは実際の取得価額（現物の提供を受けた場合にはその価額）をもつて帳簿価額とはせず、実際の取得価額から一定の金額を控除した金額をもつて帳簿価額とすることを意味し、圧縮記帳の特例の適用を受けた固定資産について減価償却の額を計算する場合には、圧縮額は減価償却費の計算の基礎となる取得価額から除外される。

圧縮記帳による帳簿価額の減額はしばしば直接法による特

別償却と同一の効果をもつものであるかのように誤解される。しかし両者は全く別個の性質を有するものであることが注意されなければならない。特別償却の場合には減価償却により、通常、減価償却費相当額の流動資産が回収せられ、かく留保された流動資産は経営資金として運転せられ、または固定資産に再投資される。固定資産に再投資された場合には、それ自体減価償却の対象となり再び減価償却を通じて当該固定資産に投ぜられた資金が回収されるに至る。圧縮記帳の場合には、圧縮によつて、当該固定資産のうち圧縮額に相当する部分が留保されたようにみえるが、しかしその後この部分は消耗磨損するにかかわらず損益計算の外におかれ、それに投ぜられた資金は回収されない。従つて実際の取得価額総額は回収され得ない。

よつて圧縮記帳の方式によつて圧縮部分を損金に算入するということは、補助金・保険差益等がその期の所得として顕現することを抑え、圧縮部分を爾後会計計算の外におき年々の費用に参加せしめないということを意味する。

このように減価償却と圧縮記帳のもつ意味及び効果は異なつてゐる。従つて税法が圧縮部分に対する減価償却を認めないのは、圧縮記帳が特別償却に相当するという理由によるのではなく、圧縮部分はもとも益金たる補助金・保険差益等

によつて調達されたものであり、そこに生ずる消耗磨損は当該企業にとつての費用を構成しないものであるとの考え方に立脚するものと理解しなければならない。

一五二回研究会（昭和三十四年七月二十七日）

経営のコミュニティ・レイションズ

米 花 稔

最近アメリカにおいて工業の立地条件の重要なものとして、その地域のもつビジネス・クライメイトという観点がとりあげられつつある。産業に対するその地域の住民の集团的態度ということである。一方において、自然的、技術的、経済的立地条件の整備が進んだことに伴つて、このような条件が重視されつつあるのであるが、他方において、経営の位置が靜態的に最適位置を問題とするのではなくて、一定位置における長期的な存立発展という位置の動態的な課題が認識されてきたことにもよる。殊に技術革新を中心とする内外条件の変化のはげしさがこのことを一層重要にしていると思われる。

このようなビジネス・クライメイト形成の中核は、その地域既存の企業の地域社会に対する活動であり、又あらたに立地した企業もまたその時から同様ビジネス・クライメイト形成に

参加せざるを得ないのである。いわゆる経営のコミュニティ・リレイションズがこれである。地域開発についても、このような経営のコミュニティ・リレイションズが大きな役割を果たすのである。

経営のコミュニティ・リレイションズは、その事業所内部に、地域社会についての認識を行きわたらせることを前提として、所在する地域社会の発展のためのリーダーシップの一部をになうことである。従つてその業務活動が地域社会に害を与えないことからはじまり、最少限度地域社会に対して果すべき義務から、積極的にその社会の福祉、繁栄のために、物的奉仕活動ならびに企画参加的活動によつて、地域社会に協力することを内容とする。しかもこのことを経営政策の一部として、計画的に樹立し、実施することである。

第一五三回研究会（昭和三十四年九月十一日）

アメリカにおける

投資銀行業の生成とモルガン

井 上 忠 勝

ジョン・ピアポント・モルガンの生涯を彩つたものは投資銀行家としての花々しい活躍であるが、この報告は、彼が一

八六〇年にニューヨークにおいてこの種の業務を開始した当時の時代の環境を描出し、そしてそれが彼の事業の形成に如何なる関係を有したかを次の諸点を中心に考察しようとしたものである。

一、製造工業における産業革命の進行と相並んで、一九世紀初期にはじまつたアメリカの国内開発は、現実の供給量をはるかに超える多額の資本需要を必要としたこと。

二、海外に投資の機会を求めていた外国とくにイギリスの資本がアメリカに流入したこと。

三、この資本の導入において、イギリスに発達したローン・コントラクターあるいはマーチャント・バンカーは重要な役割を果たしたが、このことがこの国における投資銀行家の発達を促す一つの主要な要因となつたこと。

四、モルガンの父ジュニアス・スペンサー・モルガンは、イギリスの投資家の間においてすでに高い地位を占めていたこと。

在外経営の会計における

換算の問題について

小野 二郎

近年先進資本主義国においては、国民経済の成長の上から各企業の私的な海外投資が要請されているが、このことは在外経営の財政状態と営業成績を報告するための健全なる会計手続きを發展させることの重要性を意味する。

本報告は、その在外経営における会計上の最も重要な手続きの一つである、財務データを本国通貨に換算表示する問題について、S・R・ヘップワースの所論を中心に、他の若干の米国の文献を参照しつつ考察を加えたものである。その要旨は次の如くである。

一、本国と、当該経営の存する外国との間に金融その他の取引が全て存しない場合は別として、親会社の帳簿上に在外投資を記録維持することが正当化される限りにおいては、親会社の財務データと子会社のそれとが結合されると否とを問わず、換算は必要なる会計手続きである。

二、貸借対照表上の諸項目については、A I Aにより代表

される従来の見解によると、流動資産及び流動負債は期末レートにより、又固定資産・長期負債・資本等はオリジナルレートにより換算することが勧められて来たが、これに対してヘップワースでは、支払い又は受取るべき権利義務の金額が契約上確定されている貨幣価値項目と、現在の経営における価値を確定することの出来ない非貨幣価値項目とに分ち前者を期末レートにより、後者をオリジナルレートにより換算することが提起された。この彼の試案は、国際金融上の諸統制を反映し、且つ原価主義的な観点に基く新しい見解であると云える。そして又彼にあつては為替損益を、在外経営と云う特殊な環境における財務管理活動の能率の指標の一つとして見ることが強調されたことにも留意しなければならない。

三、損益計算書上の諸項目を換算する基本的な観点は、各取引が直接ドルで行われたときのそれに可及的近いドル額で表示すると云うことである。従つて各個々の取引が行われた日のレートで換算することが望ましいわけであるが、実務上は困難であるので、種々の平均レートが採られる。ヘップワースにあつては、各月末のレートで換算することが主張された。

四、未実現の為替損益については、従来の見解では、損失は当期損益に計上するが、利益はこれを繰りこして後に損失

を吸収するために用いると云うのが適切な会計手続きと考えられて来た。ヘップワースは、為替損益は実現未実現を問わず在外経営に個有の損益であるが故に、本国親会社自身の損益とは一応独立して、在外経営の当期の損益として計上すべきであると主張したのであるが、我々は此処でも、為替損益を在外経営の実体的な損益と認め、そしてそれをも含めて営業成績を可及的客観的にドルを表示せんとする、彼の新しい観点を見出すことが出来る。

五、為替切り下げ (Devaluation) が行われた場合についての従来の見解は必ずしも明確なものではなかつたが、ヘップワースの述べるように、これが相手国で新通貨が採用されたのと同じことを意味すると云うことからすれば、当然会計記録に反映されるべきであつて、従つてオリジナルレートで換算されて来た項目は新レートにより再表示されなければならぬと考えられる。

六、上述のように、ヘップワースの所論は、国際金融上の諸条件を反映し、原価主義的な会計観に基いて、在外経営の営業成績と財政状態を可及的客観的にドル表示せんとする観点から展開された、新しい見解であつて、相当大きな評価が与えられてしかるべきものと考えられる。

第一五五回研究会 (昭和三十四年十月七日)

社会会計における国際比較の問題点

能 勢 信 子

一九四〇年代にその体系整備を終えた社会会計の五〇年代以降の課題は、みぎのシステムを国際的に標準化し、以て各国民経済の比較を行うことである。この目的で作られたものが、ケインジアン・タブローを具体化した社会会計の標準体系であつて、英米での慣行に倣い各国に適用せしめる目的で定められている。ところでこの試みに対してディーンの行ったコロナアル・ソシアルアカウンティングの成果は悲観的なものであり、かくてディーン報告を契機として、Income & Wealth (イ・ウ・ブ) Conference on Research in Income & Wealth のシリーズにおいて国際比較の問題が種々の角度から吟味せられるに至つた。報告はみぎのシリーズに発表され、又は引用された主要論文を、一、主観的価値体系を基準とする批判、二、社会的厚生指標としての国民所得を基準とする批判、三、経済発展段階に基く国民生産力を基準とする批判の三点に整理し、かつ夫々の提示した問題点を吟味することを意図している。順序は以下の如くである。

一、標準体系の特徴と問題点

二、社会会計による国際比較に対する批判点

三、国際比較への批判の意義

四、国際比較の基準についての提言

第一五六回研究会（昭和三十四年十月二十一日）

貸借対照表成果計算の基礎構造

武 田 隆 一

ドイツ会計学の動的観は、成果計算における貸借対照表の職能とか性格とかが主として問題とせられてきたことから、しばしばそれが貸借対照表のみに関する会計理論であるかのごとく解釈されることがあるが、もちろんこれは正しい解釈ではない。動的観は会計の計算構造全体を色括する統一的本質観であるからである。

われわれが動的理論において貸借対照表を扱う場合、単に在高貸借対照表そのものの性格を問題にするのではなく、決定的な中心問題をなすのは、貸借対照表の背後にあるもしくはそれによつて貫ぬかれた期間的利潤決定の課題を説明することにある。

シュマートンパツハ、ワルプ、コジオールにおける動的理

論を単に表面的に観察するならば、その理論の出発動機が異り、さらにまたそこからえられたピランツ・シューマが三者各の異なる態様をもつて示されることが、却つて理解の明快さを阻害する結果となつていた。しかるにわたたくしは収支計算の性格を中心として差し当りは異なるものを認めながらも、原型的かつ基礎的側面においてその差異を収支計算自体の拡張と純化過程として把握する。結論的にいうならば、動的理論を原理的には収支計算と収益・費用計算の二元的構造として従つて一貫して二勘定系統思考の上に立つた理論構造として把握し、動的理論の発展をまさしく収支概念の量的拡張のなかに見出す。現金収支計算に端を発したディナミッシュ・ピランツレーレの発展は、最広義の拡張収支計算への進化過程のなかで把握することが最も妥当な解釈と思うのである。

コジオールの貸借対照表理論の特徴は、ワルプ理論のもとで成立した貸借対照表計算が、運動量と在高量の混淆形式で示されていたものをすべて運動量の上に再構成し、ワルプ理論を純化した点に求めることができる。ここにおいて、はじめて収支的成果計算の構造が、最も徹底した形で展開されるに至るのである。

そこで、コジオールの示す運動ピランツの下でいかに収支的成果計算が展開されているか、そして貸借対照表計算の結

果としての利潤が収益費用計算の結果としての利潤と何故に原理上一致するかに言及する。

第一五七回研究会（昭和三十四年十一月二十五日）

地域開発と経営の業態

米 花 稔

地域開発と経営の関係は、二の観点がある。一は地域開発の客体としての経営、いわば工場誘致等、地方工業化の対象としての経営であり、もう一つは、このような地域開発について、その地域において経営がみずからの活動によつて、これに参加し、進んでその中核的役割をはたすという観点である。後者は経営の地域政策の問題であり、前者は地域開発との関係における経営の業態が問題となる。ここには前者を問題とするのである。

地域開発の中心課題である地方工業化については、一方にそれぞれの地域の経営存立上の可能性と限界性という観点における立地条件がとりあげられ、他方においてその主体となる経営のもつ立地条件的特性が考慮せられることが普通である。

しかしながら、経営にとつてその位置は、存立の基盤とし

て欠くべからざるものであるとともに、それは経営を構成する他の諸条件と相互関連的な意味においてである。換言すれば、位置との関連における生産諸要素、ないし経営存立の諸条件の結合関係が問題となるはずである。位置との関連における経営の特徴的な業態が多少とも形成せられるはずである。その意味において、工業立地の問題は、單純に立地条件のみが問題となるのでなく、立地条件との関連における経営の業態の特殊性に考慮が及ばなければならないはずである。

このような観点から、わが国の地域開発、特に地方工業化との関係から、主要業種について、経営の業態を分析考察を進めてみたものである。（その要旨は、本年報本文参照）

企業経営研究(既刊) 目次

第五号 昭和三十年刊

後入先出法の根拠
地域的集中度と経営の業態
アメリカ紡織機工業成立期における
請負組織制工場制度

機械化会計の意義とその限界

価格変動と財務諸表分析
使用者費用と資本消費

第六号 昭和三十一年刊

基礎在高研究
経営の地域的分化とその論理
社会会計と勘定設計の理論

(研究) RR. UNIVAC File Computer について

第七号 昭和三十二年刊

小売棚卸法の発展
シングル・インダストリー・タウン試論
モルガンによる産業会社支配の特徴について
社会会計と企業部門
エレクトロニク・データ・プロセシングに
おける分類機能

価格水準調整について

第八号 昭和三十三年刊

棚卸資産原価の配分と集合
シングル・インダストリー・タウンにおける
関連産業の事例研究
ユイ・エス・ステイルとモルガン
加速償却効果について
動的二勘定学説の理論構造

第九号 昭和三十四年刊

渡辺 進	米花 稔	井上 忠勝	久保田 音二	増崎 宗弘	能勢 信子	渡辺 進	米花 信子	木谷 秀雄	渡辺 進	米花 信子	井上 忠勝	能勢 信子	木谷 秀雄	上村 久雄	渡辺 進	米花 稔	井上 忠勝	武田 隆二
------	------	-------	--------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------

後入先出法と原価計算
北海道工業化の経営位置論的考察
スタンダード・オイル
トラス形成史における問題点
社会会計と企業会計の連関について
電子会計機の構成諸装置による特性
勘定組織の発展
シマールレンバツハ企業評価論に関する一考察
(資料) 複会計制度研究ノート
(資料) 動的貸借対照表と勘定理論
(資料) 在外経営における財務管理の諸問題

(併刊) 国際経済研究 第10号 目次

藤井 茂	入江猪太郎	川田富久雄	片野 彦二	橋本 博之	佐々木 誠治	山本 泰督	川上 太郎	齊藤 広志	藤田 正寛	宮田 喜代蔵	矢尾 次郎	尾上 正男	宮下 忠雄	家本 秀太郎
------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	--------

中小輸出商社の機能とその問題
国際贈与の諸問題
後進国の貿易政策理論
——プレビツシユの所論について——
外国貿易と経済成長
産業連関論と貿易乗数
わが国における特殊な船舶近代化
過程の由因について
米国一九一五年海員法
ラテン・アメリカと国際私法の法典化
ブラジルにおける邦人移住者の地域移動
後進国中央銀行政策とインフレーション
第二次大戦後における通貨措置
ケインズの貨幣経済研究の一部
——貨幣経済研究の一部——
一九三九年七月の英ソ交渉
——独ソ不可侵条約論序説——
中国手工業合作組織の若干問題
実能生計費と最低生活費

執筆者紹介 (執筆順)

- 平井泰太郎……経営学部教授・兼経済経営研究所教授・
企業経営部門・経営学博士
- 米花稔……経済経営研究所教授・企業経営部門
- 井上忠勝……経済経営研究所助教授・企業経営部門
- 小野二郎……経済経営研究所助手・企業経営部門
- 木谷秀雄……経済経営研究所技官・企業経営部門
- 渡邊進……経済経営研究所教授・産業経営科長・経
営管理部門・経営学博士
- 山下勝治……経営学部教授・経営学博士
- 丹波康太郎……経営学部教授・経営学博士
- 久保田音二郎……経営学部教授・経営学博士
- 能勢信子……経済経営研究所助教授・経営管理部門
- 武田隆二……経済経営研究所助手・経営管理部門

**THE RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY**

Director: Ginjiro SHIBATA

Secretary: Toshio HARA

**GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH**

Susumu WATANABE	Professor of Accounting
Minoru BEIKA	Professor of Plant Location
Yasutaro HIRAI	Professor of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Assistant Professor of Business History
Nobuko NOSÉ	Assistant Professor of Social Accounting
Hideo KITANI	Engineer of Business Machinery
Ryuji TAKEDA	Assistant in Accounting Section
Jiro ONO	Assistant in Business Administration Section

**GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH**

Ginjiro SHIBATA	Professor of International Trade and Marine Economics
Fukuo KAWATA	Professor of International Trade
Hiroshi SHINJO	Professor of International Finance
Torasaburo NOMURA	Professor of Transportation
Taro KAWAKAMI	Professor of Private International Law
Jiro YAO	Professor of International Finance
Tei-ichi YAMASAKI	Assistant Professor of Regional Study on Latin America
Seiji SASAKI	Assistant Professor of Marine Economics
Hiroshi SAITO	Assistant Professor of Regional Study on Latin America
Masahiro FUJITA	Assistant Professor of Regional Study on Latin America
Hikoji KATANO	Assistant Professor of International Trade
Hiromasa YAMAMOTO	Assistant in Marine Economics Section

Office: The Kanematsu Memorial Hall,
THE KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和35年2月20日印刷
昭和35年2月25日発行

編集兼発行所
神戸市灘区六甲台町
神戸大学経済経営研究所

印刷所
奈良県天理市川原城
天理時報社

KOBE UNIVERSITY

Business Review

ANNUAL REPORT

The 10th Memorial Issue

CONTENTS

- Nature of the Study of Business EconomicsYasutaro HIRAI
Business Feature in View-point
of Regional Industrial Development.....Minoru BEIKA
- The Rise of the House of MorganTadakatsu INOUE
On the Problems
of Translating Foreign Operation's AccountsJiro ONO
- Electronic Sorting.....Hideo KITANI
- Criteria of Revenue RecognitionSusumu WATANABE
Limitation of the "Inventory Method"
for the Determination of Income.....Katsuji YAMASHITA
- Effects of Taxation on Cost of Senior Finance.....Yasutaro TAMBA
- Programs in Modern Internal AuditingOtojiro KUBOTA
- On the Structure of National Money-flow System.....Nobuko NOSÉ
Die Rechnungsstruktur
der pagaterische Bilanztheorie.....Ryuji TAKEDA

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

1960